

母は借字で、ミオモヒは御乳の意である。

本牟智和氣御子を御養育の爲に取御母一定大湯坐、若湯坐一日足奉と母后がいはれたとある(記)。オモヒは母の意にも乳の意にも用ひられるが、母を取るといふ言葉はあり得ぬから、こゝでは乳の義と解すべきであらう。或は今いふオモヒ湯のことであるかも知れぬ。

ミオモヒ(諒闇)

ミモノオモヒといふ詞もあるが、ミオモヒを可とする。

オモヒはアマヒ(服喪)の轉呼。——其項下を見よ。

綏靖紀に諒闇といふ字に此訓を與へて居る。オモヒ(アマヒ)は喪に服することであるが、是は天皇のモなるが故にミ(御)といふ敬語を冠したので、通例は「親のオモヒにて山寺に侍りけるを」の如く單にオモヒとのみ用ひられる。

此オモヒを思慕の義と解するは不當である。喪は單にモ(マの轉音)ともいふが、單語音を取つてオモと稱へ、更に行為を意味する活用語尾ヒをそへたのである。

ミオヤ(御祖)の命

大穴牟遲命(大國主神)遭難のとき兩度とも御祖命が救濟せられたとある(記)。オヤは親又は祖を意味するのであるが、——オヤの項下参照——こゝでは母親即ち判國若比賣をいふものと解してもよい。但し必ず此神に限ると考へるのは狭きに失する。

ミオヤカミムスビ(御祖神魂)の命

神魂はカムタマ又はカムミタマと稱へたのかも知れぬ。

ミカ(御殿)

ミ(御)カ(殿)。

イカ(殿)の敬語で、赫然、莊嚴の意である。

イカ(ミカ)といふ語に恰通する漢字がないので、——「殿」も亦決して通譯ではない——ミカには屢々、題の字が借りて用ひられて居るが、同音別義であることを知らねばならぬ。

ミカ(甕)坂

播磨國託賣郡法太里の地名(風)。名の所由としては建石命が遷る讃岐日子を追うて此地に來り、再び此界に入るなというて御冠を置いたといふ説と、丹波と播磨との國境を定めるとき甕を此坂上に埋めて堺としたといふ説とが風土記にあげてある。後説の方が事實らしく、上代國境に忌免をすゑて神を祭つたことは有り得べきである。

ミカ(三香、三日、瓶)の原

水處の意であらう。「ミカの原ヲキテ流るるイツミ川」と歌に詠まれたのは單に語のあやのみではあるまい。

山城國相樂郡瓶原村。元明天皇の離宮の地で、聖武朝恭仁の京の一部に取入れられた。

(萬六)ミカのハラふたきの野邊を清み、そ大宮處定めけらしも(同)ミカのハラ久邇の都はあれにけり大宮人のうつろひぬれば

ミカ(甕)丘

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命の船が難破したとき甕の落

出雲國島根郡加賀郡の神支佐加比賣命の親(風)。神名帳に出雲郡杵築社坐神魂意保刀自神とある所を見ると、女神であらねばならぬ。カモ(賀茂)氏族の祖神らしく、單に神魂命とも稱へられ、風土記には其子孫と稱する左記諸神をあげて居る。

支佐加比賣命——佐太大神(島根郡加賀神崎の條下)

字武賀比賣命(同郡法吉郷)

天津積值可美高日子命(出雲郡津沼郷)

綾門日女命(同郡吉郷)

眞玉若玉之邑日女命(神門郡朝山郷)

神名帳にも上記の神魂意保刀自神の外に、神魂御子神、神魂伊能知奴志神、神魂伊豆乃賣神、神魂神(以上出雲郡)、神魂子角魂神(神門郡)をあげて居る。

從來此神魂をカミムスビと訓み、高天原の原始神産巢日神(神皇產靈尊)と同一神として惟まなかつたが、神皇產巢日神の出自傳説に稽へても、特に出雲國に出現し、多くの神裔を残したことは有り得ぬ。案ずるにムスビにも亦魂の字をあてる所から、混同せられたのであらう。古事記の出雲傳説中にははれる神産巢日神又は神皇產巢日御祖命も亦此神魂命のことではあるまいか(カミムスビミオヤの命の項下参照)。舊事記には此神を神玉命とかき、神皇產靈尊の兄とし、葛野國縣主、三島縣主の祖と記述して居るのである(其項下参照)。されば神魂命の正しい稱呼はカムタマの命であつたとせねばならぬ。

ミカ(甕、甕)

ミ(水)ケ(筒)の轉呼。

水を容れる器をいふ。

ちた地とある。

ミカキ(三垣)の山

萬葉集九卷に「三詣の神邊山に立向ふ三垣乃山(三六二)とあるが、今其名は残つて居らぬ。飛鳥の神岳に對立する一丘にミカキ山といふ名が與へられて居たのであらう。ミカキは御垣の義である。

ミカゲ(御蔭)

天武天皇の殯宮に供へた葬機を御蔭といふとある(持統紀)。蔭は借字で機をカケとも稱へ、——垂仁紀には機八機をカケカケと訓してある——之を以て製した頭飾をカケといふので、ミは敬語である。

ミカゲ(御蔭、御影)

カゲはカキの轉呼。

ミは敬語、カキ(限)したる所といふ意味で、神宮、皇居をもミカゲと稱へたものゝやうである。——カゲの項下参照。

(祝詞)天之御蔭日之御蔭(新年祭及大殿祭)

(萬一)高知るや 天の御蔭 天知るや 日の御影の 水こそは 常にあらめ 御井の清水(三)

萬葉集第一卷の歌のミカゲにはミ(水)カキ(圓)、即ち井といふ意味も含まれて居るものゝやうである。御蔭井といふ名稱は播磨風土記にも見え、無津の御影は水質の清冽を以て聞えた地である。近江國の三上の祝が祭る天之御影神(記)、出雲國の御蔭の大神(播風)、丹波國の彌加宜神社(神名帳)等は井泉の神若くは井泉の名に貢うた神であるかも知れぬ。

ミカサ(御笠)〔地〕

和名抄筑前國御笠郡御笠。今の筑紫郡水城村で、其西方の大野村に三笠の杜がある。神功紀に皇后自三松峽宮一時御笠が風に吹き飛ばされたから名を負うたとある。

ミカサ(三笠)の山

奈良市の東、春日の北に隣る有名な丘で古歌にも多く詠まれて居る。山形が笠に似て居るから名を負うたのであらう。萬葉集三卷赤人の歌に「高座の御笠の山」とあるのは玉座の蓋にいひかけたのであるが、其は寧ろ文飾であらう。

みかしほ〔枕〕

ニガ(苦)シホ(鹽)の轉呼。
ハイマ(播磨)の枕詞。苦潮が漲るといふ縁によつていひかけたのであらう。

(仁徳紀)ミカシホ 播磨はやまろ 岩くやす かしことも 香やしなほむ

ミカシヤ(三炊屋)媛

長瀬産の妹、饑饉日命の配(紀)。一名をトミヤ媛といふ(記同前)。

ミは美稱、カシヤの義は字の通りで婦人の居所の別稱であらう。

ミカソ(夷襲)〔人〕

丹波國桑田の人(垂仁紀)。貉の腹から出たヤサカニの勾玉を石上神宮に献じたとある。其名から判断するに其地の豪族であらう。

ミカタ(像、神)

ミ(御)カタ(像)の意。——神とかくのは神像の義であらう。像の敬語であるが、古神鏡の意にも用ひられたものとおもはれる。
(神代紀一書)作三天羽羅二用此奉造之神
(古語拾遺)婦二日像之鏡一

ミカタ(三方)の海

三濁の意か。
和名抄に若狭國三方郡三方郷とある地。今も三方湖と稱する湖水があり(北部を水月湖といふ)、其北に接して久々子、日向の二湖がある。古は海に通じ濁であつたものと思はれる。三方といふ郡名、郷名も之から出たのであらう。

(萬葉集)若狭なるミカタの海の濱きよみい行きかへらひ見れどあかに

ミカタ(三形)の王

萬葉集二十卷に大監物とある。延暦八年乘輿を厭呪した罪によつて日向國に配置せられた(續紀)。

ミカタ(御方)の里

播磨國美作郡の地名(風)。和名抄にも三方としてあげられた地で、今も三方村、下三方村といふ。名の所由については伊和神の投げた黒葛が但馬の氣多郡と夜夫郡と此村とに散つたといふ傳説と、同じ神が形見として杖を此村に植ゑたから御形と號づくといふ説とが風土記にあげられて居る。

ミカタ(三方)の沙彌

萬葉作家。還俗して山田史御方と稱した。

ミカツキ(彌加都岐)の原

播磨國美作郡の地名(風)。狹井連佐夜が罪囚を水中に漬けた所であるから、ミカツキと號けたとあるのは水處漬を意味するのであらうが、首肯しかれる説明である。現在三日月村といふ。

ミカツヒメ(悪津日女)の命 — アマのミカツヒメの項を見よ。

ミカトワケ(朝廷別)の王

丹波のミチノウシの王(開化天皇の御孫)の御子(記)。三川之穂別の祖とある。其子孫はミコト(美己止)の直を稱號としたやうであるから(其項下参照)、朝廷は借字で、ミカト又はミコトは御子田(神子田)を意味し、地名であらうと思はれるが所在を詳にせぬ。

ミカヌシヒコ(甕主日子)の神

大國主神四世の孫(記)。天之彥主神の女前玉比賣の出とあるから、母氏を冒したのであらう。名の義はミカ(水處)の主の彦神といふことと思はれる。

ミカネのタケ(御金嵩、耳我嶺)

ミカ(莊嚴)ネ(峯)の意であらう。
大和國吉野郡金峯山のことである。萬葉集第十三卷には御金嵩とあり、一卷には三吉野の耳我嶺とある。耳我嶺にはいろ／＼の調があるが、ミカネの嵩と同一山を意味することは疑がない。恐らくはミカタケと調むのであらう。ネの有無は義に變りを生ぜぬのである。

ミカハ(三川、參河)〔地〕

此國に界川、豐川、矢作川の三大川があるから、三河と名づけたといふのが通説であるが、ミはミクマヌ、ミエシヌと同じく接頭語でもあり得るから、河、川は借字で他に意味があつたのかも知れぬ。尙一考を要する。

ミカハ(參河)の國造

國造本紀に出雲色大臣(物部氏)五世の孫知波夜命が任命せられたとある(舊)。

ミカハ(三川)の宿禰の命

景行天皇の御子(舊)。母氏不明、名の所由も詳にし得ぬ。

ミカハ(三川)のオホトモへ(大伴部)の直

景行天皇の御子倭宿禰命の後(舊)。大伴は地名で、今の磐海郡矢作町大字大友をいひ、其村(部)の長といふ意を以て大伴部直と稱したもと思はれるが、其は寧ろ同じ天皇の御子と稱せられる三川宿禰の後であつて然るべきである。

ミカハ(三河)のオホトモ(大伴)の直 (逸名)

孝徳朝の播磨(紀)。

ミカハ(三川)のカツラ(蕪)の連

物部氏九世竹古連の後(舊)。參河在住のカツラの連といふことであらう。——カツラの連の項下参照。

ミカハ(三川)のコロモ(衣)の君

垂仁天皇の御子常別王の裔(舊)。コロモは和名抄に參河國賀茂郡母(古呂毛)とある地。今の西加茂郡母母町のことであるが、コロモの語義を詳にせぬ。

同じ天皇の御子大中津日子命の裔にも許呂母之別があるが、其は吉備國の地名らしく思はれる。コロモには「衣」以外に他の意味があるであらう。

ミカハ(三河)のハツセ(長谷)部の直

景行天皇の御子五十狹城入彦命の裔(舊)。ハツセは和名抄に參河國磐海郡谷部とある地で、續紀神皇正統二年の條下にも參河國磐海郡の人長谷部文連といふ名が見える。今の矢作町橋目(舊長瀬村)の舊名であらう。長瀬も長谷と同義である。

ミカハ(三川)の木(穂)の國造

雄略朝葛城縣津彦の四世孫菟上足尼が任命せられた(舊)。物部氏第八世廣宿禰の妻の一人伊佐姫もまた三川國造菟美已止直の妹とある(天孫本紀)。上記日子坐王の孫朝廷別の裔なる三川之穂別のことで、眞津彦系とは別氏である。ホの國は和名抄に寶飯(穂)部とある地で、今は寶飯郡といふ。國內の秀といふ意で名を貢はせたのであらう。

ミカハ(三川)のホ(穂)の別

開化天皇の御孫丹波のミチノワシの命の子朝廷別王の後(紀)。ホは上記の如く三河の寶飯(今寶飯)郡であるが、此氏が國造とも稱したことは上記の通りである。

ミカハ(參川)のミツカヒ(御使)の連

日本武尊の子佐伯命の後(舊)。御使部は丈部と同じ意味であらう。——ハセツカケの項下を見よ。

ミカハ(三河)のミホ(三保)の君

景行天皇の御子五十功彦命の後(舊)。ミホは地名。和名抄に八名郡美夫郷とある地が、或は上記ホ(寶飯)に接頭語を冠してミホと稱へたのであらう。

ミカハヤビ(甕速日)の神

週具土を斬つた刀の血から化生した神(記、紀)。甕捷の意で、刀劍の威力を神格化したものであらう。紀一書には武甕槌神の祖とある。

ミカフツ(甕布都)の神

建御雷神が神武天皇御助勢の爲め高倉下の倉におとし入れた神劍の名(記)。佐士布都神とも布都御魂ともいひ、石上神宮に坐すとある。ミカは美稱、フツは秀出の義である。

ミカミ(御上)の祝

古事記に丹波のミチノワシの王の生母息長の水依比賣は近淡海の御上祝がもちつく天之御影神の女とある。ミカミは和名抄に近江國野州郡三上郷とある地(今の三上村)のことであるが、語義は御神で、此神が鎮座するが故に名を貢うたのであらう。

ミカモ(美可母)の山

下野國下都賀郡三鴨村の平地に突起する丘陵。今大多和山といふ。ミカモ村といふ地名はこの丘によつて近年つけたものである。語義は水鴨であらう。

(萬二)下つ毛野ミカモの山の小僧のすまはし子ろは誰がけかむ

ミカモナス(水鴨成)

「水鴨のやうに」の意。萬葉集第三卷に「水鴨なす二人ならびる」と用ひてあるが、これは譬喩で枕詞ではない。

ミカワ(聡和)

感は借字で、莊嚴の意、ワは標の義である。——ミカツチを鹽植と

かくやうに甕(速)を此假字に用ひるのは例の多いことである。——神城の一劃をミカワといふたのであらう。

(出雲國造神賀詞)伊豆、眞屋、眞草、伊豆、席、苜蓿、伊都、閉黒登、天ノ忍和ニ齊許母利ナ

此文によつても明なるが如く、國造が太極をかけ、髪をつけて寶篋の中に鹿草を敷き、寶篋を黒めて、神殿な廊内に籠るといふのは警戒して神々をいばひ鎮める爲である。

題の字に捉はれて之を神酒を瓶に盛る義と解することの誤なるはいふまでもない。和を接尾語なりとする説の如きは少しも言語學的根據のない空想である。

ミキ(酒、神酒)

御(御)キ(酒)。——キの項下参照。

御酒の意から神に捧げる酒、即ち神酒をもミキといふのである。

ミギ(美義)

マ(接頭語)、キモ(肝)の約濁であらう。

萬葉集十六卷を食者の歌に「我が肝も御膽はやし我がミギは御膽のはやし」とある。御膽は胆汁のことである。キモはムラ肝、ハタ肝の如くも用ひ、臟腑の總稱であるから、其中最肝要なるものをマキモ(ミギ)といふたのであらう。三河の山中では鹿の胃袋の側にある長さ五六寸の黒色のものを今でもミギと稱へ、山の神に供へるといふことである(早川孝太郎氏報)。恐らくは肝臟のことであらう。

和名抄に獸の反芻をニゲムと訓し、——靈異記爾爾ニゲカム——

鹿の尻も味氣といふとあるによつて、之をさすものとする説もあるが、いかに上代なればとて反割や尻が高貴の御儀に上つたと考へられぬ。

ミギ、ミギリ(右)(砌)

ミ(水)キリ(限)。——ミギは其略であらう。
水限は波限(ナギサ)に通じ、(邊)の同義語である。
ヒダリ(左)に對立して二者の一方を意味する語。古はオキとへとを以て表現したが、オキがヒダリと稱へられるやうになつたので、之に伴うてへも同義語のミギリを以て表示せられるやうになつたのであらう。——ヒダリの項下参照。——ミヤリといふ語は今専ら砌、意の意に用ひられるが、其も雨水の水限の意を以て使われたものと思はれる。

ミキ(御城)の郡

持統朝白藤を獲たとある地(紀)。和名抄に讚岐國三木郡とある。今山田郡と合併して木田郡と稱へる。
ミクニ(三國) [地]

ミクニ(三國)のマロ(麻呂)の公

孝徳朝の人(紀)。三國公の氏人で、マロは名である。
ミクマヌ(三熊野)
ミ(水)ク(水)バ(配)、即ち配水又は分水の意。
創世神話中に天之水分神、國之水分神があり(記)、萬葉集に「三吉野の水分山」ともある。新年祭の祝詞に水分に坐す皇神として吉野、宇陀、都那、葛木の名があげてあるのは水源地であるからであらう。

ミクマリ(水分)の神

速秋津日子比賣二神の所生(記)。天之水分と國之水分との二柱にわかれて居るが、天、國は區別稱呼で、いづれも配水を掌る神といふ意である。
ミクラタナ(御倉板舉)の神
イザナヤの命が天照大御神に賜はつた御頸珠の名(記)。貴重品として神倉の棚に收藏するといふ意を以て神格化して此名を負はせたので

神名帳越前國坂井郡三國神社とある地。今の三國町である。古は廣い地名であつたと見え、繼體紀には三國の坂中井とある。ミクニは水郷の意が、又は御國の義であらう。繼體天皇の御母振姫の郷土で(紀)、天皇も其高向郷に居住せられた。

ミクニ(三國)の王

推古—舒明朝の人(紀)。山背大兄王の股肱とある。繼體天皇の御子梶子皇子の後なる三國君の先代の人であらう。

ミクニ(三國)の君(公)

大ホド王(應神天皇の御孫)の裔(記)。又は繼體天皇の御子梶子皇子の後(紀)。天武天皇十三年に眞人のカバネを給はつた(紀)。

ミクニ(三國)の國造

成務朝彦太忍信命四世の孫若長足尼が任命せられたとある(舊)。

ミクニ(三國)の眞人イホクニ(五百國)

萬葉集十七卷に其名が見えるが傳不明。越中國司の吏員であらう。——ミクニの君の項下参照。

ミクニ(三國)のサカナキ(坂中井)

繼體天皇の御母振姫の居住地(紀)。ミクニ、サカナキ(サカナキに同じ)は共に越前の地名であるが、今は坂井が郡名で三國は其一邑の名であらう。——タナの項下参照。

ミケ(御木) [地]

景行朝高田行宮の所在地(紀)。和名抄に筑後國三毛郡とある地で、今の三池郡である。景行紀に櫻の大神木があるから御木國と名づけたとあり、其低れざる以前には朝日の影は杵島山をかくし、夕日の陰は阿蘇山をかくした——釋紀所引の筑後風土記には肥前國藤津郡多良峯及肥後國山鹿郡荒瓜山を蔽うた——とあるのは、御木といふ文字についての附會説であらう。

ミケ(御木)川

景行朝豐前國の土蒙耳垂の占據地(紀)。ミケの國(上毛郡、下毛郡)を流れる河流で、今の高瀬川である。

ミケ(美氣)姫

ミケは神饌の意であらう。
大田田圃古命の配(舊)。出雲の神門臣の女とある。此名によれば同じく神に奉仕した女性であらう。

ミケイリヌ(三毛入野)の命

神武天皇の御兄皇子(紀)。——一書には弟皇子とある——記に御毛野命とあるにあたる。浪の秀を踏んで宮世郷に往かれたと傳へられて居る。恐らくは海を渡つて他氏族にツかれたことないふのであらう。イリヌとあるのもイリネ(入根)の轉呼と思はれる。——ミケヌの命の

項下を見よ。

ミケシ(御著)

ミ(御)ケ(著)シ(爲)。
ケ(著)はキの古語、ケシはキ、マシの約で敬語であるが、更にミ(御)をそへて貴人の服具の意に用ひられたのである。——ミハカシ(佩刀)ミトラシ(弓)と同一語法である。

ミケツ(御食津)大神

角鹿の氣比大神の一名「記」。鳥名の禮物として入鹿魚を一筋によせて奉つたので、應神天皇が「我に御食の魚を給ひつ」と仰せられ、之によつて神名を御食津大神とも稱へたとある。恐らくは主食神とせられたが故に、此名が興へられたのであらう。

ミケツクニ(御饌津國) [枕]

御饌の國といふ意味を以て伊勢、志摩などの修飾語として用ひられることがあるが、萬葉集六卷赤人の歌に「ミケツ國日の御調と淡路の野鳥の海人」とあるのはアハ(粟)にいひかけて淡路の枕詞として用ひられたのである。——枕詞が一句をへだて、かゝることは他にも例があるが、こゝは「ミケツ國淡路の野鳥の海人の日の御調」と句を入れかへて解くべきである。反歌に「ミケツクニ野鳥の海人の船にしあるらし」とあるのも淡路を省いて野鳥の枕詞に用ひられたのであらう。

ミケヌ(御毛野)

ミ(御)は敬語、食野の意である。——ケヌの項下参照。

ミケヌ(御毛沼)の命

神武天皇の御兄皇子「記」。紀には三毛入野命とある。天皇の御名も若御毛野命又は豐御毛野命と申上げたところから、ミケヌは御二柱に共通で、ヌはネに通ずる敬稱、ミケは御饌の意であらうが、其所由を詳にせぬ。

みけむかふ [枕]

御饌對ふといふ意で、キへ(酒饗)、アハ(粟)、アチ(味噌)、ミナ(鮫)の枕として用ひられる。いづれもケ(食)の縁詞である。例
(萬二) ミケムカフ 木庭の宮を 常宮と 定め給ひて(元六)
(萬三) ミケムカフ 淡路の島に(九四)
(同) 聞く人の 見まく欲りする ミケムカフ 味原の宮は(三六)
(同色) ミケムカフ南瀬山の巖には落つる波大列か消えのこりたる

ミコシ(乘輿)

紀に乗輿、法駕等にミコシといふ詞を興へて居る。ミ(御)は敬語、コシは越で、移渡の意から轉じて乗ものを意味するやうになつたのであらう。

ミコシ(美故之)の崎

萬葉集十四卷相模歌に「鎌倉のミコシの崎の岩くえの君がくゆべきこゝろはしたず」とある。代匠記所引相模風土記殘簡によれば、鎌倉郡見越崎毎有「速瀨崩石」人名號「伊曾振利」謂「振石」也とある。今の稻村崎のことであらう。

ミコシロ(御子代、子代)

子代はコシロと訓するものもあるが、御の字が省かれたものとしてミコシロと訓まればならぬ。

ミコ(皇子)のシロ(料)、即ち皇子の御料の意である。

皇室直隸民部の一で、子代之入部、子代之民、子代屯倉などいふ語がある(紀)。古事記に垂仁朝皇子伊登志和氣王が子なきによつて子代として伊部を定め給ひ、武烈天皇の御代にも同じ理由を以て小長谷部を定められたとあるによつて、御子の代りといふ意と解するものもあるが、シロといふ語には少しも「代り」といふ意はないのみならず、紀の用例によつてもさうは解せられぬ。恐らくは字について附會せられたのであらう。

ミコシロ(皇子代)の里

播磨國揖保郡の郷名「風」。越部里の舊名で、皇子代君の姓を給はつた但馬君小津といふもの、居住地であつたが故に名を負うたとある。

ミコシロ(子代)のトツミヤ(離宮)

孝德天皇の離宮(紀)。分註に或本云として難波の狭屋部邑(其項下を見よ)の子代の屯倉を築つて行宮を起されたとある。宮號は子代屯倉の名を移したのであらう。

ミコシロ(子代)のニフヘ(入部)

孝德朝大化二年在昔天皇の立て置かれた子代之民及子代之入部を罷められたとある(紀)。ミコシロの意義は上記の通りで、入部はニフヘと訓み、ミフヘ(壬生部)の轉呼である。——ニフヘ、ミフヘの項参照。

ミコト(命、尊)

ミは御の意で敬語、コトには「言」「事」の二義があるので、ミコトも亦御言(勅)、御事の兩意を有し、後者から第三人稱敬語に轉用せられたのである。

御言の義によつて命といふ字をあて、尊稱にも之を用ひたが、紀には至貴曰「尊自餘曰命」と註し區分して用ひた。單に便宜によるもので語義に相違があるのではない。

ミコト(美己止)の直

物部八世廣野宿禰の妻の一人伊佐姫の兄(舊)。三川國造とある。上記穂別(祖朝廷別)の子孫がミカト又はミコトの直と名乗つたのであらう。——ミカト別の項下を見よ。

ミコトモチ(宰)

御言(勅)捧持者といふ意。

神功紀に新羅の宰、應神紀に海人之宰、仁德紀に遠江國司、記の藥栗宮の段に針間國之宰等の用例が見えるが、ミコトモチといふ語によるも當初は常任官ではなく、特旨を以て派出せられたものとおもはれる。

ミコモカル(水鹿刈)〔枕〕

ミコモは今いふマコモである。恐らくは水邊に生ずるコモ草といふ意でミコモと稱へ、轉じてマコモとなつたのであらう。シナヌ(信濃)の枕詞。例

(萬二) ミコモカル信濃のまゆみ吾が引かばうま人さびて否といはむかも
(同) ミコモカル信濃の眞弓引かすして我作くるわざを知るといはなくに

仙覺がミクサカルと改調し、眞淵がミスズカルと改めたのはいづれもシナヌとのつゞきあひを明にしなかつた爲である。雅澄がミコモ刈裏野の義としたのも幸強を免かれぬ。恐らくはシナ(石狩)にかゝるものであらう。上古石器を用ひたことは疑もない事實で、ことに水菰などをかるには石斧が供用せられたことは有り得べきである。

みさかたまはり〔歌詞〕

「御坂賜り」といふ意。萬葉集に見える特別の慣用語である。
(萬三) 足がらのミサカタマハリかへり見す我はくえ行く(萬三二)
(同) 色深くせなが衣はそめまましをミサカタマハラまさやかに見む
契沖は長流の説を引いて多は接頭語、マハリは廻りの意として居るが、足柄のミサカ(神の坂)は廻ることの出来る所ではない。東歌によつても推測せらるゝやうに此山には有力な神が鎮坐し、阪東の民は其許を乞うて此處を通ることが出来たので、坂越をミサカタマハリ(許し給ハリ)と稱したのであらう。後の歌も防人に行く夫が「足がらの三坂にたして袖ふらばい波なる妹はさやに見むかも」と詠じた歌に對する

其要の應酬である。

ミサキ(膳崎)の屯倉

安岡朝に豐國に設立せられた屯倉(紀)。膳崎とかいてミサキと訓む理由不明。——或は湊の誤字——従つて所在を明にし得ぬ。豐後の國壱郡を以て之に擬するものがある(地名辭書)。

ミサケ(見放)〔動〕

サケは距の他動詞形で「離す」といふ意であるから、ミサケは見放すこと即ち見ヤル(見放)と同義になるのである。

ミサゴ(水沙兒、三佐吳)

(萬三) ミサゴ居る磯まに生ふるなのりその名はのらしてよ親は知る
(萬二) ミサゴ居る落に居る舟の夕しほを持つらむよりは吾こそまされ
和名抄に雌鳩をミサゴと訓し、爾雅集註を引いて雌屬で、好在三江邊山中一亦食魚者也と述べて居る。即ち一種の漁肉鳥なるが故に此名を負うたのであらう。ミサはムサとも轉用せられたらしく、鷲鳥をムサアサ(捷ムサの音使)といふ、麗鼠をムササビといふのも、獸にしてよく飛行するからであらう。

(萬三) ミサゴ居る磯まに生ふるなのりその名はのらしてよ親は知る
(萬二) ミサゴ居る落に居る舟の夕しほを持つらむよりは吾こそまされ

ミササキ(陵)

ミ(御)ササ(神聖)キ(城)。——ササキマの項下参照。

キ(城)は土工を施した所をいひ、墳墓も亦キの一種であることはオクツキといふによつても明である。ササは神聖の意にも用ひられるから、ササキといへば靈廟の意となり、更に之に敬語ミ(御)を接頭して帝陵の義としたのである。

ミサトツカサ(京兆)

ミサトは御里で、帝都即ち大宮處をいひ、其司といふことである。和名抄には左右京職に此訓を與へてある。
(萬二) 此ごろの吾が戀ちから給ばらずはミサトツカサに出で、うたへむ

ミサヒ(彌佐比、御狭日)の命

ミは美稱、サヒは刺刃の義。——サヒの項下参照。
高(常陸)國造(舊)。彌部侶岐命の孫とある。常陸風土記に建御狹日命とあると同人で、出雲臣の同族と記されて居る。

ミサヲ(風聲)

徹論の韓音(シヤ)の轉呼か。
靈異紀に風聲及氣調にミサヲといふ訓を與へて居る。此當時の流行語で、古典には見えぬ。後の用例によると
(千載) あはれにもミサヲに見ゆる聲かな聲たてぬべきこの身と思ふに
(續古今) 袖の上の人目しられじをりまてばミサヲなりける我が涙かな

の如く(萬二)の意に於て用ひられたやうである。

眞保をミサヲといふのは常盤木のマサヲ(眞青)なることに譬へ、音便によつてミサヲとしたのであらうが、之と上記ミサキとは全然別語である。千載續古今の歌の如きも眞青の義としては意が通ぜぬ。古事記雄略天皇の章下に引田部の赤猪子が守志待命とある守志をミサチニと訓したのは論ずるに足らぬ。

みしねつく〔歌詞〕

ミは接頭語で、或はマ(眞)に通ずるのであらう。シネ(稻)春くといふ意。——シネの項下参照。

(神樂)小前張) さなみや しがのから時や ミシネ春く
神樂考書入に「稻をシネをいふは岩をトコシハなどいふが如く御の言よりつゞく故也」とあるはあき足らぬ説明である。トコシハはトコシ、イハでトコはトコシへなどともいひ、トコシと用ひられる語であるが、御を御シといふことは出来ぬ。

ミシノイム(美志印)の命

ミチ(道)のオム(區)の轉呼。
素賀國造(舊)。神武朝從侍來人とある。ミチノオミ(道臣)の命のことで、ソガは大和の高市郡の地名である。國造本紀に之を久勢國(遠江)と珠流河國との中間に序したの誤りである。——ソガの項下参照。

國紀の論功褒賞の條下に道臣命には築坂邑に家地を給はつたとあるのみであるのは他の功臣に比し倫を失する。此人は東征の元勳であるから、椎根津彦、頭八咫鳥、弟磯城等よりも重賞せられた筈である。案するに蘇我は檜原の皇居に近い重要地點であるから、最も親任せら

れた道臣命を之に配せられたので、築坂は其領内の一地點であつたのであらう。——古の蘇我の地にあたる眞菅村と築坂の遺跡といはれる白樺村宇鳥屋とは相距ること遠からぬ所である。——皇胤の蘇我氏がこゝに占居して改稱を掌握したので、蘇我國造といふ稱呼は自然消滅し、日本紀にも漏れたのであるが、國造本紀の此記事によつて端なく發見せられたのは喜ぶべきことである。

チとシとが相通することは説明を要せぬが、イムがオムとも發音せられることはオミの項下に述べた通りである。

ミシハセ(肅慎)

古のミの假名はアと書いたので、アシハセとよむものがあるが誤りである。

肅慎は亞細亞東北に居住する人種名で、挾婁、鞞鞞、朱里眞、女眞ともよばれ、マンヂユリ、ワンケース等も之に屬する。紀には常にミシハセと訓してある。語義は明にし得ぬが、マンヂユリと同源から出たもののやうである。

ミシハセのクマ(肅慎隈) [地]

佐渡の地名(欽明紀)。瀬川の浦に屯居した肅慎人が浦の神の崇によつて多く死亡し、巖岫に骨が堆積したので、俗に此名を以てよぶとある。所在不明。

ミシマ(三嶋) [地]

攝津、筑後の三島郡、筑前、越中等の三島郡、伊豆、伊豫の三島をばじめ諸國に多い地名で、ミは接頭語(ミクマ野、ミ吉野のミ)、シマといふ

地に之を冠して呼稱したもの、やうである。

ミシマ(三島)の縣主

饒速日命供奉三十二將の一人天神玉命の後(舊)。——天神玉命は神代本紀には神皇產靈尊の兒で葛野鴨縣主等が祖とある。——後記の如く安閑紀に三島縣主飯粒の名が見え、攝津の三島に占據した氏族である。稱徳朝宿禰に昇格(續紀)。姓氏録には三島宿禰は神魂命十六世の孫建日德命之後也とある。

ミシマ(三島)の縣主イヒホ(飯粒)

安閑朝の人(紀)。聖旨を奉じて上御野、下御野、上桑原、下桑原並に竹村之地合はせて四十町を獻じたとある。上記の如く三島氏の祖先は神魂命十六世の孫建日德命とあるから(姓氏録)、此イヒホも亦日德朝ち秀穂(イは接頭語)を以て名としたのであらう。飯粒は借字である。御野は御毛野即ち穀禾を植ふる地といふ意、桑原、竹原はいづれも桑竹園の義で、郷名ではあるまい。

ミシマ(三島)の江の玉江(入江)

攝津國三島郡の地名。今三個牧村と稱へる。淀川の沿岸で、河津が灣入して居るので、三島江の玉江とも入江ともいうたのである。

(萬葉) 三島江の玉江の鷹をしめしより己がとぞ思ふいまだかられど(萬二) 三島江の入江の鷹をかるにこそ吾をば君はおもひたりけれ

ミシマ(三島)の王

萬葉作家。續紀實錄二年九月の條下に三島王之男林玉に賜(姓山邊

眞人)とあり、姓氏録によれば山邊眞人は敏達天皇の孫百濟王の後とある。

ミシマ(三嶋)の郡アキ(藍)の原

雄略朝凡河内直香賜を斬つた地(紀)。繼體天皇の陵もこゝにある。今の三島郡安威村で和名抄には島上(志末乃賀美)、島下の二郡にわかれ、安威郷は島下郡に屬した。

ミシマ(三島)のアキ(藍)の陵

繼體天皇の御陵(紀)。紀には藍野陵、諸陵式には三島郡藍野陵とある。上記藍原と同地である。

ミシマ(三島)のカラクニ(韓國)の連

物部氏十四世金古連の後(舊)。韓國連中攝津三島に居住したものを三島の韓國連と稱へたのである。——カラクニの連の項下参照。

ミシマ(三島)のミソクヒ(湍咋、溝杭) [人]

ミソクヒは湍を流れるクヒ(樹水)といふ意であらう。——クヒの項下を見よ。

神武皇后イスケ依比賣(五十鈴姫)命の外祖父(記、舊)。紀には三島溝概耳神とある。神胤を宿したといふ其女の名は三島溝概姫、玉柳姫(紀)、夢夜陀多良比賣(記)、活玉依姫(舊)の如く區々に傳へられて居るが、賀茂氏の祖といふことについては一致して居る。三島は上記のやうに賀茂(鴨)と同族で、古く大和に土着した氏族の名である。同國には此地名は残つて居らぬが、ミシマは御栖間の意で、此氏族の古據地

の稱呼であつたのであらう。ミソクヒは地物を取つて名としたものと思はれる。

三島氏は上記の如く攝津の三島に居住し、同地に湍咋神社(神名帳)もあるのであるが、其縣主が神魂命十六世の孫建日德命を祖とする所を見て(姓氏録)、後代の移住とせればならぬ。恐らくは移住後祭祀した祖神を湍咋神と稱へたのであらう。紀に溝概耳神とあるのも後の呼稱を遺つて用ひたものと思はれる。

ミシマ(三島)のミソクヒ(溝概)姫

神武皇后五十鈴姫命の母(紀一書)。或は玉柳姫ともいふとある。名の所由は前項に述べた通りである。

ミシマ(三島)のミソクヒ(溝概耳)の神

神武皇后五十鈴姫命の外祖父(紀)。上記ミシマのミソクヒと同人でミミは御身の意の敬稱である。神と呼ばれたのは後日其子孫によつて祭祀せられたからで、實在の人であつたとせればならぬ。——ミシマのミソクヒの項下参照。

ミシマ(三島)のミヌマ(水間)の君

景行天皇の御子豐門別命の後(舊)。同族に筑紫の火別君といふ姓もあるから、此ミシマは筑前國上座郡三島郷(和名抄)で、其地に居住したミヌマ氏の首長といふ意であらう。——ミヌマの項下参照。

みしまにとぎ [歌謡]

應神天皇御製(記)に

此蟹や いづくの蟹 百つたふ 角賀の蟹 横さらふ いづくに
至る 伊知速島 ミシマにとき
とある。トキは「着き」の意、此ミシマはイチヂ島のことで今の竹生島
をいふものやうである。——イチヂ島の項下参照。

みしまゆふ 「歌詞」

「三島産の木綿」といふ意。

「神樂」(神神) ミシマユフ かたに取かけ 我から神の からなぎせ
んや からなぎ

愚案抄に三島ユフは伊豆國三島といふ所より出る木綿也とあるが、
伊豆の御島は古は海島を指稱したのであるから、假に其地にユフを産
したとしても神の常供物となるほど供給潤澤なることを得なかつた筈
である。三島は攝津其外にも多い地名であるから、恐らくは他の地を
いふのであらう。

ミスキトモミミ(御鈕友耳) タケヒコ(建日子)

倭建命東方十二道遠征に供奉した人(記)。吉備臣等之祖とある。此
皇子の妃大吉備建比賣の兄なる吉備臣建日子(記)と同一人、紀には吉
備武彦と記されて居る。即ち身分は吉備の臣、本名は武彦で、ミスキ
トモミミは稱號であらねばならぬ。案するにミは接頭語、スキトモは
次伴で、大伴(主軍)に對する副軍を意味し、其長なるが故にミミ(御身)
と呼ばれたのであらう。紀に大伴の武日連と此人とを供奉としたとあ
るのが正傳と思はれる。

ミスマル(御統、美須麻流)

御統此云美須麻流と訓註してある。
八坂瓊之五百箇御統(紀)、八尺勾魂之五百津之美須麻流之珠(記)、
「おとたなばたのうながせる珠のミスマル」(記上、高比賣の歌)の如く
用ひられ、聯珠裝飾具を意味する。統の字をあてたのも其意によるも
のであらう。ミは美稱である。
ミスマルをスマルの音便とする説は語構成の原則上同意しかれる。ス
アルの原形はスマであるから、之を名詞に用ひるとせばスマといはれ
ばならぬ筈である。——スマ、アリの約はスマリ(スマル)とも轉じ得る
が、スマルは統べられたものといふ意の名詞にならぬのみならず、ミ
スマルと用ひることは不可能である。——案するにスマルはカローリ
語のマル(頭飾、頭飾に用ひる聯珠)と同源から出た語で、本来聯珠の意
を有するのであらう。個々の球を緒に連貫することの意味する古語は
マクで、萬葉集十卷には「白玉の五百都集を解きも見ず」という例も
あるが、決してスアルとはいはぬことを思ひあはすべきである。

ミゾ(溝)

ミ(水)、サ(接頭語)、ナ(尾)の約か。

ミロ(御衣)、ミソツモノ(服御之物、衣冠)

ミは敬語、ソは上衣の意であるが、一般に衣服をいふに用ひられ、紀
には衣、御服、明衣、衾衣、袍等をミソと訓して居る。之にモノといふ語
を連れたミソツモノが服具を意味することは勿論である。——ソの項
下参照。
「神代紀一書」故以二天兒屋命及諸部神等一悉皆相授、且服御之物一

ミソウメ(填渠、溝埋)

古語拾遺に埋溝古語美智女とある。

スサノナの命が勝さびに天照大御神の御田の溝を埋めたとあり(記、
紀)、大藏祝詞には之を天つ罪の一二に数へて居る。——アマツツミの項
下参照。

ミソギ(禊)

ミ(水)、ソギ(ツソギの原語)。

水を注ぐといふ意。ソツクは雄略天皇の御製にも「水ソツクおみの
少女」などよまれて居るが、ソツクの疊頭語で、ソツクはサジ(差)と同一源
から分化したのであらう。祝詞にもサクナグといふ語がある。

上代の祓の一方式で身を濡ぐることによつて罪穢をも洗ひ落し得べし
と信ぜられたのである。イザナギの命が筑紫の日向の橋の小門で禊せ
られたといふ傳説がある(記、紀)。

ミソノへ(溝邊)の直

欽明朝の人(紀)。命により和泉の茅渚海から鹽木を拾ひあげたとあ
る。靈異記には之を敏達朝の事とし、大部の屋栖野古連の奏上により
之を探拾せしめ、水田直をして此水を以て佛像三軀を作らしめられた
とある。恐らくは同一傳説が二様に語りつがれたのであらう。ミソノ
への直といふ姓は他に所見がないが、ミソは御栖即ち住居と同義と思
はれる。

ミタ(三田)のヲハシ(小橋)の別

景行天皇の皇子蘇小橋別命の齋(舊)。ミタ(御田)はアタ(吾田)と義
が通ずるから、アタのヲハシの事であらう。——其項下を見よ。

ミタシ(動)

ミ(御)、イタシ(出御)の約。——イタシの項下参照。
紀の舊訓に遊之をミタセ(神代紀降臨章)、來意をミタスルココロ(同
一書海宮遊行章)、遊行をミタスル(天武紀元年)と訓してある。イアマ
シと同義で、行幸の意である。

紀傳にミイタラシの古語とあるは當を得て居るが、イタラシがイタ
シとなるのではない。

ミタチ(御立)の丘

攝津國飾磨郡の地名(風)。應神天皇御立たしの處とある。攝津郡に
も同名の地がある(風)。

ミタテ(見立、化作、化暨)

ミは御の意、マシ(坐)の原語であるから、ミタテは御立の意にも、
タテマシの義にも解せられる。
古事記にイザナギ、イザナミ二神がオノゴロ島に見立天之御柱「見立
八尋殿」とある。紀の一書に之を化「作八尋之殿」又化「暨天柱」と記
したのは、神力を以て遺棄したと解したからであらうが、化作、化暨は
ミタテといふ語の正訓ではない。

國 記傳にはミを字によつて見の義として見送るなどいふミで其事を身に受けて知り行ふないひ、所看の者も此見に同じと解いたのは論理が意味である。御の意のミを動詞に冠して用ひるのはミタマシの詞、ミハカセル十季の劍の如く例の多いことで少しも怪しむに足らぬ。

みたにふたわたらす (歌詞)

國 アチスキ高彦根神が天稚彦の喪屋を斬り倒したとき光備華舞映三子二丘二谷之間とあり(紀)、之を詠じた會喪者又は妹神下照姫の歌には「ミタニフタヲタラス アチスキ高彦根」とある。記にも畧も同様に傳へられて居る。——ミは接頭語で「谷二つ渡ります」といふ意であらう。——ヲタラスはヲタハの敬語である(語法要録参照)。

ミタヘ(田部)

國 御子代(皇子代)を紀に子代としたやうに御の字を省いてはあるが、古くは敬語ミを添へてミタと稱へたのであらう。

國 皇室の御田を耕す民部の稱呼であるが、夙に敬語を省いてタメとのみ稱へたことは音便によつてタメと轉じたのを見ても明であるから、便宜の爲めタメの項下に掲げた。

國 雄略紀に見える菟田の御戸部及姓氏録山城神別に大明命の裔とした三宮部は御田部の轉呼と思はれる。相模方面に多いミトミ(三宮)といふ姓もミタメの説ではあるまいか。口頭ではミトメ(又はニトメ)に近く稱へられるのである。

ミタマシツメ(鎮魂)の祭

國 神靈を齊ひ鎮める祭。

國 延喜式に「鎮魂祭神八座(大御巫の祭る神)、大直日神一座」とあり、又鎮魂祭戸一祭の祝詞があげられて居る。

國 宮中神三十六座中神祇官の西院(齋院)に特に神殿を設け大御巫の奉祠する神即ち神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御勝魂(御勝津神ともいふ)、辭代主は天皇の御守神で、——三代實錄によれば主上の御魂を結ぶ緒を蔽めてあつた(貞觀二年八月の條下)——大直日神は萬の災殃を蔽ふ神であるから、一年中鎮座して居る必要があるもので、毎年十一月鎮魂祭を行ひ、祝詞にも明言せられたやうに、今年十二月の始から來年十二月まで平けく御坐所に御坐せと齊ひ鎮めるので、之をミタマシツメといふのである。

國 此ミタマを天皇及皇后の御魂と解釋したのは令義解、公事根源等がもとで、今では一般に信ぜられて居るのであるが、祝詞を見ても又年中行事秘抄にあげた鎮魂歌を見ても神靈の意なることは明白である。

國 ことに鎮魂歌の最後の二首(始めの數首は神樂の探物の歌である)は最もよく鎮魂祭の何たるかを説明してゐるから左に掲げる(伴信友鎮魂傳による)。

魂宮に 木綿とりしてて たまちとらせよ 御魂上り 魂上りま
しし神は 今ぞ來ませる 御魂上り 魂上りま
御魂上り 去ましし神は 今ぞ來ませる 神宮もちて 去りたる
御魂 魂返しすやな

右の歌によるも神の靈なることは明で、天皇の御魂の儀ならば「魂上りましし」「去りたる御魂」などといふべき筈がない。——祭事に用ひる筈には祝詞にも見える通り、上下の神衣をいれて御靈代としたのである。中古以降之をも天皇の御魂代と解したやうであるが、まことに歎かほしいことである。

みたまたまふ (歌詞)

國 「御魂賜ふ」といふ意。

國 萬葉集五卷山上慎良が大伴の旅人を送る歌に
我主の御魂たまひて春さらば奈良の都にめさげたまはれ
とある。「御魂を賜ふ」は「御心を寄せられて」といふと同じ意である。「御心にかけて明春は奈良の都へ召上げていたきたい」と願うたのであらう。

ミタマフリ(招魂)、ミタマノフユ(神祇之靈)

國 天武紀十四年の記事に天皇御不例なるにより其御爲に招魂したとある。釋紀には之を今の鎮魂祭也と註したが、鎮魂(又は招魂)をミタマフリといふ理由は説明して居らぬ。フリはヒフリ(日觸)とも用ひた例があり(其項下参照)。「降下」の意であるから、ミタマフリは神靈の降下を意味し、神おろしの意にもなるのである。されば天皇の御爲に招いたのは天皇御自身の御魂ではなく、神靈であらねばならぬ。此神事が後の鎮魂祭の備をなしたことは釋紀の説の通りであらうが、鎮魂祭では此十二月から次の十二月まで御坐所に御坐したまへというて鎮めるに反し、之は臨時の靈降をいふのであるから、招魂といふ字を用ひたのであらう。景行紀に頼三神祇之靈をミタマのフユにヨリと訓したのも此意味で、神靈の降るによつてといふことと思はれる。フユはフルの古音である。

國 萬葉集十五卷に「魂はあした夕にタマフレド吉が胸いたし戀のしげき」とあるのは自分の魂のことで、「氣を引立て、も胸が痛い」といふことであるから、ミタマフリと同一視することは出来ぬ。

ミタミ(美談、三太三) (地)

國 出雲國出雲郡の地名(風、和)。此地に彌太彌の社(風、神)があつた。今も笠川郡國富村に美談といふ大字が残つて居る。風土記に大國主神の子和加布都努志命が天の御領田の長となつたから、三太三と名づけたとあり、即ち「正倉」と記されて居る。恐らくは正倉所在地即ち御田の地であるが故に、ミタマ(マは地底の意)と呼ばれたのが、ミタミと轉じたのであらう。

ミタヤ(三田屋)

國 御田にある家の義、管理者が居住したのであらう。

國 (萬三) 清きミタヤの 垣内田の 池の堤の(三三三)

ミチ(道、路)

國 ミはマに通ずる接頭語で、原語はマである。——チの項下参照。

ミチ(美智、海驢)

國 紀に海驢此云「美知」と註せられて居る。

國 ミ(水子(精)即ち水神の意であるが、轉じて或種の海獣の名に用ひられたのであらう。

國 山幸、海幸傳説に海神がミチの皮の疊八重を敷いて御子を請しまゐらせたとある(記、紀)。紀に海驢の字を用ひたのは據のあることであらう。鳥根縣では今もアザラシ(海豹)をミチとよぶといふ。

國 海棲獸類が海驢とせられたことはあり得べきで、其皮を敷ものとして珍重したのであらう。

ミチ(路)の直マスヒト(益人)

天武天皇の從臣(紀)。路直は姓氏錄に坂上大宿禰と同祖、東人直の後とある路宿禰と同氏であらう。續紀延暦六年の記事に路忌寸泉麻呂等に宿禰姓を給はつたとあるから、其以前に忌寸に昇格したものと思はれる。

ミチ(路)の公

天武十三年真人に昇格(紀)。姓氏錄によれば此氏は敏達皇子難波王より出づとある。同祖に三國(御國)、守山、甘南備、英多(縣)、大宅等の氏名のある所を見ると、道路の義を以てミチを姓としたのであらう。

ミチ(道)の君 (缺名)

欽明朝越國の郡司(紀)。深着高麗使人を欺き、貢物を着服しようとして發覺したとある。姓氏錄に道公は阿閉臣と同祖、大彥命の孫彦屋主田心命の後とあり、越國造と同氏である。——郡司といふ職名は此時代には尙設定せられて居なかつた筈であるから、國造といふ意味で用ひられたのであらう。

ミチ(道)の君の伊羅都賣

天智天皇の宮嬪(紀)。施基皇子の生母とある。上記道君家の出であらう。

ミチ(路)の真人トミ(迹見)

天武十四年南海道巡察使(紀)。——路公の項下参照。

ミチ(道)の小野

大和の泊瀬小野の一名(雄略紀)。天皇が此地の風景を加賀美あらせられ、「出立のよろしき山、走出のよろしき山」と御詠みになつたから名づけたとある。ミチは道の義としては意味が通ぜぬから、恐らくはメア(愛)の轉呼であらう。

ミチコ(路子)の工

推古朝百濟から歸投した人(紀)。土木建築の技を能くするにより時人之をミチコの工とよび、又其容貌醜なるによつてシコマロと名づけたとある。コはマロと同じく男子の敬稱であるから、ミチコの工は路工といふに同じく、橋梁を築し、大道を構築することをいうたのであらう。

時人號其人曰路子工亦名芝書摩呂とある曰を白の誤字として白路の二字をあはせてシロと訓したものがあつたが、若しシロコと訓むべきものとすれば、路の字は蛇足である。

ミチシ 又は ミチノシ(道師)——チシの項下を見よ。

ミチヌシのムチ(道主貴)

紀の一書に天照大神の前賢に生まれた三女神を宇佐島に下され、今在北海道中二號曰道主貴とある。ミチヌシのムチの語義は字の通りであらう。

こゝに北海道中とあり、他の一書に宜降居道中二奉助天孫とあるので、此地について色々の説をなすものがあるが、兩傳説ともに後日

に物語られた形式が傳はつたので、天孫は神武天皇をいひ、其東征の路次にあたるから道中とも、海北道中ともいうたのであらう。宇佐島に降臨せられたとあるのは今の宇佐郡のこと、思はれる。

ミチヌシヒメ(道主日女)の命

播磨國託賀郡賀賀里の神(風)。父無子を生んだとある。ミチ(道)は往々國と同義に用ひられる語で、道主姫といふ所を見ると、此地方の女酋であつたのであらう。

之と相似た傳説は山城風土記にも見え、女神の名を玉依姫としてある。——カモの大神の項下参照——同じ名の神が神前郡的部里に祭られ、社名をタカヌ(高野)といふ所を見ると、兩傳説の間に若干關係があつたやうに思はれる。

ミチノアへ(道饗)の祭

街頭に於て神を祭るといふ意であらう。

道饗祭は大寶令にも見え、延喜式に祝詞をあげて居る。根國、底國から荒び疎び来るものを大八衢に塞り止める爲め、八衢比古、八衢比賣、久那斗を祭るといふ趣意で、上代の塞坐ヨミトの大神及フナドの神の信仰が發達したものであらう。——各其項下参照。

ミチノオミ(道臣)の命

神武天皇供奉の將軍(紀、記)。大伴連の祖とある。紀によれば、前名を日臣と稱したが、道路の嚮導に任じたから此の名を給はつたとある。

ミチノク、ミチノオク(陸奥)

和名抄には美知乃於久と訓せられて居るが、上代の發音法によれば此場合のオは上の母韻に攝せられる筈であるから、萬葉集及古今集にミチノクと假字書したのを正しとすべきであらう。

道の奥、即ち海道、山道、北陸の奥といふことで、王化の及ぶ最遠地といふ意であつたが、國郡制定の際、陸、上下毛野及越の國の外方の國土の稱呼とせられた。元明朝出羽國が分立せられ、其餘は明治の初までミチノクと稱へられて居た。

ミチノク(陸奥)のイハキ(石木)の國造——イハキ(石城)の國造の項下参照。

ミチノク(道奥)のククタ(菊多)の國造

應神朝建許呂命の子屋主刀爾が任命せられた(舊)。ククタは和名抄に菊多(木久多)郡とある地で、今の石城郡の一部分である。

ミチノク(陸奥)のマヌ(眞野)

和名抄陸奥國行方郡眞野(今相馬郡眞野村)。萬葉集第三卷に見える次の歌は此地を詠じたのであらう。
陸奥の眞野の草原遠けどもおもかげにして見ゆとふものを

ミチのクチ(道口、道前)の里郷

常陸國多珂郡の地名(風、和)。此里中に飽田村といふ地名のある所を見ると(風)、今の北中郷村字上相田、華川村字下相田地方をいふのであらう。ミチのクチは陸奥の入口といふ意であるから、時代と共に北方に推徙した筈で、風土記にも以三久慈界助川爲道前と記したが

ら、鄂の西北(正北の誤寫か)六十里今稱道前里」と註記してあるのである。

ミチのクチ(道口)キへ(岐閉)の國造

應神朝建許呂命の子字佐比刀禰が任命せられた(舊)。上代ミチのクチに邊塞の設けられたことは極めて有り得べきであるが、こゝに國造が配置せられたかといふことは疑問である。何となれば此地方は多珂國造の配下で、其地方には菊田・石城の國造があるから、外に一國造を配する必要があつたと思はれぬのである。或は後記ミチノシヨキへの誤傳であるかも知れぬ。

ミチノシリ(道尻、道後)

ミチは道であるが、東海道、東山道、北陸の如く地方的稱呼となり、國と同義にも用ひられる。都から見ても其最も近い地をミチのクチといひ、其最も遠い部分をミチノシリ(又は下道)と稱へたのである。吉備にあつては下道といひ、陸奥ではミチノシリと稱へる。爾餘の國に於ても同様で、伊豫の道後の如きも此意味に於て名づけられたものと思はれる。次に掲げる大雀命(後の仁徳天皇)の御歌に見えるミチのシリは大和國の尻と解すべきである。

ミチノシリ(道尻)キへ(岐閉)の國造

天津日子根命の裔(記)。此地は陸奥中最奥地にあるキへ(邊塞)であらうが所在は判明せぬ。國造設定當時のミチの尻は阿武隈川以北の地で、或は今の松島灣沿岸ではなかつたらうか。此地を宮城と稱へるのも由ありげに思はれる。

國造本紀にあげられた道口岐閉は或は道奥岐閉であつたかも知れぬ(其項下参照)。其國造の祖先が建許呂命即ち天津日子根系であることが一致して居る。

みちのしりこはだをとめ (歌詞)

大雀命(後の仁徳天皇)が日向から參内した髪長媛を賜はつて後の御歌に

ミチのシリコハダ少女を神のごと聞えしかども相まくらまく
ミチのシリコハダ少女を争はず寢しくをしもぞうるはしみおもふ
とある(記、紀)。コハダは山城の木幡で、應神天皇が矢河枝比賣に逢はれた地である(記)。大和の道のシリなるが故にミチのシリコハダとつづけたのであらう。コハダ少女は宮主矢河枝比賣(宅媛)若くは其妹のチナベの耶女のことと、傳説には見えぬが、大雀命は以前この婦人をも所望せられ許されなかつたので、こがれて居られた所が、髪長媛を給はつて其恨も忘れたとよまれたのであらう。記傳にミチのシリを九州のはての日向のこととしたのは歌の趣を解せざるものであるのみならず、コハダといふ地が日向にあつたと思はれぬ。

ミチノナガチハ(道之長乳齒)の神

イザナギの命の禊の際帯から化生した神(記)。——記には長道勢神とある——ヨミの國に通ふ長道を帯に譬へたので、ハは母を意味し、母神即ち女神とせられたのであらう。道ノといふ語を冠したのは序である。

ミチノヤ(道祖)の王

萬葉作家。大膳大夫とある。新田部皇子(天武皇子)の御子で、孝謙朝皇太子に立てられたが、罪を得て撲殺せられた(續紀)。

ミヅ(瑞)

メテ(愛)と同じくメ(目)から派成せられた語であらう。
珍重の義から轉じて瑞祥をも意味するやうになつた。
ミチ(滿)の轉又はミイツ(稜威)の約とする説は従はれぬ。宣長が瑞の字を充てることを不當としたが、其はミチ(滿)の意とするからで、メアタイ雲、メアタイ雪を瑞雲、瑞雪といひ得るやうに、ミヅには瑞といふ意味をも含んで居るのである。

ミヅ(御津、三津)

ミはマに通ずる接頭語。
ツ(津)の意で單語音をさけてミを接頭したに過ぎぬ。
地名に轉用せられた例も少くはないが、難波のミヅが最も有名である。播磨國攝津郡の御津は神功皇后泊舟の地といふ傳説がある(風)。

ミヅ(御津)の前

難波の御津の岬角をいふ。古事記に石之比賣皇后の御留守中仁徳天皇が八田の若耶女を娶されたので、紀伊國から持ち歸られたミツナ柏を海に投入せられたから、ミツの前といふとあるは附會である。

ミヅカキ(水垣、瑞籬)

めでたい垣といふ意である。神宮、皇居などの垣を讀へていふに用ひられる。永久に朽ちぬメアタイ垣といふ意味を以て「久シ」の枕詞に

も用ひられる。例

(萬葉) 少女等が袖ふる山のミヅカキの久しき時ゆおもひき音は

ミヅカキ(水垣、瑞籬)の宮

崇神天皇の宮(記、紀)。——シキのミヅカキの宮の項下を見よ。

ミツガヌ(美津我野)

萬葉集十四卷に
ミツガ野に鈴が音聞こゆ上志太の殿のわくこし鳥がりすらしも
とある。上志太とあるから駿河歌とおもはれが、ミツガ野の所在は判明せぬ。本歌(萬葉集)にはツムガ野とあるから、ミは接頭語で、ツガ野と同義であらう。——ツガ野の項下参照。

ミツカヒ(御使)の君

應神朝渡來の吳の工女の裔(記)。阿知使主が連れて來たものであるが、宗像の大神が乞はれたから、其一人兄媛を奉り、其子孫が此姓を名乗つたとある。

ミツカフツミ(徒罪)

紀の舊訓によれば徒又は徒罪は常にミツカフツミとある。徒は備刑即ち懲役の意であるから、之を譯して身使フ罪と稱へたのであらう。

ミツギ(調、貢)——ツギの項下を見よ。

ミツキ(水城)

天智朝筑紫に構築せられた大堤(紀)。之に水を貯へてミヅキと稱へたとあり、稱徳朝にも之を專修する爲に專知官を置かれたとあるから、大堤を圍らした城をいふのであらう。萬葉集六卷詞書に大伴旅人が馬駐三水城(觀望府家)とある所を見ると、大宰府から程遠からぬ地で、今も筑紫郡水城村に其名を止めて居る。

ミツキ(密筑)の里

常陸國久慈郡の里名(風)。高市を距ること東北二里とある。今多珂郡に屬する水木といふ地が其であらう。和名抄に高月郷とある高月も亦密月の誤寫と思はれる。村中大井といふ淨泉があつて夏月遠近の男女が來會したとあるから水處を説つてミツキと稱へたのであらう。

ミツギ(調)の忌寸オキナ(老人)——ツギの忌寸の項下を見よ

ミツギ(調)の吉士——ツギの吉士の項下を見よ。

ミツクキ(水莖)

莖は借字、クキはククリ(漕)の意で、水に浸ることをいふのである。萬葉集にミツクキの岡(三三三、三三三、三三三、三三三、三三三、三三三)とあるのは皆脚下を波の洗ふ岡又は水に浸る水城を意味し、實景を述べたもので枕詞ではない。——固有地名と見ることの誤なるは勿論である。

みつくへこもり (歌詞)

「水濱邊隠り」の意。

武烈紀影媛の歌(青丹よし) 奈良のはさまに 歌じもの ミツクヘコモリ 水そそぐ 鮎の稚子を あさりつな猪の子

ミツクリ(三栗) (枕)

ナカ(中)の枕詞。例 (應神天皇御製) ミツクリの 其中つ士を(記) (同) ミツクリの 其中ツ枝(記) (萬) ミツクリの那賀にむかへるさらし井の絶えず通はむそこに妻もが (同) まつかへりしひにてあれやもミツクリの中すぎて來すまでといふや子(七三三)

一房中に三子を包有する栗を三栗といひ、其中にあるものといふ意を以てナカの枕詞としたといふのが通説であるが、然らば栗にあらずとも他の三聯のものは盡くナカの枕詞に用ひられる筈であるから、三栗は借字で、他に意味があるのであるまいか。尙一考を要する。

ミツササラヒメ(彌豆佐々良比賣)の命

ミツ(瑞)ササラ(神淨)姫の意。伊勢國度會の國(神(風))。大國玉神と共に神武天皇の將天日別命を出て迎へたとある。

ミツシマ(水島)

肥後の葦北の島名(景行紀)。天皇行幸の際水を求められたけれども此小島には清水がないので、供奉の小左(山部阿弭古)といふものが天地の神に祈つたら寒泉が涌出したので地名となつたとある。萬葉集第

みつたまる (枕)

水浮るといふ意。池の枕詞。例 (應神天皇御製) ミツタマル よさみの池に めくひうち(記)——記には太子(後の仁徳天皇)の御歌の中に此上二句がある。

(萬) ほとけ造るマソボ足らずばミツタマル池田の阿曾が鼻の上をほれ

ササ(依網)の池は或はヨセミ(寄水)にもいひかけたのかも知れぬ。

ミツトリ(水鳥) (枕)

カモ(鴨)、アナハ(青羽)、タツ(立)の枕詞。いづれも水鳥の縁語である。例 (萬) 水鳥の鴨の羽色の春山のおぼつかなくもおもほゆるかも 右の外十一卷、二十卷にも同一用例がある。

(萬) 秋の露は移しなりけりミツトリの青葉の山の色づく見れば (萬) ミツトリの立たむ装ひに妹のらに物言はず來にて思ひかれ

ミツナカシハ(御網柏)

カシハ(柏)の項下を見よ。同集七卷に「波高しいかに掬取水鳥のうき寝やすべき向や(うき)とあるのは、水鳥のやうに」といふ意で、譬喩に用ひられたのである。

カシハの原義は炊葉で炊事に用ひられたる葉の總稱である。其長くして網ともなり得るものをツナカシハと稱へたのであらう(ミは接頭

三卷にも長田王が筑紫に遣はされ、水島に渡つたときの作二首がのせてあるが、所在は明確でない。其一首にも葦北の野坂乃浦舟船出して水島に行かむ」とあるから、天草群島の一であらう。肥後風土記にも球磨乾七里海中有り鳥稍可七十里名曰水島「出寒水」逐潮高下云々とある(仙覺抄)。

みつたまうきに (歌詞)

ウキはウ(大)ケ(筒)の轉呼。

雄界朝三重の姦が捧持した蓮に木の葉が浮いて居た貸め、逆鱗に觸れたが、歌を詠じて許された(記)。その歌の中に「ミツタマウキに浮しあぶら」とある。ミツ(瑞)、タマは美稱、ウキはこゝでは蓮を意味するのであるが、サカツキ(酒杯)ではなく、酒を入れる大筒であつたのであらう。——サカツキをウキと同義に用ひるのは筑紫の方言で(其項下参照)、用途は同じであつても、其形はちがつて居たものとせねばならぬ。

ミツチ(虬、蛟、蛟龍)

ミツ(水)チ(靈)。蛇を靈物としたことはオカミ(龍)、ナロチ(丘口靈)、ヌツチ(野ッ靈)など稱へることによつても明である。ミツチも亦水の靈の意を以て、水棲の蛇の呼稱となつたのであらう。仁徳紀には虬に此の訓をあて、和名抄には蛟をミツチと訓し、龍之屬也、山海經云蛟似蛇而四脚、池魚満三千六百則蛟來爲之長」とある。

(萬) 虎にのり古屋を越えてあなふちに蛟龍とり來むつるぎ大刀もが

語。音便によりミツノカシハといひ、神酒を盛る器を製したことは延喜式造酒司の條下及大神宮儀式帳によるも明であるが、其原料は早く跡を絶つたので、葉端三枝をなすが故に三角柏と稱へるなどいふ俗説を生じたのである。上古用ひられたものは紀伊國土質の烏に産し、長柏とも稱へ、廣さ三四寸長さ三尺ばかりあるものであつたといふから〔拾玉集〕、沖繩地方に今も産するタコの木(學名 Pandanus)の類ではあるまいか。アチマサと同じく往昔暖流の來寄せる海島には此種熱帯植物が生育して居たものと思はれる。

みづによる (枕)

常陸風土記に「水依茨城之國」といふ慣用語があつたとある。水依はミヅニヨルと訓み、ウ(鶴)にかゝる枕詞であらう。

ミヅノエ(水江)のウラシマのコ(浦嶋子)

丹波國餘社郡管川の人(雄略紀)。蓬萊に遊んだと傳へられて居る。萬葉集にも之を詠じた長歌があり、丹後風土記には筒川嶋子として傳説が掲げてある。案ずるに水江の浦は地名で、人名はシヨマであらう。紀及萬葉集に單に浦嶋子と記されて居るのは水江を昇したもので、ウラのシマコが正訓と思はれるが、一般にウラシマのコとして知られて居るから、姑く其稱呼に従ふ。——ツツカハのシマコの下參照。

ミヅノエタマ(水江玉)

ミヅエタマとも訓み得るが、水江浦嶋子の例もあるから、ミヅノエと訓んで置く。
青玉を形容して水江の玉というたのであらう。

〔出雲國造神賀詞〕青玉ノ水江玉ノ行相ニ大八嶋國所食
水江は行相といふ語の譬に用ひられたので、青玉を水江玉と見たて、其水の江の行相のやうに、つきることなく絶ゆることなく大八嶋國を知らすといふ意である。——舊説のやうに瑤枝又は瑤愛玉の意としては行相といふ語とつゞかなくなる。

ミヅノホノマワカ(水之穗眞若)の王

之を衍字又は穂之の轉置とするものもあるが、眞福寺を始め諸本皆同一であるから必しも誤寫ではあるまい。
日子坐王の御子、生母は息長水依比賣〔記〕。近海之安直の祖とある。ミヅノホを正當の稱呼であるとすれば、ミツは地名(御津の意か)、ホは秀の意の美稱であらう。——ミツホのマワカの王の下參照を見よ。

ミツのヲヒモ(美豆能小佩)

ミツ(瑞)は美稱で、ヒモ即ちヒメ緒は神祕のものとして夫婦の間の外は手をつけさせなかつたのである。其故に垂仁天皇は繼室には誰がよからうといふ意味を「汝がかたみしミツノヲヒモは誰解かん」といふ語を以て表現せられたのである〔記〕。

ミツハ(水齒)の郎女

景行天皇の妃〔記〕。三尾氏磐城別の妹とある。磐城別命(垂仁皇子)の御子と思はれる。——イハキツケの項下を見よ——名の義は瑞齒であらう。

ミツハノメ(彌都波能賣、罔象女)の神

豐葦原の千五百秋の瑞穂之地〔紀〕とも、豐葦原の千秋長五百秋水穗國〔記〕ともいひ、めでたい稻穂といふ意を以て此國土の稱呼とせられたので、豐葦原の瑞穂(水穗)國といふのは其專稱であらう。さりながらホの原義が秀で、瑞秀の國といふ意もあることは勿論である。

ミツホノイホヨリヒメ(水穗五百依比賣)

日子坐王の御子〔記〕。水之穗眞若王と御同腹とある。兄王の例によつてミツホのイホヨリヒメと稱へたのかも知れぬが、ミツホと訓むべきものとすれば瑞秀の義で美稱か、又はイホの枕詞として瑞穂と冠稱したのであらう。いづれにしてもイホは齊穂の義で、神の依姫であつたから此やうな名を貰はれたものと思はれる。

ミツホノマワカ(水之穗眞若)の王

之は衍字又は穂之の轉置であらうといふ説のあることは上記の通りである。——ミツノホノマワカの王の項下參照。
上記水穗五百依比賣の兄王〔記〕。ミツホが正當の稱呼とすれば瑞秀の義とせればならぬが、少しく名が勝ち過ぎるやうに思はれる。

ミツマキ(彌豆麻岐)の神

大年神の孫〔記〕。羽山戸神の子で母は大氣都比賣神とある。同腹に若山作神、若年神があるから、ミツマキが撒水の意なることはいふまでもない。

ミツミ(三見)の宿禰の命

物部氏三世出雲國大臣命の末子〔舊〕。漆部連等が祖とある。同腹の

〔紀〕に罔象此云三美都波一と註してある。

イザナミの命終焉の際生成した神の一〔記、紀〕。記によれば尿から化成した神とあり、同列の和久産巢日神の子が豐字氣思賣の神とあるから、嘔吐物から化成した金山の神、尿から化成した堪谷の神と同様に、人間に有用なものを意味して居るらしく、鎮火災の祝詞に水神、川菜、施、埴山姫とある川菜にあたるもので、ミツハは水菜の意と思はれる。然るに紀には水神罔象女とあり、神武天皇顯齋に用ひられた水を殿罔象女と號けたとある所を見ると、水母の義と解せられたのであらう。

罔象の字をあてたのは迦久土を斬つた刀の血から化生したといはれるタラミツハの神との混合によるもので、其は水中の怪物のことであるから、罔象と譯しても差支ないが、こゝでは水菜の義としても、水母であるにしても、此字を用ひることは不適當である。

ミツハノワカヤカニイデ井ルカミ(水葉稚之出居神)

——ミナハロキイアキル神の項下を見よ。

ミツハワケ(瑞齒別、水齒別)の皇子(命)

反正天皇の御名〔紀、記〕。仁徳天皇の御子で、御母は磐之媛皇后である。御名の所由については紀には生而齒如二一骨とし、且淡路の瑞井で産湯をつかばれたによるとあるが、記によれば天皇の御齒長さ一寸廣さ二分、上下等しく齊うて玉を貫けるやうであつたとある。——ミツチヒのミツハツケの皇子の項下參照。

ミツホ(水穗、瑞穂)の國

兄を六見宿禰命といふとあるが、或は同一人が二様に傳へられたのかも知れぬ。名の義不明。孝安朝神宮齋主となつたとあるから、宗家を相續したのであらう。

みつみつし [形]

ミツ(瑞)の原義メテ(賞)を重ねて準枕詞として用ひたので、賞歎すべきといふ意である。

〔來目歌〕ミツミツシ 來目の子(紀、記)

(萬三)ミツミツシ久米のわく子がいぶりけむ磯の草根のかれまく惜し。

滿ヤシの意とすることの誤なるは勿論であるが、ミイツ(稜感)の義とするとも語構成法上無理である。イツは名詞であるから、之を重ねてミツミツシとすることは出来ぬ筈である。

ミツラ(美豆良、鬘)

ミミ(耳)、ツラ(連)の約。

耳に連なるといふ意、カミ(髪)に連るものをカツラといふと同一體である。

上代成年の男子は頭髮を左右にわけ兩耳の邊で鬘を結うた。之をミツラとよび、敬語ミをそへてミミツラともいふ。

ミツエ(御杖)

垂仁紀に以三後姫命爲御杖(供奉於天照大神)とある。神のツキ又はヨリ賜ふ人といふ意で通例御杖代と稱へるが、ミツエとのみいうても意は通ずるのである。

ミツエ(御杖)の君

景行天皇の御子大稻背別命の後(善)。大稻背別は稻背入彦と同人なること勿論で、紀には播磨別命の祖とある。同じ天皇の後胤中には武國皇別命の裔なる伊豫の添御杖君といふ氏もあるが、此皇子の子孫が此稱號を有する理由を明にせぬ。

ミツエシロ(御杖代)

豊船入姫命をはじめ、齋宮の内親王をいふに用ひられた語で(神宮儀式帳)、上記御杖と同義である。姓氏録榎室氏の條下に山猪子連等奉仕上宮豐聰耳皇太子御杖代とあるのは輔佐の臣を意味するやうであるが、尙原義は神の「よりました」といふことと解すべきである。

ミツレ [動]

ミ(身)ツエ(遺)の轉呼か。

紀に藏の字に此訓を與へて居る。ヤツレといふ語と同義であらう。

(萬四)丈夫とおもへる我やかくばかりミツレにミツレ片もひなせめ(萬二)香くはしき花桶を玉にぬきおくらむ妹はミツレテあるかし

ミテクラ(幣、幣帛)

靈異記幣帛を美天久良と訓してある。

御手座の義、置座に對する語である。

(神樂、拾遺)ミテクラは我にはあらず天にます豊をか姫の神のミテクラは座のことで案上に置く幣をオキクラと稱へたことは大社の祝

詞に「千座置座に置是はして」とあるによつて明である。之に對して手に捧持するものをミテクラと稱へ、忌部の肩に太タスキかけて携へたのである。

宣長がミタムケクラ(御手向座)の意で、久良は與なり(記傳六)とし、守部が御立倉としたのは共に牽強を免かれぬ。

ミテクラ(幣)の丘

播磨國飾磨郡賀野里の地名(風)。應神天皇が國つ神に幣を贈進せられた地とある。

ミテシロ(御手代)

神代紀一書に太玉命が肩に手籠を取かけてミテシロとして神を祭つたとある。御手とあるによつて口訣、纂疏共に天孫の代りと解釋したが、寧ろ職を以て太玉命自身の御手の助としたと解する方がよい。天孫御自分で御祭りになるにしても、必しも幣は御自分で奉持せられるものとは限らず、又天孫の御手ならば大御手といはればならぬ筈である。

ミテシロ(御手代)のヒトナ(人名)

萬葉作家。傳不明。姓氏錄に天御中主命十世の孫天諸神命之後とある御手代首の氏人であらう。續紀天平二十年に従五位下御手代連麻呂が宿禰に昇格したことが見え、正倉院文書に御手代直男綱、靈異記に御手代の東人といふ名をあげて居る。

ミト(美刀、美斗)

ミは接頭語、トは處の義であるが、トコ(床)の意にも用ひられる。トには處、床兩義があるから、後者を表示せんが爲にミを接頭したので、マトコ(眞床)、サネトコ(サ寢床)と同義である。ミトアタハス、ミトノマケハヒの如く用ひられる(各其項下参照)。

ミト(水戸)の神

ミ(水)ト(門)の意、ミナトと同義で、航門を意味する。

イザナギ、イザナミ二神の所生中速秋津日子、速秋津比賣二柱は水戸の神とある(記)。此場合のミトは海に對立する語として用ひられたのである。

ミト(水渡、水度)の社

山城國久世郡の社(風)。天照高靈本須比命及和多都御豐玉比賣命を祭るとある。神名帳にも水度社三坐とあり、今久世郡寺田村三田坂にある。ミトは御田の轉呼であらう。

ミトアタハシ(美刀阿多波志)

ミトは上記の如く寢所の意、アタハシはアタへ、マシの約である。上代の制度に於ては寢所即ちツマヤは婦人の有であるから、ミトを與へることは身を許すと同義になるのである。サネトコをアタハスともいふ。——其項下を見よ。

(記、上)故其上比賣如三先期(美刀阿多波志都)

ミトシ(御年、御歳)の神

大年神の子(記)。神名帳大和國葛上郡に葛木御歳神社がある。新年

祭の祝詞には御年の皇神として遷く年穀を掌る神の稱呼に用ひられて居る。大年神と名の義に於ては大差はないのである。
記の大年神系譜は骨肉の關係を述べたものではなく、昔の出雲人が崇拜した神達を一系列に結びつけたものであるから、強ひて語義の穿鑿をせず、時人の呼稱に従ひ、別神として取扱うたので、外に若年神をも大年神の孫としてあげて居る。祝詞の大年皇神等は此等の年穀の神を引くるめて指稱したもので、やうである。

ミトシロ(御刀代)

ミトシロはミタの轉呼。
御田の料の意。——神田のことである。
シロは屋シロ(社)、御置シロ、像シロ等のシロで、其料となるべきものといふ意を以て代の字をあてたのである。ミタは御田であるが、神は現實に御田を領し給ふことではなく、其形を備へるのみであるから、ミタシロ(ミトシロ)というたのであらう。其故に神功紀には神田、持統紀には神戸田地にミトシロの訓があつてあるのである。廣瀬大忌祭の祝詞に皇神ノ御刀代、續紀詔第十三に「諸神タチに御刀代奉」とあるのも同義であらう。——シロを田と同義とするは理由のないことである。

ミトノ(緑野)の屯倉

安南朝上毛野國に新設せられた屯倉(紀)。和名抄緑野(美止乃)郡とある地。今多胡郡と合併して多野郡と稱へる。

ミトノマケハヒ(美斗能麻具波比)

マケハヒはマケ(寛)、ハヒ(活用語尾)の轉呼であらう。
ミトは上記の如く廢所の義であるから、之を求めて準備するといふ意で、ミトノマケハヒといふたものと思はれる。
イザナギの命がイザナミの命に對つて然者吾與汝行、爾達是天御柱、而爲美斗能麻具波比といはれたとある。この句は從來甚しく誤解せられて居るが、其は天之御柱が屋内の大黒柱であるといふ豫断から出發したもので、「天」は美稱、ミハシラ(ハシラ)の項下參照は寢敷をいふものと解すれば極めて容易に解釋せられるのである。即ち二神の會話は八尋殿の前庭に於て行はれ、意氣投合したので、同様の場所即ちミトを求めると爲に二柱が左右にわかれ、八尋殿の柱の外を這つて裏山に出ようといひかはされたといふことであらう。——上代の習俗では共同屋(八尋殿も其である)内で男女同衾をするといふやうなことは絶対になく、野合か或はツマ屋のうちで行はれたのである。——ツマヤの項下參照。
此語は二神の逸事として語りつがれたが、其實は一般に太古の結婚習俗を物語るものと見る方がよいやうである。
宣長はマハワマ、クハヒはクヒアヒの約、生殖器がウマククアフ意と説いたが、ミトノといふ語とつゞかぬのみならず、既に以て此身成餘所刺塞、汝身不三成合二處とあると重複する。是は紀の舊訓に「爲二夫婦」又は「適合」をミトノマケハヒスとあるによつて附會した説で、論理的にも言語學的にも承服が出来ぬ。

ミトモワケ(御友別)〔人〕

應神天皇の妃吉備の兄媛の兄(紀)。吉備臣の祖とある。倭建命に供奉した御祖友耳建日子(吉備武彦)の子孫で、ミトモは御スキトモのことである。

とであらう(其項下參照)、ワケは敬稱である。
吉備武彦命の二男(三代實錄元慶三年の條下)又は稚武彦命の孫(姓氏錄)とも傳へられるが、世代から推すと疑がある。或は此名は世襲であつたかも知れぬ。

ミトヤ(三屋、三刀矢)の郷

ミタヤの轉呼。——ミタヤの項下參照。
出雲國飯石郡の郷名(風)。大國主神の御門がこゝにあるので名を貰うたと説明せられて居るが、正倉所在地とある所を見ると、ミタヤ(御田屋)といふ意で命名せられたのであらう。

ミトラシ(御執)

トラスはトリ、マシの約。
執るといふことの敬語で、佩くの敬語ミハカシが太刀の意に轉用せられたと同様に、ミトラシも手にもつ武器の意味に用ひられた。
(萬二)御執乃 梓の弓の 音すなり(三)

ミドリ(緑)

メ(芽)の派成語が。
原義は草木の緑芽を意味する語らしく、今も松のミドリの如く用ひられ、幼児をミドリ兒といふ(次項參照)。緑芽から轉じて色の呼稱になつたのであらう。
天武十四年制定朝服色に勳位は深緑、務位は淺緑とある。

ミドリコ(緑兒)

ミドリノ(緑野)

景行朝豊前の上土折猪折の占據地(紀)。今其名を傳へて居らぬが、企救郡海生川が其であらうといふ説がある(地名辭書)。

ミナ(蜷)

ミ(肉)ナ(着)。
ミは主として魚介の肉をいひ、シジミ(蜷)、シタタミ(細螺)の如く用ひられるが、更に之にナ(着)をそへて食用介甲類の意なることを明示したのであらう。——音便によりミナとも稱へられる。
和名抄に食糧を引いて河貝子、殼上黒小狹長、似入身二者也、俗用ニ蝸字ニ非也とあり、又本草を引いて寄居子、似似細螺二者也、和名カミナ、俗假ニ用蟹蝸として蝸を俗字として居るが、ミナといふ語は俚言ではなく、ミナノワタの如き用例もあるのである。

ミナ(皆)

モ(諸)の原語、ネ(接尾語)の轉。
モはモロ(諸)、モモ(百)とも用ひる語であるから、之に接尾語ネを添へて庶の意とし、或はナネ(汝爾)などいふネの義を以て「皆さん」といふ意を表示したのである。音便によつて古くからミナと發音せられた

が、尙九州地方には後世まで原形を存して居たと見えて、萬葉集五卷に次の如き歌がある。

人モオのうらぶれ居るに龍田山御馬近けば忘らしなむか

ミナカトリ(水長鳥)

水長鳥は借字で、ミナは御者で、カトリは紀に檢校と譯した語である。御鏡向フといふ語がアハの枕詞に用ひらわると同様、御者を檢校するといふ意を以てアハ(安房)の枕としたものと思はれる。

水長鳥をシナカトリと訓むものがあるが、第一に水をシと訓するわけはなく、假に水を志の誤であるとしても、シナカトリがアハの枕詞に用ひられる理由がない。其をしひて附會しようとするのは無理である。

ミナギ(美養)の郡

播磨國の郡名「風」。和名抄に美奈木と註せられ、今ミノ郡といふ。假中天皇が播磨國の爲に此郡の志深里の許曾社に行幸せられ、此土は水波、甚美哉と仰せられたからミナギといふと風土記に説かれて居るが、ミノキ(果樹)の意ではなからうか。隣郡嶋鹿里に果子がないといふ民謡「風」と縁があるやうである。

ミナキラフ(水霧相)

ミナ(水)キリ(霧)の活用形。「水が霧のやうになつ」といふ意。即ち水煙のことである。——キラフの項下参照。

齊明紀)明日香川ミナキラヒつゝ行く水のおひだも思ほゆるかも
(萬七)ミナキラフ奥津小島に風をいたみ船よせかれつ心は念へど
次項のミナギリの進行格もまたミナギラヒといひ得るから、齊明紀の歌の如きは其意味にも解し得られるが、萬葉集の歌は水煙の意であらねばならぬ。

ミナギル(漲)

水(水)、ナガル(流)の約稱。水が流れるといふ意から漲溢の義に轉じたのであらう。

みなこをろこをろ

雄略朝三重の采女の歌に
下つ枝の 枝のうら葉は 三重の子が ささがせる 瑞玉うきに
浮きしあぶら 落ちなづさび ミナコチロコチロに
とある。皆クルクルトといふ意である。オノゴロ鳥神話の潮コチロコチロといふ語を巧に活用したから、御感にかなうたのであらう。——コチロコチロの項下参照。

ミナサモル(三名狹漏)彦

スサノヲの命の子ヤシマシヌ(八鳥獲)の命の冠稱(紀一書)。サモルはサマラヒ(侍)の原語で、守といふ意(サは接頭語)。ミナはスサノヲの命の御名の義で、家名を失墜せぬやうに守るといふ意ではあるまいか。——續後代めきた解釋ではあるが、右の如き思想が上代から存したこともあり得る。

ミナシ(美奈志)川

播磨國揖保郡出水里の川名「風」。石龍比古と石龍比賣との水争の結果水が無くなつたので此名を興へたと説明せられて居る。

ミナシロ(御名代)

仁徳天皇の朝皇后、皇子の御名代として葛城部、壬生部、磯部、大日下部、若日下部を定められたとある(記)。名は借字で、ナは魚、菜の原語なる食品の意、シロは料の義である。即ち皇后、皇子の御饌の料として民部を定められたことをいふのである。此民部はミナ部又はミナのニフ部と稱へられる。——各其項下参照。

武烈紀に置三小泊瀬舍人二使ヲ爲代號ニ萬歲難忘とあり、安閑紀に朕納四妻二至今無嗣萬代之後朕名絶矣……要須三因物爲名請爲皇后来御名を物に負はせる意と説明したが、ミナシロといふ語を其意味に解することは困難である。シロは今の語の料にあたるものであるが、御名の料というては意が通ぜぬから、其義ならば他にいひやうがあつた筈である。案ずるに上代土地は餘りがあつたが、之を耕す人は乏しく、しかも其々の氏族に屬して居たので、皇室の御繁榮に伴ひ、部民即ち農夫の配屬を定められることが必要であつた。其故に垂仁天皇の朝に御子代部を設けられたやうに、諸氏(部)族から人を取つて新に直隸又は皇族配下の部民を定められたので、此は政治上からも必要とせられたのであらう。

ミナセ(水瀬、水無)河

ミナシの轉呼。
水の無い川といふ意味で、諸國の川名、地名に之を見るが、本来固有名詞ではなく、水が無いので此名を以て呼ばれるやうになつたのであらう。
(萬四)戀にもぞ人は死にする水瀬河下ゆ吾は拵す月に日にけに
(萬二)浦ぶれてものはおもはず水無瀬川ありても水は行くとふもの
(同)言とくは中は淀ませ水無河絶ゆといふことを有りこすなゆめ
みなそこふ (枕)
「水底」の意を以てオミ(大水)にかゝる枕詞。ミナソツケ「臣」とかかると趣を同うする。
(仁徳天皇御製)ミナソコフ 臣のをとめを 誰やしなはむ(紀)
みなそとぐ (枕)
「水注ぐ」といふ意。オミ(臣)、シビ(鮪)の枕詞。水注ぐ大水(海)とかかり、又海の鮪といふべきを暑してシビにいひかけたのであらう。
(雄略天皇御製)ミナソツケ 臣のをとめ ぼたりとらすも(紀)
(武烈紀)みつくへこもり ミナソツケ しびの稚子を あさりつな 緒の子
ミナツキ(六月)
水無月の意なることは疑がないが、之を六月の別稱とするやうになつたのはいつの頃か判明せぬ。赤人の不慮の歌に六月十五日とあるのはミナツキのモチと訓むもの、やうであるから、飛鳥奈良朝には既に

此稱呼が六月の意に用ひられて居たとおもはれる。
(萬三) ふじの嶺に降りおける雲は六月の十五日に消ぬれば其夜降り
けり

ミナノセ(美奈能瀬)川

① 地の瀬川、即ち貝甲類の住む瀬川の意で、水無瀬の義と説くのは誤である。

② 鎌倉の長谷から海に入る小河を今瀬瀬川といふ。往昔ミナノセ(又はミナセ)川と稱へたのは其である。

③ (萬二) まかなしみされに吾は行く鎌倉のミナノセ川に潮みつなむか

ミナのニフベ(御名入部)

① ミナシロ及ニフベの項下を見よ。

② 孝徳紀に皇子等私有御名入部とある。入部は字については色々の説をなしたものがあつたが、ニフベ(即ちミフベ)の意なることは其項下に述べた通りで、皇子達の御ナシロ(御肴料)たるミフベ(御生部)をいふのである。

みなのわた (枕)

① ミナ(能)の關の意。ミナは介甲類の總稱であるが、この場合には特

に鳥賊をいふのであらう。「か黒」の枕詞である。例

(萬三) ミナのワタ か黒き髪に 一つのまか 霜の降りたる(八〇四)

第十三、第十五、第十六巻にも同一用例がある。

② 註の春陽とする説(契沖)は論ずるに足らぬ。能は和名抄に河貝子の俗字として殷上黒小狭長似人身一者也とあるが、其關が特に黒いとい

ふことを聞かず、河貝子其ものも何を指すのか不明である。

ミナハワキイデキル(水葉稚之出居)神

① 舊訓ミナハワキイデキルとあり、釋紀の説に従つてミツハモロカヤカニと訓するものもあるが意をなさぬ。——訓詁之部参照。

② 神功皇后が神を寄せられたとき三箇男神が於日向國橋小門之水底一所居而、水葉稚之出居神と名乗つたとある。水葉稚は借字で、水泡別の意。——ミナハ、ミナハは通音、之は稚が動詞に用ひられたことを表示する助字である。——橋小門の水底から水泡をわけて出入する神といふことであらう。

ミナフチ(南淵) (地)

① 大和國高市郡の地名。今の高市村南淵である。此附近一帯の舊地名で推古紀に南淵の坂田とあり(次項参照)、中大兄皇子(後の天智天皇)は周孔の教を南淵先生に問はれたとある(孝徳紀)。

② (萬三) 御食向ふミナフチ山の巖には降れるはだれか消え残りたる(萬二〇) まそ鏡ミナフチ山は今もかも白露おきてもみち散らむ

ミナフチ(南淵)の漢人請安

① 推古朝の遺唐學生(紀)。舒明天皇十二年歸朝。大和の南淵に居住した歸化人で、請安は名であらうが、本名が又は支那で稱へた——日本でも用ひた——漢名であるか不明である。中大兄皇子(後の天智天皇)及中臣の鎌足が教を受けた南淵先生は此人であらう。

ミナフチ(南淵)のサカタ(坂田)

① 推古朝鞍作の鳥が此地に金剛寺を建て、南淵坂田尼寺と稱へたとある。サカタは今の高市村の大字で、南淵(古の南淵)に隣する。

ミナベ(三名部)の海

① ミナベはミナ(御)ナ(肴)部の意。供御の肴饌を生産又は調達する部員で、上記ミナシロとして定められたものをいふ。轉じて地名となつたのである。

② 紀伊國日高郡南部郷(和名抄)。今も南部町と稱へる。其沖にある小島を鹿島といふ。

③ (萬三) ミナベの海潮な満それ鹿島なる釣する海人を見てかへり來む

ミナベ(御名部)の埼

① ミナ(水)ベ(邊)の意か。

② 藤原人が來着した佐渡北岸の地點(欽明紀)。所在不明。——和名抄羽茂郡水湊を刊本に美奈也と註してあるので、ミナベの遺跡とするものがあるが、其地は島北でないのみならず、美奈也は誤訓で、高山寺本には美奈止とある。

ミナベ(御名部)の皇女

① 天智天皇の皇女(紀)。生母は蘇我の姪姫。ミナベの造が奉仕したから此名を貰はれたのであらう。

ミナベ(御名部)の造

① 建豐波豆羅和氣王(開化皇子)の裔(紀)。皇室の御一方のミナシロ部の造とおもはれるが、他に所見がない。上記天智天皇の皇女に奉仕し

たものがあつたやうであるが、必しも同系かはあるまい。

ミナミ(南)

① ミナミの語原はキタ(北)の項下に考證した通りである。

② キタ(北)と對向する方位を意味する語であるが、コチ(東)、ニシ(西)と同様に、其方位から吹く風をいふにも用ひられたもの、やうである——キタの項下参照。——例

(萬二〇) 南吹き 雲消登りて 射水河(四〇三)

ミナミ(南)の右大臣

① 藤原武智麻呂の後を南家といふ。萬葉集十九卷に南右大臣家とあるのは藤原豐成のことであらう。

ミナリ(三成) (人)

① 山背大兄皇子の家諱(皇極紀)。勇戦敵を退けたとある。

ミヌ(身野) (地)

① ミヌはマに通ずる接頭語で、ヌ(野)といふ意から地名に轉じたのであらう。サヌ、マヌ、ナヌ、大野の如き地名と趣を同うする。

② 持統紀に伊賀國伊賀郡身野二萬頃の流環を禁ぜられたとある。此身野は後記安寧天皇の皇子師木津日子命の裔なる三野稻置の本貫で、今の名賀郡美濃波多村であらう。

ミヌ(三野)の縣

① 應神朝吉備の御友別の子弟彦が封ぜられた地(紀)。和名抄備前國御

野(美乃)郡とあり、今も御野郡と稱する。古は三野國ともいうた。

ミヌ(三野)の縣主

天武十三年連に昇格、同年更に宿禰を授けられた(紀)。後記三野縣主小根の後であらう。ミヌの縣は河内の若江郡の舊名で式内三野縣主神社は今も中河内郡三野郷村にある。姓氏錄河内神別には美努連をあげ、角瀧魂命三世の孫天湯川田奈命の後とある。

ミヌ(三野)の縣主ヲネ(小根)

星川皇子の從臣(清寧紀)。連坐を恐れて大伴室屋大連に助命を請うたとある。

ミヌ(三野)の稻置

安寧天皇の皇子師木津日子命の裔(記)。同祖に伊賀の須知及那婆理の稻置があるから、上記伊賀國身野の首長といふことであらう。此姓は他書には見えぬ。

ミヌ(三野)の郎女

應神天皇の皇女、御母は弟比賣(記)。ミヌは地名を貢はれたのであらうが、所在を詳にせぬ。紀には此皇女の名は見えぬ。

ミヌ(美濃)の王

天武天皇の召により、菟野郡に參候した人(紀)。彌努、三野王ともかき天武、持統二朝に仕へ、筑紫大宰帥に任ぜられた。系不明。後記三野王とは別人である。

ミヌ(三野)の王

筑紫大宰栗隈王の兄(天武紀)。敏達天皇の御子難波皇子の孫で、橘宿禰諸兄等の父である。天武朝帝紀編纂を命ぜられ、和銅元年治部卿を以て薨去した(續紀)。

ミヌ(三野)の臣

吉備の御女別の兄弟彦の裔(應神紀)。國造本紀には國造とある。

ミヌ(美濃、三野)の國(國造)

東山道の一國で中世以降ミヌと稱へるが、古はミヌといひ、最も早く開けた一郡の稱呼から國名となつたもの、やうである。和名抄本巢に美濃郷(今一色村大字見延)とあるが原地であらう。其故に國造時代に於ても後記の如く少くとも二、三國にわかれ、統一しては居なかつたのである。景行紀に美濃國造神骨とあるのは古事記に見える三野國の本巢國造神大根王のことで、同書日代宮(景行)の段にも畧して三野國造と記されて居る。

ミヌ(三野)の國造

應神朝弟彥命が分封せられ、次で國造と定められたとある(舊)。上記三野臣と同氏である。

ミヌ(三野)の國モトス(本巢)の國造

神大根の王(開化天皇の御孫)の裔(記)。本巢は和名抄には郡名として掲げ、之を毛止須と訓し、今も此名を存して居るが、語義は舊居といふことであるから、國造本表に三野前國造とあるに該當する。其項下參照。

ミヌ(美濃)の里

播磨國飾磨郡の郷名(風)。讃伎國彌濃郡の人が來住したから名を貢うたとある。

ミヌ(見野)の尊

豐國主尊の一名(紀一書)。ミヌは御野の義であらう。

國の字を補うて國見野とした本があるが、豐國主の別名としてはミヌよりも更に縁が遠いやうに思はれる。

ミヌ(美努)村

崇神朝大タタネコノ命を求め得たといふ河内の地名(記)。紀には茅渚縣陶村とある。河内の若江郡の舊名を三野縣といふたことは上記の通りであるが、此人は記にも陶郡耳命の子孫とあるから、茅渚縣に住んで居たものとすべきで、美努は恐らくは智努の誤傳であらう。

ミヌ(三野)の連(魂名)

萬葉集第一卷に春日藏首老が此人の入唐を錢する歌がある。續紀大寶元年遣唐使隨員中に小南監中宮小進美奴連阿麻呂とあると同人であらう。ミヌの縣主の項下參照。

ミヌ(三野)の連イソモリ(石守)

萬葉作家。傳不明。

ミヌ(三野)のウネス(宇泥須)の別

大碓命(景行皇子)の兄押黑之兄日子王の裔(記)。生母は三野(本巢)の國造神大根の女とあるから、ウネスが美濃の地名であることは疑はないが、其名は殘つて居らぬ。案するにウネスは大根の義でモトス(本巢)のことであらう。嫡女の出なるが故に祖父の後をついで本巢の國造となり、ウネスの別と稱へたことばあり得べきである。舊事紀に景行天皇の御子兄彥命の後とあるのは誤傳であらう。

ミヌ(三野)のミチのクチ(前)の國造

前はサキとも訓み得るが、時代の先後と誤まれたる恐れがあるから、ミチのクチと訓するを可とする。

國造本紀に開化皇子彥坐王の子八瓜命が任命せられたとある。八瓜命は記に神大根命一名八瓜入日子王とあるにあたるから、上記三野國之本巢の國造のことをいふのであらう。其項下參照。

諸本に八天命とあるが、延佳に従うて八瓜の誤とすべきであらう。

ミヌ(三野)のミチのシリ(後)の國造

國造本紀に成務朝物部連の祖出雲大臣の孫巨賀夫良命が拜任したとあり、同書物部系譜によれば出雲魂大臣命の子大木食命の後とある。巨賀夫良は恐らくは大木食命の子であらう。ミチのシリは東美濃をいふのであらうが、境域は判明せぬ。

ミヌ(三野)のムゲツ(牟宜都)君

大碓命(景行皇子)の兄押黑日子王の裔(記)。ムゲは釋紀所引上宮

記に牟婁郡とあり、和名抄には武彥(牟介)の字をあて、今武彥郡といひ、本集の東に隣する。——ムゲツの君の項下参照。

ミヌシ(水主)の皇女

舊訓(モム)トリとあるのは主水と誤解したのであらう。
天智天皇の皇女(紀)。生母は山代の栗隈首徳萬の女黒媛とある。栗隈と同郡(久世郡)に水主郷(今寺田村の大字)があるから、此地名を貰はれたのであらう。

ミヌ子(水内)の神

持統朝に奉齋使をばされた信濃の神(紀)。神名帳に信濃國水内郡健御名方富命彦神別神社とある。健御名方富(女神)の女神であらう。東方神社々記等に御子神としたのは南方刀美を男神と誤認した結果で後世の作爲である。水内は和名抄に美乃知と註せられて居るが、語義は水主で、ミツチと同じく水の靈を意味し、恐らくは蛇神とせられたのであらう。

ミヌマ(水沼)〔地〕

和名抄に筑後國三潁(美無萬)郡とある地。今はミツマと稱へる。沼澤地なりしが故に此名を貰うたのであらう。

ミヌマ(水沼)の縣主

ミヌマは上記筑後の地名で古は一縣であつたものと思はれる。景行天皇紀に縣主として猿大海といふもの、名をあげて居る。——サルオフミの項下を見よ。

ミヌマ(水間、水沼)の君

この氏族については色々の傳説がある。

- (一) 道主貴(即ち宗像三女神)を奉養するもの(神代紀一書)
- (二) 景行天皇の御子國背別命の裔(舊)
- (三) 同 武國葦別命の裔(舊)
- (四) 物部氏十四世阿遲古連の後(舊)

右の外に後記の如く水沼別と稱するものがあり、舊事紀によれば景行皇子豐戸別命も三鳥水間君の祖とある。案するにミヌマは筑後のミヌマを根據とする宗像氏族の一派で、景行天皇時代には大に榮え、上記猿大海といふものが首長であつたのであるが、其女が皇族の一員を夫に迎へたので、皇統と傳へられるやうになつたのであらう。物部氏が之を繼承したのも同一事情にもとづくものとおもはれる。

國背別皇子の一名を宮道別といふ(紀)のは宮地嶽を名に貰はれたものと思はれるが、此地の祭神も亦宗像の神である。

ミヌマ(水沼)の別

景行皇子國乳別命の裔(紀)。此皇子は國背別、豐戸別と同腹で、後の二柱は舊事紀によれば水沼君の祖とあるから、恐らくは生母襲の武彥の緣故によつて御兄弟皆水沼氏につかれたのであらう。

ミヌメ(敏馬、汝賣、美奴賣、三犬馬、見宿女)〔地〕

ミル(水松)モ(藻)の轉呼か。——ミルの項下参照。

神名帳攝津國八郡汝賣神社とある地。今此社は武庫郡岩屋村にあり、其地先(都賀濱村以西)が古の敏馬の浦であらうといはれる。攝津

ミネ(三根)の郡

肥前國の郡名(風)。和名抄にも見え、明治年間養父、基肄二郡と合併して三養基郡とした。風土記によれば神崎郡から分立せられた郡で、同郡三根村の名を取つて號けたとあり、神崎郡三根郷の條下には景行天皇の御寢安かりしによつて名を貰うたとある。隣郡にキ(木)、ヤブ(藪)といふ名のある所を見ると、「根」を以て名としたので、ミは接頭語であらう。

ミネ(三根)の郷

肥前國神崎郡三根郷(風)。在三郡西と註せられ、和名抄にもあげてあるが、所在を詳にせぬ。名の義は前項に述べた通りである。

此地名を三根郷にうつしたとあるにも拘はらず、神崎郡にも此郷名があつてあるので錯簡であらうと説くものもあるが、其は郡の創設者(恐らくは大領)海部直島が此地出身者であつたからで、本郷を三根郷中に編入したといふ意味ではあるまい。

ミネフ(美尼布)の命

二方(但馬)國造(舊)。出雲國造と同祖瀧泊一奴命の孫で、成務朝に任命せられたとある。名の義不明。

瀧泊一奴は訓を詳にせぬ。一本にコマイトとあるが意が通ぜぬ。或は誤記があるのであらう。

ミネユ(峯湯)の泉

肥前國高來峯(温泉嶽)より湧出する温泉(風)。

風土記によれば此名は能勢郡美奴賣山の神から移したものであるといふ。若し然りとせば其地は山間であるから、或はミネメの原義は御野村であつたかもしれぬが、萬葉集第三卷柿本人麻呂の歌には「玉藻カニ敏馬」とつづけてあるから、尙ミルメの意に通はして用ひたものとせねばならぬ。

(萬三) 珠藻かる敏馬を過ぎて夏草の野鳥が崎に舟近づきぬ

(萬六) まそ鏡ミネメの浦は百舟の過ぎて行くべき濱ならなくに

(萬三) 鳥づたひ敏馬の崎をこぎためば大和こほしく鶴さはになく

ミネメ(美奴賣)の山の神

攝津風土記(萬葉鈔所引)に神功皇后が筑紫征討に下られるとて諸神を攝津の川邊郡内神前の松原に集めて祈られた時、能勢郡美努賣山の神も亦來會し、自分の住む山の杉の木を伐つて御船に作られたら幸があらうと申上げたので其通りにせられ、凱旋の後此神をミネメの浦に祭り、並に船を留めて神に獻納せられたとある。此はミネメといふ地名の説明にあげられた民譚であるが、能勢郡にミネメ山——今は其名が残つて居らぬ——といふ山があつたとしても、其をミネメと名づけた理由は明ではない。恐らくは武庫郡の神と能勢郡の神との間に何か聯絡があるといふ口碑が残したのであらう。

ミネ(嶺)の縣主ネマロ(泥麻呂)

泥はヒヂとも訓み得る。

雄略朝夷から貢獻した鷹を噛み殺した犬の飼主(紀)。ミネの縣は後記肥前國神崎郡三根郷のことであらう。

ミネラク(美禰良久)——ミミラクの項下を見よ。

ミノ(鏡)

①(鏡)から出た語であらう。——ミの項下参照。

②神代一書にスサノヲの命が青草を結び束かかれて笠鏡としたとあり、神武紀に稚根津彦が鏡笠を着けたとある。恐らくは上代から用ひられたのであらう。

ミノツコ(美濃津子)の娘

①天智天皇の妃蘇我の遠智娘の一名(紀分註)。美濃の子といふ意で、生母又は乳母の名を貰うたのであらう。

みのなげくを (歌詞)

①「實の無物を」といふ意。クは事、物を意味する助語である。——語法要録参照。

②神武天皇の御製に

こなみが 看乞はさば ヲチソバの ミノナケクを こきしひる
ね(記、紀)

とある。ミノナケクは「實のないやつ」といふ意。——コナミ、ヲチソバ、コキシ、ヒエネの各項下参照。

ミハカシ(御佩)

①ミは御、ハカシはハキマシと同語で、ハキ(佩)の敬語である。轉じて貴人の佩刀をいふに用ひられた。

②萬葉集十三卷に「御佩平御池之運葉に(三六六)とあるのは帛と劍といひかけたのか、若くは乎は感動詞的に用ひたので(語法要録参照)、ミハカシ(の)劍といふに同じく、枕詞ではない。

ミハカシ(美波迦斯、御刀)毘賣(媛)

①景行天皇の妃(記、紀)。日向の人、豐國別王の生母とある。

ミハカリ(御量)——ハカリの項下参照。

ミハシ(御橋)山

①播磨國揖保郡の地名(風)。俵を積んで橋を立てたから此名を貰はせたとある。此ハシは梯即ち階段の意であらう。岩似橋といふ一句は蛇足の感がある。

ミハラ(三原)の王

①萬葉作家。舍人親王の子、天平勝寶元年中務卿を以て卒去(續紀)。

ミフ(壬生)

①天武天皇御大葬の際大海宿禰鸕鷀が壬生の事を誅した(紀)。ミフは御生(生産地)の意で御料地のことないひ、大海宿禰が之を管掌したのである。釋紀に御封戸の事也とあるは稍々其意を得て居る。

②壬生とかくのは任生の義によるもので任は支那でも略して壬とかいた例がある。然るに語義及字義を無視して當推量を以て御産部の義又は御産出の故事なりとしたのは、宣長の語をかりていへば「いとをさなき説」である。次項にあげるやうに壬生部といふ民部もあり、此大

葬の場合のみについていふも、諸王の事、宮内、大舍人、兵衛、内命婦、膳職、大政官、法官、理官、大藏、兵政官、刑官、民官、諸國司の事を次に誅したとあつて、其々所管の事を申上げたと解すべきであるから、大海宿禰が御料地のことを最初に誅したのは最も然るべきことのやうに思はれる。此天皇が大海皇子と稱へられたのも大海宿禰が壬生に奉仕したからである。

ミフ(壬生)の直ヲノコ(夫子)

①夫子は或はセノコと訓むのかも知れぬ。

②孝徳朝壬生連麻呂と共に常陸國行方郡を創設した人(風)。連家の支族と思はれる。——其項下参照。

ミフ(壬生、乳)部

①皇極紀に乳部此云美文と訓註してある。

②上記御生を耕す民部で、御田部と性質を同うする。仁徳朝皇子イサホ別の命(後の履中天皇)の御名代として壬生部を設定せられ(記、紀)、推古紀にも十五年二月庚辰朔定壬生部とある。又尾張の尾綱根命は其外孫女が生みまゐらせた應神天皇の皇子女十三柱の御爲に壬生部を定めて奉養した(舊)。

③ミ、ニは通音であるから、ミフベに乳部又は入部といふ字をあてたが——ニフベの項下参照——乳部は尙ミフベと稱へたことは上記訓註の通りで、皇極朝蘇我蝦夷父子が今來に壽陵を作る爲に上宮(既皇子)の乳部の民を徴發したとある。御名代のミフベを御名入部(紀)、ミコシロのミフベを子代入部とかいた例は大化二年の紀に見える。この入部をイルトモと訓することの誤なるは其項下に述べた。

又壬を略した生部をミフベと訓ませたともおもはれることは次項に考證する通りである。

ミフ(生部)の連トラ(虎)——イクベの連の項下を見よ。

①生部といふ姓は此外萬葉、續紀、後紀等にも見え、イクベと訓まれて居るが、名の所由が詳でないから、或は壬生部の壬を畧したものでミフ(壬生)部と稱へたのかも知れぬ。御子代を子代とかき、御田部を田部と記する等例のあることである。

ミフ(壬生)の連マロ(麻呂)

①常陸の人(風)。孝徳朝同族壬生直夫子と共に行方郡を創建したとある。此姓は他に見えぬが、上代壬生部の存したころには必ず其遺又は連があつた筈であるから、姓氏録に擧げられて居らぬのは壬生部廢止と共に轉姓した爲とせればならぬ。

②姓氏録河内神別に大宅臣と同祖とせられた壬生臣は恐らくは地名から出たのであらう。

ミフ(壬生)のモロシ(諸石)

①肥後國皮石郡の人(紀)。持統九年在唐多年の勞苦を鑑み爲め賞賜せられたとある。百濟教授軍の兵士で、唐軍の捕虜となつたものであらう。壬生部の部民で、モロシは其名である。

ミフキ(御吹伎)の玉

①ミホキの音便。
②ミは敬語、御賀玉の意である。

④(大殿祭)瑞八尺瓊御吹、五百部御統ノ玉ニ
玉に限らず横刀、倭文、馬等をあはせて御統の神寶と稱へたことは出雲國造神寶詞にも見える。——禮はあて字である。——「めでたい玉」「めでたい神寶」といふ程の意である。

吹をフキとよみ、眞金吹くのフクの意と解して礫石を溶解して作つた硝子玉の一種とするのが考古學的新解釋であるさうだが、京都大學で行はれた「出雲上代玉作遺物の研究」によれば、之を立證すべき根拠は見あたらぬといふことである(同書三三四頁)。さりながら硝子質の珠玉があり得たことは疑がなく、ホギ玉の訛のフキ玉に「吹」の字をあてたのも式の編纂當時吹玉が存したからであらう。但しこの條下のフキ玉は前後の語のつゞきから見てもホギ玉であらねばならぬ。

ミフネ(三船)山

萬葉集第三卷、第六卷、第九卷に「瀧の上の三船の山」とある。大和國吉野郡宮瀧(今の中莊村)の東方茶臼の東南にある山が之に擬せられて居るが、其は吉野の宮を宮瀧と豫断しての推定説で、「瀧の上」といふにもあはぬやうであるから、尙考究を要する。

ミヘ(三重)の郡家

天武天皇が大和から美濃に蒙塵のとき御經由の地(紀)。雷雨に逢ひ衣裳が濡れたので、一民家を焚いて煙をとられたとある。和名抄に伊勢國三重(美倍)郡とある地で、今も此名を存し縣名にも用ひられた。雄略朝の三重の采女(記)も此地の出身らしく、萬葉集九卷にも次の如く詠まれて居る。
吾が疊ミヘの河原の磯のうらにかくしもがもとなくかはづかも

ミヘ(三重)の里

播磨國賀茂郡の地名(風)。一女人が笥を搦つて布に巻むとて腰をまげた所が立つことが出来なくなつたから三重と名づくたとある。此説明は勿論附會で、或は三戸の意であつたかもしれぬ。

ミヘ(三重)村

伊勢國の地名。——後の三重郡は之から出たのである。——倭建命が吾足知三重勾而甚瘦といはれたから、其地を三重と號くと古事記に説明せられて居るのは信するに足らぬ。名の所由は上記播磨の三重里と同一であらう。

如三重勾而といふ句をミヘノマガリナシテと訓み、糠餅(和名抄にマガリとある)の三重に旋れるをいふと説かれて居るが(記傳)上代にマガリ餅(今のネヂパンやうのもの)が存したと思はれず、またナス(ノ)といふ語は動詞ではないからナシテと活用することは出来ぬ。案ずるにミヘのゴトマガリテと訓み、三重は倍字で御覽の義とすべきであらう。即ち壺のやうに勾がつたといふことと思はれるが、前文タギ野の説明と同様に地名について後日案出せられたものやうである。

ミホ(美保、美大、美穂) [地]

ミは接頭語、ホは秀の意から出て高地、高角の呼稱に用ひられたものやうである。

出雲國島根郡の地名(風)。本來岬角の名であるが、郡名となり(和名抄)、今美保(八東郡)と呼ばれる。出雲征討神將來帝の時、事代主神は此磯で釣魚して居たと傳へられる(記、紀)。風土記に大國主神の子

御穂須々美命の眞座地であるから美保と名づくたとあるのは本末顛倒である。

ミホ(三穗)の石室

萬葉集三卷に博通法師紀伊國三穗石室作歌として
ハタスキキ久米の若子がいましけむ三穗の石屋は荒れにけるかもとある。今の日高郡三尾村(日の御崎)が之に擬せられて居る(紀伊名所圖會)。久米稚子は仁賢天皇の御幼名で、御潜伏になつた石屋は播磨にあるのであるが、此歌は岩屋を見て弘計、億計二王の古事をおもひよせて詠じたのであらう。

之を大伴氏の遠祖の率ゐた來目部の稚子なりとする説はとらぬ。久米部は軍隊のことで、假に其部の小傭がかくれたといふ古事があつたとしても、イマシケムといふ敬語をもちひて追懐する筈がない。

ミホ(見穂)の浦

駿河國三保の崎の砂嘴によつて圍まれた入江。今の清水港である。

ミホ(御大)の君クロヒメ(黒媛)

延佳本に君を臣にあらためたのは根拠を明にせぬ。
物部氏十二世水蓮子連の妻(舊)。御大君の祖の女とある。ミホは諸方にある地名であるが、此氏の本質及出系を詳にせぬ。

ミホ(美保)山

播磨國印南郡大國里の地名(風)。神功皇后が御殿石を求めに讃岐國

から御渡御になり、御慮も定まらぬうちに、石作連大來が之を發見したから美保山といふとある。伊保山ともあるから、ミ(御)イホ(慮)山の約なることは疑がない。

ミホコ(御戈)の命

久比岐國造(舊)。大和直と同祖で崇神朝に任命せられたとある。久比岐は越後の頸城郡のことで、若し崇神朝任命に誤なしとすれば、大産命の供奉員が此地方に残留したものと思はれる。

ミホスミ(御穂須々美)の命

ミホは地名、スミは清淨身の意。
出雲國島根郡美保郷に鎮座する神(風)。大國主が高志の勢奈宜置波比賣命を娶つて生ませた兒とある。神裔で且美保の神の齋主であつたから此名を貰うたのであらう。——此神から地名が生まれたとあるのは本末顛倒である。

ミホツ(三穗津)姫

高皇產靈尊の女で大物主に配せられた神(紀一書)。神名帳には大和國城下郡村屋坐彌富郡比賣神社をあげて居る。恐らくは大和の國つ神(土產)で、大物主の配偶であつたと傳へられたのが、更に高皇產靈尊と結びつけられたのであらう。名の義は不明であるが、ミホは大和の一地名ではなからうか。

ミホト(美富登)

古事記に安寧天皇の御殿は在^二歌火山之美富登^一とある。ミ(御)は敬

語、ホトは秀所の義である。陰部をミホトというた例はあるが、此ミホトは原義によるものである。——ホトの項下参照。

ミホドリ(美本村里)

ニホドリの轉呼。——其項下を見よ。

三島にとき ミホドリの かづき島づき(記)

ミホワケ(御穂別)の命

針間の鴨(播磨の賀茂)國造市入別の父(舊)。上毛野同祖とある。此國造任命を成務朝とする國造本紀の記事に誤がないとすれば、ミホワケは畧(御諸別)と同世代の人で、ミホ(御穂)とミモロ(御室)も同義であるから、或は御諸別の一名であるかも知れぬ。

ミマ(御馬)の皇子(王)

御間(地區)の意で、皇室の御料地をいふ。

履中天皇の皇子(紀、記)。市邊押磐皇子の同母弟で、雄略天皇の爲に殺害せられたとある。ミマは御料地の意から轉じた地名であらうが所在を詳にせぬ。今磯城郡多村に味間(アチマと稱へる)、添上郡東山村に水間といふ大字があるが、必しも上代のミマの跡と断定することは出来ぬ。

ミマキ(御間城)の天皇

崇神天皇の御名御間城入彦五十瓊殖尊の畧稱。——其項下を見よ。

ミマキ(御間城)姫

崇神天皇の皇后(紀)。大彦命の御女とある。記には御眞津比賣命とあるから、御間即ち御領地の城の姫君といふ意であらう。

ミマイリヒコイニエ(御眞木入日子印惠、御間城入彦五十瓊殖)の命(天皇)

崇神天皇の御稱號(記、紀)。開化天皇の御子で、御母は伊勢賀色許賣命とある。ミマイは上記の如く皇后の御居住地であるが、之に就かれたのでミマイ入彦と申上げたのであらう(イリヒコの項下参照)。イニエの語義は不明であるが、孝昭天皇の御名をミマツ彦カエシネ(香殖稻)の命と申上げる所を見ると、同じく御間の縁語でイナウエ(稻種)の約であるかも知れぬ。

ミマシ(汝)

ミ(御)マシ(座)の意で、第二人称敬語である。——マシの項下参照。

ミマセ(御馬瀬) (地)

雄略天皇が行幸せられた吉野の地名(紀)。大和志によれば池田の庄麻志口村(今の大江町増口)のことであるといふ。名の義不明。

ミマタ(水派)の宮

水派此云三美麻多と註してある。

産人大見皇子の宮居(用明紀)。後記水派色に存したのであらう。

ミマタ(水派)邑

城上の舊名。武烈朝信濃の男丁を發し、此地に城をつくらしめたから城上といふとある(紀)。——今の北葛城郡馬見村にあたる。——キノへの項下参照。

ミマツヒコ(御眞津日子、觀松彦、彌麻都比古)

御間即ち御料地の貴人といふ意であるから、廣く皇族の稱呼に用ひられたもの、やうで、孝昭天皇の御冠稱の外に、意岐(隱岐)及長(阿波)の國造の祖に觀松彦伊呂止命といふ人があり(舊)、播磨風土記にも大、三間津日子命及彌麻都比古命の名をあげ、神名帳によれば、阿波國名方郡にも御間都比古神社がある。

ミマツヒコ(彌麻都比古)の命

播磨國讚容郡邑賣里の人(風)。井を治り糧を造して吾占多國といふたから其地を大村と號くとある。出自は不明であるが、ミマツヒコと名乗つた所を見ると皇族の一員であつたと思はれる。

大和國磯城郡多村に味間といふ大字がある。今はアヤマと呼ばが、往時はミマといふ事もあり得る。或は此地出身なるが故にミマツ彦とよばれ、郷土の名を移して新住地をオホと號づけたのかも知れぬ。

ミマツヒコ(觀松彦)イロト(伊呂止)の命

長(阿波)國造韓背足尼九世の祖並に意岐(隱岐)國造十狹彦五世の祖(舊)。同人が同名異人が判明せぬが、皇室の出で、子弟であることは名によつて明である。——ミマ及イロトの項下参照。

長國造は成務朝、意岐國造は應神朝の任命とあるから、若し同人とすれば世代に大なる齟齬がある。いづれか一方が誤記であらう。

ミマツヒコ(御眞津日子、觀松彦)カエシネ(阿惠志泥、香殖稻)の命(天皇)

孝昭天皇の御稱號(記、紀)。ミマツヒコは冠稱で、御名はカエシネの命である。——其項下参照。

ミマツヒメ(御眞津比賣)の命

崇神天皇の皇后(紀)。大毗古命の女とある。紀に御間城姫とあるにあたる。其外に記には崇神天皇の御同腹の御妹にも同名の皇女あけて居る。紀には此皇女は見えぬが、其故を以て誤傳とするのは早計である。案するに御名の義は御間即ち御領地の貴女といふことであるから一人には限らなかつたのであらう。

ミマナ(任那、三間名)の國

朝鮮半島南東諸小國の總名。加羅、安羅、新二岐、多羅、卒麻、古婁、子牟、散牛、下國、乞支、稔禮の十國に分れた(欽明紀)。宋書、南史、南齊書等には、日本の國書に使持節都督倭百濟新羅任那秦韓百國諸軍事安東將軍倭國王と記された。國朝との交通は日本紀によれば崇神天皇の六十五年に始まる。其當時からミマナと稱へたかは疑問であるが、御間城(崇神)天皇の御名を貢はせて彌麻那と號したといふ説がある(垂仁紀一云)。支那、朝鮮の古書に此名稱の見みゆ所を見ると、我國から與へた稱號とする説は根據のある事であらう。ミマは御領地の意で、ナは接尾語として替く用ひられた語である。支那書に任羅とも

記されて居るから、或はミマラが訛つてミマナ(ニマナ)となり、昔によつて任那の字をあてたのかも知れぬ。

みまのみこと (歌詞)

ミマはミウマの約。
ミ(御)ウマ(味)ミコ(皇女)の意、——ミコトとミコは略し同義である。——孫の敬語。

酒をいきたてまつる(續紀)
元正天皇五節舞の御歌)天つ神ミマのミコトの取りもちて此豊御

このミマのミコトは阿倍内親王(後の孝謙天皇)の御事をいひ、今帝(聖武)に豊御酒たてまつるといふ意である。——イキタテマツルの項下を見よ。

ミミ(耳)の皇子(王)

體天皇の皇子(紀、記)。生母は三尾ノ倭媛とある。ミミは御身の意で、單に敬稱であるから、區別稱呼があつたのを選したのであらう。或は三尾のミミの皇子と稱へられたのではあるまいか。——坂田の皇子の郎君の項下参照。

ミミガのミネ(耳我嶺)——ミカネのタケの項下参照。

ミミタリ(耳垂) (人)

豊國御木の川上に占據した土豪(景行紀)。ミミタリは御身足の義で尊號であるが、朝敵なるが故に筆誅の意を以て耳垂の二字を用ひたのであらう。——九州土豪の名には此やうな例が少くはないのである。

ミミナシ(耳成、耳梨) (地)

ナシは弊梨、高梨等の如く地點稱呼に多く用ひられる語で、ノ(助語)ス(稱)の轉呼と思はれる。——ミミは或はマミ(猫)と同語で、此種の小歌が棲息したので此名を貰はせたのではあるまいか。

大和の地名。今の磯城郡耳成村である。推古朝こゝに行宮を設けられたことがあり(紀)、ミミナシの池と稱する池もあつたやうである。

(萬二) み、なしの池しうらめし 吾妹兒が來つ、かつがば水は瀧れ 乃

ミミナシ(耳成、耳梨) 山

上記耳成邑にある丘。其北方にある香山、西方にある畝火山とな併せて三山と稱へられ(風)、畝火山を他の兩山が爭奪したといふ傳説があつたらしい。

(萬) 高山は 畝火を愛しと ミミナシと 相あらそひき 神代より かくなるらし 古も しかにあれこそ うつせ身も 妻をあらそふらしき

(同) 高山とミミナシ山とあひしとき立ちて見に來し印南國原 播磨風土記にも阿菩大神が大和の三山鬪争の仲裁に赴かんとしたといふ傳説がある。

尤恭紀に新羅人が畝傍山と耳成山を歎美して、「ウネメはや、ミミはや」というたので口禰を得たとあり、萬葉集一卷藤原宮御井歌(三)にも此山を耳高としてある所を見ると、或はミミ嵩とも呼ばれたのかも知れぬ。眞淵は高の字を爲と改め、雅禮は「無」の誤記としたが、輕率に断定することは出来ぬ。

ミミラク(美彌良久)の濟(崎)

肥前國值嘉島の地名(風)。川原浦の西の濟をいふとある。五島福江島の北岸で、今も三井樂といふ地がある。萬葉集十六卷にミミラクの崎とあるのは其西北角をいふのであらう。

風土記萬葉集ともに刊本には美彌良久とあるが、續後紀に曼樂と書いてある所を見ると、彌は彌の誤寫であらう。

ミメ(彌賣)嶋

敏達紀に遠卒日羅の遠族婦人を得て盡く之を殺し、此島に捨てたとあり、蓋姫島也と註してある。羅波の姫島をいふのであらう。——ヒメ島の項下参照。

ミメチコ(身女兒)の刀自

ミメチコを誤訓としてミメコ、ミメツコ、マナコ等と改調したものがあつたが、尙舊訓を可とする。

御女孃兒の意。チコの原義は神裔で、神に奉仕するもの、稱呼に轉用せられたが、こゝでは女性である事を明示せんが爲、ミメ(御女)を冠したのであらう。刀自は婦人の敬稱。——テコ及トシの項下参照。

(萬二) 母にまつりきや めづ子の刀自 父にまつりきや ミメチコの刀自(三六八)。

ミモヒ(御水)

ミは美稱、モヒは眞水の轉。——其項下を見よ。

(催馬樂「飛鳥井」) あすか井に宿りはすべし 陸もよし 御モヒもさむ

しん馬草もよし

ミモロ(御諸)

ミムロの轉呼。

ミ(御)ムロ(室)の意。ミヤ(御屋)と同じく神の居所をいふ。

ムロ(室)は其項下に述べた通り、一種の家づくりで、新室の如く家屋と同義語に用ひられ、ミムロも亦ミヤ(宮)と同じく宮殿又は神社の意になるのであるが、大物主の神のミムロ(ミヤ)が最有名であつたので、ミモロといへば直ちに三輪山と了解せられるやうになつた。さりながら三輪山以外に高市にも御諸の岳があり、ミモロツク鹿背山とも詠まれ(後記参照)、後世はオムロといふ形に於て他の土地の呼稱にも用ひられ、又地名ならぬ場合にも祠堂の意を以て此語を用ひた例もあるのである。

(雄略記) ミモロにつくや玉垣つき餘したにかもよらむ神のみや人 (赤猪子の歌)

(萬) 吾が宿に ミモロを立て 枕邊に 思案をすふ(四〇)

(萬二) 春日野にいつくミモロの梅の花さかえてありまてかへり來むまで (神樂「神」) 神樂に木綿とりしててたが世にか神のミムロといひそめにけむ

ミモロ(三諸)山

神代紀一書に大三輪神が大國主神に對つて吾欲往於日本國之三諸山一といふたあり、崇神朝に此神即ち大物主の神を三諸山に祭つたとある(記、紀)。——新に此地に鎮坐したといふ意味ではない。——大和

の磯城郡に在つて今も三輪山と稱へる。

高市郡神岳又は雷岳もまた三諸山と稱へるので(カミナカノ項下參照)、歌詠に見えたミモロ山はいづれをいふか判明せぬ場合もある。

初瀬の三諸山

(萬二) ミモロの其山なみに見等が手を巻向山はつきのよろしも
(萬二) 味酒のミモロの山に立つ月の見がほし君が馬の足音ぞする
飛鳥の三諸山

(萬三) かむなびの 三諸の山は 春されば 春霞たろ(三三七)——次
句に「明日香の川を帯にする」とある。

(同) 神なびのミモロの山にいふ杉おもひ過ぎめや昔むすまてに
〔右反歌〕

(同) 月に日に行きかはれども久にふるみもろの山のとつ宮とこる
——飛鳥の離宮を詠じたのである。
不明のもの

(萬三) ミモロは 人の守る山(三三三)

ミモロ(三諸)のカムナビ(神奈備)山

御室(宮)の神の杜といふ意。——カムナビの項下を見よ。

前項の歌にも見えるやうにカムナビのミモロともいひ、普通名詞で、固有の地名ではないのであるが、高市のカミナカ(神岳、雷岳)をミモロのカムナビと稱へたことは其項下に述べた通りである。龍田のカムナビ山(今の神南山)も亦三室山と稱へられるが、左記の歌詠は飛鳥のカムナビをいふもの、やうである。
(萬二) ミモロの カムナビ山に 五百枝さし 繁に生ひたる つが
の木の(三三三)——神岳登臨の歌とある。

(萬六) ミモロの カムナビ山に 立ち向ふ 御垣の山に(二六〇)

ミモロツク(三諸着、三諸就)

御室(宮)を突くといふ意。ミモロ立と同義で、準枕詞に用ひられたのである(ミモロの項下參照)。「ミモロにつくや玉垣つき餘し(記)」とあるのは御室共ではなく、玉垣のことであるが、尙構築の意を以てツクといふ語が用ひられたことの一證とすべきである。

(萬六) ミモロツク 鹿背山の際に 咲く花の 色めづらしく(二〇六〇)
(萬七) ミモロツク三輪山見ればこもりくの初瀬の楡原思ほゆるかも

萬葉集十九卷に「春日野にイツク御室の梅の花」とあるのもツクにイを接頭したものであらう。此歌によつてミモロツクは御諸イツク(誓)の約とするものがあるが、春日にミモロといふ地はないから、こゝは巫詞にも見える通り、春日にて神を祭る爲にミモロを設けたことをいひ、丹生王が「我宿にミモロを立て」と詠じたのと趣を同する。——イツクを祭の意に牽強せんが爲に、第七卷に「木綿かけて祭ミモロの神さびて(三三七)の祭をしひてイツクと訓したのは随である。

ミモロト(見諸戸)山

御室處の意。

山城國宇治郡宇治村大字萬道に三室戸山三室戸寺といふ寺がある。行基菩薩の開基と稱せられる古刹で、地名を貰うたものと思はれる。
(萬七) 珠くしげミモロト山を行きしかばおもしろくして古おほほゆ

ミモロワケ(御諸別)の王

彦狭島王(豐城入彦皇子の孫)の子(景行紀)。父の後を襲いで東國の

統治に任じたとある。ミモロは御室の意で、東國に於ける王の居邸若くは其から出た地名であらう。

ミヤケ(屯倉、屯家、官家、三宅)

ミ(御)ヤ(風)ケ(禾)。

ミヤは此場合皇室を意味し、ケはウケ(稻)の義に用ひられたので、皇室の禾穀を收藏するといふ意味でミヤケと稱へられたのであらう。

御料地の收穫を蔵することの外に、遠隔の地の貨物を一々都に運ぶ勞を避ける爲に各地に倉庫を設けられたので、記録に残つた最古いものは垂仁朝に創設せられた來目の屯倉(紀)、景行朝の倭の屯家(記)、神功皇后が韓地に定められた内官家(紀)又は渡屯家(記)等である。其後も次々に屯倉を増設せられた。

屯倉、屯家、官家の字をあてたのは意譯であるが、後には多く三宅と書いた。之は三宅處とあるべきを處を略したのであらう。後世宅又は家をヤカの假字に用ひるやうになつたが、宅(家)にはヤカといふ訓はあり得ぬ。

ミヤケ(三宅)の吉士

天武十二年述に昇格(紀)。後記入石の外他に此氏人は見えぬ。恐らくは難波吉士の一支で、ミヤケといふ地に居住したが故に之を姓としたのであらう。和名抄によれば攝津の島下郡、河内の交野郡、高安郡に三宅郷がある。——後記三宅連(官稱)とは別氏と思はれる。

ミヤケ(三宅)の吉士イリシ(入石)

天武朝新羅派遣副使(紀)。

ミヤケ(三宅)の原

萬葉集十三卷に

打久津 三宅の原ゆ 直土に 足ふみゆき(三三三)
とある。屯倉のある地の原といふことであらうが所在を明にせぬ。

ミヤケ(三宅)の連

田道間守(天日槍の裔孫)の後(紀、記)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏録には宿禰姓は見えず、天日槍の後として三宅連をあげて居る。史書には見えぬが、往昔俱馬に屯倉が設けられ、其田部の連に此氏が就任したので姓となつたのであらう。

ミヤケ(三宅)の連イハトコ(石床)

天武朝伊勢の國司(紀)。

ミヤコ(京)〔地〕

ミヤ(宮)コ(處)の意、ミヤのある所はみなミヤコで、大ミヤトコロ(帝都)に限らぬから萬葉集一卷には「宇治のミヤコの假履しおほほゆ」など用ひた例もあるのである。——後世大ミヤトコロと混同せられた嫌がある。

豐前國の地名(景行紀)。天皇の行在の地なるが故に名づくところ。和名抄に京都(美夜古)郡とある地で、行在の遺跡は今の京都郡神田村大字津積にあるといはれる(豐前志)。

ミヤコ(宮處)野

豊前直入郡の郷名(風)。—今都野村と稱へる—朽野の一部

分て景行天皇が行在所を設けられたからミヤコ野といふとある。

風土記に郡南に在りとあるは誤であらう。又萬葉集十一卷に「朽野山夕居る雲の」云々とあるのは必しもこの山をさしたるものとはいへぬ。

ミヤズ(美夜受、宮實、宮酢)比賣(媛)

ミヤズは宮栖の意。豪族の居住地をいひ、其嫡女なるを以てミヤズヒメと稱へたのであらう。

倭建命の寵を得た尾張の貴女(記、紀)。記には尾張國造の祖とあり、紀には尾張氏の女と記されて居る。熱田縁起には稻種公の妹とせられて居るが、稻種公といふ人があつたとすれば、舊事紀尾張氏系譜に第十二世建稻種命とある人とせればならぬ。然るに同系譜にはミヤズ媛をあげて居らぬのみならず、建稻種命は成務朝に尾張國造に任ぜられた乎止與命の子とあるから、年代が齟齬する。案するに乎止與命の配眞敷刀俔と同じく、尾張大印岐即ち海人系の豪族の嫡流であるから尾張國造の祖といはれたのであらう。乎止與命は實に妻(又は母)の縁によつて此氏を相續したのである。—テハリの國造の項下参照—熱田縁起に掲げた歌によれば此女性性は比加彌阿彌古ともよばれ、神名帳にも愛智郡に火上抽子神社をあげて居るから、其居住地は水上即ち今の大高であつたのであらう。

ミヤス(宮首)の別

宮首を道に改めたものがあるが、孝德紀に見える宮首阿彌陀は釋紀にミヤスと訓して居る(次項参照)。首をスの假字に用ひた例は他に見えぬが、同をもスと訓むから有り得ぬことではない。

倭建命の子建貝見王の後(記)。此王子の母は吉備の建比賣とあるから、此ミヤスは次項にあぐる備中のミヤセ川の地であらう。ミヤスの語義は前項の通りである。

舊事紀に従つて宮道別と改記したのは早計である。同書の宮道別の祖は稚武王とあり、建貝見王とは異腹である。宮一字を同する故を以て、系脈の如何にか、はらず、同一氏と見なすことは餘りに大膽であるといはればならぬ。

ミヤス(宮首)のアミダ(阿彌陀)

宮首を道にあらため、ミヤチと改訓したのは理由のないことである。孝德朝遣唐使判官(紀)。出身不明。阿彌陀は此時代以降往々人名に用ひられて居る。

ミヤセ(宮瀬)川

備中國賀夜郡の川名(風)。伊勢御神社の東にある川で、河西者吉備建日子命之宮造此三世王宮之故仍名「宮瀬」とある。文意が通ぜぬが、ミヤ(宮)があるからミヤス(宮栖)といひ、轉じてミヤセとなつたのであらう。—前項宮首別は此地の首長と思はれる。伊勢神社は今も吉備郡總社町大字福井にあるから、此川は其地の細流であらう。

ミヤチ(宮道)の別

日本武尊の子稚武王の後(舊)。ミヤチは宮道の意で、地名であらうが所在を詳にせぬ。—和名抄に參河國寶祿郡宮道(美也知)郷をあげて居るが、近江の健部君と同祖とあり、且此王子の御母兩道入姫も山城の人であるから、參河とは縁が遠いやうにおもはれる。

國姓氏録には見えぬが、仁明朝に宮道宿禰吉備麻呂(續後紀)、光孝朝に宮道朝臣益といふものがある(三代實錄)。後者は山城國宇治郡の大領であるが、其外女孫が宇多天皇の女御となり、醍醐天皇を生みまゐらせたので大に世にあらはれ、子孫雄川氏と稱した。さりながら同氏系譜には物部守屋の後とあるから、宮道別とは全然別氏であらう。案するに舊事紀の景行天皇系譜には他にも誤謬が少くはないから、或は此天皇の御子國背別皇子の一名を宮道別とある(紀)のがまざつたのであるまいか。先學舊事紀を無價値の偽書と罵りながら、此一氏のみについては同書を正とし、之によつて古事記を改竄したのは大矛盾であるといはればならぬ。

ミヤチワケ(宮道別)の皇子

景行天皇の御子國背皇別皇子の一名(紀)。生母は饗武媛とあり、後裔中に水沼君があるから、ミヤチといふ名も筑前の宮地嶽から負はれたのであらう。

ミヤツコ(造)

ミ(御)ヤ(屋)ツ(助語)コ(子)。

ミヤは神又は貴人の居所をいひ。コは專屬の總稱で、後裔の意をも家謀の意をも含むから、其によつてミヤツコは宮裔の義にも、御家謀の意にもなるのである。

上代のカバネ(榮稱)。國造、伴造の如く用ひられ、國造は其國(郷)を經營した祖神の宮裔を意味し、—クニミヤツコの項下参照—伴造は民部を率ゐて奉仕する御家謀の義で、多くは皇室直隸部の首長のカバネに用ひられた。御名部の造、鳥取の造、馬養の造、舍人の造等が其

例である。

造をミヤツコにあてたのは國造の祖先是皆其國(郷)の經營者で、古語では國土經營をクニツクリといふたからである。—國作大己貴命(紀)、國作坐大神、所造天下「大神(出風)の如き例が少くはない—されば御家謀の意にはあたらぬのであるが、伴造にも流用せられたに過ぎぬ。

ミヤツコ(造)媛

中大兄皇子(後の天智天皇)の妃(紀)。蘇我倉山田石川麻呂の女で、姉に代はつて皇子に嫁したが、石川麻呂が讒を蒙つて横死するに及び、傷心の餘り病歿したとある。

ミヤチ(宮出)

宮に出るといふ意で、參殿をいひ、マキア(マウア)と同義である。回を

ミヤト(宮戸)彦

日本武尊の從臣(紀)。美濃の弟彦を召喚に遣はされたとある。葛城の人とあるから、ミヤトは大和の葛城の地名であらう。今も南葛城郡吐田郷村にミヤト(宮戸)といふ大字がある。

ミヤトコロ(宮處)の王

ミヤトと訓むのかも知れぬ。天武紀に見える諸王であるが、系譜を詳にせぬ。

ミヤトコロ(宮處)の郷

肥前國神崎郡の地名(風)。在二郡西南とある。和名抄に美也止古呂と訓せられ、今の城田村にあたるやうである。風土記には景行天皇の行宮を作った地であるから宮處といふと説明せられて居る。いづれにしても貴人の宮居の跡といふ意なることは勿論で、琴木の岡(其項下参照)は恐らくは其宮に住んだ貴人の墳墓であらう。

ミヤヌシ(宮主、屋主)

ミ(御)ヤ(屋)ノ(助語)ヲシ(大人)の約。
神宮の主君といふ意と、貴族の家即ち御家の主との兩義がある。奇稻田姫の父足名稚の神がヌサノチの命から任我宮之首といはれたから稲田宮主と號したとあり(記)、應神天皇の妃矢河枝比賣(宅媛)が宮主と冠稱せられた(記、紀)のは明に神宮奉仕者たることを意味するのであるが、次項の如く貴人の稱號に用ひられた屋主は寧ろ御家の長の意であらう。

ミヤヌシ(屋主)オシヲ・タケヲコリ(忍男武雄心)の命

屋主は舊訓ヤヌシとあるが、敬語を加へてミヤヌシと訓むべきであらう。敬語のミの文字を昇したのは子代、田部等の例もあるのである。心はコイ(又はコロ)の假字であるから、ココロと訓んではならぬ。

武内宿禰の父(景行紀)。一云武猪心とある。記には此名は見えず、建内宿禰の父は彦太忍信命とせられて居るが、孝元紀に彦太忍信命是武内宿禰之祖父也とある所を見ると、武雄心命を其子とする傳が存し

たのであらう。ミヤヌシは家長の意、オシ男は大人、タケヲは武男の首長の義で、コイは敬稱である。コイの項下参照。
屋主とあるので此人を舊事紀及姓氏録に見える屋主田心命の訛傳とするものがあるが、屋主は固有名詞ではないから、一人には限らぬのみならず、之を除いては語義上兩者を同一人と推定すべき理由はどこにもないのである。

ミヤヌシ(屋主)タコリ(田心)の命

屋主をミヤヌシと訓むべきことは上記の通りである。田心を男心と改めたのはさかしらで、姓名録にも田心とあり、神代紀に田心姫といふ神名もあるから、タゴリ(田心)を名とする人のあつたことは少しも異とするに足らぬ。タココロ(又はチココロ)と訓むことの誤なるはいふまでもない。

高志の國造市入命三世の祖(舊)。阿閉臣の祖とある。姓氏録右京皇別伊賀臣、阿閉ノ間人臣、道公、音太臣等の祖とある彦屋主田心命と同人で、大彦命の孫、大和與命の子であらう。屋主は家長の意、タはトに連じ足、富の語幹、コイは大人の義である。

此人を上記屋主忍男武雄心命と同一視せんとすることの無謀なるはいふまでもない。

ミヤヌシ(屋主)トネ(刀禰)

陸奥の菊多國造(舊)。建許呂命の子とある。屋主は上記の如く家長の意、トネはトノ(殿)に通ずる敬稱である。トネの項下参照。
此一條刊本には誤字が多いが、延佳本に之を改訂した。但し刀禰は舊によつて乃禰とあるが、ノネといふ語はあり得ぬから、國造考の説

の如くトネ(刀禰)であらねばならぬ。

ミヤヌシ(宮主)ヤカハエ(矢河枝)比賣

應神天皇の妃、丸瀧の比布禮の意(富美の女(記))。紀には宮主宅媛とある。ミヤヌシは神宮の宮主のことであらう。ヤカハエヒメの項下参照。

ミヤヌシ(宮主)ヤカヒメ(宅媛)

應神天皇の妃、和珙臣の祖日觸使主之女(紀)。上記矢河枝比賣と同である。ヤカヒメの項下参照。

ミヤノセ(美夜能瀬)川

萬葉集十四卷國土末劫東歌に
うちひさつミヤノセ川のかほ花の戀ひてか寝らむきそも今夜も
とある。宮の瀬川の意であらうが、所在を詳にせぬ。吉備の宮瀬川とは關係はない。

みやのぼり (歌詞)

勢之媛皇后の歌に
つぎれふ 山代川を ミヤノボリ 我がのぼれば
とある(紀、記)。「御彌上り」の意で、今一首の御歌に「山代川を川上り」とあるに對して「愈上り」といはれたのであらう。宮上りの義とするのは理由のないことである。

ミヤビ(美也備)、ミヤビヲ(遊士、風流士)

ミヤ(宮)、ビ(活用語尾)。

宮廷風の意。轉じては華奢風流の義に用ひられた。萬葉集に遊士、風流士とあるのも宣長説の如くミヤビヲと訓むのであらう。

梅の花夢にかたらくミヤビたる花と吾が思ふ酒に浮べこそ
遊士と吾は開けるを宿かさず吾をかへせりしこの風流士
海原の遠き渡を遊士の遊ふを見むとなづさひぞこし
なとめ等が がさしの爲に 遊士が かつらの爲と(三九)

ミヤヒト(宮人)

天武紀十年の詔に凡百寮諸人恭敬宮人二過之甚也、或謂其門二謁己之訟、或擗幣以媚於其家、自今以後若有如此者隨事共罪之とある。宮人は令義解に婦人仕官者之號號とあり、或は婉近公卿の義と解するものがあるが、この宮人は其意ではなく、ミヤヌシと同じく神の宮人といふのであらう。古事記にも次の二用例がある。
(雄略天皇の巻) み諸につくや玉垣つき餘したにかもよらむ神のミヤヒト(引田赤猪子の歌)
(允恭天皇の巻) ミヤヒトのあゆひの小鈴落ちにきとミヤヒトとよむ里人もゆめ

後の歌は大前小前宿禰が舞ひ歌ひながら出て来て降を乞うたのであるが、宮人を大宮人又は穴穗皇子の味方と解しては意が通ぜぬ。脚結に小鈴をつけたのは神前に舞樂を奏する装ひで、其鈴が落ちたのは思むべきことであるから、神の宮人のみならず里人も思めといふ意である。大前小前宿禰が此歌(恐らくは神樂曲)を口吟したのは兄弟相戦ふことは神の思ひたまふ所であるといふことを諷したので、其意は次の文に於て伊呂兄王二無及兵若及兵者必人咲と明示せられて居る

のである。

ミヤヒトアリ(宮人振)

前項にあげた「宮人の御結の小鈴云々」の歌を記に宮人振といふと記されて居る。樂曲の名で、其意は宮人即ち神前奉仕者のうたふ曲調といふことであらう。

ミユキ(三雪、深雪)

ミは接頭語で、單に雪といふと同義である。ミ山、ミ空のミと同用例に屬する。

萬二) ミユキ降る 冬の林に つむじかも い巻き渡ると(一九)

ミラ(蒜)

ミ(接頭語)ナ(菜)の轉呼。

菜即ち野菜の義であるが、其香のあるものをカミラと稱へ(其項下参照)、畧してミラといひ、蒜類の總稱とせられた。和名抄には菰を大ミラ、菰を小ミラと註し、字鏡には菰をナメミラ、菰をタダミラと訓してある。此語は音便により今では専らニラと稱へられる。

ミル(水松)

ミラ(蒜)の轉呼か。

ミラに似たモ(藻)であるからミルモ(ミルモ)といひ、畧してミルとのみいふやうになつたものと思はれる。和名抄に水松狀如松而無葉和名美流、楊氏漢語抄云海松同上とある。

萬二) 布肩衣の ミルの如 わけさがれる かふのみ(八五)

ミルカシ(海松櫃)姫

肥前國松浦郡賀里の土蜘蛛(風)。景行朝大屋田子の爲に滅された。ミルカシは松浦唐縁起(標註所引)に見留加之庄とある地で、今佐志村の内に見借といふ大字が残つて居る。

ミルマサカリニ(願所之間)

此云ニルマサカリと訓註してある。

マサカリはマサカ、アリの約。——マサカの項下を見よ。

「見る正在に」即ち眼前といふ意であらう。

(神代紀一書) 又通首願所之間則有ニ化出之神

見聞録または見眼録とする説もあるが、いかにこじつけても願所之間の意にならぬ。見サキは眺めやることであるが、これは一願の別那とせれば意が通ぜぬ。

ミロナミ(美呂波)の神

ミロナオミの約か。

大國主神六世の孫(記)。ミロは地名であらうが所在を詳にせぬ。

ミワ(美和、三輪)(神)

ミ(御)ワ(權)。——ワの項下を見よ。

神標、靈廟の意。神の義に轉用せられた。

貴人の陵墓は皆ミワと稱へられたのであらうが、特に大物主神の靈

廟の意に用ひられ、其地を三輪山といひ、其神をも大三輪の神と稱へるのみならず、後にはミワといへば此神の意と解せられ、神の字をあてるやうになつた。神祇の大三輪氏を大神ともかくのは之によるものであるが、ミワと神とは決して同義語ではない。

有名な三勾傳説は神婚譚を三輪山の名義説明に結びつけたものであるが、附會であるから論理にあはぬ點があり、勿論信するに足らぬものである。されば紀に此説は採用して居らぬ。

ミワ(神酒)

米麴の轉音(ミヤ)から出た語であらう。

舒明紀に神酒をミワと訓し、和名抄祭祀具中にも日本紀私記を引いて美和と註してあるが、古くはミキと稱へられたことは崇神紀神功紀の歌によつても明である。味酒ミワとつづけた場合の外(ワマサケの項下参照)、ミワが酒の意に用ひられたといふ確證はなく、後世に於ても之を耳にせぬ所を見ると、奈良朝時代に一時流行した外來語と思はれる。萬葉集二卷に

哭深の杜に三輪する 離禰新吾が大君は高日しらしぬ(三〇)

とあるのはノムを禰と飲とにいひかける爲にことさらに用ひたものであるから、特別の例と見ればならぬ。ミワ(神酒)はすゝ得べきものではないが、この場合には容器といふ語を畧したので、第十三卷には「五十串立神酒座奉神主部のうすの玉かけ見ればともしも」(三三三)とあるのである。但し此神酒をミワと訓するは柱に膠するもので、こゝではミキと訓んで然るべきである。

ミワ(三輪)(地)

和名抄城上郡大神郡とある地で、今も三輪町(磯城郡)と稱へる。三輪の社(大神大物主神社)があるので地名となつたのである。

ミワ(三輪、神)の君

大タタネノの命の後裔(記)。大ミワの君ともいふ(其項下参照)。三輪大神の司祭たるによつて此名を負つたのである。

ミワ(三輪)の君アツマヒト(東人)

孝徳朝の人(紀)。三輪、栗隈君東人ともいふ。——其項下参照。

ミワ(三輪)の君オホクチ(大口)

孝徳朝の不正國介(紀)。

ミワ(三輪)の君コヒト(子首)

天武朝の人(紀)。伊勢の國司の介とある。五年の紀に大三輪の眞上田の子人の君とあると同人であらう。——其項下参照。

ミワ(三輪)の君サカヘ(逆)

敏達朝の人(紀)。天皇崩後穴穂部皇子に忌まれて物部の守屋の爲に殺されたとある。大三輪の逆、君と同人で、逆はサカヘ又はサカシとも訓せられ、酒部又は酒師の意、三輪神社の香酒であつたが故に此名を負つたのであらう。逆の字をあてたのは佛法反對者なるが故で、後人の筆跡である。——オホミワのサカヘの君の項下を見よ。

ミワ(三輪)の君シコア(色夫)

孝徳朝の人(紀)。新羅に差遣せられたとある。——ミワのシヨアの君の項下を見よ。

ミワ(三輪)の君タケチマロ(高市麻呂)

天武朝の人(紀)。壬申亂に大伴の吹負の軍に参加したとある。

ミワ(三輪)の君ネマロ(根麻呂)

刊本には麻の字を脱して居る。

天智朝新羅征討將軍(紀)。

ミワ(三輪)の君ミカホ(甕穂)

孝徳朝の人(紀)。

ミワ(三輪)の君ムサシ(身狹)

地名としては身狹は常にムサと訓せられて居るが、此場合に限り、舊訓ムサシとあるのは何か理由のあることであらう。狹に改調する、とは出来ぬ。

雄略朝の人(紀)。御馬皇子と親善であつたとある。名の義不明。三輪の磐井附近に居住したものの、やうであるから、高市郡身狹とは無關係であらう。

ミワ(三輪)の君ヲササキ(小鶴)

舒明朝の人(紀)。采女を討したことが露顯して自削したとある。

ミワ(三輪)のイハキ(磐井)

ミワヒト(神人)——クマヒトの項下を見よ。

姓氏録に擧げられた神人といふ姓は次の三氏である。

(攝津神別) 太田田福子命の裔

(河内神別) 天御中主十世の孫天諸神の裔

(和泉神別) 高麗人許利都の裔

舊訓は三氏ともにミワヒトとあるが、三輪の神主即ち太田田福子命の裔の外にミワヒトといふべき筈がない。少くとも許利都系は高麗人の裔なるが故に、コマヒトと呼ばれたのが、クマと訛り「神」の字をかり用ひたものと思はれる。

ミワヒト(神人)ハラフト(腹太)——クマヒトのハラフトの項下を見よ。

ミキ(御井)村

播磨國讃容郡の地名(風)。ミマツ彦の治井の處とある。清泉があつたから名づけられたのであらう。

ミキ(三井)の社

賀茂御祖神社の古名(山城風土記)。齋倉(地名)の三井社とある——タテクラの項下参照。——建角身神、伊賀古夜日賣、玉依日賣の三柱が祭られて居るから、三身の社と稱へたのが三井と訛つたとあるが、恐らくは清泉によつて名を得たのであらう。

ミキツヒメ(御井津比賣)

御馬皇子(履中天皇の御子)が死に臨んで詛はれた井(雄略紀)。三輪にある石井であらうが、遺跡不明である。通説には岩坂村(今の朝倉村)の大字の岩坂井を之に擬して居る。

ミワ(三輪)のクリクマ(栗隈)の君アツマヒト(東人)

孝徳朝の人(紀)。三輪君東人ともいふ。三輪君氏で山城の栗隈に住したから複姓を以てよばれたのであらう。

ミワ(三輪)のシヨア(色夫)の君

孝徳朝法頭に任ぜられた人(紀)。シヨアは名で醜身の意であらう。

ミワ(三輪)のヒケタ(引田)の君ナニハマロ(難波麻呂)

天武朝の人(紀)。高麗に差遣せられたとある。ヒケタは三輪の一地名で、神名帳に城上郡曳田神社とある地。——ヒケタの赤猪子(紀)も此地の人であらう——三輪君の一支である。

ミワ(三輪)のフムヤ(文屋)の君

山背大兄皇子の從臣(皇極紀)。フムヤは名で書屋の意であらう。

みわたとのりかみ (歌詞)

齊明紀童謡に

ミツタドノリカミ、チノヘダナ、ヲフクノリカキカ

とある。下二句は「尾上田を雁雁が食ふ」といふ意であるから、——マヒラクツノケレツレの項下参照——上二句も亦「神田處の御座」であらう。ミカリのミは接頭語である。

日子坐王(開化皇子)の女(記)。丹波道主王と同腹とある。ミキは井泉によつて號けられた地名であらうが、所在を詳にせぬ。近江國滋賀郡の三井であらうといふ説がある(記傳)。

ミキネコ(三井根子)

兼北國造(舊)。吉備津彦の兒で、景行朝に拜任したとある。和名抄筑後國御井郡(現在三井郡)の豪族を相續したが故に、三井の根子とよばれたのであらう。吉備津彦は恐らくは吉備武彦のことと、天皇に供奉して筑紫征討中、三井の土豪の女に生ませた子ではあるまいか。

ミチ(落)、ミチツクシ(落標)

水尾の意で、水脈就中河川の可航水脈をいふのである。之を表示する杖をミチツクシと稱へる。

(萬二) 遠江いなさ細江のミチツクシ吾をたのめてあましもものを(萬三) ミチツクシこゝろつくして思へかもこゝにももとな夢にし見ゆる

ミチ(三尾)

和名抄近江國此郡三尾郷。今も此郡に三尾村がある。釋記所引の上宮記には瀨平國高島宮とあるから、上古附近一帯をミチの郷と稱へて居たのであらう。垂仁朝以來皇族の領地であつた。

(萬七) 大御舟はて、さしらふ高島のミチの勝野のなぎさしおもほゆ(萬八) 思ひつゝ、來れど來かれてミチの崎真長の浦をまたかへり見つ

ミチ(三尾)の君

垂仁皇子勢衝別命の裔(紀、記)。

ミヲ(三尾)の君カタフ(加多夫)又はカタビ(堅城)

繼體天皇の妃倭比賣の兄(記)又は父(記)。カタフ、カタビは同語で、韻通である。——カタフの項下参照。

ミヲ(三尾)のツヌヲリ(角折)の君

繼體天皇の妃稚子媛の兄(記)。三尾の君の氏人で、角折は其名であらう。

ミヲサキ(御尾前)

ミ(御)は敬語、サキは尾と前との意で、前鋒、殿後といふことであらう。

(記國譯) 即八重事代主神爲三神之御尾前而仕奉者遠神者非也

む

ム(産)、ムシ(生)

ム(身)又はメ(女、芽)と同源から分化した語で、シは活用語尾。

生産の意。今ではウミ、ウムと活用するが、古はムとのみいうたらし(無活用)、之に「爲」の意のシを添付してムシといふ形に於て活用したものの、やうである。

(仁德天皇御製) 雁卵ムときくや(記、紀)

(萬二) 河上のゆつ岩むらに昔ムサズ常にもがもな常少女にて

ムカウ(無何有)の里

莊子に見える理想郷で、其意は字の通りである。

(萬二) ころをなしムカウの里におきてあらば藤狐の山を見まく

ムガシ(牟賀之)

ウムカシの約。——其項下を見よ。

置異記に喜なムガシビと訓してある。ウム(オム)が約せられてムとなることは發音上あり得べきである。

(萬二) しら珠の五百つ集へを手にむすびおこせむ海人はムガシクもあるか

ムカツ(向津媛)——ムケツヒメの項下を見よ。

ムカツ又(向津野)

仲哀紀に國縣主の祖熊野が魚鹽の地を献り、自穴門至向津野大濟爲東門と申上げたとある。從來句讀を誤つて向津野の大濟とつづけて讀み、固有地名として豊前國宇佐郡向野郷(和名抄)を之に擬したが、向野(今速見郡立石町の大字)は海濱の地ではなく、且熊野の領土が宇佐地方まで及んで居たとは思はれぬ事であるから、こゝは向ひの野即ち對岸の意に解すべきである。此紀に韓地を向津國と記したことによつても證とせられる。

ムカデハチノヒレ(吳公蜂之比禮)

蜈蚣と蜂とをさける護符。——ヒレの項下参照。

(記、大國主神話) 亦來日夜者、入吳公與蜂室、且授吳公蜂之比禮、

敬如先

吳公が蜈蚣の省字であることは記傳の説の通りである。

ムカハキ(行麿)

向穿の意、向塵につける器具をいふ。和名抄にも行麿は行磨也和名ムカハキとある。

(萬二) すこも敷き青菜煮もち來うつはりにムカハキかけてやすむ

此きみ

此歌のムカハキは向塵の意で足を空にして安息して居る人といふ意とおもはれる。昔の低い屋根に在つてはアゲタラ(榻)に仰臥した人が足を梁にかけることも出来たのであらう。——ウツハリの項下を見よ。

ムカヒツノヲのキキノホフイツのミタマ・ハヤサガリ

(向賀男聞襲大歴五御魂速狹勝)の尊

舊訓は多少違つて居るが、語義上右の如く訓むべきものと思はれる。訓詁の部参照。

向津の雄の間恐れる殿の御魂、ハヤ(南)人の避ける神といふ意であらう。

神功皇后に託して征韓の建議をした神(紀一云)。天皇が速狹勝といふ名を惡み給うたとあるから、ハヤサガリ(速崩に通ずる)と稱へた事は疑がないが、本義はハヤ人即ち南人(華人ともかく)が避ける神といふことである。

ムカフス(向伏)

雲について用ひられる形容語で、地平線に向ひ伏すといふ意と思はれる。俯伏といふに同じく、今の語に直せばハフ(巻)といふことであらう。

(萬三) 天雲のムカフス國の武士といはえし人は(萬三)

(萬四) 此てらす 日月の下は 天雲のムカフス極み(萬三)

(萬三) 白雲の たなびく國の 青雲のムカフス國の 天雲の 下なる人は(萬三)

(新年祭祝詞) 青雲ノ鶴極、白雲ノ坐坐向伏限

ムカモモ(向股)

俗語にムカフズネといふやうに、ムカモモは股の前面をいふのであらう。
〔記上〕 堅庭者於向股踏那豆美、如沫雪二散散而
モモはマタと同語から出たもので、兩つ相向ふにより、モモといふのであるから、兩股是正相向故云向股とある私記の釋、内股の意なりとする書記傳の説には従はれぬ。眞福寺本に向於股とあるのは誤字であらう。

ムク(尨)

モ(茂)クの轉呼。——モ(茂)が純日本語なることは其項下に述べる通りである。
〔茂く〕といふ意。今尨の意にのみ用ひられて居るが、古語は多くは原義によつて用ひられた。例

ムクラ(菘)

モモキ(蓬)——彌ムクの轉呼。

モクサ(艾)——茂草の意。

タカムク(高尨)——高茂處の意。

マキムク(巻尨)——眞木茂處の意。

モクサカ(牟俱佐加)

〔續紀詔五〕 佐太加牟俱佐加無過事授賜……年實豐牟俱佐加を得在

ムクノミ(牟久木實)

木實はミの假字で、コノミと訓するは誤である。——カクノミの項下参照。
ムクはミ(實)キ(木)の轉呼。
ムクは果樹の意。椋に限られたのは後世のことで、楳(桑實)の字をあてた例もある(天武紀)。ムクノミは果樹の實のことで、ムクノコノミといへば果樹の木實となつて語が重複する。
〔記・大國主神話〕 爾見其頭與公多在、於是其妻以牟久木實與赤土授其夫故昨破其木實含赤土唯出者其大神以爲昨破與公唯出而

ムクハラ(尨原)

今いふ椋の實と赤土とを咬んでも血のやうな赤い唾が出ようと思はれぬから、此ムクノミは楳の如き赤い色素を多く含んだ果實であつたと思はれる。大國主神傳傳説中此一項は極めて興味のあることで、石灰をシリの葉に包んで咬み、赤い唾を吐く習慣がマレー・ポリネシア諸島に存することをおもひ合はすべきである。

ムクラ(菘)

蘇我の稻目が寺にあつた家のあつた土地。今の高市郡飛鳥村大字豊浦である。寺は尨原寺といひ、勅命によつて焼かれ、後厩戸皇子が再建せられたのを葛木寺と稱へた。廣嚴寺とも豊浦寺ともいふ。——ムクラは茂キ原の意であらう。

ムクラ(菘)

ムク(尨)ラ(接尾語)。

草の尨々たることなをいふ。

和名抄に本草を引いて菘草和名毛久良とあり、字鏡には菘及菘に牟久良といふ訓を興へて居るが、モクラ(又はムクラ)は汎稱で、菘はカナムクラ(桑科)と稱するものである。

〔萬二〕 牟具良はふ郎しき宿も大君のまさむと知らば玉しかましなむ(七九)

ムクラフ(菘生)

ムクラ(菘)、フ(生)。
菘草の茂生した所をいふ。

〔萬四〕 いかならむ時にか妹を牟具良布のけがしき宿に入りてませなむ(七九)

ムゲ(身毛)の君

姓氏録左京皇別に牟義公は大推命の後とある。後記ムゲツの君と同氏であらう。ムゲは和名抄美濃國武藝(牟介)郡とある地。今武儀郡と稱へる。語義は詳にし得ぬが、或は茂禾から出たのかも知れぬ。

ムゲ(身毛)の君ヒロシ(廣)

天武天皇の從臣(紀)。

ムケ(身毛)の君マスララ(丈夫)

雄略朝の人(紀)。吉備弓削部虛空を召喚する爲に同國に派遣せられたとある。

ムゲツ(身毛津、牟宜津)君

景行天皇の御子大推命の裔(紀)。記には此皇子が三野國造の祖神大根命の女兒比賣を娶つて生ませた押黒弟日子王の裔とある。舊事記に景行天皇の子弟引命の後とあるは右の弟日子の誤傳であらう。

ムコ(智)塔

モコ轉呼。——其項下を見よ。
和名抄に續爾雅云女子之夫爲婿作聲發和名無古とあるが、原義はモコ(庶子)であらう。

〔龍馬傳〕我家(我)いへは とばり帳をも たれたるを 大君きませむ(七九)

ムコ(武庫)の行宮

孝德天皇が有馬の湯から御還幸の途次滞在せられた行宮。——次項参照。

ムコ(務古、武庫)の水門

和名抄に攝津國武庫郡武庫(無古)郷とある。此地を流れる川を武庫川といひ、其下流がムコの水門である。務古、武庫は勿論あて字であらうが、名の所由を詳にせぬ。神功皇后の御舟が難波につき得ずして此水門に引かへしたとあり(紀)。應神紀三十一年諸國から貢した五百隻の舟が武庫の水門に集り、新羅の調舟もここに泊したとあるから、其ころの要津であつたのであらう。

ムサ(身狹)

ムサはハヤブサ(ハヤムサの音便)と同種類に屬する鳥名であらう。

ハヤアサ及ミサゴの項下参照。

大和國高市郡の地名。古の築坂の地にあたり、今の白根村大字見瀬は其説であらうといはれる(地名辭書)。鳥名を負ったものらしく、其隣地に鳥屋といふ地名もあるのである。

ムサ(牟邪)の臣

天押帶日子命(孝昭皇子)の裔(記)。後記國造と同家であらう。ムサは和名抄上總國武射郡とある(今山邊郡と合して山武郡と稱へる)地である。

此地名はムサシと同じくム(實)サ(麻)から出たものと思はれる。ムサは大和語ではムシといひ、ムシ衣、ムシ袋の如く用ひ、今もカラムシ(草麻)、イラクサ(毒麻)等と稱へ、アイヌ語でもムセ又はモサといふ。隣國にフサ及ユフキといふ名のある所を見ると植物を以て名としたことは奇とするに足らぬ。

ムサ(身狹)の臣

仲大兄皇子(後の天智天皇)と約婚のある蘇我の倉山田麻呂の長女を誘拐した人(紀)。族人とあるから蘇我臣氏で、居住地ムサを以て稱呼としたのであらう。鳥大臣、林臣等類例がある——孝徳紀に蘇我臣日向字身刺とあると同人で、倉山田麻呂の異母弟であるが、兄を殺して死に陥れたとある。

ムサ(身狹)の君カツシ(勝牛)

刊本に狹身とあるのは轉寫であらう。蘇我の蝦夷の腹心(紀)。姓氏錄攝津未定蕃別中に吳國王青清王の後

モンガはモミノコ(子)の説で、モミはマミ(猫)と同語であらう。

ムササビは木末もとむとあしびきの山のさつをに違ひにける

みくに山木ぬれに住まふムササビの此待鳥知吾が待ちやせむ

(三三九)

第六卷の歌は天平十一年天皇高野に遊獵の時小獸堵里の中に獲走すといふ詞書があつて、獸名俗云「牟佐々毗」と註してある。和名抄も之によつて俗云としたのであらうが、萬葉の「俗云」は「邦語で」といふ程の意味で、俗語といふことではあるまい。

ムサシ(武藏、无邪志、胸刺)の國

ムサは上記武邪(武射)と同じく實麻の意、シはス(稻)の轉で聚落を意味するのであらう。

古い地名であるが、孝徳朝國郡制定以前には葛飾と知夫との間にある地域のみの呼稱であつたやうである。武藏の字はムサの二音を表示するのみであるから、古はムサとも呼ばれたのであるかも知れぬ。國造本義には无邪志、胸刺の二國に分けてあるが、いづれもムサシと訓む外はないから、時代又は地區に多少の相違があつたとしても、同じ地方をさすものと思はれる。

ムサシ(武藏、牟邪志、胸刺)の國造

天徳日命又は其子建比真鳥命の裔(紀、記)。國造本紀には次の如く二つに分けて記されて居る。

(一) 无邪志國造。成務朝、出雲臣の祖名は二井之字迦諸忍之神狹命

牟佐吳公といふ氏もあるが、此は後記身狹ノ村主の後胤であらう。

ムサ(武社)の國造

成務朝和邇臣の祖彦宜郡郡命の孫彦忍人命が拜任したとある(舊)。上記牟邪臣と同氏であらう。

ムサ(身狹)の村主アラ(青)

雄略天皇の龍臣(紀)。樞機に參與し出て、吳國にも使したとある。スケリ(村主は借字)は歸化人の多く用ひたカバネで、大和のムサに居住したから、此稱號を以て呼ばれたのであらう。姓氏錄には吳の孫權の男高之後也とあるが、吳といふ字によつて後日附會せられたので、恐らくは樂浪在住の支那人の歸化したものであらう。

ムサ(身狹)のツキサカ(桃花鳥坂)の上の陵

宣化天皇の御陵(紀)。ツキサカは神武紀に築坂邑とある地である。其項下を見よ。

ムササビ(鼯鼠)

ムサ(鳥名)、サビ(活用鼯尾)。

歌でありながら鳥のやうに飛行するので、ムサめかすといふ意で名を得たのであらう。

和名抄に本草云鼯鼠一名鼯鼠、象名苑註云、狀如猿而肉翼、似蝙蝠一能從高而下、不能從下而上、常食烟火烟、聲如小兒者也、和名モミ俗云ムササビとあり、和名本草にも鼯鼠にモミと訓してある。今もモモンガといひ、栗鼠科に屬する肉翅を有する小動物である。——モ

十世の孫兄多比命が拜任した。

(三) 胸刺國造。岐閉國造の祖兄多毛比命の兄伊佐知直が拜任した。兄多比と兄多毛比とは同一人を二様に傳へたものと思はれるから、一本には兩者ともに兄多毛比としてある、此岐閉は武藏の播戸で、木初ムサシの播戸の造と稱へたのが、後には單にムサシの國造とよばれるやうになつたものと了解せられる。

ムサシ(武藏)のタマ(玉)川

和名抄武藏國多磨(多婆)郡とある地から流出し、在原郡と橋樹郡との境を流れて東京灣にそぐ川であるが、其名は多磨といふ地名から移つたものと思はれる。——タマ川及タマの郡の項下参照。

ムサバ(六鯖)「人」

萬葉作家。天平八年遣新羅使隨員とある。契沖の説によれば淳仁紀寶仁八年の條下に六人部連鯖とあると同人で、之を略して六鯖と記したのであらうといふことである。

ムシ(虫)

マ(動物)シ(虫)の轉呼。——マ及シの項下を見よ。一般に虫類を意味し、音便によつてウジとも變化し、蛆の意に用ひられる。

ムシの原義は昆虫には限らず、廣く動物を意味したやうで、——漢字の虫も亦同様で、楚辭には虎を大虫といふとある——鱒介類もまた

ムシと稱へられ、之と區別する爲に昆虫をば特にハフムシといふのである。

むしかめのとう [歌園]

催馬樂「大岸」に「ムシカメのとう犀角の采」とある。愚案抄に「さいを入るる筒也、むしかめは虫のくひたるかたをほりたる也」とあり、守部は半益食の轉として「六まで二づつ並ぶなムシといひて勝とす」と註してあるが、こゝは犀角に對するものであるから材料名であらねばならぬ。カメの原義はカミ(神)で、虫の神の意を以て魚類の稱呼に轉用せられたもの、やうであるから、古はムシカメ(虫神)とも稱へられたのであらう。若し然りとせばムシカメのトウは鱧甲の筒の意である。

ムシナ(猪)

ムシは上記虫の原語。ナは接尾詞ネの轉呼であらう。
和名抄に説文云猪似狐而善睡者也、漢語抄云無之奈とある。垂仁紀には牟士那と假字書し、推古紀には猪にウシナと訓して居る。今も此名を以て呼ばれる。

ムシフスマ(牟斯夫須麻)

ムシはムサ(實麻)の轉呼。——ムサの臣の項下を見よ。
藤麻科植物の稱呼。葉披に肉芽を生ずるからムサの名を得たので、今も苧麻をカラムシと稱へる。此麻を以て製した金をムシフスマといふのである。
(須勢理毘賣の歌) あやかきの ふはやが下に ムシフスマ にこやが下に「記」

ムスメ(息女)、ムスコ(息男)

ムスメ、ムスコの轉呼。
御栖女、御栖子の義で、御曹子といふに同じく、本初は敬稱であつたが、今では産の子、産の女といふ意味に了解せられて居る。其は産をム又はムス(終止形)といふからであらうが、語構成法上ムスコ、ムスメといふては産む子、産む女となつて、ウミの子、ウミの女の義にはならぬ。此語の古い用例は次の催馬樂に見えるのみである。
(我門) わが名を知らまく欲しからば 御園生の あやめの那の大領の まなムスメ おとムスメとこそいはめ
此場合には尙敬語と解せられる。
語義上ムスメ(御栖女)、ムスコ(御栖子)といふ語は古くから有り得た筈であるが、假字書した例が古書に見えぬのは、上代の氏族制度では子女は母と共にツマ屋に住み、ミス(本宅)に居住しなかつたからであらう。記傳には女の字を盡くムスメ又はミムスメと訓したが、尙ムスコ、ミムスコといふ語を用ひることを避けたのは自説に不安があつたからであらう。

ムセ(咽)、ムセビ(咽飲)

ムシ(蒸)の轉。
蒸の意から轉じて鬱々たることをいふのではあるまいか。萬葉集三卷には「心ムセつゝ涙しながる(四登)」とある。之に活用語尾ビをつけたムセビは噎又は硬咽の意味に轉用せられたが、更に轉じて喉につかへることをも口語ではムセルといふのである。
(萬) 白たへの袖別るべき日を近み心にムセビ哭のみし泣かひ

學麻梨の念は柔かなものであるから、ニコヤ(和やか)とつゞけたので、蒸衣の義とするは誤である。

ムシロタ(席田)のイツヌキ川

和名抄美濃國席田郡(今本巢郡に屬す)。催馬樂に「むしろ田のいつぬき川」とある川は行藤抄によれば、同郡に伊都貫村といふ村があり、イトヌキといふ小川が流れて居るとあるが、今所在を詳にせぬ。ヌキ川は支流の意(其項下を見よ)、齊川とせられたが故にイツヌキ川と稱へたのであらう。

ムスビ(産巢日、産靈、魂)

ムスはムシ(身爲)の音便、ヒは靈能を意味し、活用語尾としても用ひられる。——ヒの項下參照。
ムスビの原義は林形を作るといふことであるが轉じて、團結の意となり、タマ(團魂)、ココロ(凝々)と同じく靈魂の義にも轉用せられたのである。
高ミムスビ、神ムスビの神を始め、和久ムスビ、火ムスビ、生ムスビ、足ムスビ、魂留ムスビの如く用ひられ、ミタマ即ち靈神を意味する。記に産巢日と書いたのは假字で、祝詞等に魂の字をあてたのは義譯である。紀は之を折衷して産靈としたが、生産の意のないことは生ムスビ、足ムスビを「生」足を生ずる神とは解し得られぬことによつても明白である。
(身)・ムシ(身爲)が産の意となるのは轉義で、之を原語とするのは誤解である。ことに之をムスメ(女)に引つけて説くのは俗解である。——次項參照。

ムタ(共)

モ(諸)タ(接尾語)の轉呼。
ムタ(又)と同源から分化したので、ムタは「共」又は「隨」の意に用ひられた。
(萬) 涙のムタ 彼よりかくより(三)
(萬) かしこきや命かがふり明日ゆりやかえがムタ 寝む妹なしに(二)(三)

ムツカリ(憤、發憤)

紀に憤、發憤をムツカリ又はムツカミ(ムツカヒ)と訓してあるから、古語でないとしても、奈良朝には用ひられて居たとおはれる。語原は明にし得ぬが、ムツキ又はウツキといふ語の派成語で、ムツカシとも用ひられるのである。尙考究を要する。

ムツキ(睦月)

ムツキの轉呼。
芽月の意であらう。春季第一月をいふのである。睦月があて字であることは勿論で、本月、身月とする説も亦牽強の嫌がある。二月をキサラギ(木更月)、三月をヤヨヒ(彌生)といふによつても芽月なることは疑がない。

ムツキ(楳)——モツキの項下を見よ。

ムツキ(六繼)村

播磨國賀古郡の地名「風」。景行天皇が別の處と始めて密事をなし給うた所なるが故に名づくところがあるが、附近にミツキ(御杯)江といふ地のある所を見ると、ミツキ(調)の轉呼であらう。浪崎島聲共諱とあるから、海濱の地であらねばならぬが、今所在を詳にせぬ。——標註に今飾磨郡御野村字御着を之に擬したのは従はれぬ。

ムツタ(六田) (地)

大和國吉野郡の地名で川をへだて、大淀町にも分属する。——大淀町に属する地区は北六田村といふ。——萬葉集に六田の川、六田の淀とあるのは此地である。

〔萬九〕かはづ鳴くムツタの川の川橋の根もころ見れどあかね君かもし (萬七) おとに聞き目にはまだ見ぬよし野川ムツタの淀をけふ見つるかもし

ムツミ(六見)の宿禰

物部氏三世出雲醜大臣の子「蒼」。小治田連の祖とある。同母弟に三見宿禰といふものがあるが、名の義を詳にせぬ。或は同一人が二様に傳へられたのであるかも知れぬ。

ムナ(身)(胸)

ムはミ(身)と通ずる。ナは接尾語ナと同語。

後世はムネの形に於て専ら胸の義に用ひられるやうになつたが、古は軀幹を意味したことはムナカタ(身像)、「オキツトリムナ見るとき」(八千矛神歌)等其例が多い。後例を記傳に胸の意として居るが、「オキツトリ」といふ枕詞はミナ(水)といひかけたので、胸の意も含まれては

居るが、胸のみに限るとするのは窮屈な解釋である。

ムナカタ(何形、宗像、宗形) (地)(族)

天照大御神の誓によつて化生した三女神の鎮座地(記)。何形之奥津宮、同中津宮、同邊津宮とある。和名抄に筑前國宗像(牟奈加多)郡とある地で、今も此名を存する。延佳本舊事記頭註に引いた西海道風土記には三社に其々靈代を奉安したから、身形といふと説かれて居るが、信州諏訪神社の祭神南方刀美神(神名帳)、天降神將に反抗した建御名方神(記)のミナカタも同語とおもはれるから、原義はともかくも氏族名から出たものとせねばならぬ。此神を奉養する氏族を何形君といひ(記、紀)、其占據地の對岸がスハ(周芳)の國と稱へられる所を見ても、今スハカ(周防)といふのは其説である——信濃の諏訪と無關係であるとはいひ得ぬ。

ムナカタ(宗像)の大神(神)

上記宗像三女神の總稱「風」。天から崎門山(今の鐘岬)の事であらうに降られたとある。應神紀にも阿知使主が奥から連れて来た工女の一入を此大神が所望せられたので、兄媛を献つたとあり、播磨風土記に賀部の條下にも此神のことが見える。雄略朝凡河内直香賜を遣はして祭らしめられたとある宗像神も同一神で、神名帳に宗像神社三座としてあげられ、今も田島村に存する官幣大社である。

ムナカタ(胸形、胸方、胸肩)の君(朝臣)

上記ムナカタの大神を奉養する氏族(記、紀)。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。姓氏錄に河内神別宗像君は大國主命六世の孫吾田片隅命之後、右京神別宗形朝臣は大神朝臣同祖吾田片隅命の後也とあるが、舊事紀賀茂、大神系譜に見える阿田賀多須命(大田田福古命の父)の後胤中には之をあげて居らぬ。案ずるに上記の如く賀茂氏と同族なるが故に、祖先を之に託したのであらう。防人日記所引風土記に大海命子孫今宗像朝臣是也(栗田氏墓訂古風土記逸文に據る)とある大海は大海の誤寫であるまいか。

ムナカタ(何形)の君トクゼン(德善)

天武天皇の紀日子娘の親(紀)。尼僧であつたので其女を尼子娘と稱へたのであらう。大和に縁のない何形氏の女が入内したのも其母が出家として禁裡に出入したからであらう。

ムナカタベ(宗形部)のツマロ(津麻呂)

萬葉集第十六卷に筑前國宗像郡の百姓とある。宗像氏配下の民であらう。

ムナキ(鰻)

ハム(鰻)ノ(助語)コ(子)の約轉。
和名抄、本草、字鏡に鰻、鮓、鮓鮓、鮓鮓、鮓鮓、鮓鮓等をムナキと訓してあるが、爾雅の註に鰻は似蛇とある通り、蛇狀の魚は皆ムナキと稱へられたのであらう。ハム(鰻)も亦其形蛇に似て居るが故にヘミ

(ハム)から轉じた語で(東雅)、之からムナキ(ハムノコ)といふ名稱を分派したことは極めて有べきである。

〔萬二〕石麻呂に吾もの申す夏波によしとふものぞムナギとりめせ(同) やすやすも生けらばあらむをはたやはたムナギを捕ると河にながるな

ムナコト(空言)

ムナはム(實)ナ(無)。即ち無實の意であるから、ムナコトとつづけると虚言の義となるのである。例

(萬二) あさち原新しめさしてムナコトもよせてし君が言をしまたまひ(萬三) おほろかに 心おもひて ムナコトも 親の名立つな(萬六)

ムナシフネ(空船)

フネは楫の意、ムナシは形容詞として用ひられたので、空楫の意である。

忍熊王が神功皇后を遣へ撃つ時、赴「喪船」將「攻」空船とある(記)。策略の爲め應神天皇崩御といひふらされたのを信じて、其喪船に赴いて大御フネ(楫)を奪ひ取らうとしたといふことである。ムナシフネを空船の義としては意が通ぜぬ。喪船には供奉の人が居た筈で決して空船ではあり得ぬ。

之をムナフネと訓めば複合語になる。語義はムナといつてもムナシでも同一であるが、掛列の方式によつては同じ二語からでも違つた意味が生まれる。例へば「古本」と「古い本」とは決して同一でないのである。此のやうなことをかくのは語彙の範圍外であるが、此を別をす

無視する人があるほど我國の語彙界は幼稚であるから、一言せざるを得ないのである。

ムネ(頂、棟)

ウナ(頂)の轉呼。
屋頂に在るからウナといふべきを説つてムネと稱へたのであらう。
ミネ(峯)が同語なるべきことはいふまでもない。

ムバラキ(茨城)

和名抄に常陸國茨城(牟波真岐)郡とある。ウハラキの音便である。
—ウバラキの項下を見よ。

ムバラキ(茨城)の皇子

—ウバラキの皇子の項下を見よ。

ムヒト(六人、身人)部の連

マヒトベの約轉。
尾張氏五世妙斗米命及六世建手利命の後(舊)。姓氏録には建刀米命の後とある。建刀米は上記妙斗米と同腹であるから、共に六人部の祖とせられたことは奇とするに足らぬが、次の世代の手利命が此氏の祖と稱せられるのは恐らくは妙斗米(女性)の配偶者であつたからであらう。右の外に物部氏七世安毛建美命の裔と稱するもの(舊)、並に百濟酒君の後といふ六人部連がある。ムヒトベといふ氏族が設置せられた記録はないが、社會集團中長者の一群をウマヒトベ又はマヒトベといひ、其首長をマヒトベの連と稱へたのが姓に轉用せられ、ムヒトベと説つたことは有り得るから、別系の同姓が存したとしても差支

はない。天皇の大御身を度つて親事を修したから身人部といふとあるのは(氏族志)俗解で論ずるに足らぬ。

ムヒトベ(身人部)の王

萬葉作家。文武—聖武朝の人であるが(續紀)、出系を詳にせぬ。

ムベ(宜)

ウメの轉呼。—ウメ及メの項下を見よ。

ムマのツメ

—ウマのツメの項下を見よ。

ムラ(邑、村)

ム、ムレ(群)と同語。
群集の義から轉じて邑落の意となつたのであらう。神武紀に邑有レ君村有レ長とあるのは漢文式文飾で、邑村いづれもムラと稱へたものと思はれる。景行紀、神功紀に村にフレと訓したのはムレの音便で、韓語ではアルともアルとも稱へたやうである。
ムラは群集を意味するから、獨立家屋のある居住地にはあて嵌まらぬ。其故に戸數の多少にかかはらず居住地をいふにはスカといふ語を用ひ、之を祝福してサト(幸處)ともいふやうになつた。ムラ(村)がサト(郷)の小區分の呼稱と考へられるやうになつたのは寧ろ後世のことである。

ムラ(村)氏ヲチカタ(彼方)

萬葉作家。壹岐國司とある。姓氏録に天足彦國理人命の裔と稱する

村公があるが、此村氏は村上其他の略稱であるかも知れぬ。
ムラ(邑)のアジ(阿自)

從來ムラアジと訓して居るが、古代の發音法からいへばムラアジならばラにアの音を攝してムラジといはねばならぬ。然るにわざ／＼阿の字を加へてあるのはアジと訓ましめんが爲であるから、ムラで切つてムラのアジと稱ふべきである。

アジのアは接頭語、シは子(主)の轉呼。

欽明朝に初賀部に奉仕した豐後國日田郡初編郷の人(風)。日下部君等の祖とある。邑の主の意で、ムラジ(連)と同義である。

舊刊本に邑阿自仕三奉親部二其邑阿自就三於此村二造宅居之因斯名曰三初賀村とある歟を註に久にあらため、ヒサシクと訓したけれども、或は或はタ(子)の假字で、邑の阿自の子が此村にすまひ、父の職業によつてユゲヒとよばれたのではあるまいか。—此例は昔はめづらしくなかつた。和名抄同國海部郡の條下日田、在田、石井外二郷と共に父連とあるはこの初賀村のことらしく、父連の字をあてたのも理由のあることのやうに思はれる。父を又の誤と連断することは出来ぬ。

ムラカタ(諸縣) [地]

ムレ(山)、アガタ(縣)の約。
和名抄日向國諸縣(牟真加多)。ムレは古韓語の山で、古は我國でも用ひられた語である。諸縣地方は日向の山地であるから此名を負うたであらう。紀の舊訓にモロアガタとあり、現にモロガタと稱へられて居るが、尙ムラカタを原語とすべきである。

景行紀に見える諸縣君泉姫の諸縣は筑前にあつたらしく、之と諸原を異にするやうであるから、モロガタとして區別した。

ムラカタ(諸縣)の君

仁德天皇の妃長比賣の姓(記、紀)。—日向國諸縣君牛諸の女(記)又は牛諸井又は牛の女(記)とある。—右の外に舊事紀には豐國別命(景行天皇の御子)の裔と稱する日向諸縣君をあけて居る。

ムラガタ(諸縣)の君ウシ(牛)又はウシモロ(牛諸)又はウシモロキ(牛諸井)

—ウシ、ウシモロ、ウシモロキの項下を見よ。

ムラカミ(村上)のタルシマ(足島)

播磨國飾磨郡の人(風)。ムラカミといふ氏は姓氏録には見えぬが、地名から出た苗字であらう。本系不明。

ムラキモ(村肝、叢肝) [枕]

心の枕詞である。上代人は心を肚の中央にある固形體と考へ、之をヨリ(凝)と名づけ、壘頭してココロとした。其故に「肝向ふ、心」とも「ハタ肝、心」ともいふのである。ムラキモは叢をなす肝の意で、ハタタ(ハタハタ)肝に對する名稱である。人體解剖術を知らなかつた上代人も魚鳥禽獸の臟腑からムラ肝(腦)、ハタタ肝(肺)等の區別のあることを學んだのであらう。

ムラクニ(村國)の連ヲヨリ(男依)

天武天皇の從臣〔紀〕。ムラクニは美濃國各務郡の郷名で〔和名抄〕、其色長なるが故に村國連と稱へたのであらうが出系を詳にせぬ。

ムラクモのツルギ(叢雲劍)

草薙劍の本名で、大蛇の居る所の上に常に雲氣があつたから名づくといふ〔紀一書〕。

ムラサキ(紫)

ムラ(叢)サキ(咲)。

本来紫陽花をさしたのであらう。其花色紫なるが故に色の名となり其色を染め出す紫草をもムラサキと稱へるが〔和名抄〕、此草の形からムラサキといふ語が出たとするのは無理である。天武十四年朝服色制に正位は深紫、直位は淺紫とある。

(萬二) つくま野に生ふる紫さめに染めいまだは着すて色に出にけり
(萬三) ムラサキは根をかもふる人の兒のうらかなしけを寝ををへなくに

ムラサキ(紫)〔枕〕

コ(濃)、ニホフ(匂)の枕詞。例

(萬一) 紫のにはへる妹をにく、あらば人妻故に吾こひめやも
(萬二) 紫のこかたの海にかつぐ鳥珠かつぎ出ば我が玉にせむ
第七、第十一卷に「紫の名高浦」とあるのはノリを紫菜といふ縁によるものであらう。

ムラジ(連)

ムラ(群)チ(主)の轉呼。

ムラには色部の兩義があるから、色長又は部族長をムラジと稱へ、後者の意味に於てカバネに轉用せられ、物部、大伴の如き部族に於ては首長の氏は皆之を用ひたが、天武朝八色姓制定の際第七位と定められた。

此語はムラチの形に於ても用ひられたのであらう。連といふ字をあてたのは民衆を連合するといふ意によるものと思はれる。

ムラジ(牟良自)が磯

連即ち邑主の磯の意であらう。固有地名化して居たかも知れぬが、其もとは領主によつて名を負つたものと思はれる。所在不明。

(萬三) た、みけめムラジの磯のはなりその母にはなれて行くが悲しき

上三句は放れといはんが爲の序、ハナリツは「放レ磯」である。タタミケメは不明であるが、タタミは地名、ケメはキミ(君)の説ではあるまいか。駿河國有渡郡に託美(多久美)といふ地がある。〔和名抄〕

ムラタ(村田)の史ナクラ(名倉)

天武朝の人〔紀〕。乘輿を指斥した罪によつて伊豆の島に流されたとある。村田は村田又は村田とした本もあるが、いづれを正しとも定められる。タヒタ、ムラタ共に神代紀に見える田の稱呼であるが、此氏系は判明せぬ。史といふ姓から察すれば歸化人で、村田は地名、ナクラ(菜倉)は其に因む名とおもはれる。

ムラトリ(村鳥)〔枕〕

群鳥の意。ムレ(群)、タツ(立)の枕詞。例

(八千矛神の歌) ムラトリの 我が群れいなば〔記〕
(萬一) 夷治めにと ムラトリの 群立ちいなば〔七五〕
(萬二) 春花の うつろひかはり 村鳥の 且たちゆけば〔〇四〕
(萬三) 群鳥の朝立ちいにし君が上はさやかに聞きつ思ひし如く
(萬四) 言とひすれば ムラトリの いで立ちかれて〔三九〕

ムラハセ(村合)の屯倉

舊訓ムラハセとあるが、アハセといふ語は第二次生で、上古はアへといたつたやうであるから、或はムラへ又はムラヒと訓むのかも知れぬ。仲皇子誅戮の功によつて瑞簡別皇子(後の反正天皇)に賜はつた屯倉〔履中紀〕。所在不明。

神代紀一書に曰天安田、天平田、天色並用。此皆良田とあり、邑並田をムラアハセと訓してあるによつて、此村合の義を説かうとするものがあるが、右の紀の文は玉屋本に天色田並皆良田とあるを正しすべきであらう。——訓話の部参照。

ムラヤ(村屋)〔地〕

壬申亂に近江の將犬養の五十君が中道から大和に侵入し駐軍した地〔紀〕。磯城郡川東郡大字磯堂にある村屋神社は此地の舊名を負つたもので、此附近が古の村屋であらうといはれる〔地名辭書〕。

ムレ(山)

韓語別(香モイ)の原形であらう。

韓地の山をいふに用ひられるが、皇極紀の「イマキなるナムレ」、雄

皇天皇の御製「みえしめのナムロがたけ」のムレ、ムロも同一語ではあるまいか。

ムレ(牟禮)の別

大津日子命(垂仁皇子)の裔〔記〕。ムレといふ地は攝津國島下郡及伊勢國多氣郡にも見え〔神名帳〕、紀伊の牟婁郡、大和の葛上郡牟婁郡も同語から出たものと思はれるが、此別の本質はいづれであつたか明にし得ぬ。

ムロ(宥)(室)

韓語(宥)と同源から出たのであらう。

ムロの原義は宥であるが、上代に於ては土を掘りて下けて宥を作り、其上に屋根を設けた住居をムロヤといひ〔其項下を見よ〕、畧してムロとも稱へ、敬語ミを冠したミムロ(ミモロ)はミヤ(宮)と同義に用ひられた。神代紀に賊帥を忍坂の大室屋に聚めたとあり、手研耳命が片丘の大室の中に大林に寝て居られたとあるのは之をいふものである。

大和に於ては此家づくりは早く跡を絶つて後世の如く地上に建設せられるやうになつたが、尙ムロといふ語は家屋の義として長く用ひられた。地方に於ては遙に後世まで室屋に居住したやうで、東歌に「新ムロのヨドキ」などあるのも決して文飾ではなかつたのである。近世諸方から發掘せられ、先住民の遺跡として喧傳せられる豎孔が其であるが、先住民には限らず、我々の祖先も其中に居住したのである。

ムロ(牟婁)の温湯

牟婁は紀國の東部及南部を占める廣潤な地域の總稱で、今は東西南

北の四郡に分かれて居るが、齊明紀に見ゆる牟婁の温湯又は紀の温湯は紀の一傳によるも(ムロの津の項下を見よ)、萬葉集にあげた路次の歌詠から推測しても、西牟婁郡田邊の船山温泉のことであらねばならぬ。東牟婁郡熊野湯山湯泉(四村)なりとするは地の理を無視したものである。天武紀十四年に牟婁湯泉没而不出と紀伊國司から奏上したとある。海岸の噴泉であるから、海嘯に洗はれたことも有り得たとおぼはれる。

ムロ(牟漏、天木香)の樹

和名抄に種一名河柳和名ムロのキとあり、字鏡にも種根をカハヤナキ又はムロノキと訓し、和名本草には赤柳をムロのキとあり、中古は暮ら種の子を用ひて居る。種は種柳又は御柳ともいひ、隨の煇帝が運河の岸に植ふたといふ傳説もあり川柳に相違ないが、今ムロ(又はネズ)と稱するのは山地に生ひる松杉科の喬木で、川柳とは全然別種のものである。稱の浦の名木として萬葉歌人に詠はれたムロのキはいづれとも判明せぬが、川柳は到所にあるもので、めづらしくはないのみならず、出入の船の目じるしになるほどの喬木ではないから、後種(ネズ)に屬するものではなかつたらうか。此木の葉を焼くと異臭を發し、蚊を追ふに適するので、中國では近世まで蚊やりに之を用ひ、方言でアロンのキと稱へる。天木香樹といふ字をあてたのも由ありげにおぼはれる。

①(萬三) 吾妹子が見し瀬浦の天木香樹は常世にあれど見し人ぞなき
 (萬二) はなれ磯にたてる牟漏の木うたかたも久しき時を過ぎにけるかも
 (萬一) 玉帯かり來鎌麻呂ムロの木と葉が下なかきはかむ爲

ムロ(牟婁)の津(江)

齊明紀に或本云として有間皇子が基位の企をおこされ、天皇紀、温湯(牟婁温泉)行在を機とし、先婦大宮以五百人一日兩夜、道牟婁津一疾以三船師三斷淡路國といふ策略を立てられたとある。温泉所在地附近の要津を牟婁津と稱へたので、或は田邊川の河口のことであつたかも知れぬ。熊野浦なりとするが如きは妄誕論するに足らぬ。萬葉集十三卷(卷三三)に「紀伊國の室の江の邊に」とあるムロの江も此地であらう。

ムロ(室)の山

大和國葛上郡牟婁(和名抄)。今の南葛城郡秋津村の室の山をいふ。履中紀に物部の長眞踏連が勅命により非時の櫻花を求めて掖上の室山に於て之を得たとある。

ムロ(室)のアキツシマ(秋津島)の宮

孝安天皇の宮號「記」。紀には遷都於室地是謂秋津島宮とある。上記室山のある地で、此附近一帯をアキ(ワキ)と稱へたもの、やうである。前項に掖上とあるのもアキ郷の上といふ意で、宮號も之から出たのである。

ムロカヤ(武路我夜)

室置の意、室を奪く草をいふのであらう。
 (萬二) ムロカヤの津留のつ、みのなりぬがに子るはいへどしいま
 だ寝なくに

① 室置は屋根を包むものであるから、ツツミの枕詞に用ひられたのである。上二句はナヤマガニの序であるが、堤の成るといふ意にも、實の成るといふ意にかゝるものとも解せられる。恐らくは兩者を含むのであらう。ツルは甲斐の地名である。

② ムロはムラの誤で草置の行とか、るとする説は誤。少くとも草置は行をなさぬこと我々が日常目撃する通りである。

むろさやの [歌詞]—クロサヤの項下を見よ。

ムロツミ(館)

紀の舊訓に館、館裏、館舎、客館、殿等をムロツミと訓し、和名抄にも日本紀私記を引いて同じ訓が興へてある。旅行者、來客等の宿泊所に充てられる建もので、モロツミ(共栖)の意であらう。

① 馬來諸島にバツサル・ゲラハンと稱する建物があつて、賓客の用に供せられる。ムロツミも之と同一性質のもので、賓客の爲のみならず、内地旅行者の用に供する目的を以て、諸要地に設けられて居たのであらう。周防のムロツミ(室積)の如きも其名殘とおぼはれる。

ムロハラ(室原)の首ミタ(御田)

孝徳朝の人(紀)。遣唐使一行の護送を命ぜられたとある。ムロハラは和名抄に大和國城下郡室原郷とある地であらう。

ムロハラ(室原)の泊(山)

播磨國揖保郡の地名「風」。今の室津村である。風土記に風を防ぐと室のやうであるから名を得たとあるが、ハラといふ語の説明がない。

讃寧郡色實里にも室原山といふ地がある所を見ると、同じく群風如室と説かれて居るが、ムロの木のある地と解すべきであらう。本朝文粹三善清行封事に體生泊とかいたのも此意によるものと思はれる。或は室原とかいてムロフと稱へ、其が約せられて單にムロ(ムロの津)と呼ばれるやうになつたのかも知れぬ。

ムロヒコ(室毘古)の王

日子坐王(開化皇子)の兒「記」。若狹之耳別の祖とある。

ムロフ(室原、室生) [地]

和名抄に大和國城下郡室原とあり、神名帳に宇陀郡室生龍穴神社をあげて居る。萬葉集に見える室原はムロフと訓むもの、やうであるから、後地とすべきである。今宇陀郡室生村大字室生である。

①(萬二) やまとの室原の毛桃もと繁げくいひてしものをならすはやまじ

ムロホキ(室壽)

弘計王(後の顯宗天皇)家歴のとき縮見屯倉首の新室の祝に室壽をせられたとある「紀」。ムロは此場合家屋と同義語に用ひられたので、古は新屋を建造すると神を祭つて祝福する風習が存したやうである。東歌に「新室のヨドキ」と詠まれたのも其をいふものと思はれる。—コドキの項下参照。

ムロヤ(室)

ムロ(密)ヤ(屋)。

■ 地面を掘り下げ其上に屋根を覆うた家屋をムロヤといひ、尋してムロとも稱へたことは上記の通りである。其故に「室」一字をもムロヤと訓するを正しとする。記の出雲神話に蛇室、吳公與蜂室、八田間大室などある室は其である。

ムロヤ(室屋)の大連——オホトモのムロヤの項下を見よ。

め

メ(海布)

■ モ(藻)と同語であることは疑がないが、いづれを原とするか判断し難い。若しメを原語とするならば芽から出た語であらう。

■ 海藻類の總稱。ワカメ、ミルメ、アラメの如く用ひられる。記の國讀の段に御八玉神が燦白に作つたと傳へられて居る海布は何種のメをいふか判明せぬ。

メ(目)の大連——モノノメのメの大連の項下を見よ。

メ(女)坂

■ 大和國宇陀郡の地名(神武紀)。八十梟帥が女軍を配した地であるから、此名を得たとある。男坂に對する呼稱とおもはれるが其所在を詳にせぬ。

メキ(目杵)(人)

■ 白鳥陵の護守(仁德紀)。白鹿と化して通れたと傳へられる。部族を群にせず、名の義も不明である。

メクシ(愍)(目串)

■ メ(目)クシ(奇)即ちマクハシの意。又は目串の字義の通り目に角をたることをいふのであらう。

■ 萬葉集十一卷に「人もなきふりにし里にある人を愍久成君が戀に死にせむ」とある愍久はメククと訓むのであらうが、當字である。但しアハレ見と目クシとは幾分か意が似通うて居る。

■ 同集九卷に「メクシも見るな事もトガメナ」とあるはトガメ(咎目)に對して用ひられたもので、或は我が上代にも邪觀といふ觀念が存したのかも知れぬ。

メコ(目子)の郎女(媛)

■ 續體天皇の紀(記、紀)。尾張連等が祖凡連の妹(記)、又は尾張連草香の女(紀)とある。いづれにしても尾張氏の出なることは疑なく、メコはマコ(愛子)と同義であらう。紀に更名三色部と分註してあるのは、目子のイラツメ又は目子のイロメと稱へたといふことであらう。イロメはイロメの轉呼で、イラツメと異々同義である。

メサキ(跡、面跡)

■ 神武天皇の將大久米命は跡利目を有したとあり(記)、履中天皇の馬

飼が解して居るのを伊弉諾神が厭はれたので、飼部の跡をやめられたとあるが(紀)、意富郡、真都王の種を奪つた山代の猪甘の翁は、尙面跡を施して居たといふ(記)。跡はメサキと訓み、刑罰としても用ひられたと傳へられ、履中天皇を失ひまゐらせんとした阿曇連濱子は死罪を免し墨を科せられ、即日解したので時人阿曇目といふた(紀)、雄略天皇の鳥を噛み殺した犬の持主は跡面して鳥養部に貶せられたとある(紀)。此等の諸例によると、顔面を入墨をメサキ(跡)といふたことは明であるが、目を割くことは出来ぬから、疵に黥紋を設けたのであらう。或はメは網の目などのやうに、縦横の紋線を意味したのであるかも知れぬ。

■ 魏志倭人傳に男無二大小二皆黥面文身……諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差とあり、其他後漢書等によるも倭人が黥面文身したことは明であるが、大和の風俗でなかつたので、イスケ依姫が性しみ給ひ、イサナギの神も之を惡まれたのであらう。されば追々に廢れ、馬飼、猪養、鳥養のやうな賤職のものか或る時代まで之を施したものと解せられる。墨刑が行はれたといふことは疑とすべきで、阿曇目といふ語があつたとすれば、黥面は濱子一人ではなかつたとせればならず、罪人にあらざる鳥養の民もまた入墨して居たものやうである。アツミはアマ族即ち倭人であるから、黥面の風俗を存して居たことは有り得べきで、大久米命もまた同種族の人であつたかも知れぬ。

メサシ(目刺)

■ 古今集の東歌に
こゆるきの磯たちならし磯菜つむメサシ満らすな沖に居れば波とあり、風俗歌にも少し直して收められて居る。又神樂「朝倉」にも

あさくらや おめのみなとに 網引きなれば あまのメサシに なびきあひにけり なびきあひにけり

とある。後の歌は愚案抄にアマをタマと改め、「メサシは古今の歌にもあり、海人のいざりするとかひつ物など取りいる籠のやうなるもの也。一説女のわらはをメサシと云。海布などをさし取る海人なとめ也。玉とはほめて云詞也。但此歌の心は猶後の説かなへりといふべし」とある。眞淵、守部の説く如くメサシは童嬰の目を刺すばかりのものなふと解してよからう。但しアマとあるのはアマ少女を意味するので、メサシは必しも童女の同義語ではない。古今集に於ては磯菜の「芽さし」にいひかけ、神樂に在つては網の「目さし」にかけて用ひたのである。

メタ(米多)の郷(井)

■ 肥前國三根郡米多郷(風、和)。——現在の上峰村大字半田が其であらう。メタ、ミタは相通する。——筑紫の米多君(記)、笠志米多國造(國造本紀)とあるメタも此地をいふのであらう。風土記によれば景行天皇巡狩の時、或る井の底に海藻の生ひたのを見そなはして、海藻生井と名づけられたのが、訛つて米多井となり、其から村の名に轉じたといふけれども、俗説信するに足らぬ。

メツコ(目豆兒)の刀自

■ メツ(愛)子の意。トジは婦人の敬稱である(其項下を見よ)。
■ (萬二)母にまつりきや メツコの刀自 父にまつりきや みめち、の刀自(云々)

メツマ(目豆麻)

日妻の義、メはメツ(愛)の語幹であるから、愛妻をいふものとおもはれる。

〔萬一〕我がメツマ人はさくれどあまがほの年さへ^{ユコダ}こと我はさがるかへ

宣長は「目につきて思ふ妻なり」と説いたが聊無理である。メツ(愛)ツマ(妻)の意であるが、之を約したのではない。

メツラ(希)

メツ(愛)ラ(接尾語)。

愛好の意の形容語で、珍奇の義に轉じた。シを添へてメツラシと活用し、又メツラカとも用ひる。

メツラコ(目頬子)〔人〕

細體朝近江臣毛野召喚の爲め任那に遣はされた人(紀)。名の義は希しい子即ちマレ人といふことであらうが、分註にも未詳とある通り、氏族出自不明である。其地の郷家等が「むかさくる壹岐のわたりをメツラコ来る」といふ歌を贈つたとある所を見ると、壹岐の人で、著名な巫祝でもあつたのであらう。

メテ(愛)〔動〕

メ(目)テ(出)。

秀目から愛の意が出たと同様に、目出から愛好の義を生じたのは自然である。

〔允恭天皇御製〕花くはし 櫻のメテ 異^{コト}めでは 早くはメテス 我がメツル見ら

櫻のメテは「愛」に「芽出」をいひかけられたのである。

メトリ(女鳥、雌鳥)の王(皇女)

應神天皇の皇女(紀、紀)生母は矢河枝比賣(宅媛)。仁徳天皇の傍に應ぜず、異母兄牟別王に通じた爲め殺されたとする。此御兄弟にはササキ、ハヤアサ、ネトリの如く鳥名を貰はれた方が多いから、メトリも亦字の通りの意であらう。

メヒ(姪)

メ(女)ヒ(胤)。—ヒの項下を見よ。

和名抄に兄弟之女爲^メ姪和名米比とある。テヒ(甥)に對立する語であるが、原義は女孫といふに同じく、實子にあらざる女性卑屬の總稱であつたのであらう。兄弟姉妹の女の子の意に專用するやうになつたのは寧ろ後世のことである。

姪をメヒと訓したのは箋註にも詳論してある通り順朝臣の誤解であらう。爾雅には姑謂^メ兄弟之子爲^メ姪とあつて、伯(叔)母から其兄弟の子をさす稱呼で、男女の別はない。—メ(女)テヒ(甥)の約とした宣長説の妄なることはいふまでもない。

メヒ(姪)の娘

天智天皇の妃(紀)蘇我の遠智姫の弟とあるが、メヒと稱へられた所を見ると、傍系の同列即ち従妹であつたのであらう。分註によれば櫻井姫と稱したとある。

メヒ(賣比)野(川)

和名抄に越中國婦賣部(賣比)とあり、今もネヒと稱へて居るが、古はメヒといふたのであらう。萬葉集にメヒ野とあるは其地の野で、メヒ川は神通川のこと、思はれる。詞書に婦賣部嶋坂河とある。

〔萬一〕メヒの野の海おしなべ降る雲に宿かる今日し悲しく思ほゆ

(同)メヒ川の早き瀬にこゝに暮さし八十伴のなは輪川立ちけり

めろよしに〔歌詞〕

神代紀一書下照姫の歌(紀)に
片瀧に 潮はりわたし メロヨシに よしよりこれ
とある。ロは接尾語、メロはこゝでは潮の目をいふ。ヨシはヨセの古語、次の句とあはせて潮の目に寄せ寄り来よといふことを意味する。

も

モ〔原語〕

對偶といふ觀念を表示する原語。ムともマとも轉音し、次の如く用ひられる。

(一)單獨では助語となる。例、人モ我モ—語法要録參照。

(二)他語と熟合しては之に「副」又は「偶」の意を興へ、マ、ムとも轉音する。例

一二四七

モ(茂)

漢語茂と同原。—茂の字音と見るは不當で、同一源の語が支那にも日本にも用ひられたといふに過ぎぬ。シ(死)、シ(斯)、カ(加)、ガ(實)等例の多いことである。

モ〔原語〕

セに對立する語。原形に於ては「雲」の義に用ひられるのみであるがイモ、オモ(イ、オは接頭語)の形に於てもセ又は其變形に對立する意味を表示する。例
モ(雲)—ソ(衣)。ソはセの轉音で上衣を意味する。
イモ(妹)—セ(袂)
オモ(面)—セ(背)。ソト(外)はセトの轉音。
オモは他語に接合する場合にはモの原形に復する。例、ナチモ(遠面)コノモ(此面)、ソトモ(外面)、カゲトモ(影處面)。

モ(感)—語法要録參照。

モ(茂)

漢語茂と同原。—茂の字音と見るは不當で、同一源の語が支那にも日本にも用ひられたといふに過ぎぬ。シ(死)、シ(斯)、カ(加)、ガ(實)等例の多いことである。

古はモシ、モクとして、形容詞に用ひられたもの、やうで、神代紀には枝葉扶疏をシキモシと點し、顯宗紀にも厥功茂焉をモシと訓した例がある。ムク(旭)と轉じて多くの語を派生したことは其項下に述べた通りである。

モ(藻)

メ(海布)と同語。いづれを原語とするか不明であるが、若しモとすれば前項の茂から出たのであらう。

モ(藻)の形に於て普く知られ、玉藻、殿藻、沖つ藻、邊つ藻、川藻、菅藻の如き用例がある(萬)。記の出雲神話に櫛八玉神が燦杵に作つたとある海草は和名抄にコモと訓してある(其項下を見よ)。其他松モ、白モ、鹿尾菜モの如き稱呼が今も用ひられて居る。赤モク、磯モク、大葉モク、鱧モクなどいふモクも亦モから出た語であらう。

モ(喪)

マ(凶)の轉呼。——マの項下を見よ。

マ(凶)事といふ意から人の死即ち喪の義に轉用せられたのであらう。オモヒ(喪)とも用ひられる。——其項下参照。

田(記、上) 弔三天若日子之喪一時

モガリ(殯、殯斂)

マ(凶)アリ(在)の約。

喪に在りといふ意から埋葬以前の狀態にあることといふ。即ち殯の意となり、モガリのミヤ(殯宮)、モガリのトコロ(殯斂之地)の如く用ひられる。——喪上りの意とするのは無理である。

モクサクミチ(木丘開道) [歌詞]

「茂く咲く道」といふ意。——モ(茂)の項下を見よ。

田(萬) 水傳ふ磯の浦圓の石つ、じ木丘咲く道を又も見むかも

モコ(諸子)

上代に於ては親族中次世代のものを呼稱するに一律にコ(子)を以てしたので、實子と區別する必要のある場合にはモコというた。マヤコといふ語も之と同源から出たのであるが、後世繼父又は繼母に對し其義子を呼ぶ名に轉用せられ、モコモ音便によりムコと轉じて専ら聲の意に用ひられるやうになつた。——ムコの項下参照。

モコ(毛古)、モコロ(母己呂)

モト(許)のト(處)にかへるにコ(處)を以てしただけで尋く同義であるが、モに等比といふ義もあるので、接尾語口を添付したモコロは「し」といふ意に用ひられた。

田(大山守皇子の歌) 千早人宇治の波に棹とりに捷けむ人し我がモコに來む(紀、記)

(萬二) まつの木の並みたる見れば家人の我を見おくと立たりしモコロ(四三三)

(萬四) 沖にすも小鴨のモコロ八尺まり息つく妹をおきて來ぬかも(三五七)

モコヨビ(透蛇)、モコヨカ(濩略)

神代紀の二書に匍匐透蛇をハヒモコヨビ(一調フシコロビ)とし、古事記に委施とあるのものに倣うて訓して居る。又雄略紀に見える濩略

モシマ(藻島)の驛家

常陸國多珂郡の地名(風)。——和名抄にも見え、今の櫛形村である。——種々の海藻が繁茂したから藻島と稱へたといひ、又此地には珠玉のやうな麗しい碁子を産したとある。今櫛形村の中に伊師といふ地名があるのは碁石濱の名残であるといはれる。

モズ(百舌鳥、毛受)野

仁徳、履中、反正三代の御陵墓の地。和泉國泉北部(住吉町の東方)に今も東、西、中百舌鳥村の名を存して居る。モズといふ名の起原に関する次のモズの耳原の項下に引用する説明は俗解であるとしても、鳥によつて名を負うたことは、隣地をヨサミ(寄親)といふによつても明である。

モズ(百舌鳥)野の陵

仁徳天皇の御陵(紀)。記には毛受耳原陵、諸陵式に百舌鳥耳原中陵とある。

モズ(毛受)の陵

履中天皇の御陵(記)。記には百舌の耳原陵とあり、諸陵式には百舌鳥耳原南陵とある。

モズ(百舌鳥)のナガエ(長兄)

孝徳朝の不正官吏(紀)。後記モズの土師連家の人であらう。貶罰の意を以てカバネを省いたものと思はれる。——他にも其例がある。

は舊訓モコヨカとある。
ムクムク(鬚鬚)のムクに形容語尾ヨ(ヤに通ず)を添へたムクヨをモコヨと訛り、更に之に活用語尾ビ又は接尾語カを添へたものとも説明せられぬことはないが、古語とは思はれぬのみならず、濩略は駿馬の形容で、遺の註には龍行の貌とあつて、委蛇と同一語を以て表現せられるべきものではない。空穂、源氏等の用例によれば、モコヨビは必しも委蛇の意ではなく、ヨビは寧ろ「呼」の義に用ひられたものゝやうであるから、モコモ亦上記の諸子の意で、助を呼び、或は同情を求めると呼ぶと趣を同する。

モコロヲ(如己男)

モコロ(等)ヲ(男)即ち儕輩の義とも(前項参照)、モコ(諸子)ヲ(等)ヲ(男)即ち同世代の男子の意とも解せられる。

(萬二) 如己男に 貢じてはあらじと(二〇六)

(萬四) かなし妹を弓束なべまきモコロヲの事としいはゞいやかたましに(二四六)

モシ(若)

モ(亦)シ(其)。

原義は現代語のモシヤといふに同じく、古くは其意にのみ用ひられたが、轉義により擬、假令の意となつたのである。例

(安原記) 我所二相言二之嬢子者若有此家二乎

同じ意味をケダシともいうた。右に引いた記の「若」はケダシと訓ませるつもりであつたかも知れぬ。

モス(百舌鳥)のハニシ(土師)の連ツチトコ(土徳)

孝徳天皇の殯葬に奉仕した人(紀)。河内の百舌鳥野に居住した土師連であらう。御陵も河内の磯長に設けられたのである。

モス(毛受、百舌鳥)のミミハラ(耳原)

仁徳、履中、反正三天皇の御陵地(記、紀、諸陵式)。單にモズ野ともある。仁徳紀に天皇御在世中御陵地選定の爲め、河内國石津原に行幸せられたとき、野の中から鹿が飛び出して役夫の居る所に來て倒れたから、よく剣を檢めると、百舌鳥が耳の中を喰ひ破つて居たことを發見したので、百舌の耳原といふ名を興へたとある。信じ難い傳説であるが、他に所由及語義を考へ得ぬ。

モス(毛受、百舌鳥)のミミハラ(耳原)の陵

仁徳天皇の御陵(記)及履中天皇の御陵(紀)。——上記モズ野の陵及モズの陵の項下參照——諸陵式には反正天皇の御陵をも百舌鳥耳原北陵としてある。

モソロモソロ(毛々曾々呂々)

モは感動詞的發聲。ロは接尾語。
ソは徐の意。モソロモソロは口語のソロ／＼にあたる。
出風、國引の段) 河船之毛々曾々呂々爾爾々來々引來隨國者
河舟は浜船に在りては多くは曳行せられるものであるから、聲に用ひられたのである。舟底が「漣をする」に「ひひかけた」とする説は穿鑿にすぎざる處がある。

モダ(默、默然)

韓語(打消を表示する語分子)の轉呼か。漢語默とも關係があるらしく思はれる。

活用(爲にはシをそへてモダシとし、更に降つてはモダリといふ語をも生じたが、モチ、モツの如く韻をかへて活用せられぬ所を見ると、外來語たることが明である。

モダ居りて賢しらすは酒のみて醉泣するに尙しかすけり(萬三) なかなかにもダもあらましまあぢきなく相見そめても吾は戀ふるか

モタセの眞弓

神樂採物の歌に

さつならがモタセの眞弓おく山に御狩すらしも弓のはず見伊とある。モタセはモダシ(持爲)の音便で、ハカシ(佩刀)なハカセといふと趣を同するものである。歌語では弓をミトラシ(執爲)といふやうに手に持つ(執る)ものであるから修飾語に用ひたのであらう。
此歌の首句は梁塵愚案抄サツテガとあり、薩人の父をいふにやと釋してあるが、勿論誤傳である。——サツテの項下參照。

モチ(持)

モイ(守)と同源から分化したのであらう。
把持の意から轉じて捧持、管掌の義にも用ひられた。
左記の例は主宰又は管掌の意に用ひられたものである。例
ミコトモチ(宰)——勅命捧持者

ウケモチ(保食)神——主食神

ニヘモチコ(費持之子)——供饗管掌者

カサモチ(風木津)別——主風神

モチ(望)、モチツキ(望月、三五月、十五日)

モチ(望)の轉呼。
満月即ちモチツキをモチツキといひ、略して單にモチと稱へて望と了解せられるやうになつた。
モチ(望)モチ降ち清き月夜に吾妹子に見せむとおもひしやどの橋
(萬三) 春花の 貴からむと 望月の たたはしけむと(二六)
(萬三) 見れどもあかに 三五月の いやめづらしみ(二九六)
(萬三) 望月の たれる面わに 花の如 みて立てれば(二八〇)
後の三首の「モチツキの」は「望月のやうに」といふ意で、準枕詞である。

モチ(精)、モチトリ(精鳥)

和名抄に唐韵云精和名毛知所(以精鳥也とある。モチにかけた鳥といふ意でモチトリともいひ得た管である。恐らくは「持」から轉義したのであらう。

上枝に 毛知引きかけ 中つ枝に いかるが懸け(三三九)
世の中は かくぞ理 モチ鳥の かゝらばしもよ(二〇〇)

モツキ(襟)

裳着即ち裳をつけるといふ意で、今いふムツキである。
和名抄に襟襟和名ムツキ、小兒被也とある。説文によると襟は負兒

帯で襟小兒衣とあるが、我國では襟を通過して用ひる。
みどり子の 若子が身には たらちし 母にうだかえ
はふ子が身には(三九九)
刊本接續とあるが接は疑の誤りで疑に通じスツモツキと訓むのであらう。雅澄が接を掛の誤としてスキカクルと訓したのは従はれぬ。接をスキと訓することは字鏡によつても明であるが、スキをカクルのは兒を携へる人であらねばならぬから、「はふ子」の修飾語にはならぬ。——枕詞は終止法を用ひるのが通則であるから、スキカクであらればならぬ。

モトス(本巢)の國造——ミヌの國のモトスの國造の項下を見よ。

モトナ(本名)

韓語(愚)の轉用であらう。

「愚にも」無益にも「徒に」といふ意味を以て萬葉集に類々用ひてあるが、古語には見えぬから、恐らくは飛鳥、奈良朝當時の流行語であらう。例

なにしかも 本名言 聞けば 音のみしなかつ(二〇〇)
かく故に見じといふものをささ波の古き都を見せつ、モトナ
我宿の夕かげ草の白露の消ぬかにモトナおもほゆるかも
玉がさるほのかに見えてわかればなばモトナや戀ひむ逢ふとき
までは

右の外用例は極めて多い。——俗語のメツタは此語の轉訛と思はれるが、其意義は頗る變遷したやうで、寧ろ「濫」の意と解せられる。

モトホシ(戻回)

モト(本)から出たモトヒ(四段活)、モトへ(下二段活)といふ動詞が上古存在したと思はれる。モトへは動詞シ(ナシ)とが複合してモトホシとなり、アリと複合してモトホリといふ語を生じたのである。モトシ(戻)と略し同義で、本へかへして再することないふ。例(神功皇后の御歌) 豊ほぎ 祝ぎモトホシ まつり来し御酒ぞ(記)(志岐臣の歌) 大君の 御子の榮垣 八節しまり 縛りモトホシ(記)

モトホリ、モトホロフ(低徊)

前項を見よ。モトホロフはモトホリの進行格である。モドリ(戻)と略し同義で行きつ戻りつすることないふ。接頭語を冠してタモトホリ(徘徊)といふ形に於て最も多く用ひられる。——其項下を見よ。

神武天皇御製) 神風の 伊勢の海の 大石に 爬ひモトホロフ 細螺の い爬ひモトホリ 撃ちてしやまむ(記)

モトリ(没利)島

景行紀に熊襲が没利島及阿閉島を御宮として奉ると奏したとある。今のムツレ(六連)島にあたるが、名の所由を詳にせぬ。——ハコは飯を盛る器である。

モナク(喪無)

「凶事なく」の意。——モの項下を見よ。 (萬三) 安くもあらむを 事もなく モなくもあらむを(八六)

モノノフ(物乃布)

モノノマ(物部)の轉。——次項参照。

物部の八十氏といふ意を以てヤソ(八十)及ウチ(宇治)川にかけて用ひられた。例

(萬一) モノノフの 八十宇治川に 玉藻なす 浮べ流せれ(五〇)
(萬三) モノノフの八十氏川の網代木にいざよふ波の行方しらすも
(萬二) モノノフの八十少女らが汲みまがふ寺井の於の聖香子の花
(萬三) モノノフの 八十の心を 天地に おもひ足らばし(三七六)
(萬二) あなによし 奈真山過ぎて、モノノフの 氏川渡り(三七七)
八巻に「モノノフの磐瀨の杜」とあるはイ(射)、ハセ(馳)にかけたものであらう。——イハミ(屯聚)とする説はとらぬ。

モノノベ(物部)

モノはツハモノ(強者)、コモノ(小者)の如く「人」といふ意にも用ひられる。こ、では民衆を意味し、其集團をモノノベと稱へたのである。此は血族集團なるウチ(氏)とは異り、部隊の一種で、大伴と共に軍役に従事した。其故に此部民即ちモノノベは兵士の代名詞となり、モノノフと轉訛して今でも武士の義に用ひられる。物部は大部族で舊事記には天降として左記二十五部の物部をあげて居る。

- (一) 二田物部 (二) 當麻物部 (三) 岸田物部
- (四) 鳥見物部 (五) 横田物部 (六) 鳥戸物部
- (七) 浮田物部 (八) 菴宜物部 (九) 足田物部
- (一〇) 酒人物部 (一一) 田尻物部 (一二) 赤間物部

語誌 モノノ

(萬三) 今だにも モナク行かむと(三六四)

モネのアチサハヒメ

「アチサハヒメ」の項下を見よ。

ものは形容詞を名詞形にする接尾語。サカシからサカシラといふ語を生じたと同じ語法である。

「物悲しきこと」といふ意。 (萬四) 常世にと 吾が行かなくに 小金門に モノカナシラに 思(りし)(三三)

モノカラ

「助」——語法要録を見よ。

モノサネ(物實)

物の根元の意。 サネはタネと同じく本来は「根」の意であるが、種胚、種實の意に轉用せられ、種をタネ、核をサネと訓むやうになつたのである。紀には物根とかいてモノダネとよませた例もある。

(記、上) 物實因ニ我物所成(天安河の章下)

ものさには

「物多に」といふ意。大宅の枕として用ひられた。大宅即ち皇室の廬舎には多くの物を收藏するからであらう。

(影媛の歌) 高橋すぎ モノサハに 大宅すぎ 斐籠る 小佐保を過ぎ(紀)

- (一三) 久米物部 (一四) 狭竹物部 (一五) 大豆物部
- (一六) 扇野物部 (一七) 羽束物部 (一八) 尋津物部
- (一九) 布都留物部 (二〇) 住跡物部 (二一) 讃岐ノ三野物部
- (二二) 相模物部 (二三) 筑紫ノ開物部 (二四) 播磨物部
- (二五) 筑紫ノ賈田物部

モノノベ(物部)の首

石上神宮に奉仕した春日臣族市河の裔(垂仁紀一書)。天武十二年連に昇格(紀)。姓氏録布瑠宿禰の記事によれば、齊明朝に蘇我の蝦夷大區の爲に区といふカバネを奪はれ、物部首及神主首の姓を與へられたとある。石上神宮は物部氏の氏神であるから、故あつて之が祭祀に携はつた春日臣氏が物部と改稱せしめられたものと思はれる。——イチカハの項下参照。

モノノベ(物部)の首ヒムカ(日向)

近江朝の人(天武紀)。大和に於て捕へられたとある。

モノノベ(物部)の大連ヲコシ(尾輿)

安閑—欽明朝の重臣(紀)。十市部、伊勢國來狹々、登伊、賈土師部、筑紫國狹山部を安閑天皇に獻じたとあり、欽明朝中臣連鏡子と共に佛法輸入に反対した。物部氏第十三世(目大連系)の嫡統である。

モノノベ(物部)の君

景行天皇に奉仕した夏花といふ人の裔(紀)。豊前國在住の物部族の首長ないふもの、やうである。

モノノベ(物部)の郷

肥前國三根郡物部郷(風)。和名抄にも見えるが、今所在を詳にせぬ。推古朝の新羅征討將軍來目皇子が物部の若宮部といふものを遣して此村に物部經津主神を祭らしめたので物部郷と號けたとある。

モノノベ(物部)の連

モノノベ族の首長。

饒速日命の子孫は男系相續を以て代々物部部民の統率に任じて居たが、物部連といふカバネを名乗るやうになつたのは舊事記によれば、大新川命以後のことである。紀にイカガシコチの命を物部連の祖としたのは大新川命の父なるが故であらう。其以前のカバネは不明であるが、ホツミ(穂積)の臣又はウネメ(棟)の臣とも稱したやうである。其氏族は歴代石上神宮の祭主に任じ、孝元天皇の妃で開化天皇に再醮せられたイカガシコメの命も、之が祭祀を掌られたかのやうに舊事記には記されて居る。垂仁朝に至り神宮の祭主は皇室から任命せられたが、久しからずして物部族長に還付せられた。左に其系譜と主なる氏人について略記する。

(一)石上神宮祭主

備考。何世としたのはウマシマチの命を第一代として數へた世代でローマ數字は祭主又は族長の相續順位である。名の下に括弧内に記したのは其後裔と稱せられる氏族名を表示するものである。

(第一世)

(1)宇摩志麻治命 母は鳥見の御炊屋姫

(第二世)

味饒田命(阿刀連) 母は活目の師長姫

(第三世)

(2)彦湯支命 母右同

(第四世)

(3)大瀨命 母は日下の阿野姫

(4)出雲醜大臣命 母は出雲の色太利姫

(5)出石心大臣命 母は淡海の川枯姫

(6)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(7)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(8)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(9)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(10)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(11)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(12)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(13)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(14)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(15)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(16)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(17)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(18)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(19)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(20)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(21)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(22)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(23)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(24)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(25)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(26)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(27)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(28)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(29)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(30)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(31)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(32)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(33)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(34)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(35)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(36)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(37)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(38)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(39)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(40)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(41)大見宿禰命(小治田連) 母右同

(42)三見宿禰命(漆部連) 母右同

(43)大木食命(三河國造) 母は志岐の眞鳥姫

(第六世)

武建大尼命 母は活馬の眞誰姫

伊香色謎命 開化天皇の後 母は高屋の阿波良姫

(第七世)

建齋心大瀨命 母は山代直眞木姫

多辨宿禰命(宇治部連)(交野連) 母右同

安毛建美命(六人部連) 母は山代直荒姫

(11)大新川命 母右同

(12)十市根命 母は山代直玉手姫

大咩布命(若湯麻連) 母右同

建新川命(倭志紀縣主) 母は志紀の眞鳥姫

垂仁天皇の御代に大新川命及其弟十市根命は物部連の姓を賜はり、石上神宮の祭祀權も十市根命に還付せられたので、爾來連家の宗主が之を繼承し、大連と稱へた。此稱號は朝廷の大官に任ぜられたものも之を用ひたので、同時に二名の大連が併存したこともある。舊事記には大連は盡く神宮祭主であつたかのやうに記して居るが、頗る疑とすべきで、恐らくは宗家または宗家と同格者たることを意味したのであらう。

(三)物部系圖

○大新川系

(第七世)

(1)大新川命 母は山代直荒姫

(第八世)

(2)武諸隅連 母は紀伊の荒川戸俣(以下同腹)

大小市連(小市直)

大小木連(佐夜部直)(久奴直)

大母隅連(矢集連)

(第九世)

(4)多連麻連 母は贖昨連の女

(7)印葉連 母は五十琴彦連の女(以下同腹)

山無媛 應神天皇の妃

伊與連 小神連

(8)大別連(矢田部連)

(第十世)

(3)十市根命 母は山代直玉手姫

(5)贖昨宿禰 母は建齋心連の女(以下同腹)

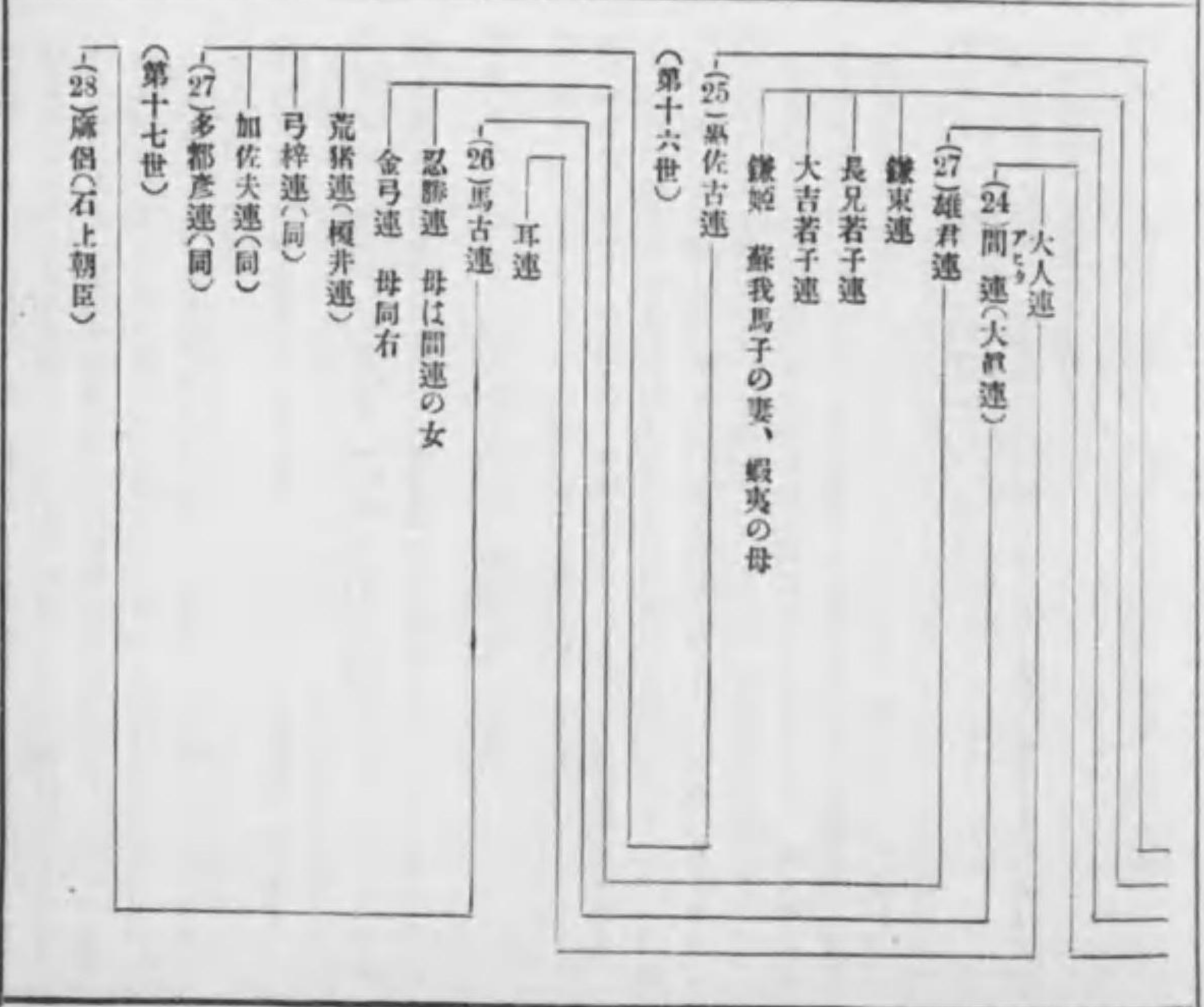
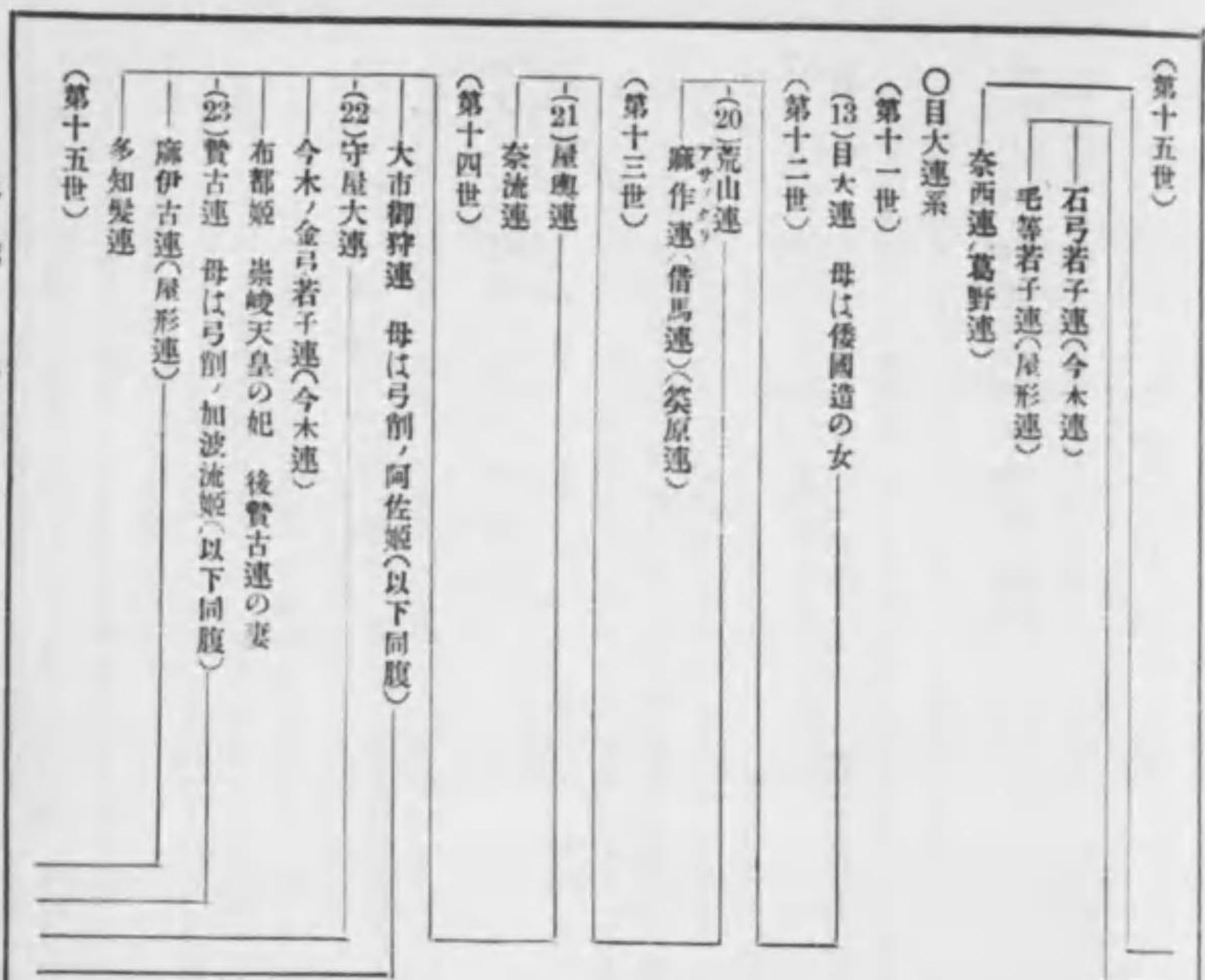
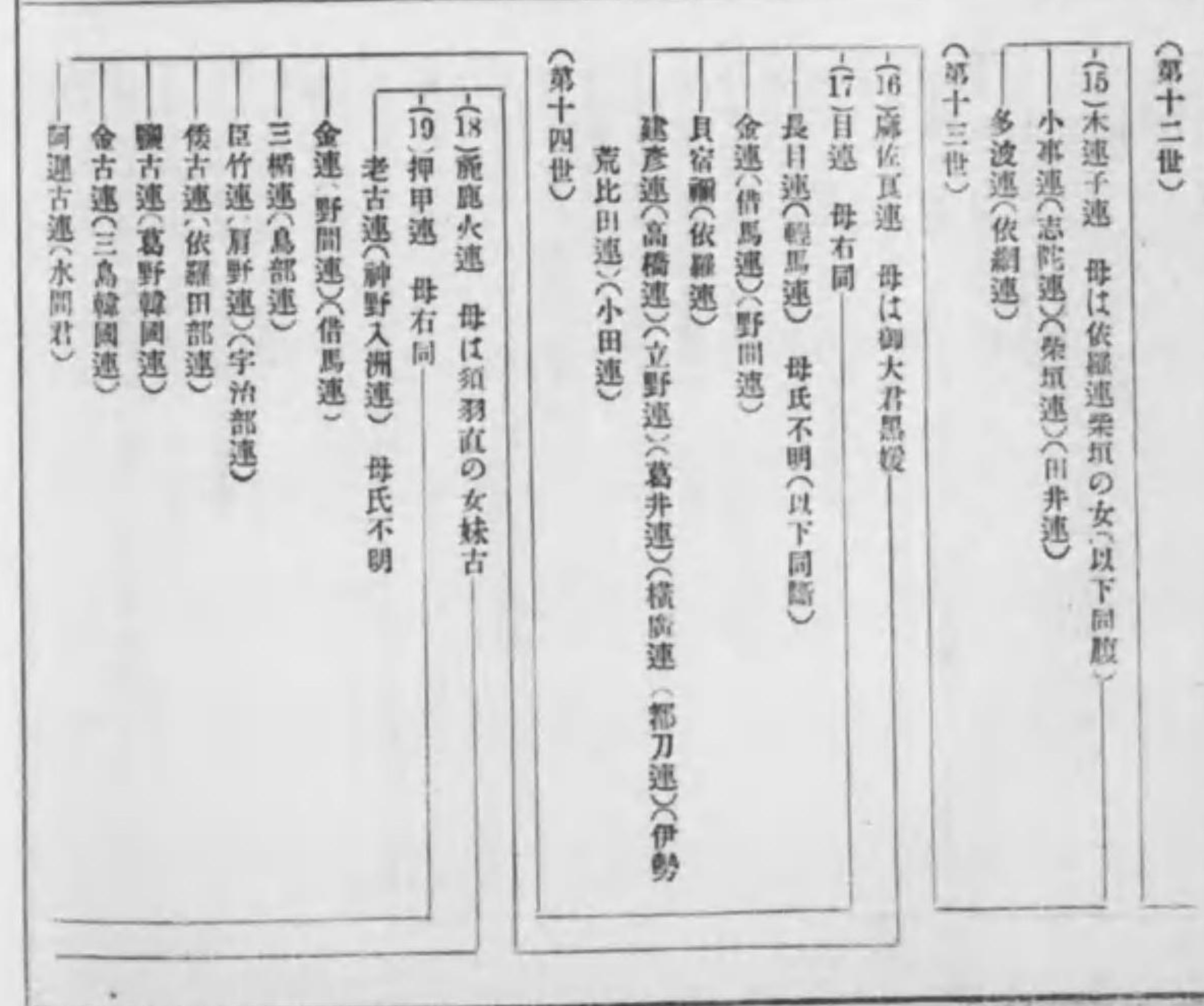
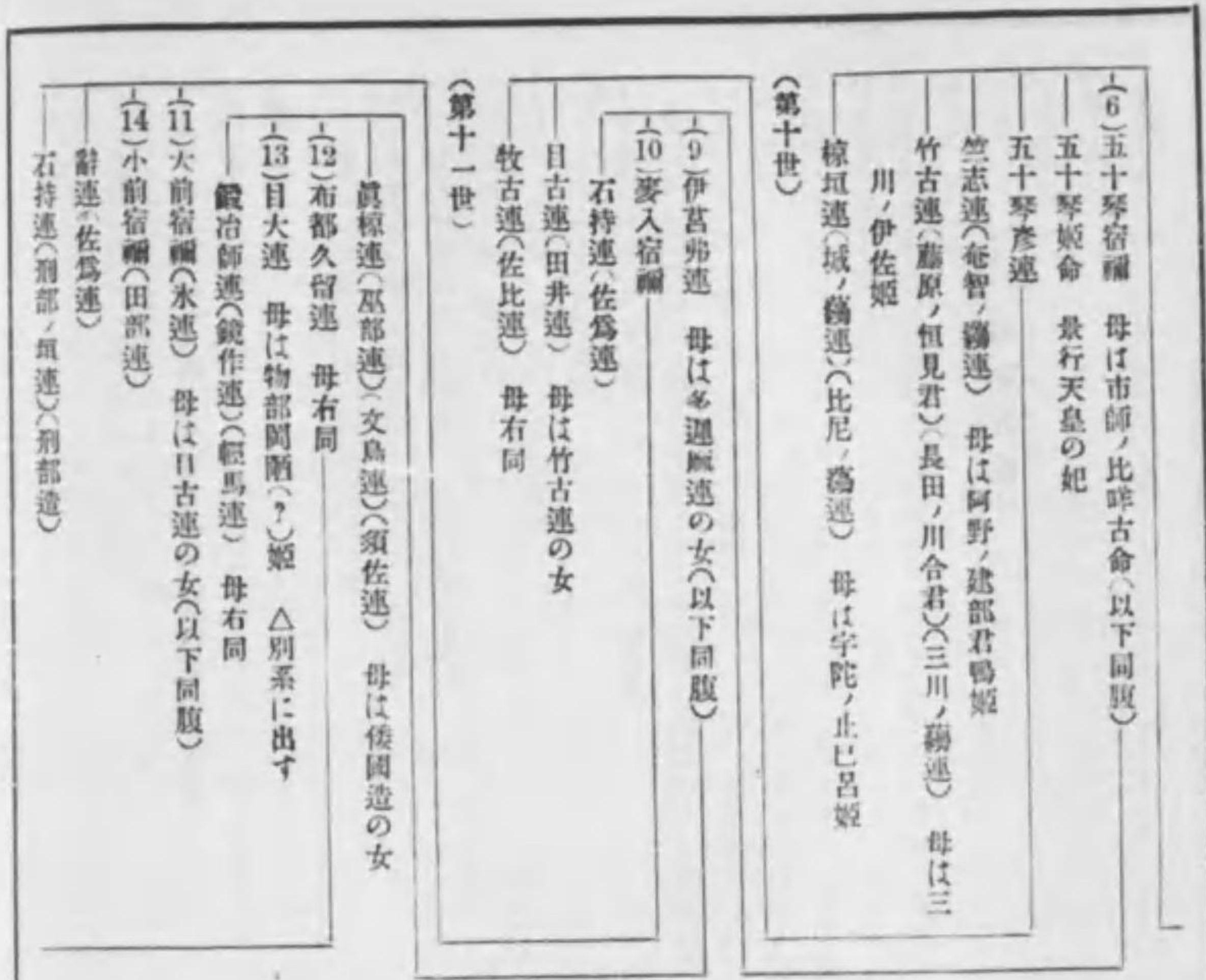
止志奈連(杭田連)

片堅石連(駿河國造)

印岐美連(志紀縣主)(遠江國造)(久努直)(佐夜直)

金弓連(田井連)(佐比連)

(第九世)



物部連は天武十三年朝臣に昇格したが、尋で石上朝臣と改稱せしめられた(紀)。其は物部といふ大氏族の集結を不可とせられたが爲らし、復姓の請願も却下せられたのであつた。

右によれば物部氏は天武朝までに十七世二十八代つゞいた。皇統が其間に二十五世四十代を重ねたのに比べると、平均世代齡が長かつたとせればならぬが、尙上代には若干誤差もあり得たと思はれる。

モノノベ(物部)連のクマ(熊)

天智朝百濟救援軍の將(紀)。

モノノベ(物部)の連マロ(麻呂)

物部氏第十七世(舊)。馬古連の子とある。弘文天皇の侍従であつたが、天武朝に仕へ、五年遣新羅大使に任ぜられ、十年小錦下の位を授けられた。十三年朝臣に昇格(紀)、尋で石上朝臣の姓を賜はり、靈龜三年左大臣を以て薨去した(公卿補任)。

モノノベ(物部)の連メ(目)

雄略朝の大連(紀)。目連又は目大連ともいひ、伊勢の朝日郡討伐に向つて功を述てた。舊事紀によれば物部氏十世伊葛弗連の子で清寧朝の大連とある。

モノノベ(物部)のアキモチ(秋持)

萬葉作家。遠江國長下郡の人、國造の丁とある。

モノノベ(物部)のアサツクリ(麻作)の連

テサ又はアサツクリと訓したものであるが、テサに麻作といふ字をあてた例はなく、麻をテと訓むとすれば作はハギ又はクミといふべきでアサツクリといふ語はない。さりながらテハキは耳遠い語であり、クミ(クミ)には麻績(麻績)の字をあてるが例であるから、姑くアサツクリと訓して置く。

物部氏十二世庶流、目大連系(舊)。借馬連及奚原連等の祖とある。

モノノベ(物部)のアチコ(阿遲古)の連

物部氏十四世庶流(舊)。水間君等の祖とある。

モノノベ(物部)のアヒタ(間、阿比太)の連

原本「目」とあるが、姓氏録によつて間の誤寫と推察した。

物部氏十四世(目大連系)大市御狩連の子(舊)。大真連の祖とある。欽明朝の大連兼神宮祭主とあるが、守屋大連の甥であるから、同人に先つて大連となつたことは有り得ぬ。恐らくは誤記であらう。

姓氏錄大真連の條下には彌加利連の家に大侯の楊樹があつたので、上宮太子が阿比太連に大侯連の姓を賜はつたとあるから、此人の名はアヒタで、間とかいたのを目と誤寫したのであらう。目連は十三世の人である。

モノノベ(物部)のアヒツ(會津)

常陸の人(風)。孝德朝同姓河内と共に信太郡を建設したとある。アヒツは地名を負つたのであらう。

モノノベ(物部)のアラカビ(鹿鹿火、荒甲)の大連

武烈—宣化四朝に歴任した大官(紀)。敏體朝筑紫の磐井を討伐したとある。物部氏十三世麻佐良連の子(舊)。アラカビは現明身といふ意であらう。

モノノベ(物部)のアラヤマ(荒山)の連

物部氏第十二世宗主(舊)。目、大連の子で宣化朝の大連兼神宮祭主とある。

モノノベ(物部)のイクヒ(膽咋)の連(宿禰)

仲哀朝の重臣(紀)。舊事記には膽咋宿禰とあり、物部氏七世十市根命の子で、成務朝から大臣兼神宮祭主であつたかのやうに記されて居る。イクはイコに通じ地名と思はれることは次項に述べる通りで、ヒはヒコ(彦)の略、又は風の意であらう。

モノノベ(物部)のイコト(五十琴)の宿禰

イコは地名、トはヒト(人)の約であらう。

物部氏九世(十市根系)。神功朝の大連兼石上神宮祭主(舊)。妹の五十琴姫の所生皇子を五十功彦命といひ、弟に五十琴彦があり、長子を伊葛弗といふ所を見ると、イコは共通であるから、族名又は地名であらねばならぬ。恐らくは父のイクヒの宿禰以來大和のイコマ(生駒)に居住したので名を負つたのであらう。

モノノベ(物部)のイコト(五十琴)姫

上記五十琴宿禰の妹(舊)。景行天皇の妃となつて五十功彦命を生みまゐらせたとある。

モノノベ(物部)のイコトヒコ(五十琴彦)の連

上記五十琴宿禰の弟(舊)。

モノノベ(物部)のイコフツ(伊葛弗)の連(大連)

物部氏(十市根系)十世(舊)。五十琴宿禰の子で、履中、反正二朝の大連兼神宮祭主とある。——紀には物部伊葛弗大連とあり、公卿補任には伊久佛とある。イク、イコ相通することは前項に述べた通りである。フツはフト(太)の意であらう。

モノノベ(物部)のイシモチ(石持)の連

舊事記物部系譜に同名の左の二人をあげて居る。

- (一) 十市根系十世庶流。佐爲連等の祖
- (二) 同十一世庶流。刑部ノ祖連、刑部連等の祖

モノノベ(物部)のイセ(伊勢)の連カソネ(父根)

父根はチチネと訓むのかも知れぬ。——物部のチチの連の項を見よ。繼體朝加羅に使した人(紀)。伊勢在住の物部連であらうが、出系を詳にせぬ。或は伊勢の新家連(十一世笠志連の後)と同氏かも知れぬ。父は名、ネは敬稱である。

モノノベ(物部)のイソノカミ(石上)のニヘコ(贗古)の連

物部氏(目大連系)十四世(舊)。御狩、守屋等の異母弟で、兄の後を襲つて大連兼神宮祭主となつた。石上に居住したから之を冠稱したので

あらう。

モノノベ(物部)のイタヒ(木蓮子)の連(大連)

安閑天皇の紀宅媛の父(紀)。物部氏十一世布都久留連の子で、仁賢朝大連兼神宮祭主に就任したとある(舊)。

モノノベ(物部)のイマキ(今木)のカナユミ(金弓)の若子の連

物部氏(目大連系)第十四世庶流(舊)。今木連の祖とある。

モノノベ(物部)のイムキミ(印岐美)の連

イムキミは齋君の意であらう。

物部氏七世十市根命(伊香色雄命の子)の兄(舊)。志紀縣主、遠江國造、久勢直、佐夜直等の祖とある。國造本紀には伊香色雄命の兄とし、成務朝に遠淡海國造に定められたと記されて居る。久勢佐夜はいづれも遠江の地名である。志紀縣主は祖母(伊香色雄命の配)の氏族で、叔父建新川命が統を承けたとあるから(舊)、更に其を相繼した後、遠江に下つたのであらう。

印岐美は舊訓イキミとあり、義に於ては變りはないが、印をイの假字に用ひるのは異例であるから、イムキミと訓むべきであらう。尾張氏系譜によれば、十一世乎止與命の配は尾張大印岐の女とあり、延佳本にはイミキと訓してある。恐らくは尾張、遠江の豪族はイミキ(イムキ)、イムキミの如き稱號を用ひたのであらう。天武朝に制定せられた忌寸といふカバネが之と語原を異にすることは其項下に述べた通りである。

モノノベ(物部)のイムバ(印葉、印幡)の連

物部氏(大新川系)第十世(舊)。應神朝の大連兼神宮祭主である。國造本紀によれば仲哀朝に久勢(遠江)の國造に任ぜられたとある。父を多連麻連といひ、從父に竺志(筑紫)連、弟にも伊與連といふ名が見えるから、印葉(印幡)もまた國名を負つたのであらう。

モノノベ(物部)のイヨ(伊與)の連

物部氏(大新川系)十世庶流(舊)。イヨは國名を負つたのである。

モノノベ(物部)のウシ(大人)の連

物部氏(目大連系)十五世(舊)。御狩連の子である。

モノノベ(物部)のウシロ(菟代)の宿禰

雄略朝の人(紀)。伊勢の朝日郡討伐の際怯懦であつたので所領の諸名部を奪はれたとある。物部氏系譜には見えぬが、同世代に物部の大前宿禰、小前宿禰といふものがあるから、後宿禰もあつて然るべきである。菟代は借字である。

モノノベ(物部)のウリ(有利)媛

物部の大人連の妻(舊)、從弟雄君連の女とある。ウリは瓜であらう。

モノノベ(物部)のエノキ(朴井)の連シヒコ(稚子)又はシビ(鮪)

古人大兄の謀叛に黨した人(孝德紀)。聖明天皇の四年有馬皇子を捕

へた物部朴井連も同人であらう。物部系譜には見えぬが、尾與の子孫とおもはれる。——エノキの連の項下参照。

モノノベ(物部)のオイコ(老古)の連

物部氏第十四世庶流(舊)。神野入洲連の祖とある。

此人は鹿鹿火、押甲の次に其弟として序列して居るが、父麻佐真大連には二人しか子がなかつた筈であるから、此人も亦庶弟即ち同世代の年少者で、目連の子か、然らざれば父を詳にせぬので、こゝに掲げたのであらう。

モノノベ(物部)のオシカフ(押甲)の連

物部氏第十四世鹿鹿火の同母弟(舊)。兄の後をついで宣化朝に大連兼神宮祭主となつたとある。鹿鹿火は鹿甲とも書くから、カフはカヒの音便で、アラ(顯)に對しオシ(大)と稱したのであらう。

モノノベ(物部)のオトヒメ(弟媛)

物部氏九世庶流五十琴彦の妻(舊)。異母弟竹古連の女とある。

モノノベ(物部)のオホチ(大市)のミカリ(御狩)の連

物部氏(目大連系)第十四世(舊)。尾與大連の子、敏達朝宗家を相繼したとある。

モノノベ(物部)のオホマへ(大前)の宿禰

物部氏第十一世(舊)。夢入宿禰の子で、安康朝宗家を相繼したとある。同世代にウシロ(菟代)の宿禰といふ人もあるから、後に對するマ

へ(前)の宿禰で、兄弟二人を區別する爲に大前宿禰、小前宿禰と稱したものの、やうである。——オホマへ宿禰の項下を見よ。

モノノベ(物部)のオホモスミ(大母隅)の連

母隅はモロスミと訓むかも知れぬ。

大は美稱、モはモロ(諸)、モモ(百)の原語で、衆庶を意味するから、モスミは共同屋の意である。

物部氏(大新川系)八世建諸國連の弟(舊)。矢集連等が祖とある。

モノノベ(物部)のオホワケ(大別)の連

物部氏(大新川系)第十世印塞連の弟(舊)。仁德天皇の皇后矢田皇女の皇子代部なる矢田部の首長に任ぜられたとある。宗家から別れたから別の連と號したのであらう。大は美稱である。

モノノベ(物部)のオホヲキ(大小木)の連

物部氏(大新川系)八世建諸國連の弟(舊)。佐夜部直、久勢直等が祖とある。大は美稱、チキは小城の意であらう。

モノノベ(物部)のオホヲチ(大小市)の連

物部氏第十一世大新川命の兄(舊)。小市直等の祖とある。大は美稱、チチは伊豫の小市(越智)國のことと、國造本紀に大新川命の孫子致命が任命せられたとあるのは小市連の誤傳か若くは其子であらう。

モノノベ(物部)のオミタケ(臣竹)の連

物部氏第十四世庶流(舊)。肩野連及宇連部連等の祖とある。名の義

を詳にせぬ。

モノノベ(物部)のカゴ(香兒)媛

物部氏(十市根系)第九世五十琴宿禰の妻(舊)。同じ世代の多遲麻連(大新川系)の女とある。

モノノベ(物部)のカタシハ(片堅石)の連

物部氏第七世十市根命の子(舊)。駿河國造等の祖とある。國造本紀に此國造は大新川命の子片堅石命とあるのは異傳であらう。——カタシハの項下を見よ。

モノノベ(物部)のカナユミ(金弓)の連

物部氏七世十市根命の子(舊)。田井連、佐比連等が祖とある。

モノノベ(物部)のカヌチ(鍛冶師)の連

鍛冶師は或はカタシと訓むのよし知れぬ。

物部氏十世伊葛弗大連の子(舊)。鏡作小輕馬連等が祖とある。小は造又は連の誤寫で、鏡作と輕馬(輕部)との二姓であらう。一本には水と改記せられて居るが、鏡造、水、輕馬三氏を唯一つの「連」にかけることは異例である。

モノノベ(物部)のカネ(金)の連

物部氏十三世庶流(舊)。借馬連及野間連等の祖とある。第十四世にも日大連の子として同名(後裔も同一)の人があげられて居るが、恐らくは重複であらう。

モノノベ(物部)のカネコ(金古)の連

物部氏第十四世庶流(舊)。三島韓國連等が祖とある。

モノノベ(物部)のカヒ(貝)の足尼の連

貝は舊刊本に貝とあり、延佳本には吳と改めてあるが、兄を金といふ所を見ると、同じく物質を名としたので貝の誤記であらう。

物部氏第十三世庶流(舊)。依羅連等が祖とある。

モノノベ(物部)のカフチ(河内)

常陸國の人(風)。孝德朝族人會津と共に信太郡を建設したとある。カフチは河内郡に居住したので名に負うたのであらう。

モノノベ(物部)のカマヒメ(鎌姫)の大刀自

上記贊古連の女(舊)。蘇我馬子に嫁し、推古朝に參政となつて神宮を奉養したとある。蘇我氏が失墜した物部氏の勢力を自家の手に收めんが爲に此女性を相續者としたのであらう。

モノノベ(物部)のキヨ(清)媛

物部氏第八世建諸國連の妻(舊)。従弟顯昨連の女とある。

モノノベ(物部)のクスリ(藥)

伊豫國風連郡の人(持統紀)。在唐多年の勞苦を銘はれたとある。百濟救授軍の兵士で捕虜となつたものであらう。物部々員でクスリは名である。

モノノベ(物部)のクラガキ(椋垣)の連

物部氏(十市根系)九世庶流(舊)。城、瀧連及比尼ノ瀧連等が祖先とある。クラガキは倉垣の意であらう。

モノノベ(物部)のクレ(吳)の足尼

物部のカヒの足尼の項下を見よ。

モノノベ(物部)のシホコ(鹽古)の連

物部氏第十四世庶流(舊)。葛野韓國連等が祖とある。コは子で、當時名にそへて用ひられた稱號、本名はシホ(鹽)である。

モノノベ(物部)のタケコ(竹古)の連

物部氏(十市根系)第九世庶流(舊)。藤原ノ恒見君、長田ノ川合君、三川ノ瀧連等が祖とある。コは稱號、本名はタケ(竹)であらう。

モノノベ(物部)のタケヒコ(建彦)の連

物部氏十三世庶流(舊)。高橋連、立野連、葛井連、都刀連、横廣連、伊勢ノ荒比田連、小田連等が祖とある。

モノノベ(物部)のタケモロスミ(武諸隅)の連

物部氏第八世宗主(舊)。大新川命の子で、大連兼神宮祭主とある。崇神朝出雲の神寶檢校の爲に派遣せられたといふ矢田部連の遠祖武諸隅命(紀)と同人であらばならぬ。タケ(武)は美稱、モロスミは共同屋の意。

モノノベ(物部)のタケヲアヒ(武緒逢)の連

物部氏七世十市根命の配時姫の父(舊)。系譜中には此名は見えぬ。恐らくは誤字があるのであらう。

延佳本には武諸隅と改めてあるが、同人は八世であるから、其女が七世の人に嫁して五人の子を生んだとは考へられぬことで、且武諸隅の配が十市根の孫女であることも抵觸する。案するに逢は凝の誤寫で、タケヲコトと訓み、タケイコリ(建贖心)に通するのであらう。建贖心命は十市根命の異母兄であるから、其女が叔父の妻になつたことは極めてあり得べきである。孝元天皇の皇子建贖心命(紀)を紀には武贖心命としてあることを以て旁證とすべきである。

モノノベ(物部)のタツ(龍)

萬葉作家。上總國周准郡の上丁とある。

モノノベ(物部)のタチマ(多遲麻)の連

物部氏(大新川系)第九世(舊)。景行朝の大連兼神宮祭主とある。タチマは但馬かと思はれるが此名を負うた理由を詳にせぬ。

モノノベ(物部)のタハ(多波)の連

物部氏十二世庶流(舊)。依羅連等が祖とある。生母が依羅連榮垣の女であるから、母氏を相續したのであらう。

モノノベ(物部)の子子(至々)の連

繼體朝百濟に使した人(紀)。本文には名を逸して居るが、百濟本義

に至々連とあると註してある。恐らくは物部伊勢連父根と同人であらう。——其項下参照。

モノノベ(物部)のツクシ(竺志)の連

物部氏九世庶流「舊」。智庵ノ羅連等が祖とある。ツクシは筑紫、地名を取つて名としたのであらう。
十世伊葛弗連の子にも新見連の祖と稱する竺志連があるが、之を加へるとイコフツの兒は五人となり、四兒を生んだとある記事と一致せぬから挿入であらう。

モノノベ(物部)のトシトコ(歳徳)

萬葉作家。武藏國の主帳で荏原郡の人とある。物部部民であらう。

モノノベ(物部)のトシナ(止志奈)の連

物部氏七世十市根命の子「舊」。杭田連等が祖とある。

モノノベ(物部)のトジメ(刀自女)

萬葉作家。武藏國埼玉郡の上丁藤原部の等母磨が妻とある。トジメは主婦の意であらう。

モノノベ(物部)のトホチネ(十市根)の大連

伊香色雄命の兒「舊」。兄大新川命と共に垂仁朝に物部連の姓を給はつたとある。垂仁紀によれば此天皇の御代に出雲の神寶檢校の爲に差遣せられ、又大中姫命(崇神皇女)から石上神宮の祭祀を繼承したといふ。——舊事紀にも同様に記されて居る。

書紀、舊事記の記事には疑はしい點が多い。

(一) 上代には賜姓といふことはなかつたやうである。

(二) 石上神宮はウマシマチの命以來物部氏が奉仕した社である。

(三) 出雲神寶檢校は崇神紀によれば其朝に行はれ、差遣せられたものは十市根の兒の子武諸(又は大母爾)命であつたとある。

此は次のやうに解釋すべきであらう。

(一) 從來マチ(御主)、オオネ(大系)、オオミ(大身)、スクネ(直系)などいふカネを用ひたのが、大新川、十市根以來ムラジ(連)と呼ばれるやうになつた。

(二) 神宮の祭祀權は一時朝廷に收められたのであるが、十市根の代に還付せられた。

(三) 出雲に派遣せられたことがあつたとすれば大國主神の祭祀復興の爲であつたのであらう。

モノノベ(物部)のトヨ(豊)姫

物部の雄君連の妻「舊」。從兄間連の女とある。

モノノベ(物部)のナガマイ(長眞膽)の連

履中朝の人「紀」。稚櫻部連の姓を給はつたとある「紀」。——記には若櫻部に若櫻部の姓を給はつたとせられて居る——物部系譜には見えぬ名で其義も判明せぬ。

モノノベ(物部)のニヘコ(贄子)の連(大連)

敏達朝の大官「紀」。百濟の達率日羅について國政を問はしめられたとある。上記物部の石上、贄古連とあると同人である——其項下参照。

モノノベ(物部)のヒロタリ(廣足)

萬葉作家。武藏國荏原郡の上丁。

モノノベ(物部)のフタタ(二田)の造シホ(鹽)

孝德朝の人「紀」。蘇我の山田石川麻呂の頭を削れたとある。二田の物部の部長で、シホは名である。——フタタの造及物部の項を見よ。

モノノベ(物部)のフツ(布都)姫の夫人

物部の尾與の女「舊」。一名は御井の夫人又は石上の夫人。崇峻天皇の後宮に召されたが、天皇崩後異母兄石上の贄古連に嫁したとある。名の義は太姫であらう。

モノノベ(物部)のフツクル(布都久留)の連

フト(太)クラ(倉)の轉呼。

物部氏(十市根系)十一世。雄略朝の大連兼神宮祭主「舊」。兄をマクラ(御倉)といふから、フツクルは太倉の轉呼であらう。物部氏は此世代以後此人の裔と弟目ノ大連系との二流にわかれた。

姓氏氏録に此人を懷大連としたのも借字で、フトクラとフトコロが相通ずるからである。

モノノベ(物部)のフツヌシ(經津主)の神

太主の神といふ意。

肥前國三根郡物部郷の神「風」。推古朝新羅征討將軍來目皇子が此神を此地に祭らしめたとある。此フツヌシは物部族の祖神であらうが、

他に所見がない。或は經津の物部(其項下を見よ)の崇拜した神であるかも知れぬ。

出雲征討神將とは全く別神とせればならぬ。語義上同名のものがある。つても少しも妨がないことである。

モノノベ(物部)のフルマロ(古麻呂)

萬葉作家。遠江國長下郡の人とある。

モノノベ(物部)のマイコ(麻伊古)の連

物部氏(目大連系)十四世「舊」。屋形連等が祖とある。マイコの語義不明。

モノノベ(物部)のマキコ(牧古)の連

物部氏(十市根系)十世庶流「舊」。佐比佐(舊刊本伏比伏)連等が祖とある。下の佐は衍字で佐比連であらう。

モノノベ(物部)のマクラ(眞椋)の連

マクラはミクラ(御倉)に通ずる。

物部氏(十市根系)第十一世「舊」。巫部連、文鳥連、須佐連等の祖とある。伊葛弗連の長子であるが、宗家を相續しなかつたのは夭折した爲であらう。

モノノベ(物部)のマコ(馬古)の連

物部氏(目大連系)十六世「舊」。孝德朝氏上として神宮を奉齋したとある。石上朝臣麻侶の父である。

モノノベ(物部)のマサラ(麻佐良)の連

マサラはマサル(藤)の轉呼。
物部氏十三世(舊)。武烈朝の大連兼神宮祭主とある。

モノノベ(物部)のマシマ(真島)

萬葉作家。下野國の人で火長とある。

モノノベ(物部)のマネ(真根)

萬葉作家。武藏國桶狭郡の上丁。

モノノベ(物部)のマロ(麿)の朝臣

物部連麻呂又は石上朝臣麻呂と同人(各其項下を見よ)。持統四年元且朝廷に大橋を建てる儀式を奉仕したとある。此はウマシマチの命以來物部宗族長が奉仕する例で、文武二年以來復井朝臣(守屋系)と石川朝臣(御狩系)とが之を掌るやうになつた。元明天皇の御製(萬)に「ますらなの」ともの音すなり物部の大まへつきみ橋たつらし」とあるのも之をいふのである。

モノノベ(物部)のミタテ(三楯)の連

物部氏十四世庶流(舊)。鳥部連等が祖とある。

モノノベ(物部)のミチタリ(道足)

萬葉作家。常陸國信太郡の人。

モノノベ(物部)のミヤコ(宮古)の郎

物部の大市、御狩連の妻(舊)。異母弟賢古連の女とある。

モノノベ(物部)のムギリ(麥入)の宿禰の連

物部氏(十市根系)十世(舊)。伊富弗連の弟であるが、兄の後をうけて允恭朝大連兼神宮祭主となつたとある。名の義を明にし得ぬ。

モノノベ(物部)のメ(目)の大連

物部氏(十市根系)第十一世(舊)。清寧朝の大連兼神宮祭主とある。——物部連目の項下参照——メといふ名は此外にもあるが、其所由を詳にせぬ。
物部氏は此世代以後此人と其兄フツケルの連との二派に別れた。

モノノベ(物部)のメ(目)の連

物部氏十三世(舊)。兄麻佐良連の後をうけて繼體朝に大連兼神宮祭主に任じた。

上記日大連を記には物部目連とも記して居る。又第十五世にも大連連祖と稱する目連があげてあるが、此は間違の誤記と思はれる。——物部のアヒマの連の項下を見よ。

モノノベ(物部)のメコ(目古)の連

物部氏(十市根系)十世庶流(舊)。田井連等が祖とある。メは子の意で、目連といふと義に於て變りはない。

モノノベ(物部)のモリヤ(守屋)の大連

物部氏(目大連系)第十四世(舊)。用明朝に大連兼神宮祭主となつた。十三世尾與の子で、母は弓削連の祖倭古連の女阿佐姫とある。母氏を相續したので物部の弓削守屋大連と稱した(其項下参照)。

モノノベ(物部)のヤサカ(八坂)

物部の守屋の配下(用明紀)。物部々民で、ヤサカは地名に因む名であらう。

モノノベ(物部)のヤス(安)媛

物部の多遲麻連の妻(舊)。從弟五十琴彦連の女とある。

モノノベ(物部)のヤソテ(八十手)

崇神朝物部の八十手が作つた祭神具を用ひて諸神を祭らしめたとある。物部族に關する諸の人手といふ意であらう。

モノノベ(物部)のヤマトコ(倭古)の連

物部氏十四世庶流(舊)。依羅の田部連等が祖とある。
十三世(目大連系)尾與連の妻阿佐姫及加波流姫の父も倭古連とあるが、世代があはぬのみならず、弓削連の祖とあるから別人と見るべきであらう。

モノノベ(物部)のヤマナシ(山梨)媛

物部の多遲麻大連の女(舊)。應神天皇の妃となり、英道稚郎皇子、

矢田皇女、雄鳥皇女を生かまらせたとなり、神皇本紀には其名を音室媛としてある(舊)。名の所由不明。

此三柱は記、紀には和邇の矢河枝比賣(宅媛)の出とある。兩者の間に關係の有無を詳にせぬ。

モノノベ(物部)のユゲ(弓削)のモリヤ(守屋)の大連

敏達、用明、崇峻三朝の重臣(紀)。蘇我氏と權勢を争つて滅された。——物部のモリヤの大連の項下参照。——弓削と名乗つたのは母氏の縁によつて弓削連家を繼承したからであらう。——ユゲの連の項下を見よ。

モノノベ(物部)のヨサミ(依網)の連オトト(乙等)

推古朝の人(紀)。後の新羅征討將軍とある。物部の依網連は物部族から出た依網連といふことで、同氏十二世多波連若くは十三世貝足尼連の後である。姓氏録には倭大連(多波の祖父)又は伊已布都大連(同曾祖父)の後とせられて居る。

モノノベ(物部)のヨサミ(依網)の連ウタク(抱)

推古朝の人(紀)。隨使迎引を命ぜられたとある。

モノノベ(物部)のワカミヤ(若宮)部

推古朝の新羅征討將軍來目皇子の命をうけて肥前國三根郡に物部の經津主神を祭祀した人(風)。物部系譜には若宮部といふ支流は見えず。若宮は御子神の社のことであるから、經津主神の若宮の氏子といふほどの意であらう。——モノノベのフツメシの神の項下参照。

モノノベ(物部)のエサコ(恵佐古)の連

物部氏(目大連系)十五世(舊)。尾奥連の孫、麻伊古連の子で、推古天皇の御代に宗家を相續したとある。其子四人は皆根井区ニの祖とせられて居る。

モノノベ(物部)のヲサメ(長目)の連

物部氏は天武朝に石上朝臣と根井朝臣とに分割せられたもの、やうであるから、こゝにいふ根井区は後の朝臣家で、根井(朴井)連と同門であらう。

モノノベ(物部)のヲサキ(雄君)の連

物部の守屋大連の子(舊)。朴井連と稱し、壬申の亂に功があつたので、死後大紫冠を授けられ、氏上即ち物部族長とせられた。根井朝臣が石上朝臣と相並んで物部族の宗家と目せられるやうになつたのは之によるものである。——前項及エノ井の連並に物部の麻呂朝臣の項下参照。

モノノベ(物部)のヲコシ(尾奥)の大連

物部氏(目大連系)第十三世(舊)。欽明朝の大連兼神宮祭主。——物部の大連尾奥の項下参照。

モノノベ(物部)のヲサ又はヲサツクリ(麻作)の連

物部のアサツクリの連の項下を見よ。

モノノベ(物部)のヲサメ(長目)の連

物部氏十三世庶流(舊)。輕馬連等が祖とある。

モノノベ(物部)のヲトラ(乎刀良)

萬葉作家。上總國山邊郡の上丁。

モノノベ(物部)のヲマヘ(小前)の宿禰

物部氏(十市根系)第十一世大前宿禰の弟(其項下を見よ)。顯宗朝の大連兼神宮祭主(舊)。田部連等の祖とある。

小前宿禰といふ名について疑のあることは大前小前宿禰の項下に述べた通りであるが、姓氏録にも高橋連及鳥見連の祖としてあげられて居るから、尙實在した人と見ればならぬ。

モノマサ(尸者)

モ(喪)のマサ(正)の意。

天稚彦の葬に禰を尸者としたとある。マサはカバネのマサ(勝)と同義で、主宰者の意であるから、尸(詩經に誰其尸之とあつて可に通ずる)に相當する。喪事の主宰者といふ意であるが、禰を之に配したのは恐らくはモノマサが青服を服する習俗があつたからであらう。

モハキツ(裳羽服津) [地]

萬葉集九卷筑波山の禊歌會の歌に「裳の住む筑波の山のモハキツの其津の上にいざなひて」とあるから、筑波の地名であらうが、語義も所存不明である。津は借字で原義により市に通ずるのであらう。

チ、ツの項下を見よ。

モハラ(専)——語法要録を見よ。

専の古語はモハラとせられて居るが、古書に假字書した例がないから断定することは出来ぬ。或は古はマツハラといひ、轉じてモツハラとなつたのを、ツを促めてモツハラと發音し、更にモハラとかくやうになつたのではあるまいか。

モヒ(水)

マヒの轉。

マヒは水の古語、マヒは清水を意味する。——ヒの項下参照。

和名抄主水司にモヒトリのツカサと訓してある。水を盛る器のモヒ(水甕の轉)とは同音別義である。

(鑑馬樂、飛鳥井)あすか井に 宿りはすべし 蔭もよし みモヒしさむし み馬草もよし

守部がモヒは飲料水に限り、益から轉義したものと説いたのは誤である。主水司は灌漑用水を司る役所で、飲料水司ではない。——次項参照。

モヒトリ(水取)

モヒ(マヒ)は上記の如く清水の意。トリは取で田の用水を導くことをモヒトリといひ、之に任ずるのをモヒトリヤと稱へたのであるが、仁徳朝に既に水取司といふ稱呼が見える(記)。モヒトリは説つてモヒトといふ。

(神武紀)又給弟滑猛田邑(因爲三猛田縣主)是菟田主水部遠祖也

モヒトリ(水主)の皇女——ミマシの皇女の項下を見よ。

モヒトリ(水取)の造

天武十二年連に昇格(紀)。モヒトリ部の設置については記録がないが、此部人の長をモヒトリの造と稱へたのであらう。姓氏録によれば伊香色乎命の後とあるから、物部一族であらねばならぬ。

モミ(毛瀾)

マ(動物)、ミ(肉)の轉呼。

應神紀に國權は蝦蟇を上位として之を毛瀾と名づくとある。マは虫類を總稱するから、——マ及ミシの項下を見よ——虫肉の意を以てモミというたのであらう。

モミチ(黄葉、紅葉)、モミテル、モミタヒ [動]

語原は明にし得ぬが、秋日變色した木葉をいひ、モミチ葉とも用ひられる。黄葉(萬葉集には多く此字を用ひて居る)、紅葉は意譯でモミチに黄又は紅の意はない。此語自體は本來活用せられる事なくモミチス(爲)、モミチル(モミチ、アルの約)又はモミチフ(モミチ、ハフの約)の如く用ひられたもの、やうである。例

(萬七) 吾が衣色つきそめぬ味酒三室の山は黄葉爲にたり [104頁]
(萬八) 吾がやどの芽子の下葉は秋風もいまだ吹かればかくぞ毛美照 [105頁]

(萬二五) 百舟のはつる對馬の津茅山しぐれの雨に毛美多比にけり
然るに東歌には「こもち山若かへるでの毛美都まで」と活用した例があ

り、次の例の如きはモミアネバ、モミアムと訓むもの、やうで、若し然りとせば下二段活に用ひられたものと見ればならぬ。

〔萬二〇〕 秋山の木葉も赤赤者けさ吹く風は霜はおきぬべく(三三三)

〔萬二一〕 春まけてかく歸るとも秋風に黄葉山を超え来ざらめや

後世はモミヂテ、モミヂヌの如く(下二段活)用ひられた。但しモミヂズ、モミヂンとした用例はない。

〔萬二二〕 秋山の 木の葉を見ては 黄葉をば 取りてぞしぬぶ 青きをば おきてぞ歎く(二六)

〔萬二三〕 モミヂ葉の 散り過ぎにしと 君が正香を(三三三)

然るに此黄葉を強ひてモミヅと訓して動詞の連體法(四段活)と説くものがあるが聊が無理である。之を要するに原義が判明せぬから區々の用例を見るに至つたので、古語では秋葉の變色はシタビ(シツビ)といふたやうであるから、——其項下を見よ——モミヂは中世の發生又は輸入語と見るべきであらう。或はモエ(萌)及モシ(燃)のモと關係があるのかも知れぬ。

もみぢば (枕)

〔萬二四〕 黄葉のやうにといふ意を以て「散り過ぎ」過ぎ「又は「移り」の枕詞的に用ひられた。例

〔萬二五〕 モミヂ葉の 散り過ぎにしと 君が正香を(三三三)

〔萬二六〕 モミヂ葉の過ぎにし子らと携はり遊びし魂ま見れば悲しくもあるか

モムニレ(毛武爾禮)

モムは後記モモと同じくミ(實)の派成語であらう。

〔萬二七〕 實のなる楡の意。

〔萬二八〕 ニレはニラ(蒜)と同語で、辛味食品の總稱であるから、之に用ひられる喬木を區別する爲にモムニレと稱へたのであらう。内膳式に楡皮一千枚得粉二石とあり、樹皮を粉砕して供用したものの、やうであるが、支那では楡仁醬と稱して楡の實をいたした醬をも製したといふことである(「物類考」)。

〔萬二九〕 此片山の モムニレを 五百枚はぎたれ(三六六)

モモ(桃子)

〔萬三〇〕 實の轉音モの疊語であらう。

〔萬三一〕 イザナギの命が黄泉比良坂の坂本の桃子を投げつけて黄泉軍を追ひ退けられたので、桃にオホカムヅミ(大神つ實)の命といふ名を與へられたといふ傳説があり(「記」)、左記の如く萬葉集の歌にも詠ぜられ、和名抄、和名本草にもモモとしてあるから、夙に此名を以て知られたのであらうが、尙原義は果實の總稱とせればならぬ。今の桃は上古ケ(食)モモといふたやうである。——其項下を見よ。

〔萬三二〕 向つ峯に立てる桃の樹なれりやと人ぞさよめく汝がこゝろゆめ(三六六)

〔萬三三〕 春の苑紅にはふ桃の花下てる道に出立つ少女

モモ(百)

〔萬三四〕 副、偶の意の原語の疊語。——モの項下参照。

〔萬三五〕 モロモロ(諸)と同義。衆多の意から轉じて百の數を示すに用ひられるやうになつたのである。

モモエ(百梗)の野

〔萬三六〕 播磨國揖保郡の地名(風)。此地に百枝の稻を生じたるによつて名づくところ。梗(原本便につくる)は果花の柄のことであるから、エと訓むのである。

ももくさ (歌詞)

〔萬三七〕 百種の意。モモ(百)イキサ(軍)に通ずる。萬葉集五卷の憶良の歌に「取りつゞき追ひ来るものはモモクサに攻めより來たる」(八三三)とあるは兩義にかけたものであらう。

モモシキ(百敷) (枕)

〔萬三八〕 大宮の枕詞として用ひられる。——昔く知られて居る語であるから證歌を略する。

モモシキ(百師木)のイロヘ(伊呂辨)

〔萬三九〕 若野モ二俊王(應神皇子)の配(記)。亦の名は弟日賣眞若比賣命といふとある。昨俊長日子王の女で、息長、眞若中比賣の妹と傳へられたのであらう。イロヘはイロメの音便で、イワツメ(耶女)と略し同義で

あるが、モモシキといふ名の所由を詳にせぬ。

モモタラズ(百不足) (枕)

〔萬四十〕 百に不足といふ意を以て、ヤソ(八十)及イ(五十)の枕詞に用ひられた。例

〔萬四一〕 (記、國讓) 僕者於百不足八十桐手一隱而侍

〔萬四二〕 モモタラズ八十限坂に手向けせば過にし人に蓋しあはむかも

〔萬四三〕 モモタラズ 杖につくり(五〇)

〔萬四四〕 モモタラズ い楓が枝に 瑞枝さす 秋のもみぢ葉(三三三)

モモチタル(百千足) (枕)

〔萬四五〕 チタルはトタル(富足)の轉呼であらう。

〔萬四六〕 諸富足といふ意。ヤニハの枕詞として用ひられた。——ヤニハの項下を見よ。

〔萬四七〕 (應神天皇御製) ちばの かづ野を見れば モモチタル ヤにはも見ゆ 國の秀も見ゆ(記)

モモツタフ(百傳) (枕)

〔萬四八〕 ツタフには「傳」と「集」(今專らツタフといふ)の二義があるので、モモツタフにも諸を傳ひ行くといふ意と、諸(舟、人)が集ふといふ意とがある。左の二例は第一義に用ひられたものである。

〔萬四九〕 百傳ふ八十の島廻をこぎ舟の乗りにし心忘れかねつ

〔萬五〇〕 百傳ふ八十の島廻をこぎ來れど粟の小鳥は見れどあかねもさりながら以前は「諸集ふ」といふ意であつたらしく、諸舟の集るといふ意を以てツ(津)、ヲタリ(渡)の枕詞に用ひ、衆人を集めるヌヤ(譯)と

いひかけ、イハレ(屯聚)とつゞけた例もある。即ち

〔摩神天皇御製〕此蟹や いづくの蟹 モモツタフ つねがの蟹〔記〕
〔神功紀〕百傳度逢の蟹
〔顯宗天皇御製〕あさ茅原小谷を過ぎてモモツタフぬてゆらぐも置
女來らしも

〔萬三〕百傳いはれの池になく鴨を今日のみ見てや霞かくりなむ

最後の歌の百傳を誤寫としてツマサハフと改調したものがあつたが、
枕詞の性質を知らず、歌の趣を解せざるものといはねばならぬ。枕詞
は決して語音の不足を補ふ爲のものではないから、其當時の情趣に應
ずる語を用ひねばならぬ。石之姫后の嫉妬が強かつたので、「角サハフ
磐の姫」と仁徳天皇の詠まれたの適はしい、修辭であるが、大津皇子が
死に臨んで詠まれた此歌に在つてはツノサハフは唐突である。鴨の多
く集つて居る實景によつて百集といひ、其縁を以てイハレ(屯聚)を磐
余にいひかけた所に文藻無比と稱せられた此皇子の詩情が流露して居
るのである。イハレ(磐余)が大衆屯聚によつて名を負うたといふ傳説
〔神武紀〕によられたものである。こはいふまでもない。

モモトリのツクエ(百机、百取机)、モモトリのツクエシ
ロのモノ(百取机代之物)

〔モモトリ〕衆足の机、衆足の机の料の物品といふ意。——百人持の机とするは
俗解である。

〔保食神が口から山海の珍珠を出して貯之百机とあり〔紀一書〕、木
花咲耶比賣がニニギの命に嫁せられる場合にも、海神が女兒の聖君と
してヒコホホアミの命を迎へまゐらせた際にも、引田の赤猪子が雄略
天皇の象約をまらわびて參内した時にも百取机代之物をそなへたとあ

が稚産の喪屋を斬り伏せたといふ傳説も之を意味して居るやうに思は
れる。

モヤモヤナラズ(不便、不豫)

〔モ〕はマの轉呼、ヤは形容接尾語で、サヤ、カガヤ、ニコヤの如く用ひら
れる。

〔モヤモヤの原義はママ(儘)の形容詞形であるから、モヤモヤニアラ
ズ(モヤモヤナラズ)は口語の「儘にならぬ」と同義である。紀に不便又
は不豫に此詞をあつたのは此意によるものであらう。

モユラ(母由良)

〔モ〕はマに通ずる接頭語で、ユラは「搖」の意。ユラ／＼といふことで
ある。

〔記上〕其御頸珠之玉緒母由良。取由良。志而
〔同〕奴那登母母由良。爾振。漁夫之眞名井。而

もゆるひのほなか〔歌詞〕

〔弟橋比賣命の歌〔記〕に

されざし相模の小野に燃ゆる火のホナカに立ちて問ひし君はも
とある。「燃る火」はホナカ(火中)にかゝる枕詞であるが、ホナカの意
は火中ではなく、ホノカ(仄)の音便である。此歌の上句「サ根サシ相模
の小野に燃る火の」は此一語をいはむが爲の序で、「仄に立ちて訪はれ
た君はよ」と初戀の昔を追憶する歌である。ホナカを火中と解し、野
火の遭難に附會して解かうとするのは未だ歌の情緒を解せざるものと
いはねばならぬ。

る〔記〕。百味の案を設ける代りに品物を贈呈する事をいふのである。
〔右の三例によれば上代に於ては新婦から新郎に百足の机代之物と稱
して贈進をしたもの、やうである。更に其以前に於ては實際百味を備
へて饗應したのであらう。之に對して新郎が顧問のもの(其項下參照)
を持進したこはいふまでもない。

ももなが〔歌詞〕

〔諸共に長く〕といふ意。——股長の義とするは俗解である。

〔八千矛神附答歌〕眞玉手 玉手さしまき モモナガに いなし護
せ(又は「いは寝さんな」)〔記〕

モモハラ(桃原)〔地〕

〔大和の地名。雄略朝百濟の手下を上下桃原に遷したとあり〔紀〕、蘇
我馬子の墓地も桃原とある(推古紀)。今の高市村島の庄が其舊地であ
らうといはれる。〕

モモヨ(母母與)草

〔百夜草の義であらうか。どんな草をいふか判明せぬ。〕

〔萬三〕父母が殿のしりへのモモヨ草百世いでませ我が來たるまで

モヤ(喪屋)

〔喪の家。即ち遺骸を置く屋舎の意。〕

〔神代紀〔記〕に横死した天稚産の爲に喪屋を作つたとある。上代は死
の穢を忌んだから、死者は別屋に移し之をモヤと名づけたのである。

〔このモヤは葬送後は壊毀したもの、やうである。アヂシキ高彦根神

モリ(森、杜)

〔ムレ(山)から分化した語であらう。——ムレの項下を見よ。〕

〔木の林をモリと稱へるのは寧ろ轉義で、本初は神の森に限られたも
の、やうである。其故に社木の二字をあはせた杜の字をモリと訓むの
である。——漢字杜には其意味はない。——古書には往々社といふ字
をもモリと訓ませて居る。韓語モイ(刈)には山又は墓の義があるので
ある。〕

モリ(守)の君

〔景行天皇の皇子大碓命の裔〔記〕。紀によれば、美濃の封地のやう
であるから、今の本巢郡川崎村大字森村が其遺跡であらう(地名辭書)。
守はあて字で、神の杜によつて名を負うたものと思はれる。〕

モリ(守)の君オホシ(大石)

〔有馬皇子の從臣(齊明紀)。天智朝百濟救援軍派出の際其副將軍に任
ぜられた。〕

モリ(守)の君カリタ(菟田)

〔持統朝新羅に使した人〔紀〕。〕

モリ(母里、文里)の郷

〔出雲國意宇郡の郷名(風)。和名抄に能義郡母理郷とあり、今も此名
を存し八束郡に屬する。大穴持神が玉珍置賜而守というたから文理と
名づく風土記に説明せられて居るが、或は神の杜が存した故に名を

得たのであらう。

モリシ(守石) [人]

馬御首歌依の子(欽明紀)。——其項下を見よ。

モリベ(守部)の王

萬葉作家。舍人親王の子(皇風紹運録)。

モリベ(守部)の里

萬葉集十卷に「橋を守部の五十戸の門田早稲刈る時過ぎぬ來じとすらしも」とある。守部の里は所在不明。橋は守部の枕詞とも解せられるが、或は大和の橋の里の一地區名で、橋の守部の里とよばれたのかも知れぬ。

モロアゲ(諸舉)

全舉の意か。——モロは今も「總」の意に用ひられるのである。

神樂採物歌中約の曲には本歌の次に片折と諸舉との二つの歌ひ方があげてある。諸舉は

モロアゲ 井や せが井の水を
いたるや いたるの清水

とある。愚案抄に「第一句を略して第二句を重ねて歌ふをもろあげといふと見えたり」とある。宣長は上の句も下の句も擧げて歌ふ義と解し(考)、守部は「本方、末方諸にあげて歌ふ」と説いたが、守部が引いた真本筋の筋付なるものを見て「さうでない」と明である。——其には本方不云於介二次末諸舉とある。即ち末方のみが諸舉をうたふと

いふのである。之に關する守部の釋は甚曖昧である。——案するにモロは片折のカタに對する語で、片折が隻句を折かへして「大原や、せがむや、せがむの清水」といふやうに讀ふとは異り、初句を省いて第二句以下を擧げてうたふといふことではあるまいか。尙其道の人について聞くべきである。

モロガタ、モロアガタ、モロノアガタ(諸縣) ——ムラカタの項下を見よ。

モロガタ(諸縣)の君イツミ(泉)媛

景行天皇筑紫夷守行幸の際石瀨川邊に族人を集め大御食を獻つた人(紀)。日向のムラガタ(諸縣)の君とは別氏であらう。モロガタの語義も、所在も判明せぬが、夷守と相距ること遠からぬ地とせればならぬ。——和名抄のムシロタ(席田)郡(今の筑紫郡席田村)は或は此モロガタ(ムラカタと稱へたことも有り得る)の訛ではあるまいか。

モロキフネ(同船)

皇極紀に母直紀舟と註してある。
欽明紀及皇極紀に百濟に同船を給はつたことが見え、上記モロキフネといふ訓の外に、ハシフネとも傍訓せられて居る。ハシフネは今もハシケといひ、親舟と陸地との交通に用ひる輕便で、皇極紀には大船に副へて之を下賜せられたとあるのである。之をモロキフネと稱へたのはマルキフネ(獨木舟)の轉呼で、同は洞に通じ空洞の意を以てあてた假字と思はれる。此時代まで獨舟が用ひられたことは他にも例證がある。

モロコシ(唐土)

諸越といふ字の訓であるといふ説もあり、ムレ(山)越の轉呼とも解せられるが、寧ろ外國語に其起原を求むべきであらう。

カラ(朝鮮)以外の外國を呼稱する語であるが、主として唐土即ち支那本國をいふに用ひられた。

モロコシの 遠き境に 遣はされ まかりいませ(八四)

モロチ(諸茅)

モロは諸、チは血の意。血統共通といふことであらう。

言とはぬ木すらあぢさるモロチ等がれりのむらとにあぢむがれけり(七三)

(同) 百千度、ふといふともモロチ等が練のことばし吾は頼まじ

右によればモロチはモコと同様に一族相互の呼稱であつたやうである。但し前の歌のモロチが叢茅にいひかけられたことは勿論である。

モロフシ(諸伏) ——カミのモロフシの項下を見よ。

モロミコ(諸見己)姫

尾張氏七世建諸偶命の妻(舊)。葛木直大諸見の女とある。父の名を繼承したのであらう。

モロモロ(諸)

口は接尾語。

モには副、偶の意があるから、モロモロはモモと同じく衆、庶(諸)等

の意となるのである。

(記上) 於是天神諸命以

(萬三〇) モロモロは 好きくとまなす 歸り來までに(四三)

や

ヤ(八)(彌)

多數を意味する原語。ハの字の訓にあてられたが、尙多數をいふに用ひられることが多い。イを接頭してイヤ(彌)ともいふ。

ヤ [原語]

ヤマ(山)、ヤツ(谷)の原語で高崇を意味する。——或はハ、彌の意のヤと同源から分化したのであるかも知れぬ。

ヤマはシマ(島)に對する語で、ヤツはヤス、ヤタ、ヤチの如く轉呼せられる。谷をヤと訓するのはヤツの略語であらう。

ヤ(屋)(家)

屋蓋を意味する原語。——恐らくはヤ(山)のヤと同源から分化したのであらう。——轉じて家屋の意にも用ひられるやうになつた。

屋蓋をいふには今では専らヤネ(ネは接尾語)といふ形を用ひるが、古は單にヤと稱し、其形状によつてアツマヤ(尖屋)、マヤ(双屋、即ち切妻)の如く區別し、之を彙く草をカヤと稱へた(各其項下参照)。ム

ロ(書)の上に設けた屋作りはムロヤと稱へられる。

ヤ〔感〕〔助〕——語法要録参照。

ヤ(矢、箭)

エ(枝)の轉音。

柄の意から轉じて桿條を以て製した矢箭をいふ。車の輻をヤといふのも原意から出たものである。

矢箭の意に於て最も多く用ひられ、ヤリ(槍)といふ語を派成したが、必しも長いものばかりではなく、ハメヤ(茹矢)の如きものを意味し、轉じて換をヤといふ。

矢、箭は決して眞弓に番へて射るものとは限らず、ハヨ(彈)弓を以て射出する特種のヤもあり、手又は弩を以て飛ばす投矢、マヤ矢(其項下参照)もあつたのである。

ヤイツ(焼津)〔地〕

駿河の地名(景行紀)。日本武尊が向火を焼いて火攻の難を免かれ、賊衆を悉く焼き殺されたので、名を負うたとある。和名抄に駿河國益頭とある地で、同書には末之豆、萬之都と訓してあるが、益は本初字音によつてヤキの假字にあてられたのであらう。神名帳には益頭郡焼津神社をあげ、益頭にもヤキと傍訓してある。

日本武尊の此事蹟を古事記には相模のこととしてある。其章の終に故於今謂燒遺(一本燒遺)也とあるのを記傳に「故」の下に「其地者」の三字を補うて燒遺をヤイツと訓ませ、上古駿河をもサガムと稱へたと説いたのは曲解である。燒遺はヤキツギと訓むべきである。——訓

ヤカコ(宅子)〔人〕

天智天皇の宮嬪(紀)。伊賀の采女で大友皇子(後の弘文天皇)を生みまゐらせたとある。

ヤカタ(屋形)

屋の形の意。轉じて假屋といふに用ひられた。——行宮をもヤカタといふにより名家の尊稱に此語を用ひるやうになつたのは後世のことである。

播磨風土記賀茂郡の章に造宮之處即號三館村とあり、同節磨郡の條下にも大三間津日子命於此處造屋形而座とあるのはいづれも行宮(假屋)をいふのである。和名抄に蓬庫、舟上屋也、和名ヲナヤカタとあるは苦を屋根のやうに作おろすことを意味し、ヤカタ舟といふ名は之から出たのであらう。萬葉集十六卷の左記の歌に見えるヤカタも之をいふもの、やうである。

奥つ國領さむ君が染ヤカタ黄染のヤカタ神の門渡る(三六八)

此歌によれば上古貴人の水葬には黄色に染めたヤカタ舟を用ひたもの、やうである。奥津國領サムとあるのは冥界を支配するといふことで、餘ほど高貴の人と思はれる。其葬の舟が徐に幽遊なる神の水門を漂流することは人を慄然たらしむるに足るものであるので、怕物の歌として擧げられたのであらう。

ヤカタ(屋形)野

常陸國行方郡常麻の里の地名(風)。名の所由は説明せられて居らぬが、倭武天皇がこゝの頓宮に幸せられたとあるから、假屋の意を以て

語の部其項下参照。

ヤウチ(家内)谷

播磨國揖保郡香山里の地名(風)。山が垣を廻らしたやうであるからヤウチ谷と名づけたとある。

ヤカ(宅)媛

ヤカは家處の意で、スカ(栖處)と同じく聚落をいふのであらう——宅(家)は借字である。

ヤカを以て名とするものに左の二名の貴女がある。

(一)應神天皇の妃(紀)。和珥臣祖日觸使主の女で、宮主とある。記に矢河枝比賣とあると同人で、或は之を説つたのであるかも知れぬ。

——其項下参照

ヤカ(家)部

ヤ(家)コ(子)の轉呼であらう。

天智天皇の三年に氏上民部家部のことを定められたとある(紀)。ヤカ部は家人の群といふことで、ヤカ(家子)に「家」二字をあてたのは省字であらう。大化新政に私民部は廢止せられ、ヘヒト(食封、封戸)を賜はつたとあるヘヒトは家人の意で、此ヤカに相當するものである。——其項下参照。

ヤカキ(屋垣)の王

天武朝筑紫の大宰(紀)。罪あつて土佐に流された。系譜不明。

ヤカタ(屋形)の連

ヤカは上記の如く家處即ち聚落の意で、其田をヤカタと稱へたのであらう。——屋形は借字。

物部麻伊古連及物部毛等若子連(龜甲の子)の後(舊)。

ヤカタラ(矢形尾)

萬葉集十七卷家持の逸書(舊)に「ヤカタラの舌が大黒」とあり、大黒者蒼鷹之名也と註してある。ヤカタは尾の斑紋の稱呼で、顯昭の袖中抄に屋像尾と町方尾との二種をあげて居る。恐らくはへの如きかたのあるものであらう。其名を大黒といふとあるから、白色の斑であつたと思はれる。

ヤカケ(八纒)——カケヤカケの項下を見よ。

ヤカハエ(八河江)比賣

大國主神の孫國忍富神の配(紀)。葦那陀迦神の女とある。ヤカハエは地名であらうが所在を詳にせぬ。

ヤカハエ(矢河枝)比賣

應神天皇の妃(紀)。丸瀧の比布禮能意富美の女で、宮主と冠稱せられて居る。——紀に宮主宅媛とあると同人——父が春日の祠官であつたことは其名によつても明白であるから(其項下参照)、神宮に奉仕する女性として宮主といふ稱號を有したのであらう。春日和邇附近には

矢河といふ川もヤカハエといふ地名も聞えぬが、串川を古へ舊河と稱へ、ヤカハと訛つたことあり得る。若し然りとせばヤカハの兄媛の意で、同じく應神天皇に婚された弟姫チナハ媛に對する稱呼であつたかも知れぬ。紀に宅媛とあるによればヤカ(屋處)ハエ(南)の意とも解き得られ、又後記のヤガハエと同じく彌彥の義で命名せられたことあり得る。尙攻究を要する。

應神天皇以來反正、雄略、仁賢天皇がいづれも春日の祠官の女を婚せられたのは何か所以のあることであらう。

やがはえなす (歌詞)

ヤ、コハエの轉呼であらう。ヤケハエとも用ひられる。——其項下を見よ。

コハエはヒコハエ(藥)と同義、ヌハエ(楚)に對する語で、其茂生したものをヤガハエ(ヤケハエ)と稱へたのであらう。

(仁徳天皇御製) 汝がいへせこそ 打ちわたす ヤガハエナス 来入りまゐくれ(記)

「見たす彌彥のやうに入り来る」といふ意。彌の縁によつてキ(木)といひかけたのであらう。

ヤカハ(宅部)の皇子

用明天皇崩後穴穗皇子に坐して殺害せられた皇子(崇峻紀)。分註に宣化天皇の皇子、上女王の父也、未詳とあり、扶桑略紀及紹運錄には欽明天皇の皇子とあるが、紀(記)の系譜にはあげられて居らぬ。或は記の倉若江王のことであるかも知れぬ。倉と宅部とは多少縁があるやうに思はれる。

ヤカミ(八上)の采女

萬葉集第四卷に安貴王が此女を戀うて詠じた歌がある。

ヤカミ(八上)比賣

田雲の八十神が求婚した稻羽の貴女(記)。和名抄因幡國八上郡(今の八頭郡の一部分)の女酋であらう。

ヤカミ(屋上)山

萬葉集二卷人麻呂の石見國の歌に見える地點。今の那賀郡下松山村の丘陵で渡津の東に位する。

(三) 妻こもる ヤカミの山の 雲間より 渡らふ月の

ヤキタチ(焼太刀) (枕)

又を焼いた太刀即ち利劍をいふ。

(利劍)の枕詞。例

(萬八) 焼太刀をとなみのせきに 明日よりは 守部やりそへ君をとめむ

(萬三) 朝宵に音のみしなけば 焼太刀の利心も 吾は思ひかれつ

第四卷に「絶といへばわびしみせめど 焼太刀のヘツカフ事は幸くや 吾君」とあるのは焼太刀の又(ハ)の音便へといひかけたのであらう。

第六卷、焼太刀の加度打放丈夫の 禮豐御酒に 吾酔ひにけり」とあるのはカト(堅に通ず)にかゝるのではあるまいか。

ヤク(掖玖) (地)

推古朝の女官(記)。系譜を詳にせぬが、上記八口の出身で朝臣家と同氏であらう。

ヤクチ(矢口)の足尼

淡路國造(著)。神皇正統尊九世の孫で仁徳朝に拜任したとある。恐らくは此國の土着が此御代に公認せられたのであらう。ヤクチは淡路の一地名であらうが所在を詳にせぬ。

ヤクハエ(八桑枝)

ヤ、コハエの轉呼。——ヤガハエともいふ。

彌彥の意。——ヤガハエの項下参照。

(中臣壽詞) 天皇朝庭ニ茂世ニ八桑枝ノ立榮奉仕ルベキ 春日平野祭の祝詞にも同じ用例がある。

ヤクモサス(八雲刺) (枕)

萬葉集第三卷人麻呂の歌に「八雲刺出雲の兒ら」とあり、舊訓はヤクモサツとあるが、刺はタツとは讀めぬから、訓に誤なしとすれば立の誤寫とせればならぬ。或は八雲刺の誤字で、ヤクモサスと訓むのかも知れぬ。倭建命の御歌にヤクモサス出雲とあり(ヤクメ、ヤクモ相通)、天平六年二月歌垣の歌にも八雲刺曲が見え、イツモ(嚴蕨)にかゝる枕として此語が用ひられて居たことは疑がない。——ヤクメサスの項下を見よ。

ヤクモタツ(八雲立)

彌彥立即ち白雲の旗々たることをいふのであらう。

薩南の一島。今も屋久島といふ。語義不明。或は神繩諸島をヤクと地稱したのかも知れぬ。推古朝入京した掖玖人三十人は大和に滞在在中皆死んだとある。風土に慣れなかつたからであらう。二十八年の條下には掖玖人二人伊豆島に漂着したとあり、舒明天皇の御代田中連を派遣せられた。

ヤクサミ(不平、不和)

ヤ、クサミの轉呼。ヤはヤミ(病)、ヤセ(瘠)等の原語、クサミはクサ(下)ミ(活用語尾)であらう。——或はヨコシ(邪)ミ(活用語尾)の轉呼とも解せられる。

紀にナヤミ(憐)といふ意味の不平又は不和に此訓を與へて居る。假字書した例がないから、古言か又は奈良、平安朝の流行語が判明せぬ。

ヤクチ(八口) (地)

大和の地名。天武紀に大野君果安が大伴の吹負連を破り、之を追うて八口岳に至り飛鳥の京を望見し、楯の並べてあるのを見て、伏兵を恐れて引還したとある。飛鳥から程遠からぬ地であらうが所在を詳にせぬ。

ヤクチ(八口)の朝臣オトカシ(音櫃)

持統朝の人(紀)。大津皇子に黨して逮捕せられたとある。姓氏錄に前朝臣は稻目宿禰の後也とあるから、大和の八口に居住した蘇我の一族であらう。

ヤクチ(八口)の采女シビメ(節女)

■ スサノヲの命の作として知られた古歌に
ヤクモツ出雲八重垣妻こみに八重垣つくる其八重垣な
とある。八重垣はイツにいひかけたものといふことも出来るが、尙
實景を詠ぜられたものであらう。之に反して崇神紀に見える次の歌に
於ては全く枕詞として用ひられた。
ヤクモツ出雲たけるが佩ける太刀つゞらさは巻きさみなしにあ
はれ

記には之を倭建命の御歌として初句をヤツメサスとしてある。

ヤケラ(矢倉、兵庫、櫓)

■ 原義は矢を收藏する蔵の意で、皇極紀に兵庫とあるをヤケラと訓
して居る。ケラは住屋よりも高く作ることが慣例であつたので、物見
にもあてられ、城の頂上、樓門の階上等をいふに轉用せられ、和名抄に
も櫓はヤケラ城上守禦樓也とある。火の見ヤケラの如く純然たる展望
臺の意にも用ひられるやうになつたが、尙舟のヤケラ、ヤケラ門などは
矢倉の名残であらう。

ヤケ(益氣)の里

■ 播磨國印南郡の郷名(風)。景行天皇が御宅を此村に作られたから宅
村といふとあるが、ミヤケのミを略してヤケといふ例はないやうであ
る。恐らくはヤ(屋)カ(處)即ち聚落の意から名を負つたのであらう。
和名抄にも見えるが、今此名は残つて居らぬ。

ヤケトラキサゲテ(岐佐宜集而)

■ 集の字は眞淵説の如く魚の誤寫で、ヤケトと訓むのであらう。キサ

ゲコガシテと訓むは非。

■ 出雲傳説に大國主が火傷の爲に歿した時、天から遣されたキサ貝姫
が岐佐宜熊而ウム貝姫が待ちうけて母乳の汁を塗つた所が蘇生して麗
しい男になつたとある(記)。ヤケトは燒所の意で他に用例はないが古
語であつたと思はれる。キサゲは射の義、今のコサゲルである。
■ 此一節は從來正解せられなかつたやうである。——調話の部参照。

ヤココロオモヒカネ(八意思兼)の神——オモヒカネの神の
項下参照。

ヤサカ(夜佐可)の壘

■ ヤサカはヤスカの轉呼で、彌樞處(大聚落)の義から貢はせた地名で
あらう。

■ 萬葉集十四卷に「いかほろのヤサカのみでに立つ虹のあらはるまで
にさねをされてば」とある。此壘の所在は不明であるが、和名抄に群馬
郡井出郷(今の箕輪町附近)——ミノノは水の處即ち堰堤の義である」と
ある地であらう。

ヤサカ(八坂)のイリヒコ(入日子、入彦)の命

■ 崇神天皇の皇子、生母は尾張の大海媛(紀、記)。紀によれば此女性の
一名を八坂(天某邊)といふとあるから、ヤサカは尾張の地名又は其か
ら出た豪族の氏名で、母氏の縁により其入彦となられたのであらう。

ヤサカ(八坂)のイリヒメ(入媛、入日賣)の命

■ 景行天皇の妃(紀、記)。八坂入彦皇子の女とある。八坂氏につかれ

たから入媛といふたのであらう。

ヤサカ(八尺)のマガタマ(勾魂)

■ 八尺は借字で、ヤサカは彌榮の意。マガタマは彎曲した玉といふこ
とであらう。

■ 高天原の貴人の用ひた五百箇のミスマルの珠はヤサカのマガタマと
いふ語を以て修飾せられて居る。マガタマ(勾魂)だけでは美玉の意に
ならぬから、ヤサカ(彌榮)といふ語を以て限定したので、ヤアタ(彌貴)
に對する語である。

■ 彌貴の約とする説もあるが、マアカ(眞明)をサカといふ例はな
い。又八尺を彌珠の長さとするものもあるけれども、紀によればミス
マルとは無關係にヤサカニ又はヤサカニのマガタマと用ひた例が少く
はないから、紀の記事を全然誤譯とする證據のない限り成立せぬ説で
ある。

ヤサカシ(夜尺斯)、ヤツクシ(矢筑斯) (人)

■ 常陸國行方郡の土產(風)。建借間命の爲に滅されたとある。名の所
由不明。

ヤサカニ(八尺瓊、八坂丹)

■ ヤサカは前項の如く彌榮の意で、ニは土石の總稱であるから、ヤサ
カといふ語を冠することによつて始めて寶石又は美しい土石といふ意
になるのである。

■ 神代紀一書に大國主は瑞之八坂瓊を披いて長に隠れたとあり、仲哀
天皇筑紫行幸の際國縣主の風熊麩及伊賀縣主の祖五十述手はいづれも

八坂瓊、白銅鏡、十握劍を取つた五百枝賢木を舟に立て、出で迎へた
とある(紀)。越後國では青い玉を青八坂丹といふと風土記に記されて
居る(釋紀所引)。

ヤサカニ(八尺瓊)のマガタマ(曲玉)

■ 寶石の勾玉といふ意。

■ 三種の神器の一(紀の一書)。スサノヲの命上天の際羽明玉といふ神
が瑞の八尺瓊の曲玉を獻じ、天照大御神は之を乞ひうけ嘆み推いて三
女神を遣られたといはれ(紀一書)、天宮の祭にも賢木の中つ枝に天明
王が作つた八坂瓊の曲玉を取つたとある(紀一書)。——紀の本文及
古事記にはヤサカニ(又はヤサカ)の五百箇のミスマルの珠とある——
同一の珠玉をいふのではなく、美玉製の勾玉の意を以て、一般に此稱
呼を用ひたもの、やうである。

ヤサカヒコ(八坂彦)の命

■ 饒速日命供奉三十二將の一(舊)。伊勢の神麻績連等が祖とある。廣
瀨の神麻績連祖は乳速日命とあり(舊)、天物知命の後と稱する神麻績
連もあるが(姓氏錄)、いづれも出系を詳にせぬ。ヤサカは彌榮の意で
あらう。

ヤサカフリ(八坂振)アマ(天)の某邊

■ フリはハフリと同じく一種の榮稱(ハフリ)の項下を見よ)、イロメは
イロメの轉呼で、イラツメ(郎女)と同義である。

■ 應神天皇の妃大海媛の一名(紀一云)。大海宿禰の女とある。海人の
イロメ(郎女)は大海媛といふと義に於て大差なく、ヤサカといふ地又

は氏族の首長であつたので、ヤサカフイと稱へられたのであらう。

ヤサシ(優)

① ヤス(將)シ、形容語尾。
② ヤス(將)の形容詞形。轉義により(一)義といふ意にも、(二)清楚優雅の意にも用ひられた。
③ 後世専ら(一)の義に用ひられるが、次の例は第一義とせれば意が通ぜぬ。

④ (萬五) 世の中を憂しとヤサシと思へども飛立かれつ鳥にしあられば之に(見)をそへたヤサシもまたアハレミ(憐)の意に用ひられた。
例 (萬四) 玉鳥の此川上に家はあれど君をヤサシみあらはさずありき

ヤサシ(矢刺)

① サスは矢を以て突くことで、眞弓に番へて射出する場合にも、弩、彈弓又は手を以て投げる場合にも用ひられる。——今も銃竿で鳥を捕ることを鳥サシといふのである。
② (記、出雲傳説) 八十神覺追跡而矢刺之時
(神武記) 矛由氣矢刺而追入之時

③ ヤといふ語が廣い意味を有することは其項下に述べた通りである。眞弓にのみ用ひるものと心得、其から推してサシは「番へ」と同義なりとするは早計である。

ヤシ(感)

① ヤは感動詞、シは「其」の意から出た接尾語である。

② 此シはアラナシ、タラナシ、ヤスミシシなど用ひられる語尾で、原義は「其」であるが、ヤシとつゞけて一種の感動詞としたのである。例 (記、上) 阿那爾夜之

(景行記) はしけヤシ我家の方よ雲ふ立ち來も
(武烈記) 誰ヤシ人も相思はなくに

右の外萬葉集にはヨシエヤシといふ語がある(其項下参照)。今も上方地方の婦女子は「ほんまヤシ」あの人さうひヤシ」の如く用ひる。東京語の「本當だヲヨ」嫌だヲヨ」に近いが、尙シの原義がどこかに髣髴せられる。

ヤシハコ(玄孫)

① ヤ(彌)シハ(敷)コ(子)。
② ヤシハはヤシホと同じく數回の意、玄孫以下子ノ子ノ子ノ子……であるから、ヤシハコというたのであらう。口語では説つてヤシヤゴといふ。

ヤシホ(八鹽)の衣

① ヤ(彌)シハ(敷)の轉呼。
② ヤシホは頰圓の意。敷次色にそめた布で作つたのをヤシホの衣といふのであらう。
③ (萬二) 紅のヤシホの衣朝なきななればすれどもいやめづらしも (萬五) かたみがてらと 我妹子が ヤシホに染めて おこせたる 衣の類も とほりてぬれぬ(四二五)

ヤシホナリ(八鹽折)の酒

① 屢々折りがへすといふ意。今のシホリ(シバ、チヤの約)といふ語も之から出たのである。

② 上代は酒を造る材料を嚼み推して水に和し、適宜醗酵させた後、藤を樹皮布などにつみ入れ、屢々之を折りがへして搾り出したので、清酒をヤシホナリの酒と稱へたのであらう。
③ (記、出雲傳説) 汝等釀八鹽折之酒

ヤシホナリ(八鹽折)のヒモカタナ(紐小刀)

① 垂仁天皇を弑しまゐらせる爲め佐理彦が其妹なる皇后にヤシホナリの紐小刀を授けたとある(記)。屢々折がへしてよく鍛えた匕首の意であらう。紀には單に仍取七首一授皇后とある。

ヤシマ(屋嶋)の城

① 天智天皇六年讃吉國山田郡に屋嶋城を築くとある(紀)。今の屋嶋の地である。

ヤシマ(八島、八洲)國

① 大ヤシマ國と同義。——其項下を見よ。
② (八千矛神の歌) 八千矛の神の命はヤシマ國妻まきかれて(紀)
(神武紀) 後廢平天下二奄有八洲

ヤシマシヌ(八島篠)

① ヤシマは大八島のヤシマと同じく彌島(多島)又は彌栖間の意で、地理的稱呼に用ひられたのであらう。
② スサノナの命の子(紀一書)。清之湯山主三名狹漏彦と冠稱せられて

居る。——スガのユ山主及ミナサモル彦の項下参照——他の一書に八島手又は八島野とあり、記に八島士奴美神とあるに相當する。案するに右の諸名稱の源は一で、ヤシマチ(主)、ヤシマホ(ネは敬稱)、ヤシマ主ホ、ヤシマのオミ(大身)が少しづつ、説つて發音せられたのであらう。

ヤシマシヌミ(八島士奴美)の神

① ヤシマ(地名)チ(主)ノ(助語)オミ(大身)の約轉。
② スサノナの命の子(紀一書)。彌名田比賣の出とある。上記ヤシマシヌと同神。——其項下を見よ。

ヤシマテ(八手)の命

① ヤシマチ(主)の轉呼。
② スサノナの命の子(紀一書)。清之繁名坂輕彦と冠稱せられ、——スガのツナ及ナサカル彦の項下を見よ——一名八島野といふとある。名の義は前項ヤシマシヌの項下に述べた通りである。

ヤシマヌ(八島野)の神

① ヌは(敬稱)の轉呼。
② スサノナの命の子(紀一書)。ヤシマテの命の一名で、清之湯山主三名狹漏彦と冠稱せられて居る。——スガのユヤマ主及ミナサモル彦の項下参照——名の義はヤシマシヌの項下に述べた通りである。

ヤシマムチ(八島牟遲)の神

① 大國主の妃耳神の父(紀)。ヤシマは上記八島篠の項下に述べた地理的稱呼で、ムチはミチ(御主)の轉呼である。スサノナの命の子ヤシ

マシメ(又はヤシメ)の名號を繼承した所を見ると、其裔孫と稱したのであらう。

ヤシロ(矢代)の女王

萬葉作家。續紀天平寶字二年十二月毀三從四位下矢代女王位記(以下被_レ幸二先帝一面改志也とある。素行上餘りよくないことがあつたのであらう。

ヤシロ(八代)の足尼

明石國造都彌自足尼の父(舊)。大倭直と同祖とあるが、出自を詳にせぬ。

ヤス(安) (地)

ヤツ(谷)の轉呼であらう。——ヤの項下を見よ。

筑前の地名(神功紀)。羽白熊鷹服後皇后が我心安と仰せられたからとあるが、後記の如く近江にもある地名であるから、他に語義があるものとせねばならぬ。恐らくは地形から名を負つたのであらう。和名抄に筑前國夜須郡とあり、今朝倉郡夜須村に其名を留めて居る。其地の野をヤスの野といふ。

ヤス(安)の直

原本直とあるが直の誤であらう。

日子坐王の子水穗眞若王は近淡海安直の祖とある(記)。和名抄にも野洲郡とあり、今も此名を存する。

ヤス(安)の河

近江國野洲郡野洲河。天武紀に村國連男依等が此河の濱で大に近江軍を破つたとある。

ヤス(安)の國造

倭建命の紀布多理比賣の父意富多牟和氣の稱號(記)。近淡海の安とある。上記安直と同氏であらう。國造本紀に成務朝淡海國造に任ぜられた彦坐王三世の孫大陀牟夜別も同一人ないふものと思はれる。

ヤスゲ(安毛)のタケミ(建美)の命

安毛は前田本にアモと訓してある。

物部氏七世建美心大禰命の弟(舊)。六人部連等が祖とある。安毛は地名であらうが、正訓及所在ともに不明。タケミは武身の意であらう。ムヒト(六人、身人)部は天火明命(尾張氏)系及蕃別も見えるが(姓氏錄)、語義上決して同一源なることを必要とせぬ。此は物部氏のムヒト部の意であらう——ムヒト部の項下参照。

ヤスミコ(安見兒) (人)

ヤス(安)は近江の地名、ミコは王の意である。——見兒は借字。

萬葉集に内大臣藤原(鎌足)が采女安見兒を娶つた時の作として吾はもやヤスミコ得たり昔人の得がてにすとふヤスミコ得たりといふ歌がある。ウネメの原義は豪族の女といふことで(其項下参照)宮殿の呼稱、ヤス王は近江國野洲郡を本貫とする皇族といふ意味である。恐らくは正室親姫王のことであらう。カガミは浦生郡の地名であらう。

るが、野洲と相隣するから、同郡にも所領を有し、ヤス王と呼ばれたものと思はれる。齊明天皇の女官として才色双絶であつたことは萬葉集の歌詠によつても明で、鎌足が此貴女を得て歡喜したのも然るべきことである。

従来采女とあるによつて下級の一宮人であるかのやうに了解せられて居るが、鎌足ほどのものが一女嬪を口説き落したからというて天下に誇る筈がなく、昔人の得がてにした「貴女とせれば歌の意が通ぬ。其子の不比等が淡海公と呼ばれたのも恐らくは母氏の縁によるものであらう。——カガミの王の項下参照。

やすみしし (枕)

ヤ(彌)スミ(住)チ(主)シ(其)の轉呼。シは上記ヤシのシと同じく接尾語である。

我大君の枕詞。古語では大住宅の意を以て皇居をもヤス(彌)又はヤスミ(彌住)と稱した。——天の安川の項下参照。此語は早く廢れたが、尙ヤスミ(安)殿、大ヤスミ(大安)殿の形に於て後世まで正殿の意に用ひられたのである。ヤスミの御主は勿論天皇であらねばならぬから、「ヤスミ主の我大君」とつゞくのであるが、その代りにシ(其)としても意味に於ては變りはない。特にシを用ひたのは枕詞の形式を備へしめる爲で、アラナシ(吉備(君)、タラナシ母と同例である。——此枕詞の用例はよく知られて居るから省略する。

ヤスミマス(遊息)

紀の一事に皇孫日向の某地に宮殿を立て、是焉遊息とあり、ココニヤスミマスと訓してある。彌住タマフといふことであらう。其故に私

記にはスミタマフと訓したのである。

安坐の意なりとし「通釋」、スミタマフの訓は上にヤを脱したのであるといふが如きは考察の至らざるものである。

ヤセ(瘠) (動)

ヤはアヤ(誤、疾)の語幹で、ヤハ(柔)、ヤミ(暗、病)、ヤレ(破)の如くも用ひられる。セはシ(爲)の使動詞である。

令_レ瘠といふ意から瘠瘠の義を生じたのである。——(萬二)ヤスヤスも生けらばあらむをはたやはたむなぎをとると川に流るな

ヤセ(八瀨)の河——アメのヤス河の項下参照。

神代本紀に天安河を天八瀨河としてある。八瀨はヤスと訓ませるつもりとすれば用字不當で、ヤセならば説傳といはねばならぬ。恐らくは此書の爲選者がヤスの義を解せず、憶断によつて此字を用ひたのであらう。

ヤソ(八十)の河——アメのヤス河の項下を見よ。

記の一事に阿遲突智を斬つた血が天八十河中にある五百箇磐石には走りついたとあるが、他の傳に天安河とあるに當るから、八十は借字で、ヤソはヤスの説傳又は音便であらう。

ヤソ(八十)女

肥前國杵島郡の土蜘蛛(風)。娘(子)山の頂に占據して皇命を抗拒して居たが、景行天皇巡狩の際掩滅せられたとある。名の所由不明。

ヤソカミ(八十神)

古語のヤは彌とも通じ概数を示すものであるから、ヤソもまた多数といふ意で、必しも八十とは限らぬのである。八十梟神、八十五靈、八十連屬、八十平賀、八十船、八十萬神の如きも同例である。記に大國主の庶兄弟は八十神と記されて居る。兄弟は同父又は同母に限らず、親族の同世代のものをも包括するのである。

ヤソクマテ(八十桐手)

タマテは限の方といふ意。記の國讓の條下に大國主神が僕者於三百不足八十桐手一隱而侍といふたとある。モモタラズは枕詞、ヤソクマテは限の多い方即ち冥界といふ意である。記の此章下によれば事代主は入水し、大國主は自盡したものの、やうである。之を明言することを憚る事情があつて古傳説には誓を以て之を示したのであらう。

ヤソシマ(八十島)

多数の島嶼の意。(出風) 祖命御子ヲ乘レ船而率ニ巡八十島一字其加志給(仁多郡三津郷の條下) (常風) うしほには立たむといへどなせの兒がヤソシマ隠り我を見さほしりし (萬二) うな原をヤソ島かくり來ぬれども奈真のみやこは忘れかれつし

ヤソタマ(八十魂)の神

垂仁紀一書に倭大神が天照大神悉治天原、皇御孫尊事治葦原中國之八十魂神、我親治大地官一と託宜したとある。八十魂神は此國土の多数の靈長の意で、之を治めることは即ち統治である。神といふ字に捉はれて祭政のことのみ解するは未だ考の至らぬものである。

ヤソトモのヲ(八十友緒)、ヤソのトモのヲ(八十之伴緒)

諸部族の長の意。(尤恭記) 定ニ賜天下之八十友緒氏姓也 (常風) 于時追集八十之伴緒(此事二面訪問(香島郡の條下))

ヤソマガツビ(八十禍津日、八十枉津日)の神

イザナギの命の禊によつて化生した神(記及紀一書)。マガツビの神の項下参照。

ヤタ(八田、矢田) [地]

ヤタはヤツ(谷)と同語。——ヤタマの大室の項下参照。大和國添下郡矢田郷。——今生駒郡矢田村——地形によつて名を貢うたのであらう。後記矢田皇女の本貫で、萬葉集にはヤタの野とも詠まれて居る。(萬二) ヤタの野の淺茅色づくあらし山峯の沫雪寒く降るらし

ヤタ(八田) [人]

豊後國直入郡彌野の土蜘蛛(景行紀)。名の所由不明。

ヤタ(八尺、八咫)の鏡

記に訓尺三阿多一と註してあるが、尺をアタと訓む筈がないから咫の誤字であらう。此訓によれば原語はヤとアタであるが、發音法の原則上結合語としてはヤタと口誦したことは勿論である。

ヤ(鏡)、アタ(貴)即ち貴重なる意であるが、口語アチヤカ、ハテ(アテの說)と同じく、華美絢爛の意がある。

ヤサカ(彌榮)の勾玉に對する語で、神代紀(記)に用ひられて居る。一に眞經津の鏡(秀れた鏡といふ意)と稱すもあり、仲哀紀に八尺瓊に對して白銅の鏡といふ語が用ひられて居る所を見て、八咫は借字に過ぎず、大小の形容ではなく、鏡面の燦然たることをいふものとせればならぬ。

ヤタ(ヤアタ)を八咫又は八咫の轉訛とし、八咫鏡と解するのが通説であるが、ヤハタは八咫の意にならず、アタマ(頭)といふ古語があつて其がアタと畧稱せられたといふ事は頗る疑問とせればならぬ。考古學者の説では古鏡は皆圓鏡で、八咫形のものはないといふ。さもありぬべきことである。

ヤタ(八咫)の劍、ヤタ(八咫)の勾

劍の八咫は八握の誤、勾(玉の字説か)の八咫は八尺の誤寫とする説もあるが、尙原文の儘でも解き得られる。

播磨風土記に景行天皇が同國に下られる時「御佩刀之八咫劍之上結爾八咫勾ヲ下結爾布都鏡ヲ繫」られたとある。八咫はヤタの假字で、上記のやうに彌貴を意味し、華美な劍を佩びたまひ、其緒に光彩の燦然たる勾玉と秀れた鏡を取りつけて居られたのであらう。

ヤタ(八田)の王

欽明天皇の御子(記)。紀には箭田珠勝大兄皇子とある。——其項下を見よ。

ヤタ(矢田)村

播磨國安永郡の地名(風)。伊和大神が舌を出した大鹿を見て、矢其舌にありといふたから矢田村と號くとあるが、心行かぬ説明である。上記大和の八田と同じく谷の意であらう。

ヤタ(八田、矢田)の若郎女(皇女)

應神天皇の皇女(記、紀)、生母は矢河枝比賣(宅媛)。仁德天皇の皇后である。大和の矢田郷によつて名を負はれたのであらう。

ヤタ(矢田)のイナキ(稻吉)

末羅國造(舊)。大水口足尼の孫で成務朝に任命せられたとある。稻吉は稻置と同じくカバネであらうが、物部系譜には其名は見えず、又年代に於ても疑がある。末羅は松浦と同地であらねばならぬが、國造本紀には之を區別して掲げ、伊香色雄命(大水口宿禰の孫)の孫金弓連が任命せられたとある。恐らくは金弓の後に所在地に因んで矢田の稻置と稱するものがあつたのであらう。

ヤタ(箭田)のタマカツのオホエ(大兄)の皇子

欽明天皇の御子、御母は石姫皇后(紀)。タマカツは美稱で御弟皇子の太珠敷(後の敏達天皇)に對し、御兄皇子なるが故に大兄皇子と呼び

れたのであらう。

ヤタカラス(八咫鳥、頭八咫鳥)

神武天皇の御軍の嚮導に任じた靈鳥(記、紀)。大和不定後實賜を加へられ、其子孫は葛野主殿縣主部等是也とあり(紀)。姓氏録鴨縣主の項下には鴨建角身の命の化身とせられて居る。ヤタは鳥の大きさをいひ、紀に頭八咫といふ字をあてたのが誤字でないといふれば、頭首の長さと了解せられたのであらうが、ヤタに頭の意味は含まれて居らぬ。カモの建ツヌミの項下を見よ。

ヤタ鳥は金色の鶏と同じく眞實の鳥で、葛野縣主等が祖先を之に託したものと解釋し得られるが、又實在人の名を説つた結果、鳥と語リ傳へた事もあり得る。若し然りとすればヤタ(地名)のクラジ(倉下)の轉呼であらう。賀茂の族人であつたが故に、建角身命と同一人とせられたのではあるまいか。

ヤタベ(八田部)

仁徳朝皇后八田の若郎女の爲に定められた御名代部(記)。後記ヤタベの造(連)の外に姓氏録には矢田部首及カバネのない矢田部の二氏をあげ、物部氏及賀茂系として居る。有力な部族であつたのであらう。

ヤタバ(矢田部)の造(連)

武諸隔の後裔(紀)。天武十二年連に昇格。舊事紀物部系譜によれば物部氏八世武諸隔連の孫大別連が仁徳朝に此皇子代部の造に任ぜられたとある。但し矢田部連公の姓を賜はつたとあり、同書帝皇本紀推古天皇二十二年の條下に矢田部御孫連公に造と改姓を命ぜられたとある

は疑とせればならぬ。紀には後記の如く缺名として矢田部造と記されて居る。

ヤタバ(矢田部)の造(缺名)

推古朝の人(紀)。犬上君御田部と共に大唐に派遣せられたとある。次項矢田部の御孫連とあると同人。

ヤタバ(矢田部)のミツマ(御嬭)の連

舊事紀推古天皇の章下に、詔三矢田部御孫連公改姓命造則遣大唐使復大禮犬上君御田部爲小使而遣之とある。上記矢田部造(缺名)と同人で、ミツマ(水間?)は地名から貰うた名であらうが、同書物部氏系譜には見えぬ。又連のカバネを造に改めしめたといふのも有り得ることである。案するに矢田部造は姓で、物部氏なるが故に連公といふたのであらう。

ヤタチ(夜刀)の神

從來ヤトと訓し、ヤツ(谷)の轉呼として居るが、刀はタチの假字で音訓併用したもの、やうである。

常陸國行方郡行方里の西の谷に占居した神(風)。俗曰謂蛇爲夜刀神一其蛇身頭角云々と分註せられて居る。繼體朝 箭括氏麻多智といふものが其樂を領めて祭祀し、孝徳朝壬生連麻呂の爲に驅逐せられたとある。ヤタはヤツ(谷)と同語、チは主又は靈の意であるが、水に住む蛇をミツチ(蛟)、丘に棲むものをチロチ(大蛇)、田にすむものをチ(蛇)といふやうに、谷精の意を以て蛇の異名に用ひたのであらう。俗曰蛇爲夜刀神とあるのを見ても此地の神に限られたわけではないか

らヤト(ヤツ)の轉呼として谷の神の義と説くのは聊か物足らぬ氣もちがせられる。

ヤタマ(八田間)のオホムロヤ(大室)

ヤタはヤツ(谷)の轉呼。

マ(間)は地域の意にも用ひられるから、巖間の地をヤタマといひ、其處に設けられた大客屋の意であらう。——ムロヤの項下を見よ。

記の大國主傳説にスサノヲの命から八田間大室に喚び入れられて頭の風をとらしめられたとある。ヤタマは上記の如く大客屋のある地形の稱呼で、之を入房のムロヤなりとするは古俗を解せざるものである。屋内に室房を設けるやうになつたのは遙に後世のことである。

ヤチ(八千)の足尼

吉備の穴國造(舊)。和邇臣の祖彦調服命の孫で、景行朝に任命せられたとある。名の所由不明。

ヤチクサヌ(八千軍野) (地)

播磨國神崎郡の地名(風)。天日神命の軍が八千を算したから八千軍野といふとある。今の八千種村のことでヤチ(谷)クサヌ(草野)の意であらう。

ヤチホコ(八千矛)の神

大國主神の本名(記、紀一書)。ヤチは祖父にあたるオミツヌの神の稱號八東ミツのヤツと同じく、出雲の地名(其項下參照)、ホコは秀子で敬稱である。——八千矛を有する神とするのは俗解である。

ヤチマタ(八衢、八達之衢)

ヤ(彌)チ(道)マタ(俣)、即ち多くの道路の交叉して居る地點。

天孫降臨の際、サルタ彦神が天のヤチマタに居たとある(紀、記)。高天原と此國土との交通路の要衝といふ意を以て、天のヤチマタといふたのであらう。

ヤチマタヒコ(八衢比古)、ヤチマタヒメ(八衢比賣)

道要祭に祭祀せられる神(式祝詞)。根の國底の國から荒ひ來るものを阻止するとある。男女二柱に分れて居るが、上代岐神信仰の名残であらう。

ヤツカ(八握、八拳)

ツカ(握)は上代の尺度單位で、——其項下を見よ——ヤは八の數または精多の概數を示す語である。其故に長の意の形容に用ひられた。例 八拳握、八握劍、八握腰。

ヤツカハギ(八掬腰)

越後風土記に崇神朝此地に八掬腰と號する人が居て、其屬類が多かつたとあり、其腰長八掬多力太強、是出雲之後也とある。常陸風土記にも茨城郡に居住した國果は都知久母とも又は夜都賀波岐ともいうたとあるから、出雲は土雲の誤字で、先住民族の稱呼であつたものであらう。

右分註の釋明には尙疑がある。腰は和名抄にもハギと訓せられて居るが、古典には假名書した用例が見えず、稻舂腰、七拳腰、麻割のハギ

の如きは寧ろ敬稱ではないかと思はれるから(各其項下を見よ)、漫然足の長い人間の稱呼ときめてしまふわけにも行かぬ。或は彌繼秀子の意を以て其酋長の稱號に用ひられたのかもしれない。

ヤツカハギ(八掬脛) (人)

孝徳朝の遣唐使高田首根麻呂(歸化人の裔)の一名(紀)。脛が長いので貰うた轉名であらう。

姓氏錄によれば竹田連の祖は神魂命十三世の孫八束麻命とあるが、若し實在の人であるとすれば長脛によつて名を貰うたのではなく、上記考證の如く彌繼秀子の意であるかも知れぬ。

ヤツカミツ(八束水)オミツ又(臣津野)の命

ヤツカミツはヤツ(谷)カ(處)ミ(御)チ(主)の轉呼。

出雲國經書(風)。諸方より國を引継ぎたと傳へられる。記に大國主の祖淤美豆奴神としてあげたのと同神であらう(其項下参照)。ヤツカミツ即ち各處御主は冠稱で、ヤツカは地形から出た地名であらうが、夙に所在を失うた。今八束郡と稱するのは明治年代に定めた新號で、國引傳説により意宇郡を此神の本據地とする推定から出たものやうである。因幡國氣高郡正條村にも八束水といふ大字があるが所由を詳にせぬ。臣津野命のヤツカは恐らくは宇迦の山本であらう。

ヤツコ(奴)

ヤ(家)ツ(助語)コ(子)。

家の子の意。「家の子郎黨」などともいひ、家人・家隸のことである。天皇のヤツコは大御ヤツコとも御ヤツコともいふので、國造のヤツコ

(宮の裔)とまぎらはしいが、其別があることを知らねばならぬ。ヤツコは後世略してヤツともいひ、コヤツ(此奴)、カヤツ(彼奴)の如くも用ひられる。

ヤツコナガラ(隨奴)

屋上に堅魚木を上げたことによつて雄略天皇の遺蹟にふれた志濃の大縣主が奴有者隨奴不覺而過作(註)長と陳謝したとある(記)。隨奴はヤツコナガラ又はヤツコノカラと訓み、「奴なるにより」といふ意に用ひられたのである。

ヤツシロ(八代)の縣

和名抄肥後國八代(夜豆志呂)郡。今も此郡名を存する。景行紀に天皇が葦北から此縣の豐村に渡られたとある。

ヤツナタ(八綱田) (人)

垂仁朝狹穂彦を討伐した人(紀)。上毛野君の遠祖で功により倭日向武日向といふ稱號を給はつたとある(其項下参照)。姓氏錄登美首及我孫公の條下に豐城入彦命の男とあるから彦狹島王の父又は叔父であらう。ヤツナタは彌恒田の意、ツナ(ツネ)は美稱で、恐らくは地名であらうが所在を詳にせぬ。此氏は彦狹島を始め地名を貰うたものが少くはない。

ヤツミミ(八箇耳、八耳)の神

スサノハの命の祀奇稻田姫の父(記及紀一書)。記には足名推が稻田宮主須賀八耳神といふ稱號を給はつたとあり、紀(一書)には本名を稻

ヤツメのアラコ(八目之荒籠)

アラコは荒い籠といふ意。ヤツメは彌ア目即ち目の多いことをいふのであらう。

記のイヅシ少女神話に呪盟の品物をイヅシ川の川島の節竹で作つたヤツメのアラコに入れて畑の上に置かしたとある。上代の神器には此種の籠が用ひられたのであらう。

ヤツメのカアラ(八目鳴鏑)

天照日命が弓矢と共に携へた兵器(紀一書)。目の多いナリカアラといふ意であらう。ナリカアラの項下を見よ。

やつめさす (枕)

「彌芽さす」といふ意であらう。根、芽、枝等の射出することをサスといひ、根サシ、五百枝サスの如くも用ひる。

イヅモ(出雲)の枕詞。嚴籙にかゝるのである。聖武朝に行はれた歌垣に八雲刺曲を歌うたとあるのもヤツメの轉呼で、出雲曲をいふのであらう。

(倭建命の御歌) ヤツメサス出雲建かはける太刀つゞらさは巻き身なしにあはれ(記)

ヤツリ(八釣、八瓜) (地)

大和國高市郡飛鳥村大字八釣。顯宗天皇の八釣宮の地、八瓜入日子(開化皇子)、八釣白彦(允恭皇子)などいふ名も見える。ヤツリの語義不明。或は屋連の意か。

田宮主贊狭八箇耳というたかのやうに記されて居る。いづれにしてもヤツミミといふ稱呼を有したといふ傳のあつたことは疑がない。耳は借字で御身の意、ヤツは字の通り八(八箇)であらうが、多數といふ概念を表示する爲に用ひられたものと思はれる。多數の身といふのは三面六臂など、同じく勢力披群の譬であらう。

此神話中に見える八俣の遠呂智も八頭八尾を有したとある所を見ると、出雲人は豪雄を形容するに八頭八身の如き語を以てすることを知れたのかも知れぬ。イカツミミ又はアシナツミミの約とするのは無理である。

ヤツメ(箭括)氏マタチ(麻多智)

箭括はヤハズとも訓み得るが、氏名としては他に見えぬから、恐らくはヤツメ(矢集)の假字に用ひられたのであらう。

常陸國の人(風)。繼體朝夜刀神を鎮祭して行方の西岸を開拓したとある。ヤツメ(谷間)に住したが故に此苗字をつけたか、或は後記矢集連の一支であらう。マヨチは俣主即ち支流の長といふ意と思はれる。

ヤツメ(矢集)の連

物部の大母隔連の裔(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。矢集は和名抄駿河國駿河郡矢集(也都女)とある地名を貰うたものと思はれる。駿河國造も大母隔連と同世代の片原石連の後であるから、物部氏が此地方に土着したことはあり得る。姓氏錄にも箭集宿禰(連)は伊香色雄命の後とある。

ヤツメの語義はヤタマと同じで、谷間即ち谷會の地といふことであらう。矢集は借字である。

ヤツリ(八釣)の宮

顯宗天皇の宮(紀)。——チカツアスカのヤツリの宮の項下参照。

ヤツリ(八瓜)のイリヒコ(入日子)の王

日子坐王(開化皇子)の子神大根王の一名(紀)。ヤツリは上記大和の地名であるが、入彦と呼ばれた理由を詳にせぬ。或は其頃ヤツリといふ氏族が存したのかし知れぬ。——カミオホネの王の項下参照。

ヤツリ(八瓜、八釣)のシラヒコ(白日子、白彦)の王(皇子)

允恭天皇の皇子(紀、紀)。輕太子と同腹。安康天皇試連に關與したといふ疑をうけて雄略天皇に殺されたといふ。白日子は御兄照日子に對する區別稱呼で、居住地によつてヤツリといふ名を負はれたのであらう。

ヤツリナ(矢釣魚) (人)

持統朝實錄を加へられた越の蝦夷(紀)。名の義不明。

ヤト(夜刀)の神——ヤタチの神の項下を見よ。

ヤトカカスミモロ(八戸挂須御諸)の命

播磨國美濃郡志深里の三板に天降した神(風)。ヤトカカスは屋戸掛爲の意、ミモロ(御室)の枕詞に用ひられたので、此地のミモロ即ち神廟の祭神といふ意であらう。

ヤナ(梁)

神武紀に此云ニ椰奈と註してある。

ヤナと同語。——其項下を見よ。

和名抄に毛詩註云梁ハ魚梁也、和名夜奈、唐韵云指取魚箔也、夜奈須とある。神武紀に菟直指之子が作梁取魚とあるから、上古から用ひられたもので捕魚用の柵をいふものと思はれる。天武紀四年に九月三十日以前に置くことを禁ぜられたとある比滿沙伎理梁は梁の名か、或はヒマサキリとヤナとの二物が判明せぬ。

やにはもみゆ (歌詞)

ヤニハはユニハ(齋庭)の轉呼であらう。

應神天皇の菟野野から菟野を望見せられたときの御製に

ちばの菟野を見ればももちだるヤニハも見ゆ國の秀も見ゆ

とある。郷中の高地(國の秀)も神を祭つた富足の庭も見えるといふ意である。——チバ、モモチタルの項下参照。

屋庭の意と解するものがあるが、數里隔てた宇治から菟野の家屋の庭は肉眼では見ることが出来ぬ。ヤニハがユニハの轉であることはチバ(鹽場)の菟野とあるによつても明である。

ヤヌ(矢野)の神山

萬葉集十卷に「ツマコモル矢野の神山露霜に匂ひそめたり散らまく惜しも」とあるが、所在を詳にせぬ。人麻呂歌集中の歌であるから「コモル屋上の山」と同じく、同人の任地石見附近の地名であつたかしらぬ。和名抄には出雲、備後、播磨等に矢野又は八野といふ郷名をあげたのである。

て居る。

ヤヌシオシラ・タケラココロ(屋主忍男武雄心)の命

ミヤメシオシラ・タケラココロの命の項下を見よ。

ヤヌシタココロ(屋主田心)の命

ミヤメシタココロの命の項下を見よ。

ヤヌシトネ(屋主刀禰)——ミヤメシトネの項下を見よ。

ヤハ(柔、和)

ヤハはヤセ(音)、ヤミ(病)等の語幹。ハはヤ(輪)の轉呼であらう。

ヤには挽の意があるからヤハは柔の義となり、和の意にも轉じたのであらう。ヨロ(弱)とも轉音し、ヤハラ、ヤハラカ、ヤハシ、ヤハラギの如き語をも派成した。

ヤハギ(矢矧) (地)

三河國碧海郡の縣名。——和名抄に縣家郷とあり、今矢作町とよぶ

矢作川に架した橋梁を以て古來有名である。備馬樂貫川に「矢はぎの市にくつかひにかん」とある。ヤハギ部が居住したから、名を負うたのであらう。

ヤハギベ(矢作部、矢部)

ハギの原義は双作で、——其項下参照——廣く双物細工を意味したのであらうが、別の意に轉用せられ、矢を作ることにのみ原義が残つ

たのである。

矢を作る工人をヤハギ部といふ。集團を形成した痕跡はなく、連、造等の名も見えぬが、鞍増天皇は矢部に箭を造らしめられたとあり(紀)、五十瓊敷入彦(垂仁皇子)に附屬せしめられた十箇品部中にも神矢作部があるから(紀一傳)、古來此稱呼の存したことは疑がない。

ヤハギベ(矢作部)のマナガ(眞長)

萬葉作家。下總國結城郡の人。

ヤハシ(矢橋) (地)

琵琶湖岸の地名。栗太郡老上村に屬し、近江八景の一として有名である。今はヤハセと稱へるが、萬葉集の歌によればヤハシによつて名を負うたもの、やうであるから、ハシは双爲の意で、ハギ(双作)と同義に用ひられたのであらう。

(萬七) 淡海のや矢橋の小竹を不遺矢而まことあり得めや、ほしきもの(二五〇)

ヤハラ(オミ) (八腹臣)

推古紀に蘇我馬子が八腹の臣を引率し、境部臣摩理勢(馬子の弟)をして、氏族之本を述べて天皇の御生母蘇我の堅鹽媛を誅せしめたとある。ヤハラ(八)とは武内宿禰に多くの妻があつて(必しも八人ではなかつたかも知れぬが)、其子(記によれば男七、女二)が諸氏に別かれたから、此一族の總稱に用ひられたのであらう。當時蘇我氏の勢が盛で宗家と目せられて居たから馬子が之を引率したのである。馬子の兄弟も居住地により何々の臣と稱するものが多いけれども、こゝには氏姓

の本を述べたとあるから、尙武内宿禰系の意と解すべきである。

ヤヒロクマワニ(八尋熊罴)

ヒロは両手を掲げた長きで上代の尺度である。ヤヒロは概數で長大を意味する。

舊事紀に都味齒八重事代主神が八尋熊罴に化して三島の濤杖の女活玉依姫に通うたとある。ワニは鱷のことであるが(其項下を見よ)、クマワニといふ種類が存したかは不明である。但し人名として此語が用ひられた例がある。——其項下参照。

神胎傳説の一變形と見るべきであるが、醜怪な生物と化して女人を接近魅惑したとは考へられぬ事、大物主の神が蛇體を示したといふ傳説などがまぎれ込んだものとおもはれる。丹塗矢が原形であらう。

ヤヒロトノ(八尋殿)

大屋といふ意に用ひられた。イザナギ、イザナミ二神はオノゴロ島に八尋殿を建てしめられたとある(記、紀)。木花の佐久夜毘賣の産屋も記には戸無き八尋殿とある。

ヤヒロホコ(八尋鉢)のナガヨリヒコ(長依日子)の命

出雲國鳥根郡生馬郷の神(風)。神魂命の子とある。八尋鉢は借字でホコは八千矛のホコと同様に敬稱と思はれるから、ヤヒロも彌廣の義であるかも知れぬ。ナガ(長)は大と同義に用ひられたので、神のヨリ産であつたのであらう。

ヤフ(養父)の郡

ヤフ(養)と同語、枝生の轉呼であらう。

肥前國の郡名(風)。景行天皇巡狩のとき御狗(其のことであらう)の吠聲が一産婦が出て見た爲に止んだので、「犬聲止國」と號けられたのをヤフと訛つたとあるが、此郡名は但馬國にもあり、近江、三河にも同じ郡名がある所を見ると(和名抄)、地物によつて名を貰うたのであらう。肥前の養父の隣郡がキ(基)、ミネ(三根)と稱へられるのも偶然ではないやうに思はれる。

やふしまり (歌詞)

ヤフは彌節の意、シマリはシバリと同じく「縛」の義で、多くの結節をつくつて縛ることをヤフシマリといふのである。

(清寧記志見臣の歌) 大君の 御子の 榮垣 ヤフシマリ しまりも とほし 切れむ 榮垣 焼けむ 榮垣

歌の意はヤフシマリに縛り廻した榮垣ではあるが、切れることも焼けることもあるといふのである。上代の固定用には總べて葛縹を用ひたのであるが、其結び方によつて裝飾としたやうである。

ヤフネ(屋船)の命

ヤは屋蓋、フネは容器の意であるから、——フネの項下を見よ——ヤフネは家屋を意味する。——船は借字。

大殿祭に祀られる神(式祝詞)。後記屋船久久運命及屋船豊宇氣姫命の畧稱又は總稱であらう。

ヤフネククの子(屋船久久運)の命

大殿祭に祀られる神(式祝詞)。是木靈也と分註してある。建築用材

の靈といふ意であらう。——ククノチの項下を見よ。

ヤフネトヨウケヒメ(屋船豊宇氣姫)の命

大殿祭に祀られる神(式祝詞)。是稻靈也、俗謂宇賀能美多麻、今世産屋以三辭木束稻一置於戸邊、乃以米散屋中之類也と分註してあるが、清浄なるべき大御舍を穢屋たる産所と同一視するのは倫を失すること甚しいものといはればならぬ。案するにトヨウケは主食神ではなく、豊大禾の神の意で、葦料たる禾草の神であらう。

ヤフネタキ(八船多氣)

此場合氣はキの假字とすべきである。他にも例のあることである。萬葉集七卷に「大船を荒海に撈ぎいでヤフネタキ 吾見し子等が目見は知るしも」とある。上二句は序、ヤは彌、フネタキは操舟の意であるが、屋船工作にいひかけたので、ヤフネは上記のやうに家屋の意にもなり、タキの原義は手工である。——其項下を見よ——恐らくは家作の手傳に來た男が其家の秘磁瓶を見そめて歎じたのであらう。

ヤフナミ(夜夫奈美)の里

越中國瀨波郡の地名。所在を明にせぬが、小矢部川(射水川の一支流)に縁があるのであらう。式内瀨波神社もヤフナミとよみ、此地をいふのであらう(雅澄)。今瀨波村といふ。名の義不明。但しナミは瀨波のナミと同語であらう。——其項下参照。

ヤヘ(屋部)坂

語誌 ヤフネ—ヤヘム

萬葉集三卷に阿部女郎の屋部坂の歌として

人見ずは吾袖もちてかくさむを焼けつ、かあらむ着すて來にけりとある。屋部坂は三代實錄三十八卷に高市郡夜部村とある地であらう(宣長)。歌によれば赤裸山であつたものと思はれる。

ヤヘコトシロヌシ(八重事代主)の神

大國主神の兒事代主神の一名(記)。——記にはヤヘといふ冠稱を用ひた例はない。——ヤヘは彌秀の轉呼で美稱であらう。事代主の項下参照。

賀茂氏の祖神はツミハ八重事代主神と稱へられる(舊、神、姓)。此神は古來出雲の事代主と混同せられて居るから、或は此名がまぎれたのかも知れぬ。

ヤヘヤカラカキ(耶陸耶智羅智積) (歌詞)

耶を能とあらためた本もあるといふ事であるが、典據を詳にせぬ。姑く刊本及釋紀によつてヤと訓して置く。

八重矢柄垣、即ち矢柄竹を以て八重に結うた垣の意であらう。

(武烈紀始臣の歌) 臣の子しヤヘヤカラカキゆるせとや御子

耶が能の誤であるとすれば「八重の韓垣」で、韓垣の意と解せられるが、假に其當時韓風の垣が用ひられたことがあるとしても次の歌にクミ垣、シバ垣などあると倫を失するやうな氣がする。

ヤヘムクラ(八重六倉)

ヤヘは原義によりヤ(彌)フ(節)即ち節の多いことを意味するのであらう。ムクラは茂生する草の意である。——其項下を見よ。

○(萬二)おもふ人來むと知りせばヤヘムケラおほへる處に珠しかまのな

ヤホコ(八竿、八矛)——ホコヤホコの項下参照。

ヤホニ(八百丹)、やほによし [枕]

○ヤホニは彌秀土といふ意。ヨシはヤシに通ずる感動詞である。キツキ(杵築)の枕詞に用ひられる。恐らくは土を築くといふ意でいひかけたのであらう。

○(出雲國造神賀詞)八百丹杵築宮
(三重采女の歌)ヤホニヨシ いきつきの宮[記]

ヤホメ(八穂米) [枕]

○彌秀芽の意。キ(木)にいひかけてキツキ(杵築)の枕詞に用ひられたのであらう。

○(出風、國引段)八穂米支豆支乃御崎也
○メをコメ(米)の意とし、杵舂くにかゝるものとも解し得られる。上記出雲國造神賀詞によつて米を爾とするは連断である。

ヤホヨロツ(八百萬)の神

○ヤホヨロツは大多数をいふのである。こゝにいふカミは神祇といふよりは寧ろ高天原の民衆の意と思はれる。大物主が八十萬の神を引率して高天原に赴いたといふのも同様である。

○(記、高天原の段)是以八百萬神於天安之河原(神集集而)
(大威祝詞)八百萬神等ヲ神集集賜ヒ

ヤマ(山)氏ワカマロ(若麻呂)

○山口の忌寸若麻呂の異稱。——其項下参照。

ヤマ(山)の君

○アママ(海人部)を尊してアマとのみ稱へるやうに、山部君を尊してヤマの君と稱へ、通例所在地名を冠して呼稱したもののやうである。春日山君、小月之山君、近江山君[記]及狭々城山君[記]の如きは其例である。——各其項下参照。——ヤマが山部の異稱なることは右の近江の山君は名を稚山守といひ、ササキの山君は顯宗朝に罪を得て籍帳を削られ、山部連に謀せしめられた[記]とあるによつても明である。

○桓武天皇延暦四年天皇の御名山部を諱みて山と改稱せしめられたとあるが、其以前に於てもヤマとのみ稱へられたのであらう。

ヤマ(山)のタワ(多和)

○タワは撓の意。山のタワは峯のタワリと同じく山岳の鞍部をいふのである。

○古事記垂仁天皇の巻に本率智別命が肥の長比賣に追ひかけられて山の多和から御船を引き越して逃げられたとある。當時の舟は軽い丸木舟であつたから、屢々陸上を曳行することがあつたのである。

ヤマアララギ(辛夷)

○アララギの項下を見よ。

○和名抄飲食部に辛夷は其子可噉之ヤマアララギ云コアシのハジカミとある。木蘭科の落葉喬木で其紅葉は味辛く椒の代用とせられた。

ヤマйкаツチ(山雷)

○イザナミの命の遺體に宿つた八色雷公の一[記]。手に居たものをいふとある。

ヤマガ(山鹿)の岬

○筑前國崗の地名(仲哀記)。今も遠賀河口東側に山鹿といふ地名が残つて居る。

ヤマガタ(山縣、山方)

○ヤマ(山)、アガタ(吾田)の約。

○(八千矛神歌)ヤマガタに まきしあたれつき[記]
(仁徳天皇御製)ヤマガタにまける青菜も吉備人と共にしつめばたぬしくもあるか[記]

ヤマカラシ(山可良志)、ミツカラシ(水可良之)

○カラは因の意。ヤマカラ、ミツカラは山おのづから、水おのづからといふことで、シはソに通ずる助語である。

○(萬三)み吉野の 芳野の宮は 山カラシ 貴くあらし 水カラシ さやけくあらし[記]

ヤマキ(山城)の水門——チメのヤマキの水門の項下を見よ。

ヤマクチ(山口)の女王

○萬葉集第三卷に其名が見えるのみで系譜不明である。

ヤマクチ(山口)の忌サワカマロ(若麻呂)

○萬葉作家。大宰の小典とある。姓氏録右京蕃別に都賀直四世の孫都賀直の後とある山口宿禰は此忌寸家が後に昇格したのであらう。

ヤマクマ(山前)の王

○萬葉作家。忍壁皇子の子、養老七年卒去[續紀]。山前はヤマサキと訓むのかも知れぬ。

ヤマサキ(山崎) [地]

○孝徳紀に天皇厭世の思召で、宮を山崎につくらせ給ふとある。和名抄に山城國乙訓郡山崎(夜末佐伎)とある地とすれば今の山崎村であるが、地形による名であるから、何處をさしたのか判明せぬ。此離宮の破成を見ずして崩御せられた。

ヤマサチビコ(山幸彦、山佐知毘古)

○彦火火出見尊(火遠理命)の別稱[紀、記]。狩獵に長ぜられたから此名を貰はれたとある。

ヤマサビ(山佐備)

○山の威容を示すことはいふ。——語法要録接尾語サビの項を見よ。

○(萬二)畝火の 此瑞山は 日の緯の 大御門に 山サビいます[記]

萬葉集三卷高市連黒人の歌に「山下の赤の曾保船沖撈げる見ゆ」とあつて此語をアケの枕詞に用ひてある。他に用例はないが同集第六卷に「うぐひすの來鳴く春べは巖には山下燦燦なす花咲きををり」第十五卷に「足引の山下光るもみぢ葉の」などあるから、花でも紅葉でも山下水に赤く照り映えることを山下光といひ、其意味を以てアケにいひかけたのであらう。

宣長がこの山下を山朝比の下界で、山が西さす朝のやうになることを山朝比といふと説き、雅澄を始め之を支持するものがあるのは驚くべきことである。山朝比といふやうな語は我國の語構成法上成立せず、假にアシタビといふ語があるとしても、ビを昇しては其意を失うてもとのアサ(朝)といふことになるのである。

ヤマシタカゲヒメ(山下影日賣)

建内宿禰の生母、木國造の祖宇豆比古の妹(記)。——紀には単に影媛とし、紀直遠祖菟道彦の女とある——木の縁によつて號けられたのであらう。

ヤマシナ(山科)の野

天智天皇親獲の地(紀)。和名抄に山城國宇治郡山科(也未之奈)とあり、今も其地名を存する。——シナの項下を見よ。

ヤマシナ(山科)のカガミ(鏡)の山

天智天皇の御陵所在地。山城國宇治郡山科村宇治御陵にある。
 (萬二) やすみし、わご大君の、かしこみや、御陵つかふる ヤマシナの、鏡の山に(二五九)

ヤマシロ(山背、山代、山城)

ヤマ(山)シロ(背)の轉呼。
 山後に位する國土といふ意。大和人が名づけたものとすれば、ヤマは北境即ち添上及生駒郡の連山を意味するものであらう。——シロをウシロの畧とするのは語源を解せざるものといはればならぬ——ウシロの項下参照。

ヤマシロ(山代)の縣主の祖ナガミヅ(長溝)

伊香色雄命の妻三人の父(舊)。山代縣主は家系を詳にせぬが、國造又は直家と同氏であらう。

ヤマシロ(山代、山背)の直

天津彦根命の裔(紀)。——記には國造とある(其項下を見よ)。——此氏は天武朝にカバネを連とあらため、更に忌寸に昇格した(紀)。姓氏錄には山背忌寸は天都比古禰命の子天麻比都禰命の後とある。

神別に忌寸の姓を給はつたのは此氏の外に同系の凡川内連、紀酒人連並に大倭連、葛城連等、何か故のあることであらうが、今之を詳にし得ぬ。

ヤマシロ(山背)の直モモタリ(百足)

天武朝の人(紀)。副使として新羅に派遣せられたとある。

ヤマシロ(山背)の直ヲハヤシ(小林)

天武天皇の舍人(紀)。

ヤマシロ(山背)の王

萬葉作家。高市皇子の孫、長屋王の子。藤原の不比等の外孫なるが故に父長屋王に連坐することを免れ、後安宿王、黃文王の謀叛を密告した功によつて藤原朝臣弟貞といふ名を給はつた。寶字七年參議禮部卿を以て薨去(續紀)。

ヤマシロ(山代)の王

忍坂日子人太子の御子(記)。舒明天皇の異母弟である。紀には此名は見えぬが、後記の如く紹運錄に擧げられて居る。

ヤマシロ(山背)の姫王

朱鳥元年多紀皇女の供奉として伊勢に派遣せられた人(紀)。紹運錄に舒明天皇の弟山城王の女とある。——前項を見よ。

ヤマシロ(山背)の臣ヒニタテ(日並立)

日並立は釋紀にヒニタテと訓してあるが、或はヒナタチと稱へたのかも知れぬ。

推古朝方術を學習した人(紀)。此氏族は天武十三年に朝臣に昇格したとあるから、皇別と思はれるが、出系を詳にせぬ。或は後記山代ノ内臣と同族であるかも知れぬ。

ヤマシロ(山代、山背、山城)の國造

天津彦根命の裔(記)。——紀には山代直とある。——天神本義によれば山代の國造等が祖は伊岐志邇保命といひ、饒速日命に供奉して天

降つたとせられ、國造本紀前文には神武朝以三目一命爲山代國造とある。右の外同紀には山城國造阿多根命(神武朝任命)、山背國造曾能振命(成務朝任命)をあげて居る。天目一命は上記の如く天津彦根命の子であるが、アマネの命、ソノフリの命は出系を詳にせぬ。山代(又は山背)國造と稱するものが同時代に二名併存したことも絶無といへず、或る時代に別系と交造したこともあり得る。少くともソノフリはソフリ(添)とは全然無關係とは思はれぬ。

ヤマシロ(山背、山代)の皇子(王)

欽明天皇の御子、生母は蘇我のキマシ媛(紀)。山城に居住せられたのであらう。

ヤマシロ(山代)のウチ(内)の臣

比古布都押之信命の子味師内宿禰の裔(記)。和名抄續喜郡有智解、神名帳同郡内神社とある地(今有知郷村)と關係があるやうであるが、ウチといふ語は寧ろ味師内、建内と同じく大主の意であらう。姓氏錄には彦太忍信命の後と稱する内臣をあげて居るが、其宗家は上記の如く天武朝に朝臣の姓を給はつた山背臣であらうと思はれる。

ヤマシロ(山代)のエナツヒメ(佳名津比賣)

日子坐王(開化皇子)の配御崎戸辨の本名(紀)。エナツは江の津の意で、山代の江は山代川即ち木津川のことであらう。

ヤマシロ(山背)のオホエ(大兄)の皇子

聖德太子の御子(紀)。蘇我入鹿の爲に滅されたとある。

ヤマシロ(山代)のクガ(久我)の直——クガの直の項を見よ。

ヤマシロ(山背)のコマ(狛)のイカマロ(烏賊麻呂)

天武十四年連に昇格(紀)。山城國相樂郡に居住した高麗歸化人の後で、朝廷に奉仕したものであらう。姓氏録によれば狛連は高麗國主夫連大王より出づとある。イカは蟹の意か。

ヤマシロ(山代)のミヌシ(水主)のササキ(雀部)の連

尾張氏第九世玉勝山代根吉命の裔(舊)。ミヌシは和名抄に久世郡水主(今寺田村の大字)とある地。ササキは神部(陸部)である。——其項トを見よ。——姓氏録にも水主直は火明命の後とある。

ヤマシロ(山背)のエカキ(畫師)

推古朝に定められた畫師の部(紀)。

ヤマシロネコ(山背根子) (人)

神功朝廣田に天照大御神の荒魂を奉養した葉山媛及長田に事代主神を祀つた長媛の家系(紀)。ネコは大根根子、藤波根子の如く用ひられ、嫡流を意味する。右の兩女性は此名族の出として皇后の側近に奉仕したのであらう。

ヤマシロヒコ(山代日古)の命

出雲國意宇郡山代郷の神(風)。大穴持命の御子とある。此神の名か。地名が出たとするのは本末顛倒で、恐らくは神が此地名を負つたのであらう。

であらう。山シロは山背の意である。

ヤマシロ(山背部)のヲタ(小田)

天武天皇の舍人(紀)。山代直又は山代國造の配下の民をヤマシロと稱へたのであらう。

やましるめのこくはもち (歌謡)

コを下の句につけてコクハモチと訓するものがあるが、コクハといふ語はあり得ぬ。

仁徳天皇御製に「つきれふ山代メノコクハモチうち大根」とある(記、紀)。「山城女の子穢持ち」といふ意。——クハの項下を見よ。

ヤマスゲ(山背) (枕)

スゲの項下を見よ。

和名抄に「山背冬ヤマスゲ」とある(和名本草同断)。山背冬はヤブラン(百合科)といふ植物で、ジャガヒゲ(ワウのヒゲ)も同様である。共に小實のなるものであるから、ミの枕詞に用ひる。例

(萬二) 山背のみならぬことを吾によりいはれし君は誰とかぬらむ

同集十二卷に「山背のヤマサゲ君をおもへかも」とあるのはヤマズをいひおこさんが爲の序で、十四卷に「悲し妹をいづち行かめと山背のそがひに寝しく今し悔しも」とあるのは山背の葉の背あはせに生ひるこの譬喩である。

ヤマスエのオホヌシ(山末之大主)の神

六年神の子大山咋神の一名(記)。近淡江國の日柱山に鎮坐するとある。山タヒは山下水の意なるが故に(タヒの項下を見よ)、其神も山末即ち山麓に鎮坐するとせられたのであらう。——オホヤマタヒの神の項下参照。

ヤマタ(山田)の郡

天武朝齊忌に卜定せられた地(紀)。和名抄に尾張國山田(夜萬太)郡とあり、後世之を廢して春日井、愛智二郡に分屬せしめた。——悠基が史書に見えるのは之を以て嚙矢とする。

ヤマタ(山田)の里

播磨國賀毛郡の地名(風)。山村なるによつて名づくところある。

ヤマタ(山田)の史キミマロ(君麿)

越中府の小吏(萬七)。家持の鷹飼とある。山田史は周太子晋の後と稱する歸化人で(姓氏録)、淳仁—光仁朝に造、速又は宿禰に昇格したものである(續記)。後記山田史御形の項下を見よ。

ヤマタ(山田)の史ヒチマロ(土麿)

萬葉集の古歌傳誦者。小主命とある。

ヤマタ(山田)の史ミカタ(御形)

持統朝沙門として新羅に學び、後日還俗した人(紀)。周防守として職に坐したが、罪を赦されて文章博士、東宮侍講に歴任した。山田史といふ姓は此人によつて起されたのであるかも知れぬ。

ヤマダ(山田)の御母

萬葉集二十卷所出。孝謙天皇の乳母で、本名を山田史日女鳥といふ(續記)。山田御井宿禰といふ姓を給はつたが、後後追奪せられた。

ヤマダ(山田)の邑

三箇男の荒魂を祭つた周防國の一邑(神功紀)。今も長府町附近楠乃といふ地に住吉御魂神社がある。

ヤマダ(山田)のアカミ(赤見)の皇女

顯宗皇后春日の山田皇女の一名(紀)。アカミといふ名の所由を詳にせぬ。

ヤマダ(山田)のソホド(曾富騰)

ソホ(ソホチの語幹)、ヒト(人)の約。

少名毘古那神の素性を見あらはした久延毘古の一名(記)。此神者足雖不行靈知天下之事也とある。古來案山子といふものとせられて居る。若し然りとすればソホヒト(婦人)の意で、カガシ(赫主)と同じく、赤く塗り立て、禽鳥を脅かすに用ひたものであらう。

古今集に「足引の山田のソホッ己さへ我をほしといふうればしき」とあるによつてソホツと訓み、濡れソホツ意とし、或は田に水をひく装置で、ソフ(添)ミツ(水)の約なりとする説は従はれぬ。

ヤマタ(八咫、八岐)のヲロチ(遠呂智、大蛇)

出雲の奇稻田姫を取らうとしたもの(記、紀)。既に同腹の七女を喫

うたとあり、八頭八尾の大蛇と傳へられて居る。記によれば高志といふ地に居住したもののやうである。

●チロチの原義は其項下に説くが如く、丘の靈又は主の意であるから、神門郡古志郷(和名抄)に棲む山田丘主といふ勇悍な酋長があつて足名推、手名推を著めたのを大蛇に譬へたのではないかと思はれる。足名推も亦ヤツミ(八箇御身)とよばれた所を見ると、當時の出雲では男武を形容するに八頭、八身の如き表現を以てしたものとと思はれる。

ヤマタチバナ(山橘)

●古今集榮華註に「山たち花世俗にやぶかうしと云、實あかし云々」とある(品物解所引)。今もやぶかうじ又はやぶたぢばなといふ。漢名は紫金牛。萬葉集に屢詠まれて居る。其一例。
(卷三) 消残りの雪にあへ光る足引の山タチバナをつとにつみ來な

やまたづ (枕)

●衣通王の歌に

君が行きけながくなりぬ山タツのむかへを行かむ待つにはまたじとある(記)。タツは建木のこと、山野の道標をいふものやうである。ムカへの準枕詞に用ひられたのである。

●云三山多豆二者は今造木者也註してある。造は宣長説の如く建の誤字であらう。九州では建木の二字をあはせた建といふ字が往々地名に用ひられて居るといふことである。和名抄に鑄廣又斧也多都岐とあるによつて之を斧の刃の向きあひにかゝる枕詞としたのは無理な説明である。鑄をタツキといふのは断木の意であらうが、上代の斧が諸刃であつたと断定する事は出来ぬのみならず、諸刃をムカヒ又とはいへぬ。

此歌は萬葉集には磐之姫皇后の御歌として三句は山タツネとある。

ヤマチサ(山高菝)

●チサの種類。——其項下を見よ。

●(萬二) 山ちさの白露重みうらぶれて心に深き我がこひやます

ヤマツチ(山雷、山祇)

●山祇は舊訓常にヤマツミとあるが、ヤマツチであらねばならぬ場合もあることは次に攷證する通りである。

●ツチは靈神の意。——其項下を見よ——ヤマツチは山靈である。

●神代紀一書に山雷をして五百箇眞坂樹の八十五義を探らしめ、野槌には五百箇野槌の八十五義を探らしめたとある。野槌即ち野の神に對して山の神をヤマツチと稱へたので、神武紀に野の名を殿山雷、草の名を殿野雷とせられたとあるのも山野の神を意味するのであらう。

●紀の一番國土山川草木生成の章下に山神等(山祇)とあり、其他山靈の意に用ひられた山祇はヤマツチと訓ませるつもりであつたのであらう。古事記に山津見と假字書してあるので無批判に之に準據したのもあるが、メツチ、カケツチ等に對しても山の神だけ山ツミと稱へたとは考へられぬことである。——ヤマツミの神はヤマツチ即ち大海の神の義とも解し得られる(其項下参照)——案するに山住民の神又は首長を意味するヤマツミ(又はヤマスミ)といふ語があつたので混淆したのであらう。——次項参照。

ヤマツミ(山津見、山祇、山積)

●紀には山祇の二字を用ひて居るが、山祇は常にヤマツミと訓むもの

と斷言することは出来ぬ。釋紀六卷にはヤマスミと訓した例もある。●ヤマ(山)ツ(津)ミ(御身)の約。又はヤマ(山)スミ(住)の轉呼であらう。

●山靈をいふにも、山住の神(又は酋長)をいふにも用ひられて居る。イザナミの神所生の山神並に斬殺されたカケツチの身體から化生したといふ諸山津見神(山祇)等は前者に屬し、足名推、手名推の親と稱する國つ神大山津見神(記)、木花サカヤ姫を生んだといふ大山ツミの神(記、紀)は後者を意味するものやうである。山つ御身又は山住神の意を以てヤマツミと稱へられたのであらう。

●山靈もまたヤマツミ(山つ御身)といひ得ぬことはないが、尙上記の如くヤマツチと稱へることを正しとする。或はヤマツチに對して人文神をヤマスミと稱へて區別したのが混同せられたのではあるまいか。釋紀所引伊豫國風土記に、百濟から渡來したとある宇治(越智)郡御島坐神御名大山積神一名和多志大神の如きは、山靈としては解釋至難である。

ヤマト(倭、大和、日本)

●ヤマ(山)ト(處)といふ意。

●海岸から見た山地の郷國といふ意味を以て地方名になつたので、筑後及肥後にも山門(夜萬止)郡又は山門郷があるが(和名抄)、畿内のヤマトは建國の地なるが故に最も名高く、皇室の御稱號に用ひられ、國家の版圖を意味する語となつた。倭の字をあてるのは支那人の呼稱を其儘借りたのであるが、倭は本来九州に在住した異民族を指稱する語であるので、之を不可として音を同うする和の字を以て之にかへ、大を冠した大和をヤマトと訓ませた。外交文書に日本といふ文字を用ひ

ることになつてから、此二字もまたヤマトと訓せられるやうになつたのである。

ヤマト(山門)の縣

●神功皇后の爲に誅戮せられた土蜘蛛田油津媛の占據地(紀)。筑前國安和名抄に夜須郡とある地)から程遠からぬ所であるかのやうに記されて居る。和名抄には筑後國に山門(夜萬止)郡をあげ、今もヤマカトと稱へて此字を用ひて居るが、餘りに遠隔して居るから、こゝにいふ山門縣ではあるまい。或は今の朝倉郡朝倉村大字山田が其名残ではあるかもしれない。

ヤマト(倭)の直

●垂仁朝大倭大神の祭主に任ぜられた長尾市並に仁德朝の人麻呂及吾子籠の兄弟はいづれも倭(又は大倭)直とある(紀)。——吾子籠は大倭國造とも記されて居る(雄略紀)。——天武十二倭直に連の姓を給ひ、十四年大倭直に忌寸に昇格した(紀)。和銅六年大倭忌寸五百足を氏上として神祭を掌らしめたとあり、聖武朝に大倭忌寸小東人及水守が神宜により宿禰姓を給はり、其族人は皆連となり、水守は大倭神主とせられたとあるから(續紀)、長尾市の系統であることは疑がない。姓氏錄によれば大和宿禰、大和連及倭太は神知津彦の裔とし、且神知津彦命は神武天皇の水戸嚮導者であつたと記し、一名推根津彦と分註してある。紀に推根津彦を倭直部の祖とし、倭國造に任ぜられたとあり、記に異名同人の橋根津日子を倭國造等が祖也とあると一致する。但し長尾市を推根津彦の裔とする事については尙疑がある。——ナガサチの項下を見よ。

ヤマト(倭)の直部

直部の字集解本には等と改めてあるが、トモの假字に用ひられたのであらう。

推根津彦の裔(神武紀)。後段には倭國造に任ぜられたとある。——舊事紀には倭直の祖とあり、記には異名同人の推根津比古が倭國造等の祖也とあると一致する(次の倭國造の項下参照)。

直部を直等の意とすることについては尙疑がある。或は國造に任ぜられて地方諸豪族の首長となつた事を意味するのであるかも知れぬ。少くとも推根津彦は大倭大神即ちヤマトの大國魂の司祭者たる身分のもの(Murata Hitei)ではなかつたと思はれる。或は上記長尾市の後なる倭(大倭)直と區別する爲に時に倭直部といふ字を用ひたのであるかも知れぬ。——葛野主殿縣主部、和部部の項下参照。

ヤマト(倭)の直タツマロ(龍麻呂)

天武十年連の姓を給はつた人(紀)。

ヤマト(倭)の大神

垂仁朝大木口宿禰に託宣して大市長岡禰に祀られた神(紀一云)。大倭大神とも記され、崇神紀に見える倭大國魂神に相當する。大和の支配者であつた神といふ意であらう。

ヤマト(倭)の鍛師アマツマラ(天津眞浦)

敏達天皇が眞鍮、鐵を造らしめられた人(紀)。アマツマラは高天原にも居た倭人(紀)。舊事紀によれば饒速日命に供奉して天降した

のうちに倭鍛師等の祖天津眞浦といふ名が見える。案するに鍛師はマラといふ通稱を以て呼ばれたので、此天津眞浦は大和に居住したから地名を冠したのであらう。——アマツマラの項下参照。

ヤマト(山途)川

肥前風土記に基肆郡の北境に源を發し南流して御井の大川に入るとある。今酒井川と稱へる。

ヤマト(倭)の君

百濟の賈子。新我君の兒法師君の後(武烈紀)。君は父祖の稱號と同じくキシとよむのであらう。難波の吉師のやうにカバネとして本朝にも用ひられたのである。桓武天皇の御生母高野、新笠は此氏の出て(乙繼といふもの)子あつたので、延暦中其族に大和朝臣といふ姓を給はつた(後記)。

ヤマト(倭、大和)の國造

神武朝推根津彦が任命せられた(紀、舊)。——記には異名同人推根津彦を倭國造等と記してある。——舊事紀皇孫本紀に彦火々出見尊の兒(母は玉依姬)武位起命の裔とあるのは推根津彦を彦火々出見尊の後風とする一異傳があつたからであらう。此國造の管轄區域は後の大和國の一部分に過ぎぬ事はいふまでもないが、其限界は判明せぬ。倭直吾子龍も亦上記のやうに大倭國造と稱したが、推根津彦の後風であるとは断定することは出来ぬ。

ヤマト(大倭)の國造アココ(吾子龍)の宿禰——アココの

項下を見よ。

ヤマト(倭)の國造タヒコ(手彦)

欽明朝の人(紀)。河邊臣瓊弁の軍に従うて新羅に出征したとある。

ヤマト(倭)の國の六のミアガタ(縣)

孝德紀に倭國六縣の戶籍を造り田畝を校せよといふ勅がある。六の縣は新年祭の祝詞によれば高市、葛木、十市、志貴(磯城)、山部、曾布(海)で、當時皇室の直隷であつた地である。

ヤマト(倭)の宿禰の命

景行天皇の皇子、母氏不明(舊)。三川の大神部直の祖とある。

ヤマト(倭)媛(比賣)

繼體天皇の妃(紀、記)。三尾君聖城の女(紀)又は三尾君加多夫の妹とある。

ヤマト(倭)の畫師オトカシ(音橋)

天武朝小山下の位を授けられたとある(紀)。姓氏錄によれば魏文帝の後と稱する安貴王といふものが雄略朝に歸化し、其五世の孫惠尊が繪に巧なるにより、天智朝倭畫師といふ姓を給はつたとある(大岡忠寸の條下)。

ヤマト(倭)のアナシ(穴无)の神

大和國城上郡穴師坐兵主神社の祭神(神名帳)。播磨國備前郡に神戸

を有したとある「風」。同國大栗郡穴師比賣神とも録故があるのであらう。——アナシヒメの項下参照。

兵主は從來字音で誦へて居るが、モノメシと訓むのであらう。兵衆をモノといふたことは大物主、物部の例によつても明である。

ヤマト(倭、東)のアヤ(漢)の直

應神朝の歸化漢人阿知使主の裔(紀、記)。天武十一年連の姓を給ひ、十四年忌寸に昇格(紀)。大和に居住する漢人の名門といふ意で、子孫大に繁榮し、坂上忌寸以下四十餘氏に別かれた。

ヤマト(倭)のアヤ(漢)のアガタ(縣)

孝德朝百濟船建造の爲に安藝國に派遣せられた人(紀)。皇極紀に見える倭漢ノ書直縣と同人であらう。

ヤマト(東)のアヤ(漢氏)の直アラコ(糠子)

糠子は舊訓アラコとあるが、マカコとも訓み得る。

欽明朝の人(紀)。高麗使臣接待を命ぜられたとある。漢氏はアヤの假字に用ひられたのであらう。

ヤマト(東)のアヤ(漢)の直コマ(駒)

崇峻天皇を弑害しまらせた人(紀)。分註によれば東漢直野井の子とある。蘇我馬子の女を盜んだ罪によつて殺された。

ヤマト(倭)のアヤ(漢)の直ツカ(掬)

雄略朝の人(紀)。命を奉じて新羅に歸化した漢人の區處に任じた

ある。應神朝に父阿知使主と共に歸化した都加使主と同人とすれば甚長命であつたといはねばならぬが、阿知使主も履中朝に生存して居たのであるから、其子が雄略朝に仕へたことはあり得べきである。——ツカの使主の項下を見よ。

ヤマト(倭)の^{アヤ}(漢)の直ヒラア(比羅夫)

孝徳朝の人(紀)。倭漢直荒田井比羅夫又は荒田井直比羅夫とあると同人であらう。

ヤマト(倭)の^{アヤ}(漢)の直フクイン(福因)

推古朝の遺唐學生(紀)。十六年に出發し、同三十一年に歸朝したとある。福因は漢名であらう。

ヤマト(東)の^{アヤ}(漢)の草ノ直タルシマ(足嶋)

齊明紀所引伊吉博徳書に韓智興の倭人で耽羅の使を護したので其盟によつて實死したとある。草直は釋紀に人の姓としてカヤのアタイと訓し、刊本にはカヤの外にクサといふ訓をも與へてあり、草は東の誤でツカの直であらうといふ説もあるが「通譯」草は長の誤字か、後記東漢長直の項下を見よ、或は草直の二字にカバネ以外の意味があつたのかも知れぬ。尙攻究を要する。

ヤマト(倭)の^{アヤ}(漢)のサカノへ(坂上)の直(逸名)

推古朝の人(紀)。檜隈陵(キタシ媛夫人の墓)の上に最大の柱を建てたので大柱の直といふ名を得たとある。後記子麻呂と同人であるかも知れぬ。

ヤマト(倭)の^{アヤ}(漢)のサカノへ(坂上)の直コマロ

(子麻呂)

欽明朝の人(紀)。高麗使臣守護に任じたとある。坂上氏の祖先であらう。

ヤマト(倭)の^{アヤ}(漢)のフミ(書)の直アガタ(縣)

皇極朝の人(紀)。前朝の紀に書直縣とあり、孝徳紀に倭漢直縣とあると同人であらう(各其項下を見よ)。倭漢ノ書氏は東ノ文ともいひ、阿知使主から出た氏族の一である。

ヤマト(倭)の^{アヤ}(漢)のフミ(書)の直マロ(麻呂)

孝徳朝の人(紀)。古人皇子の謀叛に黨したとある。

ヤマト(東)の^{アヤ}(漢)のヲサ(長)の直アリマ(阿利麻)

齊明朝遺唐使隨員(紀)。彌加委島に漂着後坂合部連稱積等と共に遣れて支那の括州に渡りついたとある(伊吉博徳書)。ヲサは通譯の意、倭漢直氏の人で通譯に任じたからヲサの直と稱へたのであらう。

ヤマト(倭)のウマカヒ(馬飼)の首(逸名)

皇極朝巨勢徳大臣と共に山背大兄王の討手に向うた人(紀)。後記倭馬飼造と同氏であらう。

ヤマト(倭)のウマカヒ(馬飼)の造

天武十二年連に昇格(紀)。馬飼部の首長で大和を本貫としたもので

あらうが出系を詳にせぬ。

ヤマト(倭)のウマカヒへ(馬飼部)の造ツラ(連)

天武朝の人(紀)。八年多羅局に派遣せられたとある。十二年に此氏が連に昇格したのは此人の功によるものであらう。

ヤマト(倭、和)のオホクニタマ(大國魂)の神

崇神朝神夢により市磯長尾市をして祭祀せしめられた神(紀)。從來天照大神と共に皇宮内に奉齋したが、神威を畏れて他に移したとある。——垂仁紀に倭(大倭)大神とあると同一神である。——ヤマトは大和の國のことで、其國土の靈神といふ意味で大國魂と稱へられたのであるが、理想の神ではなく、此地の開拓者又は支配者であつたと信ぜられた人文神をいふものと思はれる。長尾市は其神裔なるが故に祭主に選ばれたのであらう。

國紀の一書には大國主神も亦一名を大國玉神と稱したとあるが、其は出雲の大國魂で、倭の大國魂と同一神といふ意味ではない。大倭神社註進狀に大倭神社蓋出雲杵築大社之別宮也とあるは俗説で、全然別個の神であることは崇神紀の前後の文によつても明である。又倭大國魂を以て日本全土の守護神と解するものもあるが、崇神朝時代にはヤマトは決して大八洲と同義語には用ひられて居なかつたので、倭の外にも國々に國魂神があつたことは神名帳によるも明白である。

ヤマト(倭)のクニカ(國香)姫

孝靈天皇の妃、亦の名は祖某姉(紀)。記のオホヤマトクニアレ比賣とあるに相當する(其項下を見よ)。クニカは郷處の意であらう。

ヤマト(大倭)のクニタミシ(國民礎)姫——オホヤマトクニ

タミシの項下を見よ。

ヤマト(倭)のタナカ(田中)の直

天津日子根命の裔(紀)。他書に所見がないから夙に廢絶したのであらう。タナカは地名であらうが所在を詳にせぬ。

ヤマト(大倭)のチヨのカチへ(千代勝部)——チヨのカチへ

の項下を見よ。

ヤマト(倭)のミタ(屯田)

應神天皇崩後額田大中彥皇子が私領にしようとした田地(紀)。後記倭屯家の田で此皇子配下の民が耕作して居たので、私領であると主張せられたのであらう。

ヤマト(倭)のミヤケ(屯倉)

景行朝に定められた屯倉(紀)。此ヤマトは和名抄に城下郡大和(於保夜末止)郷とある地であらう。其隣郷を三宅と稱へる(和名抄)。

ヤマト(倭)のヲグナ(童男、男具那)の命

國紀に童男此云三局具奈とある。

日本武尊の一名(紀、記)。川上鼻帥(熊曾建)を誅戮せられたとき、我はヤマトのヲグナであると名乗られたとある。ヲグナは若君といふこととて(其項下參照)、恐らくは其時限りの名乗が一名として傳はつたの

であらう。

ヤマトオユシキトミトヨアサクラアケタツ(倭老師木)

登美豊朝倉曙立)の王——ヤマトハシキトミトヨアサクラアケタツの王の項下を見よ。

ヤマトエタマヒコ(倭得玉彦)の命

尾張氏八世(舊)。父は建諸隅命、母は葛木の諸見己姫で、亦の名を市大稻日命といふとある。タマヒコか名でヤマトエは大和川の支流即ち葛城川のことではあるまいか。此人は淡海の谷上刀俣及伊賀の伊賀姫を娶つて五男をあげたが、葛木氏の出ではないので宗家を相續する事が出来なかつた。葛木家の正統は其叔母高名姫(記に高千那比賣とあるにあたるもの、やうである)の子孫に移り、玉彦の子の一人は尾張國に赴いて同地の豪族と結婚し、新に尾治氏を興した。——カツラキのタカナ姫の項下参照。

ヤマトクニトヨアキサタ(倭國豊秋狹太)媛

集解に媛を姫にあらためたのは根拠が薄弱である。又狹太をサフトと訓するものもあるが意をなさぬ。

孝昭天皇の妃大井媛の親(紀一云)。名の義は大和の國の豊秋をサタする媛で、——サタは定の語幹で古語である——年の豊凶を宣する女祝であらう。上代に於ては右の如き職分の人は大に尊敬せられたのである。

集解の如く媛を姫としても意は通すが、母親によつて系譜を示したのもめづらしからぬ例であり、且上代に於ては此やうな職分には男

性よりも女性の方が多く任じたもの、やうであるから、尙原文の通り解釋すべきである。

ヤマトコ(倭子)の連

雄略朝の人(紀)。紀ノ小鹿火宿禰の配下であらう。未詳何姓人と分註せられて居る。ヤマトコは韓子、高麗子に對する稱呼で氏名ではあるまい。

ヤマトタケル(倭武)の天皇

常陸風土記には倭建命を常に天皇と記して居る。天皇は借字で風土記時代の人は皇太子の御事をもスミミコトと申上げたのかも知れぬ。播磨風土記にも宇治天皇(宇連の和紀耶子)、市邊天皇(市邊の押磐皇子)など、記されて居る。

ヤマトタケル(倭建、倭武、日本武)の命(尊)

景行天皇の皇子。御母は稻日、大耶姫(紀、記)。御幼名は小碓命であつたが、御武勇絶倫なるにより熊曾建から此稱號を奉つたとある。御事蹟は記紀に詳述せられて居る。

ヤマトタラシヒコ(日本足彦)クニオシヒト(國押人)の天皇

孝安天皇の御稱號(紀)。記には大倭帶日子國押人命とある。——其項下を見よ。

ヤマトト(倭迹)の命

天孫本紀物部氏系譜に豐色姫命が生みまらせた孝元天皇の御子のうちに此名が見える(舊)。同書天皇本紀には日本紀と同じく倭迹々姫命とあるから、恐らくは誤字又は誤傳であらう。

ヤマトトトヒメ(倭迹々姫)の命

ヤマト姫又はヤマト某姫は皇女の稱號。トドはチヂの轉音で多數の意であるが、美稱に轉用せられたのであらう。

孝元天皇の皇女、御母は豐色姫命(紀)。崇神朝倭大物主神の裔主となられた倭迹迹日百襲姫命と同人であるかのやうに記されて居る。記に此皇女の名をあげて居らぬ所を見ると、或はトトヒメモソヒメの畧稱であるかも知れぬ。——次項を見よ。

ヤマトトトヒモソヒメ(倭迹迹日百襲姫)の命

孝靈天皇の皇女、御母は倭國香媛(紀)。記にはヤマトトモソヒメの命とある。崇神天皇の御代に大物主神の託宣をうけ、其神の妻として奉仕せられたが、神の姿を見んことを欲した爲め不慮の厄にあひ去せられたとある。倭迹々姫命とも記されて居る所を見ると、トドヒメはトドヒメの約で、モソは百衣の意であらう。——ヤマトトモソヒメの項下参照。

孝靈天皇の皇女が其三代後の崇神朝に活動せられたとあるのも稀有のことであり、太田々根子命をして祭祀せしめられた大物主神が此皇女を妻とせられたとあるのも合點の行かぬこと、此傳説には我々の解し得ぬ深い事情が潜んで居るものとせればならぬ。其墓が神人を擧りて大規模に經營せられたとある所を見ると、當時の人が大に尊崇した高級巫祝であつたことは疑がない。

ヤマトトドワカヤヒメ(倭迹々稚屋姫)の命

孝靈天皇の皇女、御母は倭國香媛(紀)。——記には倭トビハヤカヤ比賣とある——トド(チヤの轉呼)は美稱、ワカヤはワカ(稚)の形容詞形で、ワカヤカの意である。同腹の御姉倭トドヒモソ姫命と區別する爲に、ワカヤヒメと稱へたのであらう。

ヤマトトハヤ(倭迹速)カムアサチハラ(神淺茅原)マクハシ(目妙)姫

トハヤはチハヤの轉呼(其項下を見よ)、マクハシのマは接頭語で、クハシは精妙の意である。

崇神朝大物主神から夢の譚をうけた人(紀)。大水口宿禰及伊勢麻績君と三人夢を同うしたとある。出自は明示せられて居らぬが、神淺茅原は天皇が八十萬神を會して神意を卜占に問はれた地とあり、チハヤ、マクハシといふ語によるも、高貴の女性と思はれる。さりながら上記トドヒモソ姫命と同一人と斷すべき理由はない。恐らくは高級女祝の一人であらう。

ヤマトトビハヤワカヤ(倭飛羽矢若屋)比賣

孝靈天皇の皇女、御母は大倭國阿禮比賣命(記)。紀の倭トドワカヤ姫命にあたる。トビハヤはトミ(宮)、ハヤ(捷)の意が、或は他に意味があるか之を明にし得ぬ。

ヤマトトモソヒメ(夜麻登登母母會毘賣)の命

孝靈天皇の皇女、御母は大倭國阿禮比賣命(記)。紀には倭迹々百襲

姫命とある。トモモツは十百衣の義、多くの衣裳を有せられるといふ意である。

やまとなす [歌詞]

崇神朝大神の掌酒活日が神酒を献するよきの歌に
此朝酒は我が御酒ならず椰磨等那殊大物主のかみし御酒いく久いく久

とある。ナスは原義によつて「其」の意に用ひられたので、「大和の其大物主」即ち「大和の大物主」といふと同義である。釋紀に「倭國作威」の意又はナスはナカに通ずといふ説をあげて居るが承服し得ぬ。——ナスの項下参照。

ヤマトネコ(倭根子、日本根子) 天皇

孝徳、天武二朝の詔勅に用ひられた語で(紀)、天皇の御稱號である。ネコは系子の義、ヤマトネコは皇室の出なることを意味する。——オホヤマトネコヒコの項下を見よ。

ヤマトネコ(倭根子)の命

景行天皇の皇子(記)。紀には雅倭根子皇子とある。後胤は擧げられて居らぬが、御名によれば他氏族に就かず皇室に籍を留められたものと思はれる。

ヤマトハシキトミ(倭者師木登美) トヨアサクラ(豊朝倉)アケタツ(曙立)の王

宣長は者の字は老の誤としてヤマトオユと訓したが意味をなさぬ。

「倭、そ、ち原」(紀)、「淡海、水淨國」(播風)の如く、ヤマトハ何々といふ句法は上代にはめづらしからぬ例である。

曙立王の全稱號(記)。——其項下参照。——垂仁朝皇子本牟智和氣命を出雲に派遣せられるとき供奉長官の選に當つたので此名を給はつたとある。ヤマトハシキトミはトヨ(豊)をいはんが爲の序、上代に於ては人名にも此種枕詞的冠稱を用ひた例は少くはない。シキトミは重富の意、トヨは美稱で、朝座を曙に出發するといふことである。アケタツの王といふ名の縁によつて豊朝(朝の御居間の意)といふ冠稱を與へられたのか、或は從來他の名で呼ばれたのが、此賜號以來曙立王と呼ぶやうになつたのか之を明にし得ぬ。

ヤマトヒコ(倭彦)の王

仲哀天皇五世の孫(紀)。武烈天皇崩後繼嗣が絶えたので丹波國桑田郡在住の此王を迎立しようとしたが遣けて應じなかつたのである。倭彦と名乗つた所を見ると他氏族につかず、皇族として存続したので天日嗣に適するものとせられたのであらう。

ヤマトヒコ(倭彦、倭日子)の命

崇神天皇の皇子(紀、記)。御母は御間城姫皇后(御眞津比賣命)とある。ヤマトヒコは皇室員たる男性を意味する。——オホヤマトヒコの項下を見よ。

ヤマトヒメ(倭姫)の王

天智天皇の皇后(紀)。古人大兄皇子の女で、天皇の御姪にあたる。ヤマトヒメは皇室の女性の稱呼であるから、次項の如く他にも同名がある。

あるのである。

此時代の皇后は異母妹(敏達、用明)が又は姪(欽明、舒明、孝徳、天智、天武)に限られて居る、ことは大に注意すべきである。

ヤマトヒメ(倭姫、倭比賣)の命

垂仁天皇の皇女、御母はヒバス姫皇后(紀、記)。崇神天皇の皇女チツク倭姫(和比賣)命を亦尊してヤマトヒメの命と稱へられる。——其項下参照。

ヤマトヒムコ(倭日向)、タケヒムコ(建日向)、ヒコヤツ

ナダ(彦八綱田)

ヤマトノヒムケタケヒムケと訓むのは語義に通ぜざるものである。ヒは秀、ムコはモコとも通じ、諸子(庶子)の義である。——ムコの項下参照。

垂仁朝狹穂彦を誅戮した將軍八綱田は倭日向建日向の稱號を賜はつたとある(紀)。八綱田は其項下に述べたやうに豐城入彦命の御子で、天皇の御甥にあたるのであるが、大功を建てられたが故に、猶子とせられてヤマト(皇室の稱號、秀庶子とよび、武勇を愛で、武秀庶子と賦けられたのであらう。焼打したが故に火を向けるといふ意味なりとする集解の説は俗解である。ヒコヤツナダはヤツナダ彦といふと同義、此當時は屢々倒置して用ひられた。

ヤマトフクロ(倭俗)の宿禰

市邊押磐皇子遺骨所在地を申告した置女の夫(紀)。狹々城山君の祖とある。同族に倭俗宿禰といふものがあるから、之と區別する爲に倭

と稱へたのであらう。——カラフクロの項下参照。——妻の功により韓俗没落後其家督を相續せしめられたとある。

ヤマのサヘキ(山之在伯)、又のサヘキ(野之佐伯)

サヘキ(佐伯)の項を見よ。常陸國茨城郡の國果(風)。俗語之をツチクモともヤツカハキとも稱へたと分註してある(各其項下参照)。日本武尊が東國から連れて歸られた佐伯は蝦夷と明記してあるが、サヘキといふ語は種族名ではなく、一般に抗命者ないふのであるから、國果でも土雲でも之を以て呼稱するのは差支のないことで、其所在地によつて山のサヘキ、野のサヘキと區別せられたのであらう。——サヘキの項下を見よ。

ヤマノベ(山邊) [地]

崇神、景行兩天皇の御陵所在地(紀、記)。諸陵式には城上郡にありとあるが、後世所在を失ひ、今磯城郡柳木村が之に擬定せられて居る。和名抄の山邊(夜萬乃倍)郡は今ヤマノベ郡とよばれ、添上郡の山邊郡は今の田原村附近である。案するに古のヤマノベは山邊郡の山地の西麓にあたる一帯の地の稱呼であつたのであらう。

伊勢の河曲郡の山邊は宣長の攻證によればヤマへと稱へられたものやうである。

ヤマノベ(山邊)の縣主

尾張氏六世の孫建麻利尼命の後(舊)。此姓は他書に見えぬが、山邊の縣は神名嶺に大和國山邊郡山邊縣坐神社とある地であらう。今二階堂村字西井戸堂と別所村とに祭られて居る。

ヤマノベ(山上)の臣オクラ(憶良)

萬葉作家。文武朝遣唐使粟田朝臣眞人の隨員として渡唐、歸朝後地方官を歴任し、養老五年東京侍講を拜命した。山上臣は春日臣の一族で粟田朝臣とも同系である。

ヤマノベ(山邊)の君ヤスマロ(安麻呂)

神紀に山邊をヤマトと訓したのは何の根據によるものか判明せぬ。大津皇子の從臣(天武紀)。姓氏錄に山邊公は鐔石別(垂仁皇子)の後とある。

ヤマノベ(山邊)の皇女

天智天皇の皇女、生母は蘇我の常陸姫(紀)。大津皇子の妃である。

ヤマノベ(山邊)の御井——ヤマベの御井の項下を見よ。

ヤマノベ(山邊)の別

大津日子命(垂仁皇子)の齋(記)。上記大和の山邊の君長であらうが、他に所見がない。

ヤマノベ(山邊)のオホタカ(大鴫)

垂仁朝の人(記)。命により空を飛行する鴫の跡を追うて木、針間、稻羽、丹波、多連麻、近淡海、三野、尾張、科野を巡り、古志の和那美之水門で之を捕へて献上したとある。ヤマノベは出身地で、大タカは鴫を捕へたことによつて貰った綽名であらう。——紀に天湯河板(板)とある。

此傳説は朝廷から地方巡察の爲め官吏を諸國に派出せられたことを暗示するもの、やうに思はれる。

ヤマノベ(山邊)のコミマコ(小島子)

雄略朝の采女(紀)。狹穂彦の玄孫齋田根命といふものが之と野通して罪を得たとある。ヤマノベは出身地又は氏名で、或は上記山邊君の族人であつたかも知れぬ。

ヤマノベ(山邊)のミチノマガリ(道勾)のヲカノヘ(岡上)

崇神天皇の御陵所在地(記)。今遺跡を明にせぬが、道の曲折した所の岡の上に存したのであらう。

ヤマノベ(山邊)のミチノヘ(道上)の陵

崇神及景行天皇の御陵(紀及諸陵式)。——記には崇神天皇の御陵は道勾之岡上、景行天皇の御陵は道上にありとある。——今遺跡を存せぬ。ミチノヘは道邊即ち路傍の意であらう。

ヤマフキ(山吹)

今も山吹と稱へられる觀賞植物で、山野にも自生し黄色の單瓣又は重瓣花をひらく。重瓣のものは結實せぬ。此花は萬葉集にも屢々詠ぜられて居るが其語義を明にせぬ。和名抄草類に秋冬和名ヤマフキ一云ヤマフキとあるは山露のこと(今ツラといふ)同名異物であるが、山吹の原語も亦山フキであつたかも知れぬ。案するにフキはヒビキの轉で、ヒヒラギと同じく、葉縁の鋸齒状なることから貰はせたのかもしれない。——ヒヒラギの項を見よ。

ヤマフキ(山吹)の瀬

萬葉集九卷に「秋の風山吹の瀬のどよむなべ天雲かけり隔わたるかも」とある山吹の瀬は宇治川の瀨であるが、今所在を明にせぬ。

ヤマベ(山部)

應神朝に定められた民部(記)。海部に對する稱呼で、山住民の集團をいひ、同時に定められた山守部とは聊性質を異にする。其部長は山部連、山部阿弭古などといふが、アマ部が畧せられてアマとのみ呼ばれるやうに山部も亦畧して山ノ公、山ノ直等とした例が記にも見える。——後桓武天皇の御名を諱んで常にヤマとのみ稱へるやうになつた。

山部は其居住地の關係上山守部に充當せられたものがあつたので、山部と山守部を同一とし、紀に山部のあげられて居らぬのを正傳とするものがあるが、研究の足らざる憾がある。——ヤマモリマの項下参照。

ヤマベ(山部)の阿弭古の祖コヒタリ(小左)

肥後國葦北の人(景行紀)。天皇巡狩の際奉仕したとある。アピコは一種のカバネで、山部の民の首長の意、小左の訓及意義は判明せぬが、試にいへばコヒ(榎水)タリ(垂)で神に祈つて清泉を發見したといふ事蹟から名を貰つたのであらう。——アピコの項下参照。

ヤマベ(山部)の王

近江朝の人(天武紀)。系不明。二心を抱きたるにより近江軍の爲に殺されたとある。

ヤマベ(山部)の王

萬葉作家。桓武天皇尚諸王に座しましたころの御名。

ヤマベ(山部)の宿禰アカヒト(赤人)

萬葉作家。有名なる歌人であるが史書に見えぬから、官等が高くはなかつたものと思はれる。歌詠によると聖武朝の人のやうである。——後記ヤマベの連の項下を見よ。

ヤマベ(山部)の連

山部の長であるが、山守即ち山林管守に任じたもの、やうである。伊與來目部小楯の後(紀)。顯宗仁賢天皇を世に出しまゐらせた功により恩賞望にまかすとの勳を受け、山官宿所(顯)と申上げたので山官を拜命し、姓を山邊連氏と給はり、山守部を以て部民としたとある。此氏は天武十三年宿禰に昇格した(紀)。

ヤマベ(山部)の連ヲダテ(小楯)

意富那、真那(後の仁賢、顯宗天皇)を世に出しまゐらせた人(記)。針間國の宰とある。顯宗紀に更名磐楯とあり、後記の如く他に山部の大楯連といふものもあるから、此氏はタテを以て通稱としたのであらう。紀には山部連の先祖伊與來目部小楯とし、功によつて後日山部連の姓を給はつたとある。伊與來目部は伊豫國久米郡即ち久味國造配下の民といふことである。——ヤマベのオホダテの項下を見よ。

ヤマベ(山邊)の御井

舊訓ヤマノへとあるが、ヤマモと訓むべき由玉勝三巻に改訂せられて居る。

此山邊は持統天皇伊勢行幸の際の行在地で、今の河藝郡河曲村大字山邊である。其地の清泉を山邊の御井といひ、或はイシの御井とも稱へた(次項を見よ)。

山邊の御井を見がてり神風の伊勢少女どもあひ見つるかも

ヤマベ(山邊)のイシ(五十師)の原(御井)

上記の山邊の行宮の所在地。イシは磯に通じ、鈴鹿川の磯をいふのであらう。

山邊のイシの御井はおのづから成れる錦を張れる山かも

ヤマベ(山部)のオホダテ(大楯)の連

仁徳朝の人(記)。遠穂別、女鳥王遠穂を命ぜられた際、女鳥王の玉剣を横領した罪が露顯して死刑に處せられたとある。山部連は上記の如く、針間國司伊與來目部小楯に賜はつた姓であるが、應神朝山部を設置せられて以來、其部長即ち連はあつた筈で、大楯も其一人であつたのであらう。

大楯と小楯と名が似て居るが、其關係は不明である。或は大楯が罪を得た後、其遺族が伊豫の來目部に配屬せられたのであつたかも知れぬ。小楯が顯宗天皇から恩賞を蒙めといはれた時、特に「山官」に任ぜられんことを申出たのは本姓復歸を希望したからではあるまいか。

ヤマベ(山部)のヒチ(比治)

播磨國安栗郡比治の里の人(風)。孝德朝此里長になつたとある。ヒチ(泥土)といふ名も地名から貰つたのであらう。——風土記に人名から地名が出たとあるは本来顛倒である。

ヤマベ(山部)のミマ(三馬)

播磨國安栗郡安師の里長(風)。其縁によつて里名を山守と改ためとある。三馬は山守を職としたのであらう。

ヤマチ(山道)の君

應神天皇の御孫意富富孺王の裔(記)。天武十三年真人の姓を給はつた(記)。姓氏録にも山道真人は推淳毛二侯王(大カド王の御父)の後也とある。ヤマチは山地の意であらうが、何處をさしたのか判明せぬ。

ヤマムラ(山村) [地]

欽明朝歸化の百濟人已知部を置かれた地(記)。今山村已知部之先是也とある(コチマの項下参照)。和名抄には派上郡山村(也木無良)とあり、今の帯解村である。

ヤマムラ(山村) [氏]

播磨國飾磨郡巨智里の人(風)。上記山村已知部の專稱であらう。其上祖を巨智賀那といふとある。

標註には山村の次に忌すの二字を補うたが、これは必しも忌す家の入ではなく、其部民であつたかも知れぬ。其故に其上祖巨智賀那も何等カメを有せぬのである。

ヤマモリ(山守)の里

播磨國安栗郡の地名(風)。舊名はスカであつたが、アナシ(安師)と改め、後日山部の三馬といふものが里長になつたから更に改稱したとある。

スカは聚落、アナシは穴居の意。ヤマベは上記の如く山住民の集團をいふのであるが、山守に充當せられたから其居所をヤマモリと稱へたのであらう。——次項及ヤマベの項下参照。

ヤマモリベ(山守部)

應神朝創設せられた民部(紀、記)。山野の管理に任ずるもので、大山守王が其政を掌られたとある(記)。此部民には山住民即ち山部が編入せられたので、後には専らヤマモと稱へられるやうになつたが、本初は山部必しも山守部ではなかつたのであらう。

ヤミ(暗、闇)

夜(見)の轉呼。

夜見の意から暗黒の義に轉じたのであらう。ヨミ(黄泉)、ユメ、イメ(夢)も亦同源から分化したもの、やうである。——各其項下参照。

ヤミ(病)

ヤはヤス(瘡)、ヤハ(瘡)等の語幹、アヤ(過、支)のヤと同語。ミは活用語尾である。

凶變が見えろといふ意を以て、癩病をヤミといひ、其進行格ヤマヒは疾病の意に轉じたのであらう。

ヤムヤ(鹽屋、止屋、夜牟夜) [地]

出雲國神門郡の地名(風)。アチスキ高日子命の子鹽治比古神の鎮座地とあり、夜牟夜神社をあげて居る。神名帳にも鹽治比古麻由能神社及鹽治日子命御子燒太刀天穗日子命神社をのせ、崇神紀に出雲振根が弟飯入根を止屋の淵で殺したとある。今の鹽治村界限の稱呼であらう。名の義不明。

もと止屋とかいたのを神龜三年鹽治とあらためたとあるから、ヤムはヨム(鹽の轉音)に近く發音せられたものと思はれる。

ヤメ(八女)の縣(國)

筑後の地名(景行紀)。八女津媛といふ女神の占據地とある。和名抄には上妻、下妻二郡に分れて居るが、明治年代に合併して舊名に復し八女郡とした。郡内に矢部村、矢部山、矢部川の如き稱呼があるから、ヤメとも稱へられたのであらう。ヤメ、ヤメは諸方にある地名であるが、未だ其語義を詳にせぬ。

ヤメツヒメ(八女津媛)

筑後國八女縣の女尊、景行紀。常居三山中とある。此地の女君といふ意を以てヤメツヒメと稱へたのであらう。

ヤヤミ(惱)——タリマヒテヤヤミの項下を見よ。

ヤラ(夜良)

ヤラはユラともいひ、諸國に多い沿海の地の呼稱である。恐らくは

ヤナ(ナ、ヲ相通)と同語で、今のエリ(銀)即ち流槽をいふのであらう。陸上に設ける竹槽をヤライ(矢來とかくが、當字なる事は勿論である)といふのも同語から分化したものと思はれる。——ユラの項下参照。

ヤラ(也良)の崎

■ 上記のヤラのある崎の意。
 ■ (萬二) 沖つ鳥鴨ちふ舟のかへり來ばヤラの崎守早く告げこそ
 ■ 博多灣内ノコ島(其項下を見よ)の北岬。今アラサキと稱へるが、古のヤラの崎の跡といはれる(名寄)。

ヤララ(櫻亮)——タナソコモヤララの項下を見よ。

ヤリ(遣)、ヤラヒ(夜良比)

■ ヤ(矢)から出た語であらう。ヤは行動を意味する活用語尾である。ヤラヒは其進行格。——語法要録参照。
 ■ 矢のやうに行くといふ意から、遣の義を生じ、ヤラヒとしては放逐を意味するやうになつたのであらう。
 ■ (記高天原段) 乃神夜良比爾夜良比賜也

ヤリ、ヤレ(破)、ヤフリ(破)

■ 上記ヤリ(遣)の轉用であらう。
 ■ 放逐の意から破の義に轉じ、下二段に轉用して自動詞としたのであらう。ヤフリも亦ヤ(破の語幹)、ハフリ(放)の約と思はれる。
 ■ (萬七) うち日さす宮路を行くに吾が裳は破れぬ、玉の緒の思ひしな

えて家にあらましを(三六〇)
 (萬三) 衣こそは 其破れぬれば つぎつとも またも違ふといへ
 (三六〇)



ユ (原語)

■ ある信仰的概念を表現する語で通例齊の字をあてるが、其合書する意味は神聖、清淨、齋戒等で、ツミ、ケガの反對を表示する。——イと轉呼し、イミ(忌)の形に於て最多く用ひられる(其項下を見よ)。
 ■ 古はユミとも活用したらしくユメ(愼)といふ命令法が後代まで残存した。獨立して用ひられた例は少く、ユキ(慈基)、ユシ(忌)、ユマハの如く他語と連れ、ことにユツの形に於て最多く用ひられた。——其項下を見よ。

ユ (原語)

■ 湯水の意、温泉、温湯をいひ、轉じて人體の分泌物の意にも用ひられる。——ヨとも轉音した。
 ■ 温泉の効驗は上代から知られ、伊豫の湯、有馬の湯、牟婁の湯等が史書に見える。イヨ(伊豫)といふ國名も之から出たものらしく、病の本復をイユ(癒)といふ。ユマリ(尿)、ヨダリ(涎)はユを洩らし、ヨ(ユ)を垂らすといふことで、體內から放散する液體にはある温度があるから

轉用せられたのであらう。

ユ (助語)

■ ヨ(從、自)の轉呼。——語法要録参照。

ユ(湯)川

■ 播磨國神前の郡地名(風)。昔此川から湯が出たから名を頂うたとある。又此地に異俗人が三十許存在したと註記せられて居る。

ユ(湯沐)の令

■ 天武紀に安八磨郡湯沐令多臣品治とあり、又運湯沐之米伊勢國賦とある。湯沐邑を畧して湯沐とし、之をユと稱へたので、其時代の稱呼であつたと思はれる。

ユオモ(湯母)

■ ウガヤフキアヘズの命を養奉る爲に他婦人を取つて乳母、湯母としたとある(紀一書)。湯は、こゝではオモ湯(米の煮汁)をいふのであらう。——オモの項下参照。

ユキ(初)

■ ヤ(矢)ケ(箭)の音便。
 ■ 矢を入れる容器をいふ。
 ■ 天照大神はスサノヲの命の上天を遣へる爲め千入、五百入の親を背に負はれ(記、紀)、天忍日命は天磐初を携へたとあり(紀一書)、天孫の置表として歩初が呈示せられたことが神武紀に見える。製式は判

明せぬが、特種な矢筒が高天原に於て使用せられたものと思はれる。

ユキ(齋忌、悠紀)、スキ(次、主基)

■ 天武五年新嘗の爲に齋忌は尾張國山田郡、次は丹波國河沙郡に卜定せられたとある(紀)。ユキ、スキが史書に見えたのは之を以て始とし、爾來大嘗祭の神饌に供する新穀をユキ、スキとよび、祭神殿をもユキ院、スキ院と稱へるやうになつた。此語義については從來異説區々であるが、ユが「齋」、スが「清」の義なることは先學既に之を説いた。キはケの轉音で誤である。

ユキ(由吉)の海人

■ ユ、イは相通音で、ユキは壹岐のことであるが、尙ユキ(行)にいひかけたのである。
 ■ (萬五) 今だにも もなく行かむと ユキの海の ほつてのうらへ
 を 光やきて(三九九)

ユキ(雪)の連ヤカマロ(宅満)

■ 萬葉作家。雪宅満ともある。天平八年遣新羅使隨員として渡航中病歿。ユキはイキに通じ壹岐連をいふ。此氏は長安人劉楊雍の後と稱する(姓氏錄)。

ユキ(由貴)の社

■ イキの轉呼。
 ■ 出雲國意宇郡の神社(風)。同郡屋代郷に伊支等が遠祖天津日子命が天降したとあるから、此神を祭祀したのであらう。神名帳にも擧げら

れて居る。

ユキアヒ(行相)のワセ(速相)

萬葉集十卷に「少女らにユキアヒのワセを翔る時になりけらしも萩の花さく」とある。ナトメヲは行相をいはむが爲の序で、ユキアヒは夏と秋との行合即ち交會の義であらう。

ユキカケレ(歸香具禮)

コガレといふことを東語ではカケレというたのであらう。
夏虫の 火に入ること 水門入に 船こぐ如く ユキカケレ 人のいふとき(二六七)

宜長は歸をヨリと訓したが、雅澄の説の如く、集中歸の字をヨリにあてた例はなく、且ユキの原義はヨ(寄)キ(來)であるから、ユキというても寄來の意となるのである。——カケレを歸の古語とするが如きは牽強論するに足らぬ。

ユキジモノ(白雪自物)

雪其物の意。雪のやうなものといふ意にも用ひられる。
大段の上に 久方の 天傳ひ来る ユキジモノ 行きかよひ
ユキジモノ(白雪自物)

ゆきのよろしも

「行くことの宜し」といふ意。モは感動詞である。
古語拾遺)みや人のおは夜すがらにいさとほしユキのヨロシモ大夜すがらに

萬葉集二卷に「去鳥のあらそふ端に」(一九六)、同十三卷に「ユクトリの群て侍ひ」(三三三)と用ひられて居る。後者は「行鳥のやうに」といふ譬であるが、前者は何故にアラソフとかゝるか不明である。——我おくれじと争ひつ、飛びゆく故といふ説もあるが(古義)、雁の類は勿論、列をつくらぬ鳥でも先を争ふことはいやうである。——其故に一本にはユクトリをウツセミ(現身)と直してある。此もアラソフの枕として餘りよい語でないが、ウツセミも妻をアラソフラシキ(三山歌)などいふ用例がある。

ゆくゆくと、ゆくらゆくら

萬葉集二卷長皇子の歌に「丹生の河瀬は渡らずてユクユクと戀痛む吾弟いで通ひ來れ」(二二三)とある。ユクユクは「瀬を渡らずて行々」と「憂く憂くと戀痛」とにいひかけたものであらう。「磯音のユクラカに」「大船のユクラユクラ」などあるユクラもまた「緩」に此ユク(憂)をいひかけたものゝやうである。例
(萬三) 大船のユクラユクラにおもひつ、我ぬる夜らをつきもあへむかも(三七七)

ユゲ(弓削)の大連

ユゲヒ又はユキへの約。
弓削の部長の意。ユゲ部の項下を見よ。
物部守屋の通稱(舊)。物部弓削大連ともいふ(紀)。母は弓削連の祖倭古連の女阿佐姫とあるから(舊)、母氏の家督を相續して此名を得たのであらう。播磨國印南郡大國里池之原の石屋(今石の寶殿といふ)は弓削の大連が作ったと風土記に記されて居る。同國印南郡に私部の弓

ユキヒ(鞠部)

鞠を携ふる部隊即ち弓隊の意。ユゲヒ(鞠負)部とも稱へたものゝやうである。——ユゲ及ユゲヒの項下参照。
甲斐國酒折の宮で大伴の武日連が日本武尊から給はつた部隊(紀)。此地方の善射の子弟を選んで弓隊を編制し、武日連に配屬せしめられたといふことである。武器が整備するに従ひ、軍隊が大刀佩(帶刀)部、朝(朝負)部、マリコヤ(槍隊)等に分れたのは極めて有り得べきことである。安國朝鞠部を設置せられたとあり(紀)、敏達紀にも火葬北國造刑部朝阿利新登といふ名が見える。——此語は後世ユキへと訛り、朝負の字をあてた。

ユクカハ(往川)

流水のやうにといふ意を以てユギニシ(過去)の枕詞として用ひられた。例
(萬七) ユクカハの過ぎにし人の手折らすはうらぶれ立たむ三輪の槍

ユクサクサ(往左來左)

サは古語サタ(シタ)の語幹で、サタと同じく「頃間」の意である。ユクサクサは往く時、來る時の意。
(萬三) 白菅の眞野の榛原ユクサクサ君こそ見らめ眞野のはり原
(萬三〇) 青海原風波なびきユクサクサつむむことなく船は早けむ

ユクトリ(去鳥)

取、飾磨郡に私部の弓東などいふ姓があるのは(風)、此大連に屬した弓削部の後であらう。

ユゲ(弓削)の河原

和名抄河内國若江郡弓削(由介)、今の中河内郡八尾町附近の地。弓削部の居住地であつたので此名を負うたのであらう。弓削の河原は古の大和川の流域である。

ユゲ(弓削)部

綏靖紀、弓部をユゲと訓するものがあるが、弓一字ではユゲと訓むことは出来ぬ。
ユゲヒ(鞠負)の約、——ヒの音は上の母韻に接せられることがあり得る——又はユキへの約濁であらう。弓削は宛字でユミケヅリをユゲと約することは發音法則上あり得ぬ。
朝部又は朝負部と同じく弓隊の稱呼であるが、轉じて弓匠の意にも用ひられ、弓削の字をあてるやうになつた。
綏靖天皇が弓部の雅彦に弓を造らしめられたとあり(紀)、垂仁朝五十瓊敷皇子に給はつた十箇品部中にも神矢作部と並べて神弓削部があつてある(紀一書)。此等の例によれば、此部は上代から弓の作製にも任じたやうであるが、尙之を本職とした工作部員であつたとは考へられぬ。弓削といふ文字によつて誤解を招いたものと思はれる。
弓削が明に弓匠の意に用ひられたのは續紀天平勝寶四年の制で、近畿諸國鐵工、銅工、金作、弓削、矢作、梓削、鞍作、鞍張等の雜戸云々とあるが、此弓削が果してユゲと訓まれたかは不明である。少くとも弓削をホコゲともホゲとも訓まなかつた筈である。

ユゲ(弓削)の皇子

天武天皇の皇子、御母は大江山女(紀)。弓削連氏が奉仕したから名を貰はれたのであらう。

ユゲ(弓削)の連

上記ユゲ部の長をいふ。

天武十三年宿禰に昇格した(紀)。姓氏録によれば弓削の宿禰には三系があるが、其一は石上同祖とあるから物部の一支族なることは疑がなく、後記の如く雄略朝の人なる弓削連豊穂も同氏に屬するものやうである。舊事紀物部系譜に見える弓削連の祖倭古連は弓削大連守屋の外祖父で、守屋は此姓を繼承した。姓氏録にあげられた他の二系の祖は高魂命の孫天日鷲命及天押穗根尊洗御手、時水中化生神爾伎都麻呂とあるが、いづれも實在人とは考へられぬ。恐らくは物部氏以外の朝貢部(ユゲ部)が祖先を天神又は天孫に託する爲に案出したものであらう。

ユゲ(弓削)の連元寶兒

持統朝の人(紀)。在唐中旅費に窮したが、捕虜として滞在中の大伴部の博麻といふものに救済せられたとある。孝徳紀四年の條下に引用した伊吉博徳書によれば別倭種元寶とあり、永連老人と共に博徳書起草の年に、唐の使に伴はれて歸朝したと記されて居る(持統四年のことであらう)。趙元寶は漢名で、倭の別種とある所を見ると、任那人の高であらうが、弓削連と名乗る故を詳にせぬ。或は父母いづれかの氏が、又は歸朝後賜はつた姓であらう。

ユゲ(弓削)の連トヨホ(豊穂)

雄略朝の人(紀)。命により罪人凡川内直香賜を三島の藍原に捕へて斬殺したとある。當時物部が刑罰執行を管掌したことは他の例によつても明であるから、刑部は尙設置せられて居なかつた——此弓削連は上記三系中物部に屬するものと見ればならぬ。

ユゲ(弓削)の連の祖ヤマトコ(倭古)の連

物部の尾奥連の妻阿佐姫及加波流姫の父(舊)。祖とあるから新に弓削連家を起したものと思はれるが、川系を詳にせぬ。尾奥の子守屋が弓削連を名乗つたのは此家督を相續したからであらう。ヤマトコといふ名は他にも見える。——其項下を見よ。

ユゲ(弓削)のアサ(阿佐)姫

物部の尾奥連の妻(前項を見よ)。御狩、守屋等の母である。

ユゲ(弓削)のカハル(加波流)姫

物部の尾奥連の妻(前項を見よ)。賢古連等が生母である。

ユゲ(弓部)のワカヒコ(稚彦)

ユミエのワカヒコの項を見よ

ユゲ(靫)のタチヒ(丹比)の連

天武十三年宿禰に昇格した(紀)。姓氏録河内神別種多治比宿禰の條下に大明命十一世の孫殿諸足尼命の次男の弟男庶といふものが其心勇健其力足、制三千軍衆、故賜靫號、四十千健彦、因貢三姓靫貢とある。丹比

連の一族で尾張氏であらう。——タチヒの連項下を見よ。

ユゲヒ(靫負)部

ユキ(靫)、オヒ(負)の約濁。

清寧紀に白髮部の靫負を設置せられたとある外、此民部のこととは見えぬが、上記ユキヤ(靫部)もまたユゲヒと稱へたのであらう。ユゲヒが約せられてユゲと稱へられるやうになつたことは其項下に述べた通りである。

ユゲミ(靫編)の郷

ユケヒ(靫負)を訛つたとあるから、ユキアミの約としてユゲミと訓むのであらう。ミ、ヒは通音である。

豊後國日田郡の郷名(風)。——今前津江村楠木——欽明朝に日下部君等の祖邑、阿白といふものが靫負部に奉仕したが後此地に家居したから靫負村と名づけたのを訛つたとある。

ユゴリ(由基理)〔人〕

開化天皇の妃竹野比賣の父(記)。丹波の大縣主とある。竹野比賣の生みまゐらせた皇子を彦ユムスビの命といふ所を見ると、ユは湯泉を意味し、ゴリは尊稱であらう(ゴリの項下参照)。丹波の温泉の出る地方の君主と思はれる。古は但馬も亦丹波國に含まれて居たのであるから、此ユは但馬二方郡温泉郷(和名抄)をいふらしい。隣郡に鷹野神社(神名帳)といふ地もあるのである。

ユシ〔木〕

ユゲ(弓削)の連トヨホ(豊穂)

雄略朝の人(紀)。命により罪人凡川内直香賜を三島の藍原に捕へて斬殺したとある。當時物部が刑罰執行を管掌したことは他の例によつても明であるから、刑部は尙設置せられて居なかつた——此弓削連は上記三系中物部に屬するものと見ればならぬ。

ユゲ(弓削)の連の祖ヤマトコ(倭古)の連

物部の尾奥連の妻阿佐姫及加波流姫の父(舊)。祖とあるから新に弓削連家を起したものと思はれるが、川系を詳にせぬ。尾奥の子守屋が弓削連を名乗つたのは此家督を相續したからであらう。ヤマトコといふ名は他にも見える。——其項下を見よ。

ユゲ(弓削)のアサ(阿佐)姫

物部の尾奥連の妻(前項を見よ)。御狩、守屋等の母である。

ユゲ(弓削)のカハル(加波流)姫

物部の尾奥連の妻(前項を見よ)。賢古連等が生母である。

ユゲ(弓部)のワカヒコ(稚彦)

ユミエのワカヒコの項を見よ

ユゲ(靫)のタチヒ(丹比)の連

天武十三年宿禰に昇格した(紀)。姓氏録河内神別種多治比宿禰の條下に大明命十一世の孫殿諸足尼命の次男の弟男庶といふものが其心勇健其力足、制三千軍衆、故賜靫號、四十千健彦、因貢三姓靫貢とある。丹比

和名抄に梓和名由之堪作、梳也とあり、箋註によれば梓は黄楊木即ちツゲである。——センバン・サンタ・ユシの項下を見よ。

ユシリ・イツシリ(由志理・伊都志理)

ユ(靫)、イツ(巖)の形容詞ユシ、イツシに活用語尾リを添付したものである。

中臣壽詞に「今年十一月中都卯日、由志理伊都志理持恐」とある。「齊々しく巖しく」といふ意であらう。

ユスリ〔動〕

ユ(揺)の語幹、スリ(摩)。——ユラの項下を見よ。

搖摩の意から搖動の義に轉用せられた。

大海の磯もとユスリ立つ波の依せむと思へる濱のさやけく(佛足石の歌) 御跡つくる 石のひびきは 天に至り 土さへユスレ 父母がため 諸人の爲に

(神樂「早歌」) ユスリあげん すすりあげん すすりあげん ユスリあげん

萬葉集の歌は同卷に「大海の水底豊三立つ波の依せむと思へる磯のさやけさ」とあると同一原歌が二様に傳へられたものらしく、世の中ユスリテ(源語)、家ユスリテ(枕草紙)、山ユスリテ(空穂)の如くドヨミ(動)と同義に用ひられた例もあるが、尙ドヨミとユスリとの間に原義上差異のあることを知らねばならぬ。——ドヨミの項下参照。

ユソ(勇蘇)の連

饒速日命供奉五部造の二人(舊)。勇蘇といふ部名は他に所見がなく

語義もまた判明せぬ。

ユタテ(湯立、弓立)

湯立の意とせられて居るが疑がある。貞観儀式に御神子先廻三庭火(湯立舞)と見え、今では神前に熱湯をたて竹の葉を浸して巫女が自ら身にふりそぎ託宣することをユマテと稱して居る。神樂「小前張」には弓立の字を用ひ、歌四首をあげてゐる。世の大意は左の通りである。

- (一) 伊勢島(答志島)いそらが崎で海人のたく火の氣が香りあふ。
- (二) ユキ(齋木)とる山の若櫻をとりに行くから、舟楫竿かせ。
- (三) 今朝の皇神の神樂に逢ふ人は千歳の命がのびる。
- (四) 皇神を吉日に祭つたから、明日からは淨の衣を褌衣にかへる。右によれば湯を沸したユキ(此歌では種櫻)を以てふりかける事は今の通りであるが、其目的は神あがりの後に齋戒をとく爲のやうである。或はユマテの轉呼、齋斷の意ではあるまいか。

ユタネマク(湯種蒔)

ユ(齋)マ(種)は神に齋はうた種子のことである。萬葉集十五卷に「青柳の枝切りおろし湯種蒔」とある。苗代に種をまく時には木の枝を畔に挿すといふ習俗が存したものと思はれる。今も往々無意識に行はれて居るを見かけるが、恐らくはサカ木として神に捧げた遺習であらう。

ユツ(湯津)

ユ(齋)ツ(出)の意で、イツ(殿)と同語(其項下を見よ)。神聖、端嚴、

てまては午前に清浄な多くの竹の叢が出現するだらう」といふことである。ユツを五百と撰断して次の五百を説きやう、挿入であらうといふに至つては沙汰の限りである。

ユツカツラ(湯津楓、湯津杜木、湯津香木)

清浄なるカツラの木といふ意。——カツラの項下参照。
上代底前などにカツラにする木が植ゑられ、神聖なるものとせられたと見えて、天若彦の動作を探る爲に高天原から差遣せられた雄は門前のユツカツラの上を下りたとなり、山幸彦もまた海宮の門邊にある井の傍のユツカツラの木に登つて櫓子なうがうたとある(記、紀)。カツラは種名ではないから楓、杜木、香木などいふ字を用ひたのであらう。ユツをイホツ(五百箇)の約として枝葉の繁つた木とするのは誤解である。

ユツキ(弓月、融通)の君

應神朝百濟から歸化した人(紀)。自國の大夫百二十七縣を引率したが、途中新羅人の爲に抑留せられたと訴へたので、葛城樂津彦等を遣はして迎へ取らしめられたとある。姓氏録、三代實錄によれば、秦の始皇の裔孝武王の後、功滿王の子とある。恐らくは韓半島に居住した秦の亡民であらう。秦諸氏の祖である。——ハタの君の項下参照。

ユツキ(弓月、由槻)が嶽

ユ(神聖)ツキ(槻)。
卷向の背後の高峯の名である。齊槻があつたから名を貰つたのであらう。

清浄等の意に用ひられる。

ユツ磐村(記、萬二)、ユツ爪櫛(記、紀)、ユツカツラの木(記、紀)、ユツ五百箇(中臣壽詞)のごとく用ひられる。いづれも清浄又は莊嚴を意味するのである。——イホツ(五百箇)の轉呼なりとするのは誤解で、記に屢見える五百箇のミスマルの珠を湯津ミスマルとかいた例は一つもない。又五百箇の意ならばユツ五百箇とはつゞけ得られぬ筈である。——次項以下参照。

ユツイハムラ(湯津石村、湯都磐村)

清浄なる岩の群といふ意。
カゲツナを斬つた銀の血が湯津石村に走りついたとある(記)。紀の一書に之を其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石と記してあるので、ユツはイホツ(五百箇)の約なりとする説があるが、五百箇磐石の五字はイハムレの譯で、磐石の二字をイハムレと調むことは出来ぬ。尙次の如き用例がある。

(新年祭祝詞) 四方、御門、湯都磐村、如塞坐。

(萬二) 河上のユツ磐村に苦むます常にもがもなと、少女にて此は十市皇女が伊勢下向のとき供奉の女官が誅じた歌で、「ユツを清浄、神聖の意とし、其磐村のやうに清く常少女にてありませ」と解してこそ歌の趣があらはれるのである。

ユツイホタカムラ(由都五百箇)

清浄なる多くの竹叢といふ意。
(中臣壽詞) 麻知、弱蘇、由都五百箇生出。
マチバはマチバの古言、弱蘇は借字で早書(イホツ)の意である。祝詞をあげ

ユツツマクシ(湯津津間櫛、湯津爪櫛)

清浄なるツマクシ(櫛)の意。——ツマクシの項下を見よ。
イザナギの命、スサノヲの命などの用ひて居たツマクシにユツといふ語を冠したのは(記、紀)、清浄な神物としたからで、クシ又はツマクシは上代みなユツツマクシと稱へられたのではない。ユツを五百箇の意として後世の梳櫛のやうに齒のつんだ櫛なりとするが如きは語義をも上代文化をも無視した出たらめである。

ユツマツバキ(由都麻都婆岐)

ユツは清浄又は莊嚴の意。マは接頭語であるが、こゝではツバキといふ一般的稱呼のうちから、——其項下参照——或る一種を限定するに用ひられたので、マツバキというて始めて椿の意となるのである。
(石之比賣命の御歌) おひ立てる 葉廣ユツマツバキ 其か花のてりいまし(記)

ユツリ(由移)

ユツリ(移)と同語から分化したのであらう。
原義は「移」で、讓の意味に用ひられるやうになつたのは轉義であらう。左記の例は尙本義によつて用ひられて居る。
(萬四) 松の葉に月ばユツリヌもみぢ葉の過ぎぬや君が逢はぬ夜多く(萬二) ねば玉の夜渡る月のユツリナバ更にや妹に吾が戀ひ居らむ

(同) まそ鏡清き月夜のユツリナバ思ひはやまじ戀こそまされ
(萬葉) 天の原富士のしげ山木のくれの時ユツリナバ逢はすかもあ
らむ

ユツルハ(讓葉、弓弦葉)

今いふユツル葉は大戟科植物で、新葉を生じて後舊葉が枯落するが
ら、ユツリハと號くといはれて居る。然るに萬葉集十四卷に

あど思へかあじくま山のユツリ葉のふふまる時に風吹かすかも
とある所を見ると、合まるる時にさへ風が吹けば落ちるものやうで
ある。或は古今其物に相違があるのであるまいか。

ユツルの原義は上記のやうにワツルであるから、或は光灼きに用ひ
る葉をユツル葉と號稱したのであるかも知れぬ。——ウラヘカタヤキ
の項下参照——正月の飾りものに裏白(卜料)と共に供用せられるやう
になつたのも之によるものと思はれる。親が枯死して子に後を讓るこ
とを意味するものならば、めでたいものとしてはやすだけの價值
はないやうである。

ユツルハ(弓弦葉)の御井

萬葉集二卷弓削皇子の歌に「古に戀ふる鳥かもユツルハの御井の上
より鳴渡り行く」とある。持統天皇吉野行幸の時の歌であるから、難宮
附近の清泉であらう。井が植物名を負うた例は藤井、櫻井、櫻井等極め
て多い。所在の樹木を以て命名せられたものと思はれる。

ユナユナ(由奈由奈)

萬葉集九卷水江浦島子を詠じた歌に「ユナユナはいきさへ絶えて後

遂に壽死にける」とある。他に用例が見えぬから、此やうな語が當時實
際に用ひられたか不明であるが、語義はヤヤと同じで(ユ、ヤ相通)、ヤ
ヤをヤウヤウといふやうに、接尾語をつけてユナユナとしたのであ
らう。

古義は奈を李の誤としてユリユリと訓し、「後々」と同じ意であると
断じた。ユリユリ(ヨリヨリ)が後々の意にならうとはおもはれぬが、
假にかく轉義することがあるとしても、次句に「後遂に」とあると重複
する。

ユニハ(齋庭、由庭)

神聖なる庭といふ義で、祭場を意味する。神代紀一書に高天原に所
御齋庭之穂とあり、中區神代紀に所三開食(由庭)瑞穂とあるのは祭場に
於てめしあがる米といふ意で、同じ神代紀には「瑞穂ヲ平ヲ安ヲ由庭ニ
所レ知食」とも「大嘗會、齋庭ヲ持齋ハツ」ともある。

ユハズ(弓端、弓筈、弓弰)

ユニユミ(弓)の原語、ハズはハシ(端)の轉呼。

和名抄に弓末曰端和名由美波敷とあるが、萬葉集の用例によればユ
ハズと稱へたもの、やうである。弓の兩端弦をかける所をいふ。

(萬) 取りもてる 弓波受のさわぎ み雪ふる 冬の林に つむじ
かも い巻き渡ると(一九)

(萬) 吾が爪は 御弓の弓波受(三六)

ユハズ(弓端、弓弰)のミツギ(調)

崇神朝始めて男子にユハズの調を課せられたとある(記、紀)。狩獵

の獲物を貢進することをいふ。

ユハラ(湯原)の王

萬葉作家。志貴親王の御子である。

ユフ(木綿)

植物纖維を意味する原語。ユフ(精)といふ語を派成した。

古語拾遺に穀は是木綿也と註し、又穀木所生故謂之結城郡ともある
が、必しも穀には限らなかつたと見えて、萬葉集二卷には、神山の山邊
眞藤木綿(フは麻緒の意)と用ひた例がある。さりながら大體に於て
木質纖維をユフとし、草芥類の纖維はアサ(原語サ)というて區別した
もの、やうである。神代紀に忌部遠祖天日鷲命が所作木綿を古來ハダ
ルユフと訓むのも木皮を剥いで作るからであらう。

和名抄祭祀具中に木綿(和名由布、折之多三白絲)者也とし、木類中
には杜仲一名木綿和名ハヒユミ折之多三白絲(者也)とあるによつて
ユフは穀にあらず、杜仲ならざるべからずとする説もあるが、上代に
於ては本草學は開けて居なかつたから、此等の稱呼は多くは種名では
なく、用途についていうたもので、穀(精)なると杜仲なるとを問はな
かつたのである。

ユフ(夕)

ヨ(夜)フ(經)。

ケ(日)フ(經)即ち今日に對する語で、原義は「夜間」であるが、初夜
の意に用ひられる。古はヨフとも稱へたらしく、萬葉集四卷大伴女耶
の歌に昨夜雨とあるを舊訓ヨフノアメとしてある。——ヨフからヨ

ヒ、宵)と轉じた。

ユフ(袖富)の郷(峯)

豐後國速見郡の郷名(風)。——和名抄に由布(刊本由布に作るは誤)
とあり、今南北由布村に分れて居る——撈樹多く生じ、其皮を取つて
木綿を作るによつて袖富郷といふとある。其西方の袖富峯(今の由布
村の東にあたる)に深さ十餘丈高八丈四尺、廣三尺の石室があつて常に
水を凝して居ると風土記に記されて居る。

此記事によつて撈樹名とし、楮の誤寫又は撈の異文とするのは誤
で、原意はタクの木即ちタク布に用ひる木といふことであらう。——
タクの項下参照。

ユフ(木綿)の山

上記豐後國袖富郷の山をいふ。風土記には袖富峯とある。

(萬) 思ひいづる時はすべなみ豐四のユフ山雲の消ぬべく思ほゆ
(萬) 少女等がはなりの髪をユフの山雲なたな引き家のあたり見む

ユフキ(結城) (地)

神武朝に天富命が麻穀を播殖する爲に求めた東國の沃地(拾)。穀木
所生故謂之結城郡とある。和名抄に上野國結城(由不岐)郡とあり、
今下總國に屬する。

名の義については右の古語拾遺の説が無批判に信ぜられて居るやう
であるが、假に穀をユフと訓み得るとしても、ユフ木と用ひた例はな
い。或はキは茨城、石城のキと同じく、城柵のあつた地なるが故に名を
負うたのではあるまいか。

ユフケ(夕衝占、夕占)

ユフ(夕)ケ(兆)の意、ケに衝占の二字をあてたのは義譯である。今の語でいふ辻占で、夕方辻(衝)に出て眼に觸れる兆によつて判断したから、ユフケとも辻占といふのであらう。ケの原義は顯著であるが、シルシの意から轉じて兆をケと稱へたものと思はれる。

〔萬三〕杖つきも、つかずも行き、ユフケといひ〔三〇〕
〔萬二〕ことたまを八十のちまたにユフケとふ占正にのれ妹にあはむよし

〔萬四〕月夜には門に出立ちユフケといふ足トをそせし行かまくをほり
〔萬二〕ユフケにも今宵とのらる我が夫なはあぜども今宵夜しるきまさぬ

ユフサリ(夕去)、ユフサレバ(夕去者)

ユフ(夕)サ(頃)リ(活用語尾)。

ユフサはユフヘ(夕方)と同義で、之にリをそへたのは活用の爲であるが、其有無によつて語義に變化を及ぼすことはない。其故に口語に於てもヨサともヨサリともいふのである。ユフサリは本來動詞であるから、ユフサッパともユフサレバとも活用せられ、夕去、夕去者とかくことがあるが、去は倍字で其字義は含まれて居らぬ。——ユフシアレバの約とするのは誤解である。

ユフシ(結石)山

〔萬五〕萬葉集五卷梧桐日本琴の歌に見え、琴材の出た山とある。今對馬北端崎浦の南瀬河内の西にある山が結石とよばれて居る。

ユフタスキ(木線纒)

ユフ(木綿)で作つたタスキ(纒)の意で、本來重い幣などを支持する爲に肩からかけ下ろしたものであるが、後世神事の際着用する服飾として用ひられるやうになつた。——タスキの項下を見よ。

〔尤存記〕於是諸人各著木綿手織而赴釜探湯
〔萬二〕竹玉を問なく貫きたり ユフタスキかひなにかけて〔三〇〕
〔萬三〕ユフタスキ 肩にとりかけ 齊裝を いはひ頼りす〔三六〕

ユフタタム(木綿疊) (枕)

ユフタタミと訓み得ぬことはないが、枕詞としては終止形を用ひるのが通則である。

ユフは神に供へる幣であるが、覆んで用ひたので、ユフタタム手といひかけて枕詞とした。例

〔萬二〕ユフタタム手向の山を今日越えていづくの野邊にいほりせむ
于等

〔萬三〕外にのみ君をあひ見てユフタタムたむけの山を明日か越ゆ
らむ

ユフタチ(夕立、暮立)

タチはタツミ(聚水)即ち雨のこと、庭タツミの如くも用ひられる。夏日の夕刻に降る驟雨を夕タツミといひ、轉じて時刻に雨なく白雨をいふやうになつたのであらう。

〔萬三〕暮立の雨降ることに春日野の尾花の上の白露おもほゆ

ユフツクル(木綿作)

神樂「木綿作」に

ユフツクル しなの原に あさ尋ね ましもかみぞや あそべあそぶ

とある。シナは田麻科に屬する纖維植物(學名 *Filix cordata*)で、木綿の材料となるものであるから、ユフツクルシナとつゞけて用ひたのである。シナの原は愚案抄に信濃の原也とあるが、此國名を引合に出すのは頗る唐突の感があるから、單にシナの木の生ひた原と了解すべきで、其處にアサ(麻)を覚めるのは迂遠であるが、此木も麻と同様に、製紙材料となるから、汝もカミ(神)ぞやといひかけたので、カミアツビ(神樂)といふことを面白く言ひ廻した語の戯である。

〔信濃國にシナの木が多く生育することは事實であるが、之を此國名の起原とすることには躊躇せねばならぬ。シナの木といふ名稱が少しも古典にあらはれて居らぬ所を見ると、古語ではなく、國名から木の名が出たこともあり得るのである。〕

ユフハナ(木棉花)

木綿で作つた花といふ意。

神に供へる幣として用ひたと見えて萬葉集には「泊瀬女の造る木綿花」〔六卷〕、「白綿花」〔三卷〕の如き用例がある。第二卷に「しかもあらむとユフ花の榮ゆるとき」「花」と用ひたのはしかもあらむとユフ(祝)とかゝり、「花」の縁によつて榮ユルとつゞけたものと思はれる。

ユフハフル(夕羽振)

語彙 ユフツ—ユフマ

ユフタスキ(木線纒)

ユフ(木綿)で作つたタスキ(纒)の意で、本來重い幣などを支持する爲に肩からかけ下ろしたものであるが、後世神事の際着用する服飾として用ひられるやうになつた。——タスキの項下を見よ。

〔尤存記〕於是諸人各著木綿手織而赴釜探湯
〔萬二〕竹玉を問なく貫きたり ユフタスキかひなにかけて〔三〇〕
〔萬三〕ユフタスキ 肩にとりかけ 齊裝を いはひ頼りす〔三六〕

ユフタタム(木綿疊) (枕)

ユフタタミと訓み得ぬことはないが、枕詞としては終止形を用ひるのが通則である。

ユフは神に供へる幣であるが、覆んで用ひたので、ユフタタム手といひかけて枕詞とした。例

〔萬二〕ユフタタム手向の山を今日越えていづくの野邊にいほりせむ
于等

〔萬三〕外にのみ君をあひ見てユフタタムたむけの山を明日か越ゆ
らむ

ユフタチ(夕立、暮立)

タチはタツミ(聚水)即ち雨のこと、庭タツミの如くも用ひられる。夏日の夕刻に降る驟雨を夕タツミといひ、轉じて時刻に雨なく白雨をいふやうになつたのであらう。

〔萬三〕暮立の雨降ることに春日野の尾花の上の白露おもほゆ

ユフツクル(木綿作)

神樂「木綿作」に

ユフツクル しなの原に あさ尋ね ましもかみぞや あそべあそぶ

とある。シナは田麻科に屬する纖維植物(學名 *Filix cordata*)で、木綿の材料となるものであるから、ユフツクルシナとつゞけて用ひたのである。シナの原は愚案抄に信濃の原也とあるが、此國名を引合に出すのは頗る唐突の感があるから、單にシナの木の生ひた原と了解すべきで、其處にアサ(麻)を覚めるのは迂遠であるが、此木も麻と同様に、製紙材料となるから、汝もカミ(神)ぞやといひかけたので、カミアツビ(神樂)といふことを面白く言ひ廻した語の戯である。

〔信濃國にシナの木が多く生育することは事實であるが、之を此國名の起原とすることには躊躇せねばならぬ。シナの木といふ名稱が少しも古典にあらはれて居らぬ所を見ると、古語ではなく、國名から木の名が出たこともあり得るのである。〕

ユフハナ(木棉花)

木綿で作つた花といふ意。

神に供へる幣として用ひたと見えて萬葉集には「泊瀬女の造る木綿花」〔六卷〕、「白綿花」〔三卷〕の如き用例がある。第二卷に「しかもあらむとユフ花の榮ゆるとき」「花」と用ひたのはしかもあらむとユフ(祝)とかゝり、「花」の縁によつて榮ユルとつゞけたものと思はれる。

ユフハフル(夕羽振)

語彙 ユフツ—ユフマ

いづれも亡き人を追慕する情を詠じたもので、ユフマ山といふ語に夜見(冥界)なきかせたのであるから、實在の地でなくとも差支はない。アサマ山に對してユフマ山とした理想の山ではあるまいか。——筑前國にありとする説もあるが「萬葉集」、いらぬ穿鑿である。

ユフヤ(結八)川

ユフハとも訓み得る。
萬葉集七卷に「我が紐を妹が手もちて結八川」妹が紐結八川内」とある。語義を詳にせぬが、和名抄高市郡に遊部郷をあげ、大和志に飛鳥川一名遊部川とあると關係があるのであるまいか。古義に吉野郡の川としたのは第一卷吉野宮の歌に「遊部川の神」とある「遊部」をユフと讀み、其から推定したものらしいが、右の「遊部」はメグロツフと訓むべきものなること訓詁の部に述べる通りである。

ユヘ(湯部)

孝徳紀に阿曇連徳史といふ不正官吏が湯部の馬を奪うたとある。此ユヘは齊部で、忌部と同様の職であらう。

ユマハリ(由麻波利)

ユマヘ(ユミ、アヘ)、アリの約。
ユミはイミ(忌)と同義で齊の義の動詞であるから、之にアヘを結びつけたユマヘは同じ意味の他動詞となる。——高橋氏文にも伊波比由麻閉アと用ひた例がある——其體積格はユマヘ、アリ即ちユマハリである。
〔新年祭〕太多須支取挂ア持由麻波利仕奉ル幣帛ヲ

(大殿祭)持齊ハリ持淨マハリ造化ル

(神嘗祭)持齊ハリ令持持ア

ユマリ(尿、溺)

ユ(湯)、マリ(漏)の轉呼。
人體から排泄する液體をもユ(又はヨ)といふことはユの項下に述べた通りで、マリはマリ(漏)の義、排泄を意味する。——音便によりユマリともイマリとも稱へられる。

ユミ(弓)

イ(射)ミ(身)。
射出器のことである。色々の種類があつて今吾人が弓と稱へて居るものはマ弓とよばれ、槍を突き出すものはツク弓、彈子を飛ばすものはハツ弓、箭を射出すものはアツサ弓と稱へられたやうである。——各其項下参照。

ユミ(弓部)のワカヒコ(稚彦)

弓部は弓削部とした本もあり、ユケベと訓したのもあるが、姑く原字舊訓に従ふ。
綏靖天皇の命を奉じて弓を調進した人〔紀〕。弓部といふ民部又は姓が存したかは不明であるが、これは弓匠の意を以て弓部と記されたのであらう。

ゆみといへばしななきものを〔歌〕

神樂採物の歌に

弓といへばしななきものを梓弓まゆみつき弓品こそあるらしとある。從來初句のユミを字の通り解して疑はぬやうであるが「弓といへば等差はないが、梓弓眞弓つき弓と等差がある」といふ意としては餘りに幼くて歌にならぬ。案するにユミは齊身にいひかけたので、忌に通じ神に仕へるもの、稱呼である。同じく神職たる身に等差のあるのを惟しむ意がこもつて居るのであらう。

ユメ(勤)

ユミ(齊戒)——イミ(忌)と同語——といふ動詞の命令法で、齊戒せよといふ意から轉じて、「慎め」の意味に用ひられる。——夢、懸懸などとかくのはあて字である。
〔輕太子の御歌〕言をこそ 疊といはめ 我が妻はユメ〔記〕
〔萬二〕吾妹子を早みはま風大和なる吾がまつまき吹かざらなユメ〔七三〕

ユメ(夢)

ユ(夜)メ(目)の轉呼。
夜間睡眠中物を見ることをいふ。——イメの項下参照。
ユメノ(夢野)〔地〕——イメメの項下を見よ。

ユヒツツ、ユヒツツ〔動〕

ユ(齊)の疊語ユユの形容詞又は動詞形。
ユの原義により神聖といふ意と戒謹といふ意味とにわかれる。「かけまくもゆしきから〔萬二〕などいふ場合には「勿體ない」といふ意で

あるが、次の例にあつては懼の多いこと又は忌々しい事といふ意になるのである。

(雄略天皇御製)みもろのいつかしが本かしが本ユシキかまかし原少女〔記〕

(萬四)ひとり寝て絶えにし紐をユシミとせむすべしらに音をのみぞ泣く

ユラ(搖)、ユララ(搖々)、ユラク(由良久)

ユラのユはヨ(寄)から分化したのであらう。ラは接尾語。ユララは其疊尾語で、ユラキ(ユラク)のキは活用語尾である。

震搖の意。ユリの形に於て活用せられ、ユラキの外、ユルミ、ユスリ等の語をも派成した。

(天神本紀)布瑠部、由良由良止布瑠部〔舊〕
(萬二〇)足玉も手玉もユラに織るはたを公が御衣に縫ひあへむかも〔萬三〕海少女ども うながせる 領布も光るがに 手にまける 玉もユララに〔三三三〕
(萬三〇)初春の初音の今日の玉手手にとるからにユラク玉の緒

ユラ(湯等)の崎

榑の意のヤラの轉呼であらう。——ヤラの項下参照。
紀伊國日高郡由良村。一少淵をなす。其北角が由良崎であらう。
(萬九)朝びらきこぎ出て我はユラの前釣する海人を見てかへり來む(同)ユラの前しほ干にけらししらかみの磯のうらみをあへて傍ぎどよむ
(萬七)妹が爲め玉を拾ふと木の國のユラのみまきに此日くらしつ

ゆらのとのとなか [歌詞]

由良は淡路の東岸の地名。トはミナト(水門)のトで、由良の入口をいひ、其中をトナカと稱へたのであらう。

枯野の歌) ユラの門のとなかの、いくりにふれ立つ なつの木のサヤ〜 [記、紀]

ゆらみ [歌詞]

ユ(忌)ラ(接尾語)ミ(活用語尾)。

ユシミと同じく「懼り」といふ意。

(清寧記) 大君の心をユラミ臣の子の八重の樂垣入り立たすあり

ユリ(由利)

ユルシ(緩)の語幹で、ユラともいふ。俗語のユルイといふ意であらう。今は用ひぬが萬葉には用例が多い。

(萬七) 我妹子が宿の垣内のさゆり花ユリとしいへばいなちふに似る

(萬一八) 燈火の光に見ゆるさゆり花ユリも逃はむと思ひそめてき

(同) さ百合花ユリも逃はむとおもへこそ今のまさかもうるはしきみすれ

(同) さ百合花ユリも逃はむと下はふる心しなくば今日も思へやも右の歌によつて「接」の意と推定するものがあるが、語原的根據のない説である。

ユエ(湯座、湯人)

雄略紀に湯人此云「奥衝」と註してある。

ユエはキ(居)の韻通で居所の意にもなるから、座の字をあて又其エの人といふ意を以て人をもエと訓したのである。胸磁職をスエといふのも此エで、後世金座、銀座、秤座の如くザと音讀するやうになつた。ユの原義は湯であるから、之を取扱ふ職をユエと稱へたのであるが、ユの轉義なるイ(歸)の意を以て歸遣所をもユエと稱したやうである。

ウガヤフキアヘズの尊を養ひ奉る爲に他の婦人を取つて飯噉湯坐に任したとあり(紀一書)、又垂仁朝ホムチ別の命の爲に大湯坐、若湯坐を定めて日足し奉れと母后がいはれたとあるので、湯林に奉仕する雜掌をいふものと解釋せられて居るが、額田部湯坐、湯人廬城部の如き民部は宮中の浴室奉仕者と解することは困難である。ウガヤフキアヘズの命の場合とはかくも、垂仁朝鳥取部、鳥甘部、品置部等と共に定められたのは第二義による婦工部民の義とすべきであらう。オカタ部、イホキ部と關係があるのは之によるものである。——各其項下を見よ。

ユエ(故)

ユはヨリ(寄)の語幹ヨと同語、エはキ(居)に通ずる。

ヨリキ即ちヨリトコロ(據)の意。轉じて因由、所以の意に用ひられた。故の字をユエと訓むのも之によるものである。例

(雄略紀) 山のへの小鳥子ユエに人てらふ馬のやつげは惜しげくもなし

(萬七) しづ手巻 いやしき吾がユエ 丈夫の 争ふ見れば(八〇九)

ユエノイホキ(湯人廬城)部の連

ユエ即ち婦工部から分立した一民部——語義はイホキエの項下に述

べた——の首長で、雄略紀に根草、武彦父子の名が見える。此一家は伊勢の一志郡イホキ(今の家城)に居住したものとやうである。

よ

ヨ(夜)

漢語ヤ(夜)と同源から出たのであらう。

夜陰、暗黒を意味する原語。——韻通によりヤ、イ、ユとなることがある。

「在」の意の接尾語ルを添付してヨルの形に於ても用ひられ、其他ヨヒ、ユフといふ語をも派成した。ネ(寝)をイネ、イをヌル、イもネンなどいふのも夜寐の音便である。暗黒の意を以てヤミ(暗)、ヨミ(冥界)といふ語を生じ、其轉音イメ、ユメは夢の意に用ひられる。——各其項下参照。

ヨ(節)(世、代)

蘆竹等の節間をいふ語であるが、同じ意味を以て時代を表現し、更に世の義に用ひられるやうになつたのであらう。

[助語]——語法要録参照。

ヨキ(遊)

ヨ(寄)キ(來)。

寄行の意から遊け寄ることといふに轉義したのであらう。——後世下二段に活用せられるやうになつた。

(萬七) 神の時ありそも見えす浪立ちぬ何處へ行かむヨキ道はなしに(萬二) 問のさきたみたる道を人ながよひそ、在りつつも君が來まさむ曲道にせむ(1110)

ヨクス(横白)

應神朝に吉野の國主が横白をつくつて大御酒を醸みて奉つたとあり(記)、歌に「かしのふにヨクスを作り、ヨクスにかみし大御酒」とある。ヨクスを約してヨクスと稱へたのであらうが、尙歌のヨクスは善き柄にいひかけたものと解すべきである。さうでないとな上の句のカシノフが生きて來ぬ。

横白は太い丸太を二つに割つて其平な面を彫り窪めたものないふのであらう。今も山村では清水受などに之を用ひて居る。之に葉實を噛みいれて酒を造つたものと思はれる。

よけくもぞなき [歌詞]

「吉い事もない」といふ意。——クは助語である(語法要録を見よ)。

(萬二) 吉雲曾無す うつせみと 思ひし妹が たまかざる ほのかにだにも 見えぬ思へば(1110)

ヨコカハ(横河)——ナマリノ横川の項下を見よ。

ヨコツ(讒)

ヨコ(横)シ(爲)。

直にせぬ」といふ意から、横讀讀言の義に轉じたのであらう。記紀には此訓を與へて居る。

熊馬(熊馬)葦垣 まがきかきわけて 踏みこすと おひこすと
ハレ ふみこすと たれか たれか 此ことを おやにまうヨコ
シまうしし

マウヨコシは申讀シであらう。

ヨコタ(横田)の物部

饒速日の命供奉二十五物部の中の一(舊)。横田は地名であらうが、所在を詳にせぬ。

ヨコヌ(横野) (地)

安閑朝武藏國造笠原直使主が報恩の爲に屯倉を置いた地(紀)。和名抄武藏國横見郡(今比企郡に屬す)のことであらう。ヌ(土石)の原語はニで、ニとミとは通音である。

ヨコヌ(横野) (地)

次項のヨコヌの堤とあると同一地であらう。萬葉集十卷に「紫の根延ふ」は横野の叙景である。

ヨコヌ(横野)の堤

仁徳朝に築造せられた堤(紀)。神名帳に河内國邊川郡横野神社とある地であらう。河内志によれば此宮は大池村にあるといふ。此大池は

ヨコヌの堤で圍まれた池によつて名を得たのであらうが、今其遺跡をとめぬ。現在の河内郡箕野村大池は其名殘ではあるまいか。

ヨコヒロ(横廣)の連

物部建彦連の裔(舊)。ヨコヒロは大和の一地名であらうが所在を詳にせぬ。

ヨコヤマ(横山) (人)

三輪君連の同族(用明紀)。

ヨサ(與謝)の女王

萬葉作家。續紀に履雲三年卒去とあるが、系傳を詳にせぬ。ヨサは丹後國與謝郡に由縁があつて名を負うたのであらう。

ヨサ(餘社)の郡ヒキ(日置)里

筒川の嶼子(浦島の子)の郷里(丹後風土記)。和名抄にも丹後國與謝(與佐)郡日置里をあげ、今も日置村といふ。ツツカハは其里の一地区名であらう。

ヨサミ(依網、羅、依羅) (地)

字によればヨセ(寄)アミ(網)の約とおもはれるが、或はヨセ(寄)ミ(水)即ち水溜りといふ意から名を負うたのかも知れぬ。

和名抄に攝津國住吉郡大羅(於保與佐美)及河内國丹比郡依羅(與佐美)とある地。今大坂市住吉區に屬し依網村と稱へる。後記の如く池を作られた地で、今の和川の流域にあたる。

ヨサミ(依網)の阿毘古

開化天皇の御子建豐波豆羅和氣王の裔(記)。上記ヨサミ地方の君長で、其地に設けられた屯倉の主管者。アピコはカバネの一種である(其項下を見よ)。—今の依網村に我孫子といふ大字のあるのは此カバネによつて後日命名したものであらう。—後記のヨサミの屯倉のアピコも同姓である。

ヨサミ(依網)の吾彦ヲタルミ(男垂見)

神功皇后の守護神の司祭者(紀)。ナは美稱、タルミは足身の意であらう。

ヨサミ(依網)の池

崇神天皇の御代に作られた池(記)。仁徳朝、推古朝にも此池を作られたとあるのは造修せられたのであらう。今仁右衛門池といふのが其遺跡であるといはれる(攝津志)。

ヨサミ(依羅)の娘子

萬葉作家。柿本朝臣人麻呂の妻とある。恐らくはヨサミの連家の女であらう。

ヨサミ(依網)の原

和名抄美濃國碧海郡依網(與作美)郷とある地の原であらう。
(萬七) 青みつらヨサミの原に人も逢はぬかも、石走る淡海縣のものがたりせむ

ヨサミ(依網、依羅)の連

物部十二世多波連及十三世貝足尼連の後(舊)。多波連の母は依羅連柴垣の女で、貝足尼の父木蓮子連も同腹であるから、母系相續により物部氏に家督が移つたものと思はれる。推古紀には物部依網連とある。此連は本系は不明であるが、恐らくは上記阿毘古家の一族であらう。

ヨサミ(依網)の連シバカキ(柴垣)

物部の布都久留連の妻太姫の父(紀)。出系を詳にせぬが、上記阿毘古と同氏ではあるまいか。其女の夫に物部氏の人を迎へた結果、家督は之に移り、外孫多波及外曾孫貝足尼が依網連を冒し、他の外孫小事が柴垣連を名乗つた。シバカキも亦地名であつたと思はれる。

ヨサミ(依網)の連ワコ(稚子)

稚子は舊訓ワコとあるに従ふ。

齊明朝の人(紀)。新羅の導引によつて渡唐せんとして果さなかつたとある。ワコはワクコの約であらう。

ヨサミ(依網)の屯倉

此屯倉を設置せられたことは史書には見えぬが、皇極紀に此屯倉の前で百濟王族麴岐等に射獵を示されたことあり、仁徳朝にも既に依網屯倉阿彌古といふ人名が見えるから、崇神朝に池を造つて新田を設けられた結果、夙に此地に屯倉を置かれたのであらう。和名抄には河内國丹比郡三宅郷とあり、今も中河内郡に三宅村がある、依網の東隣の地である。

ヨサミ(依羅)のタベ(田部)の連

物部十四世倭古連の後(舊)。倭古連は木蓮子連の孫にあたるから、上記ヨサミの連と同家で、其地の屯倉に附屬する田部の主長となつたのであらう。

ヨサミ(依羅)のフトヒメ(太姫)

物部布都久留連の妻(紀)。依羅連柴垣の女とある。
生二見とあるが、系譜によれば布都久留連には嫡子木蓮子連の外に二子があつて、他に生母をあげて居らぬのみならず、次子小事は柴垣連の祖、季子多波は依羅連の祖とあるから、三子共に太姫の出であらねばならぬ。恐らくは一は三の誤であらう。

ヨサミ(依羅)のミヤケ(屯倉)の阿弭古

仁徳朝に鷹を捕へて幸つた人(紀)。常に網を張つて鳥を捕へたとある。上記ヨサミの阿弭古と同氏で、屯倉の民の長であつたから、ミヤケのアピコと呼ばれたのであらう。

ヨシ

感動詞の派生語。ヤシともいふ。——其項下参照。

ヨと同様の感動を表現する語であるが、シ(其)の意をそへた爲に枕詞の接尾語としての形が備はつた。例

青丹ヨシ・奈真
麻袋ヨシ 着(紀)
玉藻ヨシ 讃岐

ハシキヨシ(ハシキヤシ、ハシケヤシ)、ヨシエヨシ(ヨシエヤシ)は「よしや其」といふ意であるが、萬葉集十一巻にヨシエヨストモと活用したのは異例である。恐らくはヨシトモの轉呼であらう。

ヨシキ(宜寸)河

大和志に宜寸川は春日の水屋基に水源を發し、野田をへて水屋川といひ、東大寺をめぐつて法蓮から佐保川に入るとある。

我妹手に衣がすがのヨシキ川よしもあらぬか妹が目を見む

ヨシキラヒモノ(吉棄物)、アシキラヒモノ(凶棄物)

神代紀にスサノサの命の手の爪をヨシキラヒモノ、足の爪をアシキラヒモノとしたとある。又他の一書には是以有二手端吉棄物、足端凶棄物と記し、棄は較嘖嘖と訓註してある。

キラヒ物中にヨシ、アシの二種があるのは吉凶兩方面に用ひられることがあるからで、例へば、に或人に福を授ける場合と、災を及ぼす場合とによつて像代たるキラヒ物に別があらねばならぬとせられたのである。此觀念はハラヘ(敷)に於ても同様で、罪穢を除く爲と、更に淨化する爲と同様のハラヘツモノ(敷具)を必要としたのである。

ヨシサキ(吉前)之邑

常陸國行方郡の地名(風)。建備間命が賦衆を居るとき吉く殺せと命じたら賦くとするのは俗説であらう。所在不明。延方村の内江崎といふ地が之に擬せられて居る(郡郷考)。

ヨシダ(吉田)の連オユ(老)

萬葉集十六巻に字曰石麻呂所謂仁教之子也とある。仁教は吉田連宜のことであらう。——次項参照。

ヨシダ(吉田)の連ヨロシ(宜)

萬葉作家。續紀によれば前名を僧惠使といひ、文武四年還俗して姓を吉、名を宜と給ひ、神龜五年吉田連と改姓したとある。圖書頭、典樂頭歴任。

ヨシヌ(吉野) (地)

大和國南中の總稱。吉野の國とも稱へられた(萬)。古名はエシヌであるが(其項下参照)、萬葉時代にはヨシヌと發音せられたらしく、奥之勢、余思勢の如く假字書せられた例がある。和名抄に吉野郡吉野郷とも奥之乃と註し、今もヨシノと稱へる。接頭語ミ(マ)の轉呼を冠してミヨシヌ(ミヨシノ)と稱へられることも多い。名勝故蹟に富むので數多く歌に詠まれて居るが、煩はしいから例を略する。

ヨシヌ(吉野)河

源を國見山と大蓋原山との二源に發し、諸支流をあはせ、大和を横断して紀伊に入り紀伊川と稱へられる。上流には急瀾飛瀑多く、風景絶佳であるので、早く離宮を設けられ、都人士の遊樂の地となつた。

ヨシヌ(吉野)河の河尻——エシヌ川の項下を見よ。

ヨシヌ(吉野)の宮

應神、雄略天皇の吉野行幸の行在所も吉野宮とあるが(紀)、吉野とい

ヨシヌ(吉野)の太子

太子と改めたのはさかいらである。
古人大兄皇子の一名。孝徳紀大化元年の分註に吉野山に入られたから、或は吉野太子ともいふとある。太子は大兄と同義に用ひられたので、皇太子の意ではあるまい。

ヨソタホヒメ(余曾多本毘賣)の命

孝昭天皇の皇后(記)。尾張連の祖奥津余曾の妹とある。紀に世襲足

ふ地に設けられた假宮といふ意で、同一地に存続したのではあるまい。齊明朝離宮を設けられ、壬申亂に先ち、天武天皇は、に隱遁せられた。持統天皇以來屢々行幸があつたので、萬葉集の歌詠に多くあらはれて居るが、其遺跡は判明せぬ。今の中莊村宮瀧若くは下市村とする説がある。——醍醐天皇吉野行宮は全く別地である。

萬葉集一卷の歌によると持統天皇の吉野宮は和名抄の吉野郷即ち今の下市附近にあつたもの、やうである。左に聊か考證を試みる。

一、「秋津野の野邊に宮柱太敷座」とあるから、其地方は秋津野と稱へられたものとせねばならぬ。アキツは吉野郡の西北隅から葛上郡及宇智郡に跨る地方の舊稱であるが(其項下参照)、國權(宮瀧地方の古稱)は之に含まれて居らぬ。——宮瀧を吉野宮の遺跡とする前提の下に其地を古の秋津野なりとする説は憶斷の嫌がある。——下市附近には今も秋野といふ名が残つて居る。

二、「大宮人者船並て且川渡り舟觀夕川渡る」とあるから、藤原の帝都から來往する百官が川を横ぎつて入朝したものとせねばならぬ。然るに宮瀧は河北にあるから、此處にかなはぬのである。

姫とあると同人で、ヨソは地名、タホは足秀の意であらう。

よしよりこね [歌詞]

「寄せ寄り来れ」といふ意、ヨシはヨセの古言である。

〔下照姫の歌〕片岡に 網張り渡し めろよしに ヨシヨリコネ 石川片ふち〔紀一書〕

ヨシエヤシ [感]

ヨシエはヨシヤの轉。ヤシは感動詞。

〔寄〕しや其といふ意である。例

(萬二) 石見の海 角の浦回を 浦なしと 人こそ見らめ 湯なしと 人こそ見らめ ヨシエヤシ 浦はなくとも ヨシエヤシ 湯はなくとも〔三二〕

ヨスガ(因香、因)

ヨセ(寄)カ(所)の意。寄邊といふと同義である。欽明紀には因の字をヨスガと訓し、後世「便」の字をあて、タヨリの意にも轉用せられるやうになつた。

〔萬三〕うつせみの世の事なれば外に見し山をや今はヨスガと思はむ (萬二) 志賀の山いたくな切りそ 荒雜らがヨスガの山と見つ、しねばむ

ヨソ(外)

イヤ(彌)セ(青)の轉呼であらう。

セはモと對立する語であるから、イヤセといふて外面の意を表現し、

轉じて「他所」の義となり、「ヨソに見し」〔萬二、三、四〕の如く用ひられるやうになつた。

〔萬二〕ありそ越え外行く波の外心我はおもはじ戀ひて死ぬと

此歌の「外」を舊訓ホカとあるが、ホカは此場合に副くはぬやうである。——其項下参照。

ヨソタラシヒメ(世襲足媛)

孝昭天皇の皇后〔紀〕。記にはヨソタホヒメとある。——其項下参照。

ヨソリ [動]

他動詞ヨセ(寄)を自動詞形に引直したものであらう。

〔寄せあり〕又は「寄せ居り」の意で「寄り」と異義である。例

(萬二) 新田山根にはつかなな我にヨソリはしなる子らしあやにかなしも

(萬二) 荒山も 人しよすれば ヨソルとぞいふ〔三〇五〕

第四卷に「春日野の山邊の道にヨソリナク通ひし君の見えぬ頃か」とあるヨソリ無クは「寄せ居るものなく」即ち「附添ひなく」といふ意であらう。

ヨソリツマ(余曾里都麻)

寄る妻、即ち歸嫁の婦といふ意。

〔萬二〕人れるに言はゆものから青峯ろにいざよふ雲のヨソリツマはむ

歌の意は「人様の口にかゝるので青山にいざよふ雲のやうに歸嫁する嫁御」といふことで、當時の風習では婦が夫の家につくことは例外

であつたらしく、入嫁と聞いて色々といひ嘸すから躊躇したといふのである。民俗誌料として極めて重要な歌である。

ヨタ(世田)姫

肥前國佐嘉郡佐嘉川の川上に鎮座する石神(風)。海神(謂ニ鰐魚)が年毎に多くの小魚を従へ、流を遡つて此神の所に行くことを例とするが、此魚を取り食ふものは死ぬとある。神名帳に佐嘉郡與止日女神社とある神で、ヨタはヨト(淀)の轉呼であらう。——ヨトヒメの項下を見よ。

原文は有石神一名曰世田姫海神年常遊流滄上とあるが、謂ニ鰐魚の註記は「海神」の次に入るべきことは勿論である。又世田をセタとした舊訓の誤なることも標註の説の通りである。

ヨダリ(淡)

ユ(湯)タリ(垂)の轉呼。

神代紀一書にスサノヲの命が唾を白和幣とし淡を青和幣として解除したとある。身體から排液する液體をもユと稱へることは其項下に述べた通りであるが、ユマリ(尿)と區別する爲に淡をヨタリといふたのであらう。

ヨチ(攀)

ヨ(寄)の派成語であらう。チは活用語尾。

〔寄〕と攀も同義であるが、「取つく」すがる」といふ意に轉用せられた。

〔萬二〕妹が手を取りて引きヨチ打ち手折り吾が挿すべき花さけるか

も〔六六三〕

(萬二) 青柳の上枝ヨチ取りかつらくは君が宿にし千歳はぐとぞ

ヨチ(余知)、ヨチコ(余知古)

ヨチはチ(若)の轉呼。

チ(老)に對し古語では年少をチ(ヨチ)と稱へた。ヨチコは年少の子の意、チトメ、チトコの總稱である(チチの項下参照)。仙覺が同じ年輩の子と稱したのは尙意を盡さぬ。

(萬二) ヨチ子らと 手携はりて 遊びけむ 時のさかりを(四四)

(萬二) 此河に朝な洗ふ子汝も吾もヨチをぞもていで見たりに

(萬二) 丹因子等何四千庭(丹因子、四千等何見庭の誤か)〔三九二〕

ヨトデ(夜戸出)

夜外出(又は門出)の意。朝戸出即ち朝外出に對する語である。

〔萬三〕我妹子がヨト出の姿見てしより心空なり土はふめども

ヨドヒメ(與止比賣、淀姫)神社

淀の姫神の意。

肥前國佐賀郡の神社(神名帳)。頭註に風土記を引いて欽明天皇二十五年鎮座し、一名を豐姫といふとある。上記ヨタ(世田)姫を祭つた社であらう。

ヨナバリ(吉隠) [地]

持統朝行幸のあつた大和の菟田の地名〔紀〕。施基皇子の妃即ち光仁天皇の御母の陵も城上郡吉隠陵とあり(諸陵式)、此地の諸岡には天

武天皇の御子但馬皇女を御つた(萬)。今も磯城郡初瀬町に吉屋といふ大字があるが、古は城上苑田兩郡に跨る地域の總稱であつたのであらう。ナバリと語原を同うし、之にイヤ(彌)といふ語を冠したもので、恐らくはイヤノハリ即ち最上流の意であらう。——ナバリの項下参照。

〔萬三〕降る雪は淡になふりそヨナバリの猪養の圃の塞とせまくに

(萬四) ヨナバリの猪飼の山に伏す鹿のつまよぶ聲を聞くがともしさ

(萬五) 吾門のあさち色づくヨナバリの浪柴の野のみみぢ散るらし

(同) 吾宿の浅ち色つくヨナバリの夏身の上に時雨ふるらし

(同) ヨナバリの野木にふりおほふ白雪のいちじろくしも戀ひむ君

ヨノホドロ(夜之穂籽呂)——ホドロの項下参照。

ヨハヒ(齡、齒)

〔世延の意か。〕

〔萬三〕我がヨハヒ衰へ行けば白たへの袖のなれにし君をしぞ思ふ

ナレは押に「穢」をいひかけたものである。

ヨバヒ(娉、婚)

〔ヨビ(呼)ハヒ(活用語尾)の約。〕

呼ぶといふ義から轉じて求婚の意に專用せられるやうになつたのである。

〔八千矛神の歌〕サヨバヒに ありたしし ヨバヒに ありかよはせ〔記〕

ヨホロ(胴)

〔エ(肢)ホラ(胴)の轉。〕

〔萬〕は膝の背面の窪みで、和名抄に與保路とある。紀の舊訓にはヨホロのクボとあるが、ホロが既にクボの意を表示して居るから、クボを添へるのは蛇足である。箋註に丁をヨボロといふと縁があるやうに説いたのは誤解で、丁の義のヨホロは後記のやうに外来語である。

ヨボロ(丁)

〔ヨボ(韓語)語)ロ(接尾語)。〕

〔萬〕語「ヨボ」と發音する)は邦語の「もし」と同じく人を呼びかける語であるが、我國でも古は此語を用ひ、仕丁などをよぶのにヨボといひ、ヨボラといふ意を以て丁の義に轉用せられたのであらう。和名抄に近江國淺井郡丁野を與保乃と訓したのも丁を單にヨボともいひ、ロが接尾語であることを證するものである。——俗語老衰をヨボヨボといふのは後記ヨロバヒの説であらう。

ヨミ(數、讀)

〔ヨ(良)ミ(見)。〕

〔萬〕原義は良く見ることであるから、上代に於ては數をかぞへる意味にも用ひられた。後世専ら「讀」の義と了解せられるやうになつたが、尙機械用語として若干數の經驗より成る一單位をヨミ(升)と稱へる。

〔記、出雲神話〕爾吾踏其上走乍讀度

(萬二) 白たへの袖ときかへて歸り來む月日を數みて行きて來ましな

(萬三) 時守の打鳴す鼓數み見れば時にはなりぬ違はなくもあやし

ヨビ(宵)

〔ヨ(夜)フ(經)の轉。——ユフの項下を見よ。〕

〔萬〕ユフと同義で、ケフに對する語、即ち夜間の意であるが、初夜又は昨夜といふ意にも轉用せられた。其はアサ(朝)がアヌ(明日)と轉義したと趣を同うし、次のアサは即ち明日で、前のヨビは即ち昨日なるが故である。——ヨコヒ(今夜)もまた同様に用ひられる。例

(記、海宮章下) 今夜爲三犬一歌二若有三何由故

ヨアコ(呼兒)鳥

〔萬〕此鳥については古今集三鳥の一として秘傳があるといはれて居るが和名抄にも萬葉に見えた鳥として擧げられて居るのみで、種名が不明である故にいろ／＼の臆説を生じたのである。案するに萬葉歌人はいづれの鳥とさしたのではなく、聲をきいて、此名を與へたので、聲高くとぶ小鳥といふ意を以て、人を呼ぶにいひかけて用ひたものゝやうである。

〔萬二〕大和には鳴きて來らむヨアコ鳥きさの中山よびて越ゆなる

(萬三) 瀧の上の三舟の山ゆ秋津邊に來なき渡るは誰ヨアコ鳥

右の外用例が多い。

ヨホド(與富等)〔地〕

〔萬〕播磨國揖保郡大家里の地名(風)。宇治天皇の御代に宇治郡邊が賜はつた地とあるのみで名義の説明がないが、其秀處即ち其地の意を以て名づけられたのであらう。

ヨミ(夜見、黄泉)

〔ヨ(暗)ミ(暗)の原語。〕

〔萬〕暗黒といふ意味を以て冥界をいふに用ひられた。——黄泉はあて字である。

〔萬〕上代人は死人の住む所を暗黒界であると考へたので之をヤミ(ヨミ)と稱へた。ヨミ傳説にイザナギの命が湯津爪櫛の男柱をかくて火を點されたところのものをいふものである。川雲の 關(出雲郡宇賀郷)の窟がヨミの坂、ヨミの穴といはれたとあるのは(風)、暗黒の原意から出たものと思はれる。

ヨミ(夜見)の鳥

〔萬〕國引傳説に高志の都々の崎を引継うた綱の化成とある(出風)。今は日野川左岸と地つゞきになり、ヨミの濱又は弓が濱とよばれて居る。ヨミと號けた所以は説明せられて居らぬ。

ヨミウタ(讀歌)

〔萬〕經太子の御歌コモリクノ云々とある二首を讀歌也とある(記)、朗詠する歌で樂曲でないといふ意であらう。

ヨミトニサヤリマス(泉門塞)大神

〔萬〕イザナギの命が泉津平坂に引き塞へられた石の神(紀一書)。記にサヤリマスヨミトの神とあるにあたる。——其項下参照。

ヨメ(與咩、嫁)

ヨ(良)メ(女)の義。轉じて良妻の意に用ひられるやうになつたのであらう。奈良朝以後の語のやうである。

〔靈異記民謡〕汝をヨメに欲しとたれ菴知のこのちの萬の子(神樂、小前登)あしはら田のいなつき蟹のや、おのれさへやメを得ずとてや、さ、けてはおろしや、おろしてはさ、げや、ひなげをするや(他馬樂「菴垣」)とらるける此家、この家の おとヨメ 親にまうよこしけらしも

ヨメ(夜女)のイヌスキ(伊須須岐)

ヨメはイメ、ユメの原語。

夢中の狼狽の意。——イヌスキの項下を見よ。

〔大殿祭〕御床、都比、佐夜伎、夜女、伊須須岐伊豆郡志伎事無、大御床の後方の睡さし御夢路のさわりも甚し、ことさなくといふ意。

ツヒ及イッツツシキの項下参照。

ヨモキ(余母疑)

和名抄に兼名苑云蓬一名草、和名與毛木、本草云艾一名醫草とあり、本草撰に艾葉和名ヤキクサ又ヨモギ(博物解所引)とある所を見ると、ヨモギは善燃木の意か。モクサといふのも燃草の義であらう。但し次の例に見ゆるが如く、古は必しも醫草に用ひたのではなく、其葉をカツラに用ひたとある。

〔萬一〕ほと、ぎす 來鳴く五月の あやめ草 ヨモギかつらぎ酒

ヨモツヒサメ(泉津日狭女)

ヒサはヒシの轉呼であらう。

ヨモツシコメ(泉津醜女)の一名(紀一書)。ヒシは妻、ヒシギ(漬)の如く用ひられ、不正形を意味するから、ヒシ女はシコ女と異々同義となるのである。

ヨモツヒラサカ(黄泉比良坂、泉津平坂)

ヨミの國とワツシ(現)國とを境する地(記、紀)。記に今謂出雲國之伊賦夜坂とあり、イフヤは實在地であるが(其項下参照)、ヨモツ平坂に擬定せられた理由を詳にせぬ。出雲傳説にはスサノハの大神が根の聖洲國から逃げ歸る大國主をヨモツヒラ坂まで追ひかけて來たとあるが、其は根の聖洲國と冥界とを混同した後人の附會であらう。——ネのカラス國にヨミの意のないことは其項下に述べた通りである。

ヒラ坂は境の平坦なることをいふ。上代人の觀念ではユメ(ヨメ)の國もまたヨミであると考えられた。ユメ(夢)とワツシ(現)の境に峻坂險路があるべき理由がないから、茫漠たる通路とせられ、特にヒラ(平)坂とよばれたのであらう。其坂本とあるのは境の際の意で、坂の下といふことでない。

ヨモツヘクヒ(黄泉戸喫、食泉之竈)——ヘクヒの項下を見よ。

ヨモヤマ(四方山)

神樂採物の歌に

よもやまのまもりになのむ梓弓神のたからに今しつるかな

ヨモツクニ(黄泉國、泉國)

ヨモツはヨミ(暗黒)ツ(助語)の轉呼で、ヨミを他の語に連結するときの形式である。

ヨミの國と同じく死者の棲む世界をいふ。黄泉(泉は其略稱)は地下に黄色の水が流れて居るといふ支那の民謡から出た語であるが、我がヨミ神話には少しも地下といふ趣は出て居らず、出雲からヨモツ平坂を越えて地獄であるかのやうに物語られて居るのである。

ヨモツコトサカ(泉津事解)の男神

イザナギの命がコトサカ(誓言)せられ、掃ひ給ふときに化生した神とある(紀一書)。——コトサカの項下参照——ヨミ(冥界)のコトサカを掌る男神といふ意であらう。「掃」はハラヒ除くことで宣誓の姿態を示したものと思はれる。

ヨモツシコメ(豫母都志許賣、泉津醜女)

イザナギの命をヨミから追ひかけて來た怪物(記、紀)。シコメは嚴厲の女といふ意で、——シコの項下参照——冥界の厲鬼をいふのである。

ヨモツチモリ(泉道守)

紀の一書にはイザナミの命の傳令でもあるかのやうに記されて居るが、語義からいへばヨミの國(冥界)の道守といふことであらねばならぬ。

とある。眞御は四方山は其國の守で、弓矢も守であるから重ねていふと説き、守部は「四方山の如く」の意としたが、この四方山といふ語は空穂にも「四方山とたのみ聞えて」とあり、今も「四方山の物かたり」など、いひ、「色々々々」と同義語に轉用せられたので、「山」を意味するのでない。「守り」のニはトとかへて心得べきである。

ヨヨム(與余牟)〔動〕

ヨヨムはヨラ(射)の語幹の疊語、ムは客觀的活用語尾ミの動格。

萬葉集四卷に「百年に老舌いでてヨヨムとも我はいとほじ戀はます」とある。ヨヨムはヨロヨロ(口は接尾語)すること、之を経験の四ヨミ(升)にいひかけたのである。此歌は紀の郎女から「玉の緒を沫緒によりて結れば云々」といひ送られたのに對する返歌であるから、戀絲の縁語を以て答へたので、老舌とあるも紡績用語を老にいひかけたものであらうとおもふが、尙其義を詳にせぬ。

ヨラ(欲良)の山

萬葉集十四卷に「あづき弓ヨラの山邊のしげかくに妹をを立ててさねと拂ふも」とある。信州小諸に與良町あり、與良營の跡があるといふから、或はこの地ではあるまいか。——名の所由は判明せぬが、ヨラは後記ヨラシの語幹である。

ヨラシ(宜)

ヨロシの原形。

神武天皇の御製に「今撃たばヨラシ」とある(記)。此語の原語は(古)で、之に接尾語ツ(ロ)を連ねるとヨラ(ヨロ)といふ名詞形となり

更に形容語尾シをへてヨラシ(ヨロシ)と活用したのである。——書アルラシの約とするは誤である。

よりてあれこそ [歌詞]

①「よりてあれこそ」に同じい。

②(萬)「藤原宮の役民作歌」神ながら 念はずなへに 天地も ヨリテ アレヨソ [萬]

③之は次に九句を隔て、「浮べ流せれ」といふ句にかゝるので、「よりて」[天地も]心を寄せて」といふ意である。

よりこせちより [歌詞]

①上記藤原宮役民の歌の次の句に「不知國依巨勢道從」とある。不知國ヨリコといふ語に巨勢路をいひかけたのである。——コセの項下参照。

ヨリヒコ(依比古)、ヨリヒメ(依比賣)

①上代の人名にヨリヒメと稱するものが多く、ヨリヒコと稱へられるものも兩三見える。ヨリは神靈の憑ることといふので、神意を宣する任にあたるもの、稱呼であらう。上古祭政一致の時代には大小集團の共同祖神は其神裔の嫡統によつて祭祀せられたから、ヨリヒコ、ヨリヒメは貴人に限られ、男性よりも女性を過任としたので、特にヨリヒメの方が多かつたのである。左に其若干例をあげる。

- 飯依比古[記]。——讃岐の別名
- 八尋神の長依日子[出風]
- 倭建命の御子稻依別王のヨリヒケもまたヨリヒコと同義であらう。
- 天の狹手依比賣[記]。——津島の別名

狭依毘賣命[記]。——宗像三女神の一玉依姫[記]。——神武天皇の御母。其外にも同名の女性が多い

五十鈴依姫命[記]。——神武皇后

息長水依比賣[記]。——日子坐玉の妃

水穂五百依比賣[記]。——日子坐玉の御子

河俣稻依毘賣[記]。——息長宿禰王の配

生玉依毘賣[記]。——大々々ネコの高祖母

香余理比賣命[記]。——景行天皇の御子

右の外にもヨリヒメは少くはない。——名の義は各其項下に述べる。

——之をイリヒコ、イリヒメと同一視し、或はイリ、イロ(イラ)と同義とするのは未だ精しからざるものである。

ヨル力(因可)の池

①萬葉集十二卷に「いかるがのヨルカの池のよろしとも君がいはれば思ひぞ我がする」とある。斑鳩に存した池の名なることは明であるが、其跡も名も残つて居らぬ。

ヨルノヲスクニ(夜之食國)

①ヲスクニは領國の意。②記に月讀命汝命所知夜之食國一矣と父神がいはれたとある。夜といふ語を以てヲスクニ(領國)を限定したのはヲクヨミ即ち月神の領する國なるが故で、實在地域を意味するのではあるまい。

ヨロキ(余呂伎)の濱

①和名抄相模國餘伎(與呂伎)郡餘伎郷とある地(今の中郡國府津附近)

の濱であらう。語義不明。後世専らユルキと稱へられた所を見ると、或は其説でユルギ(動)の意であつたかも知れぬ。

②(萬)相模道のヨロキの濱のまなこなす子らしかなしく思ほゆるか [萬]

ヨロカ(喜) [動]

①ヨロカビの轉呼。ヨロカはヨロシの語幹ヨロに形容語尾カをそへたもので、ビは活用語尾である。

②ヨロカといふ語の用例は見えぬが、オホ(大)ロカ、アキ(明)ラカと同構成に屬するものである。紀には慶、歡、喜、喜、喜、喜、喜、喜、喜、喜、喜、喜といふ調を興へて居る。

ヨロシナベ(宜名倍)

①「宜しく可然」の意。——ナベの項下参照。

②萬葉集三卷に「よろしなべ我が背の君のおひ來にし此勢の山は妹と喚ばなく」とある歌の如きはヨロシナベの意義を最も明白に示したもので、背の君の名に負うたセの山をイヨ山といはぬのは「宜しく可然」といふことである。

ヨロツハタ(萬幡)姫

①萬布即ち多数の布帛といふ意。富饒の形容である。

②天忍穂耳尊の妃[紀一書]。高ミムスビの神の女とある。記には次項の如く萬幡豊秋津師比賣とあり、紀の本文には持幡千々姫とある。

ヨロツハタトヨアキツシヒメ(萬幡豊秋津師比賣)の命

狭依毘賣命[記]。——宗像三女神の一玉依姫[記]。——神武天皇の御母。其外にも同名の女性が多い

五十鈴依姫命[記]。——神武皇后

息長水依比賣[記]。——日子坐玉の妃

水穂五百依比賣[記]。——日子坐玉の御子

河俣稻依毘賣[記]。——息長宿禰王の配

生玉依毘賣[記]。——大々々ネコの高祖母

香余理比賣命[記]。——景行天皇の御子

右の外にもヨリヒメは少くはない。——名の義は各其項下に述べる。

——之をイリヒコ、イリヒメと同一視し、或はイリ、イロ(イラ)と同義とするのは未だ精しからざるものである。

ヨル力(因可)の池

①萬葉集十二卷に「いかるがのヨルカの池のよろしとも君がいはれば思ひぞ我がする」とある。斑鳩に存した池の名なることは明であるが、其跡も名も残つて居らぬ。

ヨルノヲスクニ(夜之食國)

①ヲスクニは領國の意。②記に月讀命汝命所知夜之食國一矣と父神がいはれたとある。夜といふ語を以てヲスクニ(領國)を限定したのはヲクヨミ即ち月神の領する國なるが故で、實在地域を意味するのではあるまい。

ヨロキ(余呂伎)の濱

①和名抄相模國餘伎(與呂伎)郡餘伎郷とある地(今の中郡國府津附近)

トヨアキは收穫豐饒の意、シは子の轉呼で主の義である。②天忍穂耳命の妃[紀一書]。高木神の女とある。ヨロツハタ、トヨアキ共に富饒の形容である。——メクハタチヤ姫の項下参照。

ヨロツハタトヨアキツシヒメ(萬幡豊秋津師)の命

①天忍穂耳命の妃[紀一書]。思兼神の妹とある。前項ヨロツハタトヨアキツシヒメの命の異傳である。

ヨロツムスビ(萬魂)の尊

①魂はタマといふ調もある。

②神世第七代偶生天神中の一柱[舊]。其兒を天剛風命といひ、高宮神主等の祖なりとある。紀の一書に天萬尊とあるに當るもの、やうであるが、ヨロツが萬を意味するものとすれば我が古語ではない。——語法要録参照。

ヨロビ(鎧, 甲)

①ヨリ(寄)の派成語。

②和名抄に鎧甲也和名ヨロビとある。ヨセ(寄)からヨソヒ(被)といふ語が派成せられたと同様に、ヨリ(寄)から出た語で、本義は裝であるが、記紀には甲鎧の調に用ひられた。但し後世のやうな金革を鍔したものを意味したとは思はれぬ。

ヨロボヒ [動]

①ヨリ(寄)ハヒ(活用語尾)の轉呼。

②ヨロの原義は「寄」であるが、ヨロメク、跟隨)なども用ひられ、ヨ

ロロロすることを意味する。ハヒは行爲を表示する活用語尾であるから、フヲフヲすることをいひ、神代紀にも徒倚の二字に此訓を興へて居る。

④(仁徳天皇御製)よるまじき 川のくまくま ヨロホヒ行くかもうら柔の木(紀)

(龍馬堂「酒飲」)酒をたうべて たふとこりんぞやまうでくる ヨロホヒテ まうでくる タンナ タンナ タイヤランナ タイヤイヤ

ヨワ(弱)

①ヤハ(柔、和)と同語。——其項下を見よ。

②古はハ、ワ相通じて用ひた。其故に紀の舊訓には弱をヨハとしたものもある。——例、ヨハカイナ(弱肩)——語義はヤハと同じく柔の意である。ヨワの形に於ては形容詞にのみ用ひられる。

ヨワカタ(弱肩)

③「弱肩に太手、機取かけば成句として紀、祝詞などに用ひられて居る。弱は太に對する文飾で、特に肩が弱いといふわけではない。

ヨワノミ(弱水)

④景行紀に田道間守の言として萬里踏波、逆波、弱水とある。後漢書東夷傳に夫餘國北有弱水とあるに由るもので、實在地名ではないから、音讀を可とするが、國語に引直すとせば舊訓の如くヨワノミとよみ、ヨワノワミの約とすべきであらう。弱水は不能、或ハ鴻毛といふ意であるといふから、渡航至難の形容に用ひられたものと思はれる。

ら、り、ろ

ラハ(良波)の國

①良を農に改め、マハ又はマナミと訓するのは理由のないこと、のやうに思はれる。

②出雲の八東水臣津野命が引継うた北門の國(風)。間見の國(其項下を見よ)が其であるとして記されて居る。國語にはラ行が語頭に用ひられた例がないが、外國地名であるとすれば、ラハといふ稱呼があつたとして少しも奇とするに足らぬ。但し所在は尙之を明にし得ぬ。

③之を出雲の國內に求めようとして、良は農の誤字、良波はマナミで今の野波といふ地にあたるといひ、或は野良濱であると説くが如きは無用の辨といはねばならぬ。同じ國引の條下にある新羅紀、佐伎、高志は出雲以外として怪しまぬにも拘はらず、此良波のみを出雲にあらねばならぬとすべき理由がない。

リ

①(原語)

②ミクロネシア語の、レ(人)。ホリネシア語の、リ(酋長)と同源ではあるまいか。

③人又は主長の意を以て敬稱に用ひられたもの、やうである。ルとも轉音し、又は接頭語アを冠してアリとも稱へられた。

④此語は風に應用となり、リ又はアリの形に於て單獨に用ひられた例

はないが、コ(大)と結合したコリ(コロとも轉呼せられた)は、心の字をあて、屢々敬稱に用ひられ、其他にも結合語として數多く残存して居る。左に其若干例をあげる。

トネリ(舍人)。——トネ(刀)。

スケリ(村主)。——スケ(柄杓)。

イトリ(糸織)媛。——綾織皇后(紀)。

イチリ(市入)命。——高志國造(舊)。

タケル(健、舟師)。——タケ(武)の轉呼。多那理宮(記)のタケ

カガアリ(香々有)媛。——安閑天皇の妃(紀)。或はカガリ媛と訓

むのかも知れぬ。

コリを稱號とした例は極めて多いから之を專する。打媛、猿大海等の

サルも此語と關係があるやうに思はれる。

⑤ヒトリ、フタりのリは之から出たものといひ得られるが、尙ヒト

(一)アリ(在)、フタ(二)アリ(在)の意と解する方がよい。——語法要録

参照。

リダワム(理願) (人)

①萬葉集三卷大伴坂上郎女の此尼の死を悲しむ歌がある。左註によれば新羅の歸化人で、郎女の母石川命婦の許に寄寓して居たとある。

ロカモ

(語尾)

②アルカモ又はナルカモの意。——語法要録參照。

ロク(用)のエマロ(兄麻呂)

語彙 リダ—ワ

①刊本に角麻呂とあるが古義に従ふ。

②萬葉作家。續紀によれば姓は録、名は兄麻呂といひ、出家して惠暉と名乗つたが、大寶元年還俗を命ぜられて出仕、角兄麻呂とよばれ、陰陽博士に任じ、神龜元年羽林連の姓を給はつた。同四年丹後守として遠法の罪を問はれて配流せられたとある。

わ

ワ(輪) (原)

①圓を意味する原語であるが、轉義により「輪」の意となり、又圓をめぐらした地、即ち「廓」をいふにも用ひられた。

②後世専ら圓、輪の意に用ひられ、廓、櫛の義のあることは殆ど忘れられたが、尙左記諸語に於ては其名残を留めて居る。

タルワ(廓)。——タルはクロ(呼)と同じく取まくといふ意。

ミワ(三輪)山。——大物主の御櫛即ち靈廟の存する地なるが故に

名を負うた。

イサワ(石禾)。——石櫛の意から出た地名。禾は和の省旁である

(但馬、甲斐)。

ハニワ(埴輪)。——粘土製の櫛、誤まつて土偶の意と了解せられ

るやうになつた。

イワ(伊和)。——イは接頭語、櫛から出た地名である(播磨)。

ハカ(幕)。——ワカ(櫛)の音便。

ワカ(若)の浦

紀伊國和歌の浦。名所としてよく知られて居る。若、和歌は借字で、ワカ山(和歌山)のワカと同じく、昔日有名な人のワカ(墓)があつたので名を貰うたものと思はれる。

ワカ(萬三)ワカの浦に湖みち来れば湯をなみ茶邊をさして鮎なき渡る
(萬三)ワカの浦袖さへ濡れて忘貝ひりへど妹は忘らえなくに
(萬三)衣手をまワカの浦のまなこ土まなく時なく我が戀ふらくは

ワカアサツヒメ(稚浅津姫)の命

垂仁天皇の皇女。御母はアザミニ入姫(紀)。記にアサミツ比賣命とあるに當る。御母の名をつがれたのでアサミツの方が正傳であらう。

わがあれ

神樂「韓神」の一傳に
わがあれは 人みな知らず 父ががた、母ががたと 神ぞしるらん(嘉納本)
とある。深原愚案抄には上二句ワガアレハヒヤビモシラズとあるが、意が通ぜぬから説傳と見るべきであらう。アレはアラ(現)の轉義で像を意味する。——アレの項下参照——父の形が母のかたが人は誰も知らぬが、神がしろしめすといふ意である。

守部はアレを「生」の義とし、歌の意を「父の方の氏より養はれし、母かたの氏より養はれし」が神こそ知り給ふらめ」と解したが、養はれた氏を自分も人皆も知らず、神のみ知つて居るといふやうなことが有り得たと思はれぬ。

ワカイカツチ(稚雷)

稚の字をワクと訓まればならぬとするは頑爾である。
イザナミの命の遺體に宿つた八色雷公中背に居たもの(紀一書)。ワカ(稚)はオホ(大)に對する區別稱呼である。——イカツチの項下参照。

ワカイヌカヒ(若犬養)の連

尾張氏六世建多乎利命の高(舊)。天武朝に宿禰に昇格した(紀)。姓氏錄(河内神別)には稚犬養宿禰は火明命十六世の孫尻綱根命の後とある。兩者一致せぬが、尾張連系なることは疑がない。

ワカウカノメ(若宇加能賣)の命

ワカ(若)は區別稱呼。ウカノメは「大鏡の女」の意。
大和國廣瀨郡廣瀨に鎮座する神(神名帳)。今の官幣大社廣瀨神社の祭神である。

五穀の生育を掌る神には相違はないが、豐受毘賣神、大氣部比賣神、宇迦之御魂神などと同一神とすべきかは疑問である。少くともワカ(若)といふ區別稱呼は豐受大神と別神なる事を標識するものである。上代思想によれば同一職能の神であつても必しも一柱に統一せられることを要しなかつたやうである。

ワカキイリヒコ(若木入日子)の命

垂仁天皇の皇子。御母は水羽州比賣命(紀)。——記には稚城瓊入彦とある——ワカは區別稱呼。紀氏の入彦となられたが故に此名を貰はれたのであらう。

ワカキニイリヒコ(稚城瓊入彦)の命

垂仁天皇の皇子。御母は日葉酢媛皇后(紀)。上記若木入日子命にあたる。瓊は借字でニはノの轉訛であらう。

ワカキノイリヒコ(若木之入日子)の王

景行天皇の皇子(記)。一妾の出とある。紀には此皇子の御名は見えず、八坂入彦の出なる五十狭城入彦皇子が之に當るやうである。上記垂仁皇子若木入日子命と「之」の字の有無が相違するのみで、全く同名である所を見ると、記の誤傳とすべきであらう。

ワカクサ(若草、弱草) (枕)

ツマ(夫、妻)の枕詞。仁賢紀の註に古以弱草喻夫婦故以弱草爲夫とあり、其他いろ／＼説があるが、若草摘にいひかけたのであらう(石上枕詞例)。ニヒタマタラ(新手枕)、ツキ(就)にかけたのはママから轉用せられたのである。例

(八千矛神の歌)ワカクサの つまの命(記)
(仁賢紀)弱草 吾夫何冷矣
(萬二)ワカクサの新たまくらなまきそめて夜をや隔てむにくからなくに

(萬二)藤浪の 思ひまつはりワカクサの おもひつきにし(萬八)第十七卷大伴の池主の歌にワカクサの脚結たつくり(萬〇八)とあるは、妻のもとに通ふとて脚結をつくらふことをおもひ寄せて用ひたものとすれば、聊か濫用の趣がある。或は事實脚結を若草で作つたことがあつたのかもしれない。若草のアユルとかいとすると説もあるが、其意は

語彙 ワカキ ワカク

ワカイカツチ(稚雷)

稚の字をワクと訓まればならぬとするは頑爾である。
イザナミの命の遺體に宿つた八色雷公中背に居たもの(紀一書)。ワカ(稚)はオホ(大)に對する區別稱呼である。——イカツチの項下参照。

ワカイヌカヒ(若犬養)の連

尾張氏六世建多乎利命の高(舊)。天武朝に宿禰に昇格した(紀)。姓氏錄(河内神別)には稚犬養宿禰は火明命十六世の孫尻綱根命の後とある。兩者一致せぬが、尾張連系なることは疑がない。

ワカウカノメ(若宇加能賣)の命

ワカ(若)は區別稱呼。ウカノメは「大鏡の女」の意。
大和國廣瀨郡廣瀨に鎮座する神(神名帳)。今の官幣大社廣瀨神社の祭神である。

五穀の生育を掌る神には相違はないが、豐受毘賣神、大氣部比賣神、宇迦之御魂神などと同一神とすべきかは疑問である。少くともワカ(若)といふ區別稱呼は豐受大神と別神なる事を標識するものである。上代思想によれば同一職能の神であつても必しも一柱に統一せられることを要しなかつたやうである。

ワカキイリヒコ(若木入日子)の命

垂仁天皇の皇子。御母は水羽州比賣命(紀)。——記には稚城瓊入彦とある——ワカは區別稱呼。紀氏の入彦となられたが故に此名を貰はれたのであらう。

ワカクサカ(若日下)部

仁徳朝皇女若日下王の御名代として定められた民部(記)。クサカは此皇女と兄皇子大日下王との領地である。

ワカクサカ(若日子)の命(王)

仁徳天皇の皇女、生母は日向の架長比賣(記)。本名は波多毗能若耶女、亦の名を長日比賣といふとある。御兄皇子と共に河内の日下に居住せられたから、地名を貰はれたのであらう。雄略天皇の皇后である。——ハタビの若耶女の項下参照。

ワカクニタマ(稚國玉)

大國主神の女下照姫の一名(紀)。天の稚彦を夫としたとある。父神の名を大國玉とも稚國玉ともいふとあるから、其子といふ意を以てワカクニタマと呼ばれたのであらう。

わかかへに、わかかへに

「若い時に」といふ意、へはイニシへ(古)のへで、原義は方である。
(雄略天皇御製)引田の若くるす原ワカクへにあ寝てましもの老いにけるかも(記)

思ひまつはりワカクサの おもひつきにし(萬八)第十七卷大伴の池主の歌にワカクサの脚結たつくり(萬〇八)とあるは、妻のもとに通ふとて脚結をつくらふことをおもひ寄せて用ひたものとすれば、聊か濫用の趣がある。或は事實脚結を若草で作つたことがあつたのかもしれない。若草のアユルとかいとすると説もあるが、其意は

語彙 ワカキ ワカク

(萬) 射ゆし、なつなく河邊のわか草の身のワカカへにまねし子らはも

ワカコベ(小子部)の連

和名抄越中國新羅小子部は知比佐古と註してあるので從來チイサコベと稱へて居るが、チイサは古語ではない(其項を見よ)。釋紀にチコベと訓してあるが、チコといふ語も用例が見えぬ。此はコベ(見部)の連に對する區別稱呼とおもはれるからワカコベと訓むのであらう。

神八井耳命の裔(記)。天武十三年宿禰に昇格した(記)。雄略紀に婦麻といふものが國內の靈を聚めよといふ救命を誤解して嬰兒を聚めて奉獻したので、天皇が大に御咲になり、其嬰兒を給ひ、宮墻の下に養はしめられた。仍て姓を小子部の連と給はつたとある(紀)。此傳説の通りならば少(小)子はワカコ(又はワタコ)と訓むべきこと勿論であるが、或は少子といふ文字に附會した俗説であつたかもしれぬ。神八井耳命の裔にはオホ(多)の臣があるから、之に對してコ(小)部又はワカコ(若子)部といふ稱呼があつたのではあるまいか。若し然りとすれば原義は家子部と同一である。恐らくはコ部に二派があつて之を區別する爲に一方を若子部と稱したのであらう。兒部宿禰が大嘗祭に御蓋持を奉仕する所を見て、掌典の家がらで、神八井耳命が神祇奉典に任せられたとある(紀)と一致する。

ワカコベ(小子部)の連サヒチ(組鈎)

天武朝尾張の國司(紀)。二萬の衆を率ゐて參向したとある。

ワカコベ(少子部)のスガル(螺贏)

雄略朝の人(紀)。靈と嬰兒とを取ちがへたといふ失策を演じて少子部連といふ姓を賜はつたとある。救命を奉じて三諸岳の雷神を捉へたので雷といふ名を與へられた。

ワカコモ(若鷲) (枕)

若い鷲草の意、萬葉集三卷人麿の歌に「若鷲をカサチ(變路)の小野」と用ひてある。

ワカサ(若狹) (地)

垂仁紀一書に天日槍が近江から若狹國を經て、但馬國に赴いたとあり、後記の如く履中朝に國造が定められたとあるから、上代から聞えた地名とおもはれるが、其所由は明示せられて居らぬ。恐らくは丹波の加佐郡、備中の笠の國、近江の栗田郡(今笠縫といふ)等と諸原を同うし、ワは接頭語アの轉呼であらう。

ワカサクラ部の畧とする信友説は本末轉倒である。——ワカサクラの臣の項下を見よ。

ワカサ(稚狹)の王

壬申亂の際、大和の京の留守官であつた人(天武紀)。七年の紀に薨去の記事が見えるが、其系譜を詳にせぬ。若狹國を本貫としたのであらう。

ワカサ(若狹)の國造

九奈朝勝臣の祖佐白米命の兒荒瀧命が任命せられたとある(舊)。荒瀧は荒瀧の誤字で、紀の勝臣余磯と同人であらう。

ワカサ(若狹)のミニ(耳)の別

日子坐王の子室昆古王の後(記)。和名抄若狹國三方郡瀨美郡とある地の君主であらう。

ワカサクラ(若櫻)の宮

履中天皇の宮(紀、記)。神功紀に都於磐余とあつて其下には是謂三若櫻宮と分註してある。履中紀には天皇市磯池に御遊中時ならぬ櫻花が散つて來たから宮號とせられたとあるが、神功紀の分註に誤なしとすれば、御曾祖母の宮殿の舊號を繼承せられたものとせればならぬ——イハレのワカサクラの宮の項下參照。

古語拾遺には神功皇后の御代を磐余稚櫻朝とし、舊事紀諸陵式にも磐余稚櫻宮御宇神功皇后とあるが、皇后のワカサクラの宮は小竹の宮、松峽の宮の如く宮殿の稱號で、尊號に代はるべき宮號であつたと考へられる。讓號制定以前には宮號は御歴代の區別稱呼であつたので、同一稱號が踏襲せられた例は一つもない。紀の本文には之を省いたのも此によるものであらう。

ワカサクラ(若櫻部)

履中朝設置せられた民部(記、紀)。記によれば同時に伊波禮部を設定せられたとあるから、宮號に因んで號けられたのであらう。紀には冬月市磯の池に舟を浮べ御酒宴中、櫻花が大御蓋に落ちたので、物部長眞躰連をして其木を探索せしめられ、掖上の室山で發見して之を奉つたによつて、同人の姓を稚櫻部造と改めしめられ、酒宴に奉仕した勝臣余磯に若櫻部臣と號けられたとあるが、個人に賜はる姓ならば部

の字は不要であるから、此傳説の眞偽はともかくも、ワカサクラ部といふ民部を定められたとすべきである。

記に若櫻部臣等に若櫻部の名を給ふとあるのは理にあはぬことで、假に記傳の說に従ひ、今の若櫻部臣等(の祖)が此稱號を賜はつたと解するとしても、民部の長が臣と稱へることは異例である。案するに此時若櫻部造と定められたのは物部の長眞躰で、ワカサクラの臣は別の意味を以て命名せられたのが、紛れたのであらう。——ワカサクラの臣の項下を見よ。

ワカサクラ(若櫻部)の朝臣キミタリ(君足)

萬葉作家。傳不明。——次項を見よ。

ワカサクラ(若櫻部、稚櫻部)の臣

天武十三年朝臣に昇格(紀)。此姓は上記の如く履中朝勝臣余磯が給はつたと傳へられて居る(紀、姓氏錄)。余磯は國造木義に九奈朝若狹國造に任命せられたとある荒瀧(磯は磯の誤字であらう)と同人で、勝臣祖佐白米命の兒とある。恐らくは父祖代々若狹に占據し、ワカサ(若狹)クラ(倉部)の臣と稱へたのが、履中朝設定の若櫻部と混同せられたのであらう。——クラは屯倉所在地といふ意らしく、加賀國にもある地名であるが、若狹のクラは其所在を詳にせぬ。

此ワカサクラを略してワカサとよぶやうになつたとする信友説は従はれぬ。ワカサといふ地名は若櫻部設定以前から存したもので、やうである。

ワカサクラ(若櫻部)の臣イホセ(五百瀬)

刊本五十編とあるが持統紀及續紀に五百編とあるを正しとする。
天武天皇の舍人(紀)。東山道軍を徵發に差遣せられたとある。持統十年直大位を追贈せられ、贈物を給はつた。

ワカサクラベ(稚櫻部)の造

履中朝物部の長眞贈連に給はつた姓(紀)。——ワカサクラベの項下参照。——姓氏録にも若櫻部造は出雲色男命四世の孫物部長眞贈連の後(右京神別)又は止知尼大連の後(和泉神別)とある。

ワカサナメ(若沙那賣)の神

ワカ(若)アサ(麻)ノ(助語)メ(女)の轉呼であらう。
大年神の子羽山戸神の女(記)。同腹に若年神、久久年神等があるから、麻の神で、若麻の女神とよばれたのであらう。——播磨の神とするのは語構成上朝か無理である。

ワカセリヒメ(和加須世理比賣)の命

出雲風土記神門郡滑狭郷の條下に、スサノハの命の御子、所造三天下大神の配とある。スセリヒメの命の異稱であらう。——其項下参照。

ワカタケ(若建、稚武)の王

ワカ(若、稚)は大に對する區別稱呼、ケは勇武を意味する。
倭建命の御子、生母は弟橘比賣命(記)。紀には兩道入姫命の出として、別に弟橘媛の所生として稚武産王をあげて居るが、彦の字の有無によつて名の義に相違があるとは思はれぬから、御生母について二様の傳があつたのを併録したのであらう。

記には此若建王の孫女週具彌比賣命が景行天皇の妃となつたと記されて居るが、いかに上代なればとて、玄孫を後宮にめされる筈はないから、同名異人と思はれる。——カカロヒメの項下参照。

ワカタケ(若建)の命

伊豆國造(舊)。物部連の祖天彥命八世の孫で神功朝任命せられたとある。——天のメホコノ命の項下参照。

神功朝に殿之事代主といふものが征韓の役を助けまゐらせたとあるから(紀)、其相繼者が先代の功によつて國造に任命せられたものと思はれる。物部氏とあるのは後日此國造の家系が物部一族なる日下部直に移つたからであらう。——イツの國造の項下参照。

ワカタケキツヒコ(若建吉備津日子)の命

若日子建吉備津日子命の略稱。——其項下を見よ。

ワカタケヒコ(稚武彦)の王

日本武尊の御子、生母は弟橘媛(紀)。記には若建王とある。——其項下を見よ。

ワカタケヒコ(稚武彦)の命

孝靈天皇の皇子、御母は祖某弟(紀)。——記の若日子建吉備津日子命にあたる。——吉備臣の始祖也とある。

ワガタタミ(吾曇) (枕)

萬葉集九卷に「我々々々三重の河原の磯のうらにかくしもがもとなる。ツツキがツツキと説つたことばあり得べきである。——ヤマシロのツツキのマツカカの王の項下を見よ。

く蛙かも」とある。三重にタタムといふ意味を以て吾曇を枕詞に用いたのであるが、上代不在の人の數物を思む習俗があつたことは後記輕太子の御歌によつても推定せられるから、家にまつ妹を聯想させる爲に用ひたのであらう。——次項参照。

わがたみみゆめ (歌詞)

輕太子の御歌に

大君を 鳥にはふらば ふな餘り い歸り來むぞ 我がたみみゆめ
め 言をこそ たみといはめ 我が妻はゆめ

とある(記による)。タタミは數物をいひ、ユメは思ふと同じく禁忌の意である。疊とはいふが其實は我妻(即ち輕の耶女)を禁忌として誰も手をつけるなといふ意味で、上代數物を其主の代表と見る習俗が存したもと思はれる。萬葉集十五卷に「家人のいはひまたねかタタミかもあやまちしけむ」とあるのも之によるものである。

ワカタラシヒコ(若帶日子、稚足彦)の命(天皇)

成務天皇の御名。景行天皇の御子、御母は八坂入媛(紀、記)。父天皇の御名大タラシ彦に對し、若タラシ彦と申上げたのであらう。

ワカタラシヒメ(稚足姫、若帶比賣)の命

雄略天皇の皇女、御母は韓媛(紀、記)。齊宮となられたとある。

ワカツヌキ(若角城)の命

吉備の品治國造大船足三三の祖(舊)。多連麻君と同祖とある。但連麻の國造は彦坐王五世の孫船足尼とあり(舊)、いづれも成務朝の任命であるから、世代から推算すると、若角城命は筒木眞若王にあつた

る。ツツキがツツキと説つたことばあり得べきである。——ヤマシロのツツキのマツカカの王の項下を見よ。

ワカツホ(若都保)の命

尾張氏第九世庶流(舊)。五百木部連の祖とある。八世倭得玉彦に從つて尾張國に移住したもと思はれるが、名の義を詳にせぬ。

ワカトシ(若年)の神

大年神の子羽山戸神の兒、母は大氣都比賣神(記)。祖神及母神と同じく年數の神で、所謂御歲皇神連の一柱であらう。

ワカトネリ(若舍人)部のヒロタリ(廣足)

萬葉作家。常陸國茨城郡の人とある。若舍人部は大舍人部に對する呼稱である。——トネリ部の項下参照。

ワカナガ(若長)の足尼

三國の國造(舊)。彦太忍信命四世の孫で成務朝に任命せられたとある。記に建内宿禰の末子としてあげた若子宿禰と同人であらう。——其項下参照。

ワカナケ(和訶奴氣)の王

成務天皇の皇子(記)。生母は穗積の弟財耶女とある。紀には此皇子をあげず、其後胤も見えぬ所を見ると、早世せられたのであらう。ワカナケの語義は明にし得ぬが、應神天皇の御子の御名にも見えるから地名であるかも知れぬ。

ワカヌケフタマタ(若沼毛二股、稚野毛二派)の王(皇子)

ワカヌケフタマタはフト(太)ミ(御)チ(主)の轉呼。
應神天皇の皇子。御母は眞若中比賣(記)又は弟姫(紀)。尤善皇后忍板の大津比賣命の御父で、繼體天皇の四世の御祖とある。ワカヌケは上記の如く地名で、其地の大領主の意であらう。

ワカニヘ(稚贄)の屯倉

安閑朝駿河國に新設せられた屯倉(紀)。所在不明。

ワカヒコ(若彦、稚日子)の命

葛津(肥前)國造(舊)。紀直大名弟彦命の兒で、成務朝に任命せられたとある。風土記によれば此人は景行天皇の陪從で、命により藤津郡能美郷の土蜘蛛大白、中白、小白を討伐したといふ。

ワカヒコタケキヒツヒコ(若日子建吉備津日子)の命

孝靈天皇の皇子、御母は龜伊呂村(記)。若建吉備津日子とも記され、紀には稚武彦命とある。吉備下道臣、笠臣の祖である。

ワカヒメ(若比賣)

繼體天皇の妃(紀)。三尾君等の祖とある。天皇が尙近江御在仕の頃婚せられたのであらう。紀には三尾角折君の妹稚子姫とある。

ワカヒメ(稚媛)

雄略天皇の妃(紀)、吉備上道臣の女。一本には吉備の菟屋臣の

女とあると分註してある。當初吉備上道臣田狹の妻で兄君、弟君の二子を設けたが、田狹が其容色の艶麗を誇つたので、天皇の御耳に達し、同人を任那の國司に任じ、其留守中に後宮に召されて風川皇子を生ませられたとある。

ワカヒル(若晝)の女神

ワカヒルメの神ともよみ得るが、後記の稚日女尊と別神であることは明白で、且ヒルメ(日靈)の意でもないやうであるから、まぎれぬやうにワカヒルのメカミと訓むを可とする。

大國主神七世の孫布忍富鳥鳴海神の配(記)。出自不明。ワカヒルは午前といふ意。ユツイホタカムラの項下参照。故あつて若晝の女神と稱へられたのであらう。

ワカヒルメ(稚日女)の尊

日女はヒメとも訓み得るが、天照大御神の近親とすれば大ヒルメのムチに對する稱呼として、若ヒルメの尊と稱へたのであらう。

天照大神の齊敷殿で神御服を織ることに任じた女神(紀一書)。スサノハの命の狼藉に驚いて機から墜ちて神退ましきとある。神功朝に託宣があつて活田長峽國に居たいと希望せられたにより、海上、五十狹茅をして其地に祭らしめられた(紀)。舊事紀には天照大神之妹也と記し、日本紀私記には大御神の御子と説いて居るが根據を詳にせぬ。紀に「尊」の字を用いた所を見ると、天照大御神の近親と信ぜられたのであらう。

ワカフツヌシ(和加布都努志)の命

出雲國出雲郡美談郷に鎮坐する神(風)。所三造天下二大神の御子とある。同書秋鹿郡大野郷の條下にも此神が降を行つたことが見える。名の義は若太主であらう。

ワカマツ(若松)の浦

常陸國鹿島郡南部東岸の地(風)。古は常陸下總二國の境をなし、其地の砂鐵は劍を造るに適したとある。今も若松村と稱へる。

ワカミケヌ(若御毛沼、稚三毛野)の命

神武天皇の御一名(記)。御兄皇子をミケヌの命と稱へたとある。ミケヌは御料地の義、其稚皇子といふ意味で若ミケヌの命と申上げたのであらう。紀の一書には天皇の御弟皇子の名としてある。

ワカミヌマ(若水沼間)

ミヌマはミルメの轉呼。ミルメの項下を見よ。

若い森藪の意。水沼間は借字である。

(出雲國造神賀詞) 彼方、古川岸、此方、古河岸、生立若水沼間、彌若

遠近の古川の岸に生ひる若いミルメのやうに若やぎませといふ意。此ミルメは原義即ちミラ(蕪)モ(蕪)をいひ、海松、海布とかいて海に産するものとせられたのは後のことである。蕪の生ひるのは古川に限るから、特に「彼方の古川岸、此方の古川岸」と限定したのであらう。

右の如く極めて明な意であるのに、先學之を解しかれて、原文を改めて説かうとしたのは歎はしいことである。

ワカミヤ(若宮)のアヌマロ(年魚麿)

萬葉作家。傳不明。

ワカミラ(若彌尾)の命

伊豫の怒麻國造(舊)。阿岐の國造鮎、連玉命三世の孫で、神功朝に任命せられたとある。名の所由不明。

ワカモリヤマ(稚守山)の人

仁徳朝の人(紀)。近江の山君とある。山部の君なるが故に守山と稱し、尊屬の守山に對して稚守山とよばれたのであらう。

ワカヤ(若屋)の郎女

ワカヤはワカヤカ、ワカヤケの語幹でワカ(若)の名詞形である。語法要録参照。

繼體天皇の皇女、御母は阿倍の波延比賣(記)。紀には稚綾姫皇女とある(六項参照)。

ワカヤヒメ(稚綾姫)の皇女

繼體天皇の皇女、御母は和珥の美媛(紀)。上記若屋郎女と同一皇女である。欽明天皇の妃にも稚綾姫皇女といふ名が見えるが、皇后(石姫皇女)の弟とあるから、宣化天皇の御子倉稚綾姫のことであらねばならぬ。其項下参照。

ワカヤマクヒ(若山咋)の神

大年神の子羽山戸神の兒(舊)。大山咋神に對する稱呼で、名の義は同一である。——オホヤマツヒの項下参照。

ワカヤマトネコ(稚倭根子)の皇子

ワカは幼小の義。ヤマトネコは皇室の嫡流の意である。——其項下参照。

景行天皇の皇子、御母は八坂入姫(紀)。一傳には稻日の大耶姫皇后の出とあり、記には同皇后の所生に倭根子命をあげて居る。

ワカヤマトネコヒコ・オホヒビ(若倭根子日子大毘毘)

稚日本根子彦大日日の命(天皇)

開化天皇の御稱號(記、紀)。孝元天皇の御子で、御母はウツシヨメ皇后である。ワカヤマトネコヒコは冠稱、御名はオホヒビで語義は大秀胤であらう。

ワカヤマトベ(若倭部)の連

尾張氏五世武簡革命の後(舊)。ワカヤマト部を置かれたことは史書には見えぬが、開化天皇の御名に因み、若くは景行天皇の御子稚倭根子皇子の御名代として設けられた民部であらう。

姓氏録右京神別に神魂命七世の孫天簡革命とあるは建簡革命の説傳で、右京の若倭部(カバネなし)は建額明命(建簡革命の父)の後としてある。右の外同書には左京神別に神牟須比命十八世の孫子田知の後と稱する若倭部(カバネ無)をあげて居る。

ワカヤマトベ(若倭部)の連イケコ(池子)

播磨國保保郡栗栖里に土着した人(風)。仁徳朝皮を剥いだ栗子を賜はつて下向し、此地に植ふたとある。池によつて名を負うたのでコは男子の通稱である。

ワカヤマトベ(若倭部)のムマロ(身麿)

萬葉作家。遠江國鹿玉郡の主張の丁とある。若倭部連の配下の民であらう。

わかやるむね

ワカヤ、アルの約。——ワカヤの耶女の項下参照。

「稚やかなる胸」といふ意。

(記、八千矛神贈答歌) 沫雪の ワカヤル胸

ワカユエ(若湯座)の王

萬葉作家。傳不明。若湯座連に縁があつて名を負うたのであらう。

ワカユエ(若湯座)の連

ユエ(鑄工部)の長。ワカは大に對する區別稱呼である。——ユエの項下参照。

物部七世大咩布命の後(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏録左京及攝津神別には伊香色雄命の後也とあり、河内神別に贈杵磯丹杵穗命の後と稱する若湯座連をあげて居る。イキシニキホは饒速日命の一名であるから、同族たること勿論である。

ワカラ(和韓、和訶羅)河

崇神朝官軍と武埴安彦の軍とが對陣した川(紀、記)。イヅミ川(木津川)の別稱であることは本文によつて明であるが、ワカラと稱へたのはワカレ即ち支流の意であらう。

ワカラミベ(若麻績部)のヒツジ(羊)

萬葉作家。上總國長柄郡の上丁とある。チミマは麻を績むことを職とする民部で、ワカ(若)は新設を意味するのであらう。——カミチミマの項下参照。

ワカラミベ(若麻績部)のモロヒト(諸人)

萬葉作家。上總國の主要の丁とある。

ワキ(我君、和伎)——アキの項下を見よ。

ワキヅキ(掖衝)

腕をかけるもので後世の脇息に類する器具であらう。

(雄略記) やすみしし 吾が大君の あさげには い倚りたし夕 けには い倚り立たず ヲキツキの 板にもが あせを(春日の 哀孿比賣の歌)

ワキノカミ(掖上) (地)

大和國葛城の地名。今の南葛城郡掖上村界隈をいふ。ワキは恐らくはアキの轉音で、アキツ島のアキと同語であらう。——上古葛城から宇智吉野二郡に互る地域はアキと總稱せられ、其上にあたるから、ワキ(アキ)の上と稱へられたものと思はれる。

ワキノカミ(掖上)の池

推古朝に造られた池(紀)。持統紀に天皇が此池に行幸せられて公卿大夫の馬を觀られたとある。後記の如く孝昭天皇の宮號を池心宮といふ所を見ると池は以前から存したので、推古朝に池を修築せられたのであらう。

ワキノカミ(掖上)の宮

孝昭天皇の宮號(記)。紀には池心宮とある。——イケココロの宮の項下参照。

ワキノカミ(掖上)のハカタ(博多)山の陵

孝安天皇の御陵(紀、諸陵式)。——ハカタヤマの陵の項下を見よ。

ワキノカミ(掖上)のホホマ(喉間)の丘——ホホマの丘の項下を見よ。

ワキノカミ(掖上)のムロ(室)山

履中朝冬月に花の咲いた櫻の木のあつた山(紀)。——上記ワカサクラの項下参照。——今の南葛城郡秋津村大字室の山であらう。

ワクコ(稚子)の直

稚子(若子)はワカコとも訓み得る。

安閑朝の伊弉國造(紀)。收縛を免かれんとして却つて後宮闖入の罪を重ね、伊弉屯倉を獻じて罪を贖うたとある。國造本紀によれば此國

造は伊己侶止直とあるから、稚子はイコロトと語義上相通する所があるのかも知れぬ。

ワクコ(若子)の宿禰

建内宿禰の子(記)。江野財臣の祖とある。末子なるが故にワクコと稱へられたのであらう。

ワクコ(稚子)媛

繼體天皇の妃(紀)。三尾角折君の妹とある。記に三尾君等の祖若比賣とあるにあたる(其項下を見よ)。

ワクコ(小子)部

ワカコメの項下を見よ。

ワクムスビ(和久産巢日、稚産靈)の神

イザナミの命の尿から化生した神(記)。豊宇氣毘賣神を生んだとある。紀の一事には阿蘇突智が埴山姫を娶つて生ませた子で、頭上には置と桑とが生ひ、臍の中に五穀を生ずと記述せられて居る。いづれにしても生産に縁のある神で、ユマリ(湯瀨)から化生したとある所を見ると、ワケは湯の意であらう。ムスビはミタマ(靈)と同義語である。

ワクラバ(和久良婆)

ハハラマの轉呼であらう。ハとワ、バとマは通音である。次のハ(ワ)がクと轉じたのは極めて希有のことであるが、ヤウヤウ(漸)がヤウヤクと轉じた例もあるから、一種の音便と見るべきである。

ハハラはハラハラ(疎)と同じく、マは間の意、間隔の疎なることか

ら、轉じて「稚」の義になつたものと思はれる。

ワクラバに 人とはあるを 人なみに あれも作るを(八雲)

(萬心) 人となる ことは難きを ワクラバに 成れる我身を(二犬)

從來語原には無頓着に選返の意と説いて居るが、選返は偶然即ちマサカの意で、稀有とは少しく意味がちがふ。古今集に「ワクラバに訪ふ人あらば須磨の浦に蓬壁たれつ、わぶと答へよ」とあるのも、選返即ち偶然と解するよりも、「稚」の意とする方がよい。

ワケ(別、和氣)

アキの轉呼。——其項下を見よ。

アキといふ敬稱から分化した語で、君長を意味し、一種のカバネとして用ひられ、轉じて氏名、地名ともなつた。

景行天皇の皇子七十餘七柱は國々の國造、和氣等に配置せられたとあり(記)、紀には故宮三時二謂諸國之別一者即其別王之苗裔焉とある如く、此カバネは主として上代の皇別諸氏によつて用ひられたやうである。ワケの居住地の故を以て地名稱呼となつたものには備前、伊豫の和氣郡、美作の和氣郡等があり(和名抄)、更に氏名に轉じたものとしては姓氏録に和氣朝臣(後建命の後)、別君(産坐王の後)をあげて居る。ワケの中にはヨリワケ(ヨリヒコの項を見よ)、ヒツケ(秀別)、ネワケ(ネもまた敬稱)と稱するものがある。

此ワケを別とかくのは借字で、分別の意のワケとは語源を異にする。之に反しワカ(若、稚)は別語ではあるが、同一源から分化したものであるので、國々のワケはワカとも轉呼せられたらしく、諸國にあるワカ宮、ワカ王子(ワカシ)と音讀して居るが本来ミコの假字である)の社はワケの祖先を祭つたもの、やうである。

ワケ(和氣) (代)

上記ワケと同じくアキから分化したのであらう。

マロが敬稱から一人稱に轉義したやうに萬葉集時代の口語にはワケは一人稱にも二人稱(半稱)にも用ひられたやうである。——ワレ、オレ(オノレ)が自他兩用であるのと趣を同する。例

(第一一人稱に用ひたもの) (萬心) 吾が君はワケをば死れと思へかも逢ふ夜逢はぬ夜ならび行くらむ

(第二一人稱に用ひたもの) (萬心) 我君にワケは戀ふらし給ひたる孝花をばめどいややせにやす

(第三一人稱に用ひたもの) (萬心) 黒木取り草も刈りつゝ仕へめどいそしきワケと譽めんともあらす

(萬心) ワケが爲我手もすまに春の野にぬける孝花ぞめして肥えませ後の歌には戯奴といふ字があて、ある。

ワケ(別)の君タマテ(玉手)

播磨國揖保郡越部里の住人(風)。川内國泉郡に居住したが不便であるとして此地の狭野村に移住したとある。姓氏録和泉神別の和氣公は倭建尊の後とあるが、恐らくは吉備のワケ氏族で播磨に居住したものが和泉に移り、更に此地に歸還したものと見るべきであらう。

ワケ(別)部

ワケ(別)の配下の民といふ意。

續紀神代卷三年九月補治野の真人(後の和氣朝臣)清麿等貶顯の語

(口語)に清麻呂の姓を割つて「別部+成給」とある。清麻呂の本姓は磐梨(和名抄備前國磐梨郡石生郷)の別の公であるから、カバネを取り上げて部民に下されたことないふのである。

ワケベ(別部)のイヌ(犬)

播磨國揖保郡の人(風)。同地の鐵鏡を發見したとある。ワケの君の部民で、イヌは其名であらう。

ワサ(能、行)

ワは接頭語アの轉呼であらう。

サ(狀)から分化した語で、本來姿態を意味するのであるが、シ(爲)ワサ(態)の意を以て行爲の意に轉用せられた。紀には行、造、藝、業、事等にワサといふ訓を與へてあるが、古義であるとは思はれぬ。

ワサ又はワセ(早稻)

ワシ(走)の轉呼。ワサ(ワセ)稻を尋してワサ(ワセ)としたのであらう。——シネの項下参照。

和名抄稻の項下に今按稻熟有早晚二取二其名一和名早稻ワセ、晚稻オクサとある。ワサ(ワセ)は走の語幹で、急速を意味し、早期のものをワサ疾、ワサ瓜、ワセ栗なども用ひる。

ワサイヒ(早飯)

ワサイヒ 早飯の意。早稻と同義である。

(萬心) 佐保川の水をせきあげて殖ふし田を、刈るワサイヒはひとりなるべし

此歌は某の尼が上の句をつくり、家持が下の句をついで和したとあつて、ワサイヒは早瀬に戲言をいひかけたのであらう。飯といふ字によつて早瀬で炊いた飯とするものもあるが、意が通ぜぬ。

ワザウタ(童謡)

齊明紀以下に童謡、諺、歌等がワザウタと訓してある。アザ名のアザと同じく似而非なることをいひ、正歌ならぬ歌をアザウタと稱へたので童謡は借字である。

ワザオキ(俳優)

ワザオキと訓するは非。
ワザオキはオコナヒ(行)の語幹オコと同語。
ワザ(意)即ち身ふりを行ふといふ意。劇の義にも俳優の義にも用ひられる。

天宮の前に天鈿女命が巧作俳優とあり(紀)、火闌降命(又は火降命)が弟御子に降を乞はれて爲二汝俳優民(一書には爲二俳優者)といはれたとある(紀)。其形容を紀には著二懷鼻以二緒塗(掌塗)面とし、記には其滑稽之態不絶仕奉也と述べて居る。案するに異様の装をして滑稽の伎を演ずることをワザオキと稱へたのであらう。

刊本にワサナキと傍訓してあるが、オ、ナの假字遣は古書には少からぬことと典據とするに足らぬ。之によつてチコ(鳴濤)、又はチカシ(可笑)の轉約とするのは語構成法則を無視したもので、其義ならばチコ(キ)ワザといはればならぬ。

ワサハヒ(妖、災、禍)

ワザはアザ(虚)の轉呼。ハヒは行爲を意味する活用語尾。
アザの原義は他、異であるから、尋常ならぬことをするといふ意から轉じて禍殃の義を生じたのであらう。

ワサミ(和麩、和射見) [地]

天武紀には高市皇子が御父天皇を和麩から出迎へられたとあり、萬葉集にのせた人麩の挽歌にも皇子がワサミの原で大功を建てられたことが見えるが、今遺跡を詳にせぬ。關が原地方の地名であらう。之を各郡とする説はとらぬ。

ワシ(鷲)

ワシ(鷲)の轉呼か。
和名抄に鷲、唐韻云鷲ハ大鷲也、鷲、和名オホワシ、鷲コワシとある。古語では高翔する鳥をカと總稱し、種類によつてハシタカ(鷲)、タマタカ(角鷹)などと稱へた。ハシタカは鷲の顯著なるが故に名を貰うたのであらう。ワシはハシタカの異稱ではあるまいか。

ワシ(和之) [感]

後記能登の歌二首に見えるだけで他に用例がないが、感動詞に用ひられたことは疑なく、或はワシの轉訛ではないかと思はれる。ヤ、ワ相通はめづらしからぬ例である。方言であらう。

(萬)はしたての 熊木のやらに 新羅斧 落し入る ワシ、か
もてかもて 莫なかしそれ 浮出づるやと見む ワシ
(萬)はしたての 熊木酒屋に まぬらる奴 ワシ さすひ立ち
ぬて來なましを まぬらる奴 ワシ

ワシ(鷲)比賣

開化天皇の妃(記)。葛城の垂見宿禰の女とある。建豐波豆羅和氣王を生まれたとあるが、紀には御母子ともに擧げられて居らぬ。

ワシスミ(鷲住)の王

履中天皇の妃太姫郎姫及高鷲郎姫の兄(紀)。父は御魚磯別王といふとある。名の所由不明。——フナシメケの王の項下を見よ。

ワスレカヒ(忘貝)

ワスレ草と同様に貝のうちに忘貝といふものがあるといふ俗信があつて歌にも詠まれたのであらうが、何種の貝をさしたか不明である。

(萬) 大伴のみつの濱なるワスレ貝家なる妹をわすれて思へや (萬七) 手にとるがからに忘ると海人のいひし戀ワスレ貝こととしありけり
右の外用例が多い。

ワスレクサ(萱草)

和名抄に萱草一名忘憂、和名ワスレクサ、俗云如二遺憂二音とある。これは萱草無憂といふ文選の語句を和譯したので、萱をいふのでもなく、また別に萱草(又はクランソウ)といふ草が我國にあつたわけでもない。然りながら萬葉集には「萱草我組につく(卷三、三)とよみ、チカヤでもあるかのやうにいひなして居るのは語のあやである。

ワタ(綿、腸)

ハタの轉か。

ハタタキモ(麻)を導してワタと稱へ、腸の字をあてて「綿のワタ」の如く用ひられた。——墳墓用の樹皮がマキハタと稱へられるのは眞木ワタの意である。——棉花、麻絲の層が袴の中に入れられるやうになつてから、之をもワタと稱へたけれども、萬葉集第三卷に「白縫筑紫の綿はみにつけて未はきれどあた、けく見ゆ」とある綿は借字で、ハタ即ち布の意であらねばならぬ。

ワタ(海)(渡)

韓語ワタ(音バタ)と同源。
海の意ではワタの原、ワタツミ(約してワタツミといふ)、ワタの底の如く用ひられる。渡の義としては近世専らワタリ、ワタシの如き動詞原形を用ひるが、古は單にワタというたと見えて夢のワタ、大ワタの如き地名がある。——各其項下を見よ。

海を渡るといふ意でワタ、ワタリ(渡、濟)といふ語を生じたのか、或はワタル海といふ意から轉じてワタが海を意味するやうになつたのか尙攻究を要する。韓語にワタ(海)といふ語があるからというて、ワタは外來語と連断することは出来ぬ。昔の朝鮮と日本とは同一言語を用ひてゐたのであるが、純真な形は彼地よりも寧ろ日本に多く保存せられて居るのである。ワタの古語はワタである(朝鮮語辭典)。

ワタ(渡)のミヤケ(屯家)

神功皇后が百濟國に設定せられた屯倉(記)。この百濟は文飾で單に韓地の意と解すべきである。紀には内官家を定められたとある。欽明紀に海表彌移居又は海北彌移居と記した例があるので、ワタを海外

の意と説くものもあるが、ワタクといふ一語をワタのホカの義と了解することは困難である。案するにワタツミ族のことで神功皇后が征伐せられた倭人即ちワタツミ族の納貢の爲のミヤケといふ意であらう。

ワタクシ(私)

ワ(音)タ(田)タサ(殿草)の轉呼。

オホヤ(大屋)ケ(禾)が「公」となつたやうに、ワタクシは私田の殿草の意から「私」の義に用ひられるやうになつたのであらう。神功紀には吾田節といふ字があつて、ある。之をアマフシと訓むは非、節は禰の省字である。

住の江の小田を知らず子殿かまなき、奴あれど妹が御爲と私田刈る

右の高葉集の歌の私をオノレ又は秋の誤字として アキと訓したの誤である。

ワタクシ(私)のカキベ(民部)

公認民部ではなく豪族の私有する部曲をいふ。雄略朝土師連の祖吾簡といふものが攝津、山城、伊勢、丹波、因幡、但馬の私民部を献上したことが見える(紀)。

ワタシ(和多志)の大神

伊與國乎知(越智)郡の御島に鎮座する神(風)。本號は大山積神といひ、百濟國から津國の御島に渡來した神で、仁德朝此地に現はれたとある。ワタシはワタリ、マシの約で外來神の意であらう。オホヤマツミの神の項下参照。

ワタツ(和多豆)〔地〕

渡りの津、即ち港の義。

高葉集二卷人麿の石見國の歌に和多津とあるのは和豆の里(角の浦)の附近江川を隔てた北岸の地で、今も其名を存する。古は海路の要津であつたのであらう。

ワタツミ(海)

ワタツワミの約。

ワミは大水の義で湖沼をいふにも用ひられるから、之と區別する爲に海洋をワタツミ(ワタツワミ)と稱へたのであらう。ワタが海の義なることは上記の通りである。

この語は海住の義なる後記のワタツミと混淆せられた形跡がある。例へばワタツミの神の如きも海神の義にも海住民の祖神の意にも用ひられて居るのである。

ワタツミ(綿津見)

ワタ(海)スミ(住)の轉呼。

ヤマツミ(山住)に對して海住民をワタツミと稱へたもの、やうである。海神綿津(和多豆)豐玉彦の如き用例(姓氏錄)を見ても、ワタツミを海と解することは困難で、海住の意から出た族稱と認められるのである。

ワタツミ(綿津見海、海童)の神

海神はワタのカミとも訓み得るが、豐玉比賣の父即ち豐玉彦をいふ

場合には「海」はワタツミ(海住)の假字に用ひられたものとせればならぬ。

ワタツミ族の祖神(記、紀)。其名を豐玉彦といひ(紀、姓氏錄)、彦火火出見尊の妃豐玉姬及鷓鴣草葺不合尊の妃玉依姬は其女である。

上記の如くワタツミといふ語に二義があるので、此ワタツミの神をワタツ海の神即ち海住の神と混同し、記傳の如きは海神に特にワタのカミといふ訓を與へて居るが、豐玉彦及其風なる二貴女が實在人であることは勿論で、之を海洋の靈とするのは出來ぬ。但し記に大棉津見神並に底津(中津、上津)棉津見神とあるのはワタツ海の神で、其項下参照。紀の少童命はワタツチのミコトの意なることは次項に説く通りである。

ワタツミ(少童)の命

少童此云和多都美と訓註してある。

諸册二神所生海神(紀一書)。イザナギの命の禊の際にも底津、中津、表津の三少童命が化生したとある。ワタツミはワタツ海の意で、少童の字をあてたのは、漢籍に海神を西海神童又は海童ともいふからであらう。

少童神とせずして命とあることは奇とすべきである。ミコトはカミと同義語ではないから、ワタツ海の神とはいひ得べきも、ワタツミのミコトとしては意をなさぬ。おもふに小童の二字が海神の意であるので更にカミといふ語を添へる必要なしとしたのであらう。若し然りとせば小童はワタツチと訓むべきである。ツチは靈神の義で、山ツチ、野ツチ、カケツチの如く用ひられるから、海神をワタツチといひ得ることは勿論である。ワタツミ族の祖神が有名であつたので海の靈神な

るワタツチが之と混同せられたことは極めてあり得べきである。ワハツワタツミ及ワハツツノチの神の項下参照。

ワタラヒ(度相、度逢、度會、渡遇)〔地〕

ワタリ、アヒの約。

ワタリはアタリに通じ附近の意、アヒは谷アヒなどいふアヒで間を意味するから、ワタラヒは附近又は界限の義になる。此意味から神宮の附近をワタラヒと呼び、轉じて地名となつたのであらう。

倭姫世記裏書勘注に引いた伊勢風土記に大國玉神が彌豆佐々良比賣を扶けて神武天皇の軍將天日別命に參向し、土橋郷の岡本村で行き逢ふたとき、天日別命が歎んで、地主(刊本出とある)に參相日、刀自に度會」というたから地名となつたとあるが、勝に落ちぬ説明である。案するに古事記に登由宇氣神此者坐三外宮之度相二神とあるのはワタツミヤ(今の外宮の意ではない。五十鈴川の宮をワタツミヤと稱へたのである)附近といふ意で、垂仁紀に渡遇の宮とあるのは五十鈴の宮のことのやうである。然るに神功紀には百傳度會縣とあるから、其頃既に地名に轉用せられて居たのであらう。

ワタラヒ(渡會)の神主

饒速日命供奉三十二將の一天牟其雲命の後(舊)。度會系譜によれば天日別命の後とある。

ワタリ(渡)(濟)

ワタの派成語(其項下を見よ)、リは活用語尾。水を越えることはいひ、轉じて渡航路の意に用ひられる。徑をワタ

と訓むのは更に其轉義である。
上代の地名に見える柏の濱、穴濱、告濱等は海上航路を意味するが、後世専ら河川の渡をいふに用ひられた。

ワタリ(日理)の郷

肥前國養父郡の郷名「風」。和名抄に屋田郷とある地で、今の高田村邊であらうといはれて居る。景行天皇巡狩のとき御井川(筑後川)が渡りにくいたので生葉山から舟材をとり高麗山から梶材をとつて舟楫をつくり、漕ぎ渡つたのでワタリといふとある(風)。

ワタリは日理、日理と云き諸國に多い古い地名であるが、日理を正しとする。曰はワチの假字で、播磨風土記にも意保和知野を邑曰野と書いてある。字音により日理をワタリにあてたのである。曰を日に誤まつたのでさかしら人が其上下一をそへて互とし、互(ワタル)に通はしたのであるが、互にはワタルといふ意はなく、また互とすれば一字でワタリであるから、理は無用である。

ワタリ(渡)島

蝦夷の根據地(齊明紀)。越の渡島ともいひ(持統紀)、北地のはてマ海を隔てた地なるが故に、ワタリ島と稱したのであらう。現在の北海道のこととせられ、明治二年國名制定の際、其南端を渡島と命名し、ワシマと訓ましめた。齊明天皇六年の紀の分註には幣路弁島、度島之別也とある。

ワタリ(渡)の山

萬葉集二卷人麿の石見の歌に「大船の渡の山」とある。大舟は枕詞

で、ワタリは邑留郡渡村(今川越村の大字)なりとする説もあるが、恐らくは江川河口の渡津の山の意であらう。ワタツの項下参照。

ワチツミ(和知都美)の命

國記傳には和を知にあらためちツミと訓してあるが、理由のないことのであらう。

安寧天皇の御孫、師木津日子命の子(記)。淡道の御井の宮に居住せられたとある。ワチはワタ(海)の轉呼で、アマ(海)と同義語であるから、此地に在住するアマ族の首長となられたことを意味し、アマツ御身の代りにワタ(ワチ)ツ御身、即ちワチツミと呼ばれたのであらう。其二王女がハ(南)を以て稱號としたのも之によるものと思はれる。ハエはハヤ人のハヤと同語である。其項下参照。

ワツカ(和豆香)山

ワ(郷)ツカ(家)の意。陵墓所在地なるが故に此名を負うたのであらう。

安積皇子の陵墓の地(萬三)。山城國相樂郡和東村で(今東西中三村に分れて居る)、今の西和東村大字白栖に其遺跡がある。

わつきもしらず [歌詞]

ワ(分、割の原語)トキ(解)の轉呼。
ワツキは分解の意。「分界も知らず」といふことをワツキモシラズといふのであらう。

(萬二)霞立つ 長き春日の くれにける 和豆肝之良受(五)
此語は右一例に見えるのみであるから、豆は折字でワキであらうと

いふ説もあるが、尙同じ意味をワカチ、ソイダメなど、いふから、ワツキといふ語が絶對に存在し得なかつたとするのは出来ぬ。和を手の誤としてワツキと訓するのは無意味である。

ワツラヒ(煩)の神、ワツラヒのウシ(和豆良比能宇斯)の神

ワ(憂)の語幹、ツラ(連)、ヒ(活用語尾)。
ワツラヒは不祥事が連続するといふ意から、煩累又は痼病の義となつたのであらう。

イザナギの命の禊の際、御衣から化生した神(紀、記)。衣は襦を包むものであるから萬の煩の本と見られたのであらう。ワツラヒのウシは煩之大人の意である。

ワナ(畏)

ワ(輪)ホ(接尾語)の轉呼。——單にアとのみもいふ。

原義は輪であるが、畏又は係蹄の意に用ひられる。此道具は上代から用ひられたと見えて神武天皇の御製にも「鳴ワナ張る」とある。

ワナキ(自經)

ワ(畏)キ(活用語尾)。

紀、萬葉に自經、經死等をワナキと訓してある。畏を作つて頸をかけるといふ意から出た語であらう。皇極紀にワナキと訓してあるのは音便である。

ワナサ(和奈佐)の老夫(老婦)

丹後風土記に水浴中の天女の衣を奪うて之を連れ歸り、家富んで後追ひ出したとある強懸の夫妻の名。ワナサは地名であらうが、語義所在共に不明。

ワナナキ(和那那岐)

ワ(ナ)の疊尾語、キは活用語尾、ワナはワ(割)の語幹から出た語であらう。

記の神武天皇崩御の章下に神八井耳命が手足和那那岐でギシミミの命を殺しかれたとある。ワナナは口語のワナワナと同じく戰慄の意、チノノキとも轉呼せられる。新撰字鏡には情をチノノクと訓し、情にチノノクとワナナクとの二訓を與へて居る。

ワナミ(和那美)の水門

ワ(ナ)ミ(畏)ミ(網)の約。

垂仁朝山邊の大鵜が鶴を捕へた高志の地點(記)。越後國西蒲原郡和納村又は上魚沼郡和納之内村の西方にある和南津を以て之に擬するものがあるが(地名辭書)、確證がない。畏網を張るに適した地であつたからワナミと稱へたので、このミナトは河口を意味するのであらう。

ワニ(和邇、鰐)

上代傳説に屢々見える稱呼で、紀には鰐の字をあて和名抄にも鰐をワニと訓してあるので、熱帯にすむ鰐魚をいふものと解するものもあるが、古典に用ひられたワニといふ語に二義のあることを知らなければならぬ。一は渡海の具に用ひられたもので、本来舟の義である。——次項参照——他は或種の海棲動物を意味し、出雲傳説にも屢々あらはれ

るが、就中同風土記には各地の産物として之をあけて居るのみならず、同書編纂の時から約六十年前に語部の諸麻呂の娘が之に喰はれたとある。此は今もワニサメと呼ばれる鱈の一種で、名の原義は明にせぬが、鰐魚ではない。恐らくは同じく鰐魚なるが故に此名を鰐にうつしたものであらう。

ワニ(和邇)

ミクロネシア語のワ(舟)、フィジー語のワニカ(舟)等と語原を同うするのであらう。

高千穂傳説にワニに乗つて海上を來往したことが見える(記、紀)。此語は夙に廢用になつたが、上代はワネ(舟)と同義語として用ひられたのであらう。記、紀編纂の頃には既に語義が不明になつて居たので、或る種の海棲動物でもあるかのやうに記述せられた場合があるが、此を舟として見れば古傳説は明瞭になるのである。

ワニ(和珥、丸邇、丸石、丸) (地)

ハニ(地)の轉呼。ハ、ワは通音である。

大和の舊地名で、今も添上郡標本町の大字和爾に其名残を留めて居るが、上古は此地方から春日方面に至る總稱であつたらしい。和名抄に此名があげられて居らぬのも當時消滅して居た爲ではなく、郷名でなかつたからであらう。ハニの産地なるが故に號けられたことは應神天皇の御製に「ワニサのニ(土)を眉引邊にかきたれ」とあるによつても明である。丸石は借字で、丸は其略字である。

ワニ(王仁)、ワニキシ(和邇吉師)

應神朝百濟から圖書を齎して來朝した人(記、紀)。文(書)首の祖とある。漢高祖の裔麗王の後で(姓氏錄)、王狗といふものゝ代に百濟に移住したと稱する(續紀)。ワニは王仁の字音で、キシは榮稱である。其項下參照。紀には單に王仁とある。

ワニは古韓語「大」を意味し、アチ(小)に對する語で、固有名ではないといふ説がある(白鳥)。釋紀にはワワムと訓してあるが、當時ワニと呼ばれたことは記の假字書によつても明である。

ワニ(丸邇、和珥)の池

仁德朝に作られた池(記)。推古朝にも此池を造られたことが見える(紀)のは恐らくは墳堤に修築を加へられたのであらう。今の帶解村大字池田に其遺跡を存する。

ワニ(和珥、丸邇)の臣

天足彦國押人命(幸昭皇子)の裔(紀)。記には此皇子(天押帶日子命とある)の後裔十六氏中に此氏をあげて居らぬが、其子と思はれる日子國意部命は丸邇臣の祖とある(開化天皇の章下)。右の外彦國命及難波根子武振熊も和珥臣の祖(又は遠祖)と記されて居る(記、紀)。之を要するに大春日臣の一族に和珥臣と稱するものがあつたことは疑がないが、何人が始めて此姓を名乗つたか不明である。天武紀以後は和珥部臣と記し、稱德朝に宿禰又は朝臣に昇格せしめられた(續紀)。ワニの臣の項下參照。此氏の外に次項の如くワニのオミ(忌)と稱するものがあつて甚まざらばしいので、之を區別する爲にワニをニと改稱せられたものと思はれる。

天武朝に大春日臣を始め、其一族栗田、小野、柿本、櫻井氏等が朝臣に

昇格した時、和珥臣が之にもれたのは理由のあることであらう。上祖建振熊が難波根子とよばれた所を見ると此氏族は攝津を本貫としたのではあるまいか。

ワニ(和珥、丸邇)の臣(意富美)

臣は借字でオホ(大)イミ(忌)の約、若くはイミ(忌)の轉呼なるオミ即ち司祭を意味するものゝやうである。

開化天皇以來ワニのオミの女子を聘せられることが殆ど恒例のやうであつた。左に之を列挙する。

開化天皇の妃オケツ媛。——ワニのオミの祖日子國オケツ命の妹(記、紀)

應神天皇の妃宮主矢河枝比賣(宅媛)及ナナヘ媛。——丸邇のヒフ(記、紀)

レの意富美(日觸使主)の女(記、紀)

反正天皇の妃ツマの姫女。——丸邇のヨオトの臣(記)又は大宅臣の祖ヨオト(記)の女

雄略天皇の妃食野比賣。——丸邇のサツキの臣の女(記)

同輩女君。——春日和珥臣深女の女(記)

仁賢天皇の妃標の若子郎女(難君媛)。——丸邇の日爪臣の女(記、紀)

繼體天皇の妃ハエ媛。——和珥臣河内の女(記)

以上は記紀に見えたものゝみであるが、皇子女のなかつた寵人は掲記せられぬのが例であるから、此外にも尙幾人が同様の身分の女性があり得たと思はれる。上記の例のみについても、此ワニのオミが司祭者を意味することは宮主といふ稱呼をはじめ、ヒフレ、ナナヘ、ヨオト、サツキ、ヒツマの如き名によつて立證せられる。——各其項下參照——

ワニ(和珥)の臣カフチ(河内)

繼體天皇の妃黃媛の父(記)。記には此女性を阿倍の波延比賣と記して居る。——河内と名乗る所由不明。

ワニ(和珥)の臣キミテ(君手)

又此オミは職業的呼稱で、「臣」カフチを意味せぬが故に、意富美、使主の如き字を用ひたので、——姓氏錄には彦純津命六世の孫に米餅春大使主といふ名も見えぬ——古事記が常にオミを名の下につけて記したのも之を區別する用意であつたと思はれる。案するに和珥に居住した當時皇室の御崇信あらせられた神に仕へる祠官をワニのオミと稱したのであらう。其故に春日の和珥の臣とも、大宅(地名)の臣ともよばれたのである。此等の神職が世襲であつたか又はヒフ即ち天裏によつて選任せられたかは判明せぬが、上記和珥臣と同じく彦國押人命の高春日臣の一族であつたことは略々疑がない。

ワニ(和珥)の臣カフチ(河内)

天武天皇の舍人(紀)。美濃の兵衛營に差遣せられたとある。ワニヤの臣とも記されて居る。——其項下参照。

ワニ(丸邇)の臣クチコ(口子)

仁徳朝の廷臣(記)。石之比賣皇后のもとに使はされたとある。——クチコの臣の項下参照。——紀には的臣祖口持臣とし、一云和珥臣祖口子臣と分註してある。

ワニ(和珥)の臣ヒツマ(日爪)

仁賢天皇の妃糠君娘の父(紀)。——ワニのヒツマの臣の項を見よ。

ワニ(和珥)の臣ヒフレ(日觸)

上記日爪は一本云として日觸と分註してあるが、後記の日觸の使主とまされたのであらう。——其項下を見よ。

ワニ(和珥)の臣フカメ(深目)

雄略天皇の寵幸を得た童女君の親(紀)。春日の和珥臣とある。——カスカのワニの臣の項下を見よ。

ワニ(和珥、丸邇)坂

神武朝居勢祝が占據した地(紀)。層宮縣和珥坂本とある。崇神朝建ハニヤス王征討を命ぜられた丸邇臣の祖日子國夫玖命は此坂に忌免を據みて出發した(記)。紀には和珥武埴坂と記され、神名帳には和爾坐赤坂比古神社をあげて居る。此社は今の和爾村の天王社であるといふから、此附近がワニ坂とよばれたのであらう。

ワニ(和珥)の津

神功皇后が韓地に向うて御發航せられた地點(紀)。對島の北端で、今も鰐浦と稱へる。

ワニ(母泥)のアチサハ(阿治作波)賊賣

眞福寺本には丹波とあり、記傳は之を非として刊本によりモノと誤したが、此王女は母系からいへばワニ氏であるから、母は丸の誤寫としてワニと訓むのであらう。

開化天皇の御孫伊理根王(日子坐王の兄)の女(記)。御伯父山代の大筒木眞若王の妃となられたとある。アチサハはアチ鴨の棲む澤の意、和爾の地名であらうが、所在を詳にせぬ。

伊理根王の御母は丸邇の貴那津比賣であるから、其氏族に就かれたといふ意味で、イリネ(イリヒコと同義)と呼ばれたので、其妃もまたワニ氏であつたことは想像にかたくはない。其子なる此貴女がワニを稱號とするのも之によるものと思はれる。

ワニ(丸邇)のコゴト(許基登)の臣

反正天皇の妃津怒耶女の父(記)。紀には大宅臣の祖木事とある。コゴトは其項下に述べたやうに新羅の辭の意で、神職なるが故に此名を負つたのであらう。——コゴトの項下参照。

ワニ(丸邇)のサツキ(佐都紀)の臣

雄略天皇の寵幸を得たといふ春日の食野比賣の父(記)。サツキはサ(接頭語)、イツキ(齊)の約で、職掌によつて貢うた名であらう。

ワニ(丸邇)のヒツマ(日爪)の臣

仁賢天皇の妃糠若子耶女の父(記)。ヒツマの語義は斷言し得ぬが、ヒツ(秀出)、ミ(身)であらう。欽明記にも春日之日爪臣といふ名が見え、春日の神職に與へられた敬稱とおもはれる。

ワニ(丸邇)のヒフレ(比布禮)の意富美

應神天皇の妃宮主矢河枝比賣及貴那那耶女の父(記)。紀には和珥臣の祖日觸使主とある。ヒフレの意義は禮能享有で、オホミは大意であるから、神職の名であることは疑がない。——ヒフリの項下を見よ。

ワニコ(和邇古) [氏]

舊刊本和邇石、延佳本に和邇君とあるが、姓氏録に照すに和邇古とすべきであらう。

阿田賀田須命の後(舊、姓)。舊事紀賀茂大神氏系譜によれば、大田田福古命の父なる健飯賀田須命の兄の高であるから、兄高の意を以てアニコと稱へたのが、ワニコと説つたのであらう。——ワ、アは相通音である。

阿田賀田須命は舊事紀に大己貴神八世の孫とあり、姓氏録には六世の孫とあるが、賀茂氏族の人とすることについては疑がある。——アマカサスの項下を見よ。

わにさのにな [歌詞]

上記和珥坂の土なといふ意。

(應神天皇御製) いちひ井の ワニサのニな はつ土は 肌赤らけ

み 下十は 丹黒き故 三果の 其中つ土な かふつく まひに はあてす 眉がき 濃にかきたれ(記)

ワニシ(和邇石)——ワニコの項下を見よ。

ワニツミ(鰐積)のヨコト(吉事)

天武五年瑞鷄を獻じた人(紀)。ヨコトは壽詞の意で、此人が祠官であつたことを表示するものであるから、ワニツミも亦ワニ(和珥)ツミの意であらう。

ワニナリ(熊成)の峯

クマナリ、クマナシといふ訓もあるが、姑く舊訓に従ふ。

韓語(熊)ハニ(津)の轉呼であらう。

スサノナノ命が根の國に入る前に居住したといふ地(紀一書)。鐵海灣の熊川なりとする説(幣原)が當を得て居るやうである。熊をクマとよみ之を出雲の地名に附會せんとするは無理である。——クマナリの項下参照。

ワニベ(和邇部、丸部)

和珥の臣配下の民の意であるが、和珥氏も天武朝以降和珥部と改稱したことは上記の通りで、姓氏録には次の諸系があげられて居る。

(イ)和爾部朝臣(左京)。大春日朝臣同祖彦能津命三世の孫難波宿禰の後。

(ロ)和爾部宿禰(左京)。彦能津命四世の孫矢田宿禰之後。

(ハ)和爾部臣(同)。彦能津五世の孫。

(三) 和邇部(右京)。天足彦國押人命三世の孫彦國彥命の後。
 (四) 同(山城)。同六世の孫米飯春大(カガフキ)使主の後。
 (五) 丸部(左京)。彦津津命の男伊富部久命の後。
 播磨風土記によれば、成務朝に丸部臣の始祖比古汝弟といふものが國境制定の爲に此國に派遣せられ、之を出迎へた吉備比賣を娶つたとある。同人は恐らくは播磨のワニベの始祖であらう。——ヒコナトの項下を見よ。

ワニベ(和珥部)の臣キミテ(君手)

天武天皇の股肱「紀」。東國の兵を率ゐて不破から進出したとある。上記ワニの臣君手と同人。

ワニベ(丸部)のカヒ(貝)

播磨國讃岐郡中川里の人「風」。河内の魂寸村の人から異鎧を買ひ取つたが爲に一家死滅したとある。

ワヌ(和奴)

ワ(我)ナ(汝)の轉呼。

原義は我汝で、本來は自他稱(インクルルシグ)であるが、オノ(オナ)の轉が己の意となつたやうに、ワヌも専ら我の同義語として用ひられたのであらう。東國の方言である。例

「萬(ニ)うべ兒なはワヌに戀ふなも立とつくのぬかなへ行けどワヌ行かのへば」

「行かへば」は行かナフの活用で、大和語に直すと「行かザレバ」である。二十卷上總の防人歌に「ワヌ取りつきていひし子なほも」とあるワ

ヌは我ニの轉呼である。

ワビ(侘)

ワミの轉呼。ワはワロ(惡)、ワヅラヒ(穢)等の語幹、ミは活用語尾。惡く見るといふ意。本來動詞であるが、之にシをそへて形容詞とすることもある。

ワラハ(童)

ワラ(童)ハ(業)の義、小兒の散髪形容から轉じて小童を意味する語になつたのであらう。口語にカツバといふのもカラ(業)ハ(業)の轉ではあるまいか。——カラ、ワラは同源の語である。

ワラビ(蕨)

ワラ(業)メ(芽)の轉呼であらう。

和名抄野菜類に蕨、初生無葉而、可食之、和名ワラビとある。ワラは上記の如くカラ(業)に通ずるから、此草の形によつて名づけたのであらう。

「萬(心)石ばしる垂水のうへのサワラビの萌え出づる春になりけるか」

ワラヒ(笑、咲) (動)

ワラはエラ(噫)の轉呼、ヒは活用語尾。

エの原義は歡喜で、エミというても笑の意になる。之に接尾語ワのついたエラからはエラギ(其條下を見よ)及ワラヒといふ語を派成したのである。

ワレ(我、吾) (代)——語法要録參照。

靈異記下巻序文に言を和禮と訓し、萬葉集にもワレに言の字をあてた例がある。詩經に「告師氏」とあるによるものであらう。或は言の原音はゴで吾と通用せられたのではあるまいか。

われはやゑぬ (歌詞)

エはチエ(痒)、チへ(盡)のチの轉呼。

エは盡瘁の意、チは感動詞であるから、此句は「我はツカレヌ」といふことである。——ワエ(饑)もまた同源から分化したのであるが、こゝは誤の意ではない。

「神武天皇御製」い行き守らひ 聞かへば 我ハチエヌ 輪かひが伴今すけに來れ(紀、記)

ワワケ (動)

ワケ(別)の疊頭語。

ワケワケ即ち細に別かれて居ることをいふ。

「萬(心)みるの如、ワワケまがれる カカフのみ 肩に打かけ(穴空)」

ワワラハ(和和良業)

ハハラマの轉呼。——ワケラバの項下を見よ。

ハハラはハラハラと同じく、ハハラマは口語のマバラである。

「萬(心)玉にぬき消たす賜らむ秋萩のうれワワラバにおける白露」

ハを業の意として、ワワケたる業と解するは誤りである。萩の葉はワワケタルといふ語を以て形容すべきものではない。

ぬ

牛(居) (動)

居の意の原語。エ(座)とも轉じ、又チリ(居)といふ動詞をも派成した。卑の意に用ひるのはヒキキの界であらう。

「我キネシ妹は忘らじ」(記上)、「キ寝てん後は」(輕太子歌)、「キ寝てやらされ」(萬(心)などあるキネは從來率寝の意と解かれて居るが、上代の夫婦關係から推すと居寝即ち就いて寝るといふ意とする方がよいやうである。

牛(猪)の祝

神武天皇の御代大和の膳見の長柄(山邊郡)の丘岬に占據した土蜘蛛(紀)。ハフリはカバネの一種で(其項下參照)、キは其名であらう。或は井の意であるかも知れぬ。

牛ガスリ(坐摩)——キマの項下を見よ。

從來坐摩をキガスリと訓み、其語義を解くに苦しんで居るやうであるが、先決問題は坐摩をキガスリと訓み得べきか、又はキガスリといふ語に坐摩の字をあて得べきかといふことである。古書の用字例によれば其は絶対に不可能のことで、若し坐摩がキガスリにあたるものとするれば其は脱字(或は不當な省字)があるものとせねばならぬ。延喜式

(國史大系本)の龍頭によれば兼實公眞筆本の假名は「ぬすり」とあるから、キガスリが絶対に動かすべからざる正訓とすることは出来ぬ。キスリはキシリ(井尻)の轉呼、キガスリはキガシラ(井頭)の音便で、坐摩の巫の祭る五神中三神までは井の神なることに鑑み、無關係の語とはいへぬが、諸神は古語拾遺の註のやうに大宮地の靈をいふのであるから、兩語申いづれも完成に之を表現するものとは思はれぬ。案ずるに坐摩(令集解には居摩とある)の原訓はキマ即ち居住地(大宮地)であつたのを、井に因のあるキガシリ又はキスリといふ語とまざれたのであらう。

牛ガスリ(坐摩)の巫

宮中奉齋神を祭る巫(拾、神)。上記の如く此稱呼については疑があるが、若し正訓であるとすればキガシリ(井頭)の轉呼で、其祭神生井、福井、綱長井の縁によつて呼ばれたのであらう。——キマの巫の項下参照。

牛カヒ(猪甘)

牛(猪)は和名抄に爾雅の注を引いて一名豕、和名キ、無名苑云一名豕方言注云豚、豕子也とあつて、豕即ち豚をもいひ、之を飼育する民をキカヒといふ。播磨風土記に仁徳朝日向の朝戸の君が猪を貢獻して、同國多可郡の地を給はつて放牧したとある。山城の羽羽井の附近で意富郡、意那二王の領を奪ひまゐらせたとある猪甘の老人も、之を業としたのであらう。面露して居たとある所を見ると異俗又は賤民であつたと思はれる。姓氏録には猪甘部首といふ姓をあけて居るが、此名の民部を設定せられたことは史書に見えぬ。

牛カヒ(猪甘)の津

仁徳朝に橋をかけた地(紀)。今も大阪市桃山に猪飼野といふ名が残つて居る。

牛カヒ(猪養)野

播磨國賀毛郡の地名(風)。上記日向の朝戸君が猪を放牧した地なるによつて名を負うたとある。

牛サメ(居寤、居醒)の清水(泉)

伊吹山下の湧泉(記、紀)。倭建命がこゝで休息せられ、或は此水を汲みて酔こゝちを醒されたから此名を得たとあり、記には其本稱を玉倉部の清水といふとある。——其項下参照——所在を明にせぬが、道程より察するに東麓の地であらねばならぬ。又名の義も傳説の如くならばサメキといふべきで居サメは語をなまぬから、恐らくはキ(壘)サマ(追問)を訛り、之に附會したのであらう。

牛ツカヒ(猪使)の連

安寧天皇の皇子磯城津彦命の裔(紀、姓)。——神代本紀には神皇産靈尊の兒生魂命の後とある(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。猪使部を置かれた事は史書に見えず、語義も判明せぬが、猪甘部を思んでキツカヒと改稱したか、或は猪使とかいてキカヒと調んだのかも知れぬ。

井ツカヒ(猪使)の連コヒト(子首)

百濟救援軍の將(紀)。同國滅亡後唐の捕虜となつたが、二十三年を

經て天武十三年新羅を經て歸朝したとある。

牛テ(猪手) (人)

懿德天皇の妃泉媛の父(紀一云)。磯城縣主葉延の弟とある。猪手は借字で意處の意なることは其女を泉媛といふによつて明である。播磨風土記にも衣縫の猪手といふ名が見える。

牛ト(井戸)の王

萬葉作家。天智朝の人であるが、傳を詳にせぬ。歌によつて推測すると女王のやうである。

牛ナ(猪名、爲奈)の縣

ヒナ(夷)の轉呼。ヒがキとなるのは異例であるが、イヒともいふから(ヒの項下参照)、口頭ではイイと發音せられ、更にキと轉じたことあり得る。

攝津の地名。和名抄に河邊郡爲奈縣とあり、今の岡田村にあたる。

ヒナ(夷)人の居住地であつたから其名を負うたのであらう。仁徳紀に此縣の佐伯部が菴直を獻つたとあるを見て夷人が在住したことが證明せられる。萬葉集四卷丹比真人笠麻呂の歌に「天さかる夷の國邊に直向ふ淡路(吾丸)とあるのも爲奈の縣のこととせば意が通ぜぬ。恐らくは此項までキナともヒナともいうたのであらう。——萬葉集にはキナ川、キナ野、キナの水門、キナ山など、詠まれて居る。

(萬一)かくのみに有りけるものをキナ川の沖を深めて吾がおもへりけり

(萬一)吾妹子にキナ野は見せつ名次山角の松原いつかしめさむ

(萬七)しながどりキナ野を來れば有馬山夕露立ちぬ宿はなくして(萬七)大海にあらしな吹きそれしなかとリキナのみなとに舟はつるまで

牛ナ(章那、猪名)の君(公)

宣化天皇の皇子惠波王(又は上麻葉皇子)の後(記、紀)。上記猪名縣に采邑を有せられたのであらう。天武朝に眞人の姓を給はつた(紀)。姓氏録に爲奈眞人は火燭王(エハ王の弟皇子)の後胤とあるのは異傳である。

牛ナ(章那)公のイハスキ(磐鍬)

近江朝の人(天武紀)。東國の兵士催促に遣はされ、不破の關から遣へて歸つたとある。

牛ナ(猪名)の公タカミ(高見)

孝徳朝以來の延臣(紀)。大紫の位に昇り、天武天皇元年に薨去したとある。

牛ナ(猪名)部

應神紀に新羅舟の過失により官舟五百隻を焼いたので、新羅王が恐懼して貢進した船匠が猪名部等の始祖であると記されて居るが、舊事本紀には饒速日命供奉五部人中に爲奈部の祖をあけて居るから、或は以前から存した民部で、新來の新羅工人を之に編入せられたのであらう。